

## 平成30年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成30年3月5日（月）午前10時開会

（第1日目）

### 1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成30年3月 5日

至 平成30年3月22日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 議案第 1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について

日程第 6 議案第 2号 白馬村歴史的古民家（庄屋まるはち）の指定管理者の指定について

日程第 7 議案第 3号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について

日程第 8 議案第 4号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について

日程第 9 議案第 5号 村道路線の認定について

日程第10 議案第 6号 工事委託に関する変更協定の締結について

日程第11 議案第 7号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第 8号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第 9号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第10号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第11号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第12号 白馬村保育所設置条例等の一部を改正する条例について

日程第17 議案第13号 白馬村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第14号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第15号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第20 議案第16号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第18号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第19号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第24 議案第20号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第21号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第22号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第23号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第28 議案第24号 平成30年度白馬村一般会計予算
- 日程第29 議案第25号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第30 議案第26号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第27号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第28号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第33 議案第29号 平成30年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第34 予算特別委員会の設置について

## 平成30年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成30年3月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
総 務 課 長	吉田 久夫	参事兼税務課長	篠崎 孔一
観 光 課 長	横山 秋一	生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明
会計管理者・室長	田中 哲	建 設 課 長	酒井 洋
農 政 課 長	太田 洋一	健康福祉課長	窪田 高枝
上下水道課長	山岸 茂幸	住 民 課 長	矢口 俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 議案審議

議案第1号から議案第23号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託  
議案第24号から議案第29号まで（村長提出議案）説明、質疑  
予算特別委員会を設置の上、付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第 1 号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について
2. 議案第 2 号 白馬村歴史的古民家（庄屋まるはち）の指定管理者の指定について
3. 議案第 3 号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について
4. 議案第 4 号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について
5. 議案第 5 号 村道路線の認定について
6. 議案第 6 号 工事委託に関する変更協定の締結について
7. 議案第 7 号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 8 号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 9 号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第10号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第11号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
12. 議案第12号 白馬村保育所設置条例等の一部を改正する条例について
13. 議案第13号 白馬村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
14. 議案第14号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
15. 議案第15号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
16. 議案第16号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について
17. 議案第17号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について
18. 議案第18号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
19. 議案第19号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第8号）
20. 議案第20号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
21. 議案第21号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
22. 議案第22号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）
23. 議案第23号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）
24. 議案第24号 平成30年度白馬村一般会計予算
25. 議案第25号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
26. 議案第26号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
27. 議案第27号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計予算
28. 議案第28号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

29. 議案第29号 平成30年度白馬村水道事業会計予算

## 1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成30年第1回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成29年11月、12月分、平成30年1月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、同じく監査委員から、平成29年度財政援助団体等監査の結果報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会平成30年2月定例会が2月14日と15日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓環境施設組合議会平成30年第1回定例会が2月26日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

### △日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第11番津滝俊幸議員、第1番丸山勇太郎議員、第2番田中麻乃議員、以上3名を指名いたします。

次に、本定例会において受理いたしました請願は、お手元に配付いたしました文書表のとおりです。

お諮りいたします。

この文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### △日程第3 会期の決定

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、別紙平成30年第1回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から3月22日までの18日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月22日までの18日間と決定いたしました。

### △日程第4 村長挨拶

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

**村長(下川正剛君)** おはようございます。

平成30年の第1回白馬村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨日、太田紘熙前白馬村長の旭日双光章受章記念祝賀会が行われました。私、代表して参加したわけでありませぬけれども、本当に白馬村として、功績に対し感謝を申し上げるとともに、受章のお祝いを申し上げたところであります。

オリンピックイヤーである2018年、ことしの2月3日、4日に白馬村で15年ぶりに開催をいたしましたノルディックコンバインドワールドカップ白馬大会において、地元の渡部暁斗選手と善斗選手が活躍をし、大勢のお客様から日本選手団に声援を送っていただき、大成功に終わることができました。このように気運が高まった中、4年に一度の「雪と氷のスポーツの祭典 第23回平昌オリンピック冬季競技大会」が、韓国、平昌で本年2月9日から2月25日までの17日間にわたり、7競技、102種目で熱戦が展開され、日本選手団はメダル獲得が金4、銀5、銅4の計13個となり、1998年長野大会の10個を上回り、史上最多となりました。このような世界の舞台でスポーツの頂点を競うすばらしさ、極限に挑戦する姿など、各種目での出場選手から勇気と感動をいただきました。白馬村村民が全員でこの体験をしたところであります。

今回のオリンピックでは、白馬村出身の、また、白馬村にゆかりのある選手の渡部暁斗選手、善斗選手、そして西伸幸選手、渡部由梨恵選手の4名への応援として、役場隣の多目的研修集会施設において、計6日間のパブリックビューイングを開催し、多くの皆様から応援に参加をいただいたことに対しまして感謝を申し上げます。そして中でも注目された渡部暁斗選手がノーマル

ヒル個人戦において、2大会連続の銀メダルを獲得をし、ラージヒル個人戦においては5位入賞、また、4名で争われる団体戦では4位となりました。渡部暁斗選手悲願の金メダルには手が届きませんでしたが、それぞれの選手の活躍を見て、子どもたちが将来の自分が活躍する姿を思い描いたのではないかというふうに思います。私も先月19日から23日までの間、関係者等と一緒に現地で応援をさせていただきましたが、会場の盛り上がりと選手の活躍から勇気をいただき、感動を体験をさせていただきました。私はもちろん、白馬村の明るい話題として、村民が一体となって盛り上がったことがきのうのこのように思い起こされます。ぜひこの感動を若い世代が引き継いでいただき、今後も盛り上がりながら継続していくことがまさしくオリンピックムーブメントの伝承につながるものと考えております。

今後とも白馬村のアスリートたちが日本を代表する選手としてさらに活躍するよう、村民挙げてエールを送っていただきたいというふうに思います。

さて、各課における事業実施状況についてであります。総務課関係では、大規模開発に関する基準の改定につきましては、環境審議会から答申のあった10項目の基準のうち、地区同意書提出については、国の指導や環境審議会の答申も踏まえ、住民説明会実施報告書の提出に変更し、本年1月から既に運用をしております。その他の数値基準などにつきましては、課長会議で議論し、県からもご意見をお聞きをし、環境審議会に報告をさせていただいており、新年度からの運用に向けて進めております。なお、開発と景観は密接に関係することから、新基準のもと開発規制関係の事務は進めますが、同時に、新年度からは小規模な施設を含めた基準も検討を進めながら、景観行政団体移行についての研究にも取り組む予定であります。

ノルウェーヴィレッジを活用をしたふるさとテレワーク事業ですが、国からの交付決定が昨年末であったため、スケジュールに若干の遅れはありますが、年明けより契約業務や関係者との調整を進めており、新年度からの本格的稼働に向け、準備をしているところです。

昨年開催した地区役員懇談会の結果から、地区の役員負担の軽減につきましては、各地区からいただいたご意見を参考に見直しを行なっているところであります。来年度の地区役員の見直しといたしましては、まず、花の里づくりにつきましては、近年は、各地区自主的に行なわれておりますので、地区の花の里づくりの推進委員会長の役員を廃止をし、また、男女共同参画につきましては、女性の役員をお願いをしておりましたが、近年、会議等の開催も減少をしていることから、地区の3役、区長、総代、会計等のうち、1名を男女共同参画社会づくり普及員として兼務をしていただくよう見直し、この2日に開催をした区長会議でご説明を申し上げます。また、さらに来年1年をかけ、他の役員についても見直しを進めることといたします。

観光課関係では、一昨年、昨年と2年続きの雪不足で深刻な影響を受けた村内スキー場ではありますが、今シーズンは順調な降雪により、12月中旬から全面滑走可能となりました。1月末現在のスキー場の利用者数は44万6,000人余りで、対前年110%という状況です。スキー

場ごとの数字では、前年比50%増がある一方で、前年を割り込んでいるところもあり、今シーズンは西日本を含め全国的に降雪があり、スキーヤーが分散された傾向もあるのかと分析しております。2月も3連休を中心ににぎわいを見せておりますので、何とか100万人の大台を復活を願っているところであります。

1月中旬からは、地方創生推進交付金を活用をし、白馬村観光局が事務局を担い、アジアで初となる「フリーライド・ワールド・ツアー」開催に取り組みました。19日は日本人選考会を兼ねた予選大会であるFWQレースが行われ、続いて、20日から27日にかけて本戦が予定をされておりましたが、降雨後のバーンのコンディション不良や視界不良の悪天候等により、選手の安全性を最優先に考慮し、残念ながら第2戦の開催地であるカナダにて開催をされました。しかしながら、選手が最大限の日数滞在をしたこともあり、世界15カ国から集まった著名選手がそれぞれ迫力のある滑走や、雄大な自然の映像を発信し続け、ネットを通じ、国内外の多くのファンが視聴したとのことで、当初の目的であります白馬バレーブランドの世界への発信は十分果たせたと報告を受けております。

さらに、大会期間中に行われた雪崩安全講習会や、セミナーにも村内外から関係者に多数お越しをいただき、雪山の安全啓発においても一定の役割を果たしたものと聞いております。

また、法の施行が6月に迫ってまいりました「住宅宿泊事業法」、いわゆる民泊新法に関しましては、白馬村議会からもその規制について意見書が長野県宛てに提出をされたところですが、県では、全県共通で事業者に対し義務づける事項及び市町村の申し出による規制が可能となるガイドラインを盛った条例案を現在開会中の県議会に提出をしており、村としても関係者との懇談を重ね、県条例の範囲内で認められる規制の中身を議論をしております。法律が成立をしている中、いかにお客様への安心・安全な宿の提供ができるのか、住民の不安を払拭できるかを念頭に、県との協議を進めてまいります。

住民課関係では、ごみ処理の広域化関連につきましては、いよいよこの3月から大町市源汲地区のエコパークにおいて、ごみの一部受け入れが始まります。白馬・小谷村の受け入れ開始はこの8月を予定しておりますが、それに向けて、引き続きごみの収集体制の整備を進めていきたいと考えております。また、ごみの減量化に関しましては、八方清掃センターで受け入れた平成29年度中のごみの総量を見ますと、前年比で8%ほど減ってきていることから、村民の皆様のご協力により、ごみの分別も大分浸透をしてきているという実感もあります。この傾向を引き続けるため、広域化後も引き続き、ごみ減量化対策に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

当初予算関連では、このごみ処理に関する塵芥処理事業として3億6,300万円余りを計上しましたが、新焼却施設の建設も一段落となったことから、前年比57%余りの減となっております。

また、子育て支援の一環として、医療機関窓口での負担軽減を図るため、18歳までの子どもを対象に、福祉医療費の現物給付化をこの8月から実施をすることとなりました。給付の費用を含めて4,600万円余りの予算を計上させていただいたところであります。

健康福祉課関係では、現在、平成30年度特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診の受診に関する調査を実施しております。ご自身の体の状態を知っていただく機会として、また、疾病の早期発見、早期治療のため、より多くの住民の皆様へ健診の受診勧奨をしております。

本年度において策定を進める「白馬村障害者計画、白馬村障害福祉計画、白馬村障害児福祉計画」は、2月にパブリックコメントを実施し、現在、障害者福祉計画策定委員会での協議が最終段階を迎えているところです。また、白馬村高齢者福祉計画策定につきましては、高齢者を取り巻く現状を踏まえ、高齢者一人一人が安心、健康、生きがい、誇りを持って暮らしつづけるよう、北アルプス広域連合が定める第7期介護保険事業計画と整合を図りながら、団塊の世代が75歳に到達する平成37年度を見据え、平成30年度から3年間の計画として策定を進めているところです。現在、計画案に対するパブリックコメントが実施され、圏域の住民の皆様からご意見をお聞きをしながら、今月中に計画を策定する運びです。

農政課関係では、平成30年度産米から需要に応じた米生産に向けた生産数量目標の配分廃止、米の直接払い交付金の廃止等大きな見直しの初年度となります。平成29年度産米の生産調整は、全国において飼料用米を中心とした戦略作物等の作付が進み、3年連続で過剰作付が解消したことなどから、米の相対取引価格は3年連続で上昇をいたしました。しかしながら、米の消費量は減少しており、大幅な下落を防ぐため、国が示す需要見通しを踏まえ、主食用米の需要に見合った適正生産を引き続き推進をする必要があることから、長野県農業再生協議会が定める生産数量目安値により進め、圏域の生産数量目安値は18万9,867トン、北アルプス管内は1万9,422トン、白馬村は2,437トンで、いずれも昨年と同数の設定となり、農協を中心に地域間調整の取り組みも引き続き実施することとなります。

北城南部地区の圃場整備につきましては、2月21日に地権者総会を開催をし、実行委員会組織が正式なものとして認められました。今後は、実行委員会を中心に平成31年度からの工事着手に向け、平成30年度は整備範囲の境界確認や、実施設計作成業務などを行う予定であります。

建設課関係では、除雪業務において、昨年11月からの順調な降雪に伴い、平年を上回る出勤回数と稼働状況になっており、今定例会では補正予算をお願いするものであります。今年度は、委託業者や議会からご提言をいただいた内容を踏まえ、除雪業務の契約方法見直し、機械管理費と稼働費を分けて積算をしていることから、今年度のように平年を上回る稼働状況である場合には、従来の契約方法に比べると、若干ですが経費を抑えられる効果がある見込みとなっております。

昨年も九州北部豪雨災害を始めとした多くの土砂災害が発生していますが、昨年度より長野県

姫川砂防事務所の支援を受けながら「住民主導型避難体制づくり」の取り組みを進めております。今年度は、飯田地区が取り組んでおり、地域独自の具体的な避難方法と防災マップの作成を進めており、数回の懇談会を経てこの3月には避難体制の仕組みを地域全員に周知をし、今後は避難訓練を計画する予定であり、引き続き、災害に備えた地域防災力の向上に努めてまいります。

上下水道課関係では、公共下水道白馬村浄化センターの長寿命化計画に基づく更新事業ですが、本年度もらっております汚泥脱水機の製作につきましては、今月中での完了をめどに進めておりますが、また、12月定例議会でお認めいただきました監視制御設備更新のための実施設計業務ですが、3月中の完了をめどに事業を進めておりましたが、不測の日数を要し、年度内での完了が難しい見込みとなっております。

また、水道施設の更新計画策定業務につきましては、平成30年度予算編成までに間に合わなかったことから、実質的な更新工事は平成31年度から実施する計画といたしました。

教育委員会関係教育課では、12月定例会の折にもご説明させていただきました給食センター建設工事ですが、現在再設計を終え、従前の予定よりも若干遅れましたが、この9日に入札を実施する予定であります。再設計に際しましては、これまでお伝えいたしておりますとおり、建設委員会等での検討をしていただいた内容や、屋根形状など議員各位からのご意見にも予算の範囲内で可能な限り応えられるよう設計者と教育課において再考した内容が反映をされております。いよいよ新施設の着工に向けて一気に動き出す様相となっておりますので、議員各位におかれましては、子どもたちへの安心で安全な給食提供に向けて、さらなるお力添えを賜りたいと思っております。

また、今定例会の会期中には、村内小・中学校の卒業式がとり行われます。小学校からは、南小21名、北小50名、合計71名、中学校からは76名がそれぞれ希望を胸に卒業をいたします。議員の皆様も卒業式にご臨席をいただき、卒業生にエールを送っていただきたいと思っております。

子育て支援課関係では、しろま保育園の来年度の入園申し込みを昨年10月から受け付けてきたところですが、3歳以上児33名、3歳未満児57名、合計90名の新たな申し込みがあり、入園審査の結果、90名全員の入園を決定させていただきました。既に入園を決定している3、4歳児の在園児71名を加えますと、来年度は161名のお子様をお預かりできることになり、待機児童ゼロの状態で新年度を迎えることとなります。

生涯学習スポーツ課では、図書館関係では、長年の懸案事項でありました図書館の建設に向けて図書館施設検討委員会を立ち上げ、会議を重ねながらワークショップも行い、多種多様な意見をいただいているところであります。今後に向けて、さらに村民の意見を聞きながら、よりよい施設の建設に向けて前進してまいります。さらに、施設整備については、図書館という単独施設では住民の要望に対応することがなかなか困難でありますので、他の用途との複合施設としての位置づけも、有識者のご意見をいただく中でよりよい施設となるよう検討をさせていただきます。

次に、平成30年度白馬村予算であります。一般会計の予算編成方針といたしましては、第5次総合計画の4つの業務目標を推進する事業、また、白馬村総合戦略に基づく事業など、将来を見据えた投資を推進する予算編成としております。予算規模は60億4,700万円で、前年度当初予算65億5,500万円に比較すると5億800万円の減、7.7%の減となります。

平成30年度においては、重点的に取り組む主な内容は、本年度測量設計を行いました南部グラウンドについて、村民、または観光で来村をいただいた方などの利用者に安全に利用いただけるよう、改修工事費として1億2,500万円余りや、本年度事業採択をされた地方創生推進交付金事業は、事業2年度目の事業費として1億2,700万円余り、白馬高校支援事業につきましては、寮並びに公営塾の運営、整備等に対する支援を引き続き実施するため、地域おこし協力隊人件費及び白馬山麓環境施設組合への負担金などで1億1,600万円余り、震災以降、予算の関係上、村道の整備路線が少なかったことから、村道改良事業は整備路線数をふやすなど、大型事業として予算計上をしております。

また、新規のソフト事業については、村の公式ホームページの多言語対応化に向けた再構築、北アルプス連携自立圏事業として、認知症初期集中チームの運営及び幼児期の目の異常を早期発見をするための眼科屈折機の購入、妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援を実現するための「子育て世代包括支援センター」の設置に係る経費、子育て支援アプリと小児科オンラインによる子育て情報の受け取りや、医療相談・健康相談を小児科医と直接スマートフォンによる端末利用構築、本村にふさわしい図書館施設建設に向けた図書館の基本構想策定業務など、住民に身近な事業を計上をしております。

観光面では、サイクルツーリズム事業として、グリーン期のコンテンツ創出のため、自転車をテーマとした各種取り組みにより、2020年東京オリンピック事前合宿地を視野に入れた活動の推進、唐松沢が氷河の可能性のあることから、専門家による調査を行うなど、新たな観光資源の発掘と拡充に努めます。

続いて、特別会計等の予算規模であります。国民健康保険事業勘定特別会計予算として、総額1億2,700万円の予算の計上をしました。平成30年度から、国保財政の運営主体が長野県となることから、前年比3億1,300万円ほどの減額となります。国保税につきましては、平成30年度は現行税率を据え置くこととし、翌31年度に向けて、3方式の導入を含めた税率改正を検討をしていくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

後期高齢者医療特別会計予算は総額8,930万円の予算規模で、前年比660万円の増額を見込んでおります。

下水道事業特別会計予算は9億625万円で、平成29年度比1億5,063万7,000円の増額となっております。公共下水道事業の公営企業会計移行につきましては、平成31年度からの移行に向けて、最終年度のなることから、委託業務に関する予算を計上をしております。

農業集落排水事業特別会計予算では397万4,000円で、平成29年度比1万1,000円の増額となっております。

水道事業会計予算は、収益的収入が3億989万5,000円、収益的支出が2億7,255万7,000円、資本的収入は1,250万7,000円、資本的支出は1億990万2,000円で、不足する9,739万5,000円は、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

今定例会に提出します案件は、議案29件であります。議案等につきましては、担当課長に提案理由の説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましての挨拶にかえる次第でございます。

よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

#### △日程第5 議案第1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第5 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更につきましてご説明いたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページをごらんいただきたいと思います。

内山辺地計画につきまして、公共施設の整備を必要とする事情に、文中の後段のとおり、スノーハープをグリーンシーズンのスポーツ観光の拡充のため、多様な競技種目に対応可能な施設への整備をすることにより、多目的かつ安全に施設の利用をすることができることで、年間を通じた地域経済の活性化を促すものであり、利用者の利便性を向上させることで、施設利用者の増加を図る整備計画に変更するものであります。

なお、事業費につきましては、800万円の増額の1億5,050万円としたいものです。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第6番加藤亮輔議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 6番加藤亮輔です。

今説明を受けました800万円の増額ですけれども、事業内容としては具体的にどういうこと  
をお考えでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 総合整備計画の事業内容についてという質疑にお答えをさせていただきます。

内容につきましては、既存のスノーハープのコースのほかにも、新たにサイクルスポーツに対応  
できるコースを設けることを考えており、事業費は先ほどご説明いたしました800万円を見込  
んでいるというものでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。

加藤議員、質疑はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 加藤です。

それともう一つ、前年、29年度の提案のときは、改修工事が主な感じで説明を受けました。  
改修工事のほうは大体1億5,000万円で終わるという予定なのか、それともまた33年以降  
も引き続き行われるのか、その辺の見通しなどはどうなっているかちょっとお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 辺地の総合整備計画につきましては、5年間で計画を組んでいるところ  
であります。現時点で次期の計画にどのように反映するのかという部分については、お答えはな  
かなか難しいものでありますが、今現在計画として上げておりますのは、平成33年度までの間  
の内山辺地整備計画に係るものの事業費を1億5,050万円と見ているという見方でござん  
いただければと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。

加藤議員、質疑はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 加藤です。

この辺地の総合整備計画は、ほかの地域もあるわけですよね。内山、このスノーハープ関係の  
予算が一番多いわけですけれども、今後のスノーハープの計画なども議会審議の中で非常に私  
たちは関心がある事項ですから、将来的な計画もまた今後の議会審議の中でお示しいただ  
ければと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に質疑はありませんか。

（発言する声なし）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第6 議案第2号 白馬村歴史的民家（庄屋まるはち）の指定管理者の指定について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第6 議案第2号 白馬村歴史的古民家（庄屋まるはち）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** それでは、議案第2号について説明いたします。

白馬村歴史的古民家（庄屋まるはち）の指定管理者の指定についてであります。

次のとおり、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものであります。

議決を求める公の施設の名称は、白馬村歴史的古民家、通称として庄屋まるはちでございます。

指定管理者となる団体の所在及び名称であります。東京都新宿区西新宿4-14-7-1307、株式会社G・C、代表取締役荒井秀次、指定の期間であります。本年4月1日から5年間にわたります平成35年3月31日までであります。これにつきましては、今年度末の指定管理期間終了に伴いまして、昨年10月に公募を行ったところ、1社の応募があり、白馬村公の施設に係る指定管理者審査委員会を経て、今回上程するものであります。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する声なし）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第7 議案第3号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第7 議案第3号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第3号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更につきまして、ご説明いたします。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成30年4月1日から白馬山麓環境施設組合が白馬山麓事務組合に名称を変更することに伴い、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を変更するため、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最終ページ、新旧対照表をごらんください。

別表中、白馬山麓環境施設組合を白馬山麓事務組合に改めるものであります。

1枚戻っていただき、改め文をごらんください。

この規約の施行日は平成30年4月1日であります。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第4号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について

議長(北澤禎二郎君) 日程第8 議案第4号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 議案第4号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてご説明をいたします。

地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき締結する大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の協議について、同条第3項の規定により、議会の議決を求めます。吉田総務課長。

今回の連携協約の変更につきましては、大町市と白馬村は、平成28年3月に北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約及び連携ビジョンを締結し、大北圏域5市町村での北アルプス連携自立圏の形成により、広域的な課題解決に向け、圏域全体の地域活性化及び生活機能の確保と圏域への人材の誘導及び定着や促進を図っておりますが、大町市と各町村の協議の整った福祉分野の認知症初期集中支援及び医療保険分野の未就学児の眼科屈折検査について、平成30年度から大北5市町村が連携して事業に取り組むこととしたことにより、連携協約の事業項目を追加することから、連携協約の一部を変更するというものでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第5号 村道路線の認定について

議長(北澤禎二郎君) 日程第9 議案第5号 村道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

建設課長(酒井 洋君) 議案第5号 村道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により、次のとおり村道路線を認定したいので、議会の議決を求めます。

路線名ですが、村道1125線で、起点は白馬村大字北城1221番3地籍から、終点は白馬村大字北城1210番5地籍でございます。幅員は4.0メートルから5.25メートル。路線延長は173.73メートルです。深空区の中川工務店さんの北側よりエステート白馬さんの前

を通り、姫川左岸の村道へ至る路線であります。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第10 議案第6号 工事委託に関する変更協定の締結について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第10 議案第6号 工事委託に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 議案第6号 工事委託に関する変更協定の締結につきましてご説明いたします。

本議案につきましては、12月定例会で議決をいただきました白馬村浄化センターの更新工事に関する協定額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

協定の名称は、白馬村公共下水道白馬村浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定で、協定の期間は本年度から平成30年度までで変更はございません。

変更前の協定額は2億9,000万円、変更による減少額は5,200万円で、変更後の協定額は2億3,800万円でございます。

協定の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、地方共同法人日本下水道事業団理事長辻原俊博で、こちらも変更はございません。

協定額が減少となります理由は、監守制御設備の更新のための実施設計が29年度内での完了が難しい見込みとなり、31年度中に監守制御設備の更新を終了させるため、別に協定を結び、製作と設置を一括発注する計画としたことによるものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第11 議案第7号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第11 議案第7号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第7号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、最終ページの新旧対照表をごらんください。

第2条第1項にふるさと白馬村を応援する条例の規定に基づき、白馬村に対して寄附を行う者の意向を反映する事業に、第6号から第8号まで世界水準の国際観光地づくりに関する事業、子育て支援に関する事業、地域課題の解決に資する事業等の支援に関する事業を加え、関連して第3号を多様性を生かした地域力向上に関する事業に改正するものであります。

改め文に戻っていただきまして、施行日につきましては平成30年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第4番伊藤まゆみ議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 4番伊藤まゆみです。

議案第7号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてですが、産業文化を生かした国際交流の推進に関する事業を多様性を生かした地域力向上に関する事業と変更するものであります。名称を変更しなければ基金を使えない事業とはどのようなものか、また、新たに3つの区分を追加する改正であります。世界水準の国際観光地づくりに関する事業と、地域課題の解決に資する事業等の支援に関する事業とは、具体的にどのような事業を指すのかを教えてくださいたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの議案第7号の関係の各号についてのご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、今回の改正の趣旨につきましては、これまで5つの使い道を定めて運用してまいりましたが、観光振興や子育て支援など今後寄附者が使途として希望するものと、村がその使途として条例で定めていない事業への財源として活用したいということから、今回一部改正をするものでございます。

なお、個別の具体的な事業の名称というものを定めているわけではありませんので、あくまでも例示として捉えていただきたいと思います。

1点目の多様性を生かした地域力向上に関する事業として想定をしておりますのは、地域コミュニティ活性化の支援、交流イベントの開催、地産地消の推進、特産品ブランド化などを想定しております。

2点目の世界水準の国際観光地づくりに関する事業は、2次交通の充実、案内看板の多言語化、

マウンテンバイク、登山道、トレッキングコース、山小屋、道の駅の整備などで、地域課題の解決、地域活性化に資する団体事業者等の支援に関する事業につきましては、総務省では新たに地域づくりの担い手不足の解消を目的として、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる企業家に対してふるさと納税を募り、支援する自治体に対して財政支援をするということとしております。また、既にふるさと納税を活用したNPO支援等を実施している自治体もあり、事業への協会やNPO等からの情報発信により、多くの寄附を集めている事例もあることから、企業支援クラウドファンディング型、継続支援協働のまちづくり型というような2つの形式で事業者の支援を新たに行うことを予定しているというものでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。

伊藤議員、質疑はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** ただいまの説明をいただきますと、行政側のほうからこういったものが必要ではないかというふうに考えての追加変更かと思いますが、こちらの議案概要説明書の中には、寄附を行う者の意向を反映するためにとありますが、具体的に寄附をしたい方からご要望があったのかを伺いたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 個々にこういうものというお話につきましては、寄附をする用紙のところに書いてあるケースも中にはございますけれども、それが今回挙げているものに当たるのかというところについては手元に資料がございませんので、広く、いわゆる国際化だけではなく、例えば一つの例でいくと、観光振興に使ってほしいというようなお話もあるものですから、今回全体的な見直しをし、なかなか使途としてない事業に充てる利用な形で一部改正の手續に至ったということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。

伊藤議員、質疑はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 今後、地方交付税が減少するという見込んで、自主財源をふやしたい、そういった措置かどうかを伺いたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ご質問のとおり、地方自治体の財政の多少なりとも財源になればという気持ちは当然のことでございますので、そこら辺にしっかり充てていきたいということで今後も周知等をさせていただきたいということで取り組んでおります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第12 議案第8号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について**

議長(北澤禎二郎君) 日程第12 議案第8号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 議案第8号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、嘱託職員報酬の見直しにより、一定金額のベースアップを図り、各職種区分についての報酬月額を改定するもの及び新規に区分を定めるものであります。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

別表第7条関係であります。最低賃金や一般職の職員の給料の引き上げに伴い、各区分の報酬月額の上限額を400円引き上げるものであります。嘱託職員の区分で、白馬高等学校寮嘱託員を追加し、報酬月額24万400円以内とし、また、集落支援員を追加し、報酬月額20万円以内とするものであります。

改め文にお戻りをいただきまして、この条例の施行日は平成30年4月1日としたいものです。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第13 議案第9号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について**

議長(北澤禎二郎君) 日程第13 議案第9号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 議案第9号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、特別職の職員で非常勤の者の報酬について改めるもの、新設に伴い、報酬額を定めるもの、名称の改正を行うものであります。

新旧対照表をごらんください。

別表第1条関係の農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の年額に、国からの交付金の

額を加算した額に改めるものであります。また、新たに部活動指導員を追加し、時間給1,600円とするものであります。

改め文にお戻りいただきまして、この条例は公布の日としたものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第14 議案第10号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第14 議案第10号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第10号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、条例第12条で車賃等の額を実費支弁とすることと規定しており、今回、この実費額について金額を定めるものであります。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

別表第12条から第15条、第17条関係の先頭段落、鉄道賃、船賃、航空賃は、条例本文に規定していることから削除をし、実費を車賃について定額1キロメートル当たり20円と定めるものであります。

改め文にお戻りいただきまして、条例の施行日は平成30年4月1日としたいものです。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第15 議案第11号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第15 議案第11号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 議案第11号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

第2条第1項は、国民健康保険税の課税額をうたった条文であります。平成30年度から制度改正により、新たに県に納めることとなる納付金に充てるための課税額であるということ定義をするために、改正後の第2条第1項では、新たに1号から3号までを号立てとし、それぞれ基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額として明記をしたものであります。

新旧対照表の裏面をごらんください。

第2項から第4項までは、それぞれ課税限度額をうたったものでありますが、先ほど第1項が号立てになったことに伴い、1号から3号までがそれぞれ追記されるものであります。その下、第5条の2の改正につきましては、国民健康保険法の公布年、法律番号を削除するものであります。

戻りまして、改め文、附則におきまして、この条例の施行日を平成30年4月1日とし、改正後の条例の適用区分については、平成30年度以後の国民健康保険税について適用することとしておりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第16 議案第12号 白馬村保育所設置条例等の一部を改正する条例について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第16 議案第12号 白馬村保育所設置条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 議案第12号 白馬村保育所設置条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例は、白馬村保育所設置条例と白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

議案書最終ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条による改正は、白馬村保育所設置条例の一部改正でございます。

別表におきまして、しろうま保育園でお預かりする園児の定員を定めております。これまで180名の定員の内訳として、3歳以上児の児童146名、3歳未満児の児童34名と定めておりましたが、未満児保育のニーズが高まっていることから、それに対応するために、3歳以上児の保育室を未満児に使用するなど、臨機応変な対応をしているところですが、今後もこのように柔軟な対応をしていきたいことから、定員180名の内訳を削除したいものでございます。

続いて、第2条による改正では、白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の一部改正

でございます。

子育て支援ルームで実施しています休日保育と一時保育の利用料を、3歳未満児は350円から300円に、3歳以上児は200円から150円に引き下げたいものでございます。また、一時保育の利用料で設定しています1週間利用の料金は、8,000円から6,000円に引き下げたいものでございます。

議案書を1ページお戻りいただき、条例の附則をごらんいただきたいと思います。この条例は、平成30年4月1日から施行したいものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第17 議案第13号 白馬村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第17 議案第13号 白馬村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 議案第13号 白馬村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

今回の主な改正点は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正にあわせ、保険料の徴収をうたった第3条について所要の改正を行うものであります。

まず、改正後の条文に第5号が加わっておりますが、これは国民健康保険法による住所地特例の対象者が新たに後期高齢者医療の被保険者となった場合、引き続き従前住所地における被保険者として保険料を徴収する旨を明記したものであります。

その前、第2号から第4号までの改正内容は、高齢者の医療の確保に関する法律に、ただいまの住所地特例に係る準用条文が加わったことから、改正後の括弧書きの部分が加わるものであります。その下の附則の改正につきましては、改正前の第2条平成20年度における保険料徴収の特例規定を削除し、以下附則第3条を第2条に繰り上げるものであります。

戻りまして、改め文、附則におきまして、この条例の施行日を平成30年4月1日としておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第18 議案第14号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第18 議案第14号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長(矢口俊樹君)** 議案第14号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

最終ページ、新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正は、白馬山麓環境施設組合の名称変更に伴い、第3条第3項に記載された組合の名称を白馬山麓事務組合に置き換えるものであります。

戻りまして、改め文、附則におきまして、施行日を平成30年4月1日としておりますのでよろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

**議長(北澤禎二郎君)** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第19 議案第15号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について**

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第19 議案第15号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長(矢口俊樹君)** 議案第15号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

最終ページの新旧対照表をお願いいたします。

平成30年度から国民健康保険の事務の一部を都道府県も担うこととなることから、村の行う事務と区分するために所要の改正を行うものであります。

まず、冒頭の目次及び本文の中に出てくる第1章のタイトル名称について、この村が行う国民健康保険の事務と改めます。その下、第1条も同様の改正を行うとともに、定め箇所を送り仮名を付するものであります。

第2条は、国民健康保険運営協議会の委員定数をうたったものでありますが、新たに都道府県

において設置される同様の協議会と区分するために、改正後の条文において、国民健康保険法第11条第2項に規定する協議会であること、これは市町村の設置する協議会を法律の中で規定した条文でありますけれども、それを明記をするものであります。

第5条第1項第4号では、国民健康保険法の言い回しを改めるものであります。

戻りまして、改め文、附則におきまして、本条例の施行日を平成30年4月1日としておりますのでよろしく願いいたします。

説明は以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第20 議案第16号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第20 議案第16号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** それでは、議案第16号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について説明いたします。

最終ページ、新旧対照表をごらんください。

この表は、条例の中で村営山小屋施設の宿泊料金の上限を規定しているものでありますけれども、このうち、大人の宿泊料金に係る部分、1泊2食、1泊夕食の料金を、いずれも200円値上げをお願いするものであります。これは、山小屋経営において荷揚げ費用を始めとする経費が非常に上昇していることに伴い、白馬山小屋協会で協議、決定された内容を条例に反映するものであります。

改め文をごらんいただきたいと思いますが、公布の日は平成30年4月1日からということをお願いいたします。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第21 議案第17号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第21 議案第17号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

**建設課長（酒井 洋君）** 議案第17号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

公営住宅法施行令の改正により、所要の改正を行いたいため、地方自治法第96条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2枚目、裏面の新旧対照表をごらんください。

関連する規則の条ずれに伴うもの、それから従来からの名称を変更するものであります。

控除対象配偶者という名称を同一生計配偶者といたします。また、所得税法に規定する老人公助対象配偶者を同一生計配偶者が70歳以上の者ということに改めるものでございます。

また、施行期日につきましては、施行令の改正と施行日をあわせる必要があるため、平成30年1月1日からといたします。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第22 議案第18号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第22 議案第18号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第18号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、扶養手当の支給額及び支給対象が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で規定をいたします損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象が改正されるため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表をごらんください。

改正内容であります。第2条は、消防法からの引用条文の明確化、第5条につきましては用語の改正となります。

お戻りいただきまして、改め文のほうに移っていただきたいと思います。

附則第2項で、本条例につきましては、平成29年3月に改正をいたしました条例の加算額が段階的に変更となるため、附則で経過措置を設けているものでございます。

なお、この条例の施行日は平成30年4月1日でございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時23分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### △日程第23 議案第19号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第8号）

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第23 議案第19号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第19号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明をいたします。

補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1億4,358万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を69億4,325万6,000円とするものであります。

歳入歳出とも、主なものにつきましてご説明をいたします。

8ページ、歳入明細をごらんください。

12款1項2目民生使用料50万円の減額は、デマンドタクシー使用料の利用実績見込みによるものであります。

9ページ、13款1項1目民生費国庫負担金は、児童手当給付額の確定により421万4,000円の減額、2項3目土木費国庫補助金3,308万1,000円の減額は、除雪委託費及び除雪機更新に係る社会資本整備総合交付金の確定などによるものであります。

10ページ、14款2項4目農林水産業費県補助金は、補助整備事業に係る事業費精算による農業競争力強化基盤整備事業補助金の減額、国の補正予算成立による担い手確保経営強化支援事業に係る経営体育成交付金の631万6,000円増額などにより、94万4,000円を増額するものであります。

11ページ、15款2項1目物品売払い収入の減額は、倉下SLの売り払い見込みが立たないことにより200万円の減額、16款1項1目一般寄附金は、ふるさと白馬村を応援する寄附金

1, 500万円を増額するものであります。

12ページ、20款1項総務債の4目衛生債の一般廃棄物処理事業債7, 280万円の減額は、広域ごみ処理施設建設費用に係る負担金の減額、7目土木債の減額は、道路改良等事業の精算により、4, 010万円を減額するものであります。

以上が特定財源で、続きまして一般財源になりますが、同じく12ページ、17款1項1目財政調整基金繰入金は1, 588万7, 000円の減額、14款4項1目雑入1, 269万6, 000円の増額は、平成28年度北アルプス広域連合負担金の精算に係る還付金、過年度農林業施設災害復旧補助金、白馬高校支援事業人件費に係る白馬山麓環境施設組合負担金の増額によるものであります。

続いて、14ページからの歳出明細をごらんください。

2款1項1目一般管理事業281万2, 000円の減額は、個人情報管理支援業務等委託料の事業精算による減、平成31年度職員採用に向けた就職情報サイト利用料41万1, 000円の増額などによるものです。

6目企画一般事業は、予定をしておりました倉下SLの売り払いの見通しが立たないことによる工事費減等により、267万2, 000円の減額、15ページ、ふるさと納税事業696万6, 000円は、寄附額の増による返礼品等に係る増額、白馬高校支援事業1, 031万1, 000円の増額は寮運営経費に係る特別交付税が措置されたこと等による負担金の増額によるものであります。

16ページ、3款1項1目社会福祉総務事業は、平成27年度臨時福祉給付金等給付事務費補助金の確定による返還金として27万5, 000円の増額、2目介護予防・地域支え合い事業63万円の減額は、高齢者に優しい住宅改良促進事業の事業費確定によるものであります。

17ページ、4目保健福祉ふれあいセンター維持管理事業91万8, 000円の増額は、機構改革により、本年度よりふれあいセンター3階に教育委員会を移設したことによる燃料費の増額によるもの、5目介護保険事業は、北アルプス広域連合負担金782万8, 000円の減額であります。

18ページ、2項2目子育て支援事業は、給付費確定による児童手当568万円の減額、3目しろうま保育園運営事業320万円の減額は、雇用人員・時間の減等による臨時保育士賃金の減額です。

19ページ、4款1項2目保健予防事業は、事業精算により医薬材料費、健診等委託料の減により560万円の減額、19ページから20ページにかけて、4款2項1目じんかい処理事業は広域ごみ処理施設建設等に係る事業精算による北アルプス広域連合負担金及び白馬山麓環境施設組合負担金等の減額で7, 221万1, 000円の減額、20ページ、2目し尿処理事業279万4, 000円の減額についても白馬山麓環境施設組合負担金の精算による減額です。

5款1項3目農業振興事業は、担い手確保、経営強化支援に係る経営体育成交付金などで609万1,000円の増額、21ページ、3目青年就農給付金交付事業は、事業費の確定により182万7,000円の減額、4目補助整備事業720万6,000円の減額は、北城南部地区補助整備等事業費の精算により、調査設計委託料の減額であります。

22ページ、2項1目森林整備事業は、事業の精算により104万3,000円の減額、23ページ、6款1項2目山岳観光施設維持補修事業は、雪害による天狗山荘復旧に係る事業精算などにより1,707万4,000円の減額、3目21観光戦略事業は、観光局への委託経費の関連に係る負担金180万2,000円の増額であります。

24ページ、2項1目商工振興事業の212万9,000円の増額は、創業支援事業補助金に対象者の増による増額、7款2項2目除雪事業は、早期降雪のため出動回数等の増による除雪委託料、凍結防止剤の購入に係る原材料費の増額などにより3,652万1,000円の増額、25ページ、3目村道改良国庫補助事業は、事業費の精算などにより実施設計等委託料及び工事請負費などで4,759万円の減額、道路改良起債事業で2,323万2,000円の減額であります。

26ページ、3項1目河川総務事業は、松川流域調査に係る賃金等事業の精算により27万2,000円の減額、27ページ、4項3目公共下水道事業は、下水道事業特別会計繰出金1,563万8,000円の減額、5項1目村営住宅管理事業は、森上団地耐震改修工事業の事業完了により移転補償費等の減額で24万5,000円の減額であります。

28ページ、8款1項4目防災事業は、耐震診断・耐震改修事業補助に係る事業精算により212万円の減額、29ページ、9款2項1目は灯油価格の上昇による燃料費の増額等で南小学校管理事業45万6,000円の増額、北小学校管理事業は漏水等による光熱水費の増により80万4,000円の増額です。

30ページ、3項1目中学校管理事業は、給水ポンプの修理費等により32万7,000円の増額、31ページ、12款1項3目ふるさと納税基金事業は、歳入の寄附金の補正により積立金1,500万円の増額であります。

お戻りいただき、5ページをごらんください。

5ページ、第2表地方債の補正につきましては、各事業について、ごらんのとおり変更しているということでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第24 議案第20号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
(第4号)

議長(北澤禎二郎君) 日程第24 議案第20号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を議題といたします

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長(矢口俊樹君) 議案第20号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正(第4号)につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,484万7,000円を減額し、総額を14億2,983万1,000円とするものであります。

5ページの歳入明細をお願いいたします。

1款国民健康保険税は、賦課徴収の実績費を見込み、現年分及び滞納繰り越し分において、それぞれ加減調整を行うもので、総額では13万円の増額となります。

2款2項1目の財政調整交付金は、それぞれ交付見込み額が確定したことに伴い、400万円の総額、6ページ、4款の前期高齢者交付金は1,500万円の減額、5款共同事業交付金は480万円の増額、7ページ、5款共同事業交付金は3,000万円の減額でいずれも交付見込み額の確定による補正であります。

8款繰越金は2,037万9,000円の追加となります。

次に、8ページ、歳出明細をお願いいたします。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費は、財源の振り替えであります。

7款共同事業拠出金は、事業費の確定に伴い1,500万円の減額、10款2項1目の療養給付費負担金等返納金は過年度において受けた国庫負担金の実績確定により、15万3,000円の返納金が生じたことから増額の計上をお願いするものであります。

説明は以上であります。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第25 議案第21号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議長(北澤禎二郎君) 日程第25 議案第21号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長(矢口俊樹君) 議案第21号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)につまましてご説明をいたします。

本補正予算につまましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ75万円を追加し、総額を8,390万2,000円とするものであります。

5ページのほう歳入明細をお願いいたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、賦課徴収の実績から120万円の増額、3款1項1目一般会計繰入金は保健事業に係る繰入金45万円の減額であります。

6ページ、歳出明細をお願いいたします。

1款1項2目の保健事業費は人間ドッグ補助金の交付実績に合わせて45万円の減額、2款1項1目広域連合負担金は、普通徴収保険料の増額分120万円をそのまま増額計上したものであります。

説明は以上であります。

**議長(北澤禎二郎君)** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第26 議案第22号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第4号)**

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第26 議案第22号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長(山岸茂幸君)** 議案第22号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第4号)につまましてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,026万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億5,372万8,000円とするものです。

5ページの歳入明細をごらんください。

1款1項1目分担金は、下水道区域外流入分担金を537万7,000円増額、4款1項1目一般会計繰入金は、分担金の増額、事業費の確定などにより1,563万8,000円減額するものです。

裏面の歳出明細をごらんください。

1款1項1目一般管理費、一般管理事業は、普通旅費を9万円、消費税及び地方消費税を700万円それぞれ減額、2目施設管理費、浄化センター維持管理事業80万円の減額は、使用料の実績等により高熱水費のうち電気料分を減額し、管渠維持管理事業220万円の減額は、本年度予定されておりました主要地方道白馬美麻線の改良工事が30年度に繰り越しとなったことから修繕費に計上しておりましたマンホールの高さ調整費用及び原材料費を減額するものです。

2項1目公共下水道建設費、単独公共下水道事業は、管渠工事を50万円減額し、共同排水設備等補助金は2件分の補助として68万9,000円を増額するものです。

浄化センター更新事業4万円の増額は、昨年度実施しました除じん機更新の際、廃材となりました鉄類を処分した際の売却益のうち国庫補助相当分を国庫へ返還するための費用でございます。7ページをごらんください。

2款1項公債費、2目利子40万円の減額は償還金利子の確定によるものでございます。説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第27 議案第23号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第27 議案第23号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 議案第23号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

第2条として、収益的収入の1款1項営業収益に299万5,000円、2項営業外収益に7,000円をそれぞれ追加し、収益的支出の1款1項営業費用を313万8,000円減額、第3条として、予算第4条本文の括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を7,676万1,000円に改め、資本的収入の1款1項負担金に211万6,000円を追加し、資本的支出の1款1項建設改良費を680万円減額するものです。

1ページをごらんください。

収益的収入300万2,000円の増額は1款1項1目給水収益、1節水道使用料に300万円追加し、3目その他営業収益、5節雑収益を5,000円減額、2項営業外収益、2目1節雑収益に7,000円を追加するものです。

雑収益の補正は、水道用地に建てられております電柱の専用料金の計上科目に誤りがあったため更正し、あわせて通信中分の専用料金を増額するものでございます。

収益的支出313万8,000円の減額は1款1項1目浄水費、25節動力費を100万円、26節薬品費を50万円それぞれ減額し、3節賞与等引当金繰入額に1万円を追加、2目排水及び給水費、25節動力費を150万円減額、4目総係費、3節賞与等引当金繰入額に5万7,000円を追加し、18節委託料を20万5,000円減額するものです。

支出の減額は事業の完了等により、不用額を減額するものでございます。

裏面をごらんください。

資本的収入の1款1項2目工事負担金211万6,000円の増額は主要地方道白馬美麻線道路改良の支障となります消火栓を事前に1基移転したことに對します長野県からの物件移転補償金でございます。

資本的支出680万円の減額は、1款1項1目排水設備工事費、21節工事負担金を300万円、27節材料費を300万円それぞれ減額し、2目営業設備費、1節メーター費を80万円減額するものです。

この減額も事業の完了などにより、不用額を減額するものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第23号までにつきましては、お手元に配付してあります平成30年第1回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第23号までは常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第28 議案第24号 平成30年度白馬村一般会計予算

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第28 議案第24号 平成30年度白馬村一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明は課ごとに行います。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第24号 平成30年度白馬村一般会計予算につきましてご説明をいたします。

私からは、歳入と議会、監査及び総務課所管の歳出につきましてその概要を説明し、その他の歳出につきましては担当課長が順次説明いたしますので、よろしく願いいたします。

一般会計予算書、2ページをごらんください。

第1条、平成30年度白馬村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億4,700万円を定めるものです。

第2条、債務負担行為の期間及び限度額につきましては、9ページをお開きください。

第2表、債務負担行為では、固定資産税の適正評価のため、平成30年度から3カ年をかけ評価基準の検証及び見直しなどを行うものです。期間は平成30年度から32年度で、限度額は1,922万3,000円です。

第3条、地方債の目的等につきましても、同じく9ページでご説明をさせていただきます。

第3表、交付税の不足を補うための臨時財政対策債を1億8,500万円、以下各種の事業になりますが、庁舎改修事業といたしまして庁舎3階のトイレ改修に400万円、低公害車購入事業として170万円、観光レクリエーション施設改修事業として、辺地対策債を活用し、スノーハープ3号橋改修に係る実施設計に1,050万円、公共施設改修等事業として、南部グラウンド改修及びしろま保育園テラス改修などで3,730万円、一般廃棄物処理事業として、広域ごみ処理施設建設負担金に1億3,240万円、農業基盤整備事業として圃場整備事業負担金及び村単土地改良事業工事に540万円、観光施設改修事業として天狗山荘雪害復旧及び八方池山荘改修等で4,100万円、道路新設改良事業に2億4,550万円、村営住宅改修等事業として白馬団地耐震改修設計及び森上住宅解体で570万円、防災対策事業として消防ポンプ車購入に2,270万円、学校教育施設整備等事業として給食センター外構工事等及び北小学校改修で4,480万円、合計7億3,600万円の借入れを予定しております。

起債の方法につきましては証書借入れまたは証券発行で、利率3.5%以内です。

続いて、12ページからの歳入明細をごらんください。

歳入の22.6%を占める1款村税は13億6,480万円で、内訳は、村民税が3億7,073万7,000円、固定資産税が8億5,816万3,000円、軽自動車税が3,037万円、村たばこ税が7,000万円、入湯税が3,553万円を見込んでおります。

14ページ、2款地方譲与税は6,800万円で、県の推計乗率を踏まえ、昨年度から100万円の増額、15ページ、6款地方消費税交付金は、精算基準の抜本的な見直しを見込み1億9,050万円、7款自動車取得税交付金は1,300万円で、同様に県の推計乗率を踏まえ50万円の増額を見込んでおります。

16ページ、歳入の29.9%を占める地方交付税も、県の推計乗率や特殊事情などを踏まえ18億644万円で、1億1,377万5,000円の増額、11款分担金及び負担金は、1目民生費負担金、保育所保育料負担金などの増を見込み8,727万2,000円、17ページから18ページ、12款使用料及び手数料では、平成30年8月からの広域のごみ処理開始により、2款2目衛生費手数料のごみ袋販売手数料等の減により8,607万円で33万6,000円の

減額、19ページ、13款国庫支出金1項国庫負担金1億7,371万9,000円は、身体障害者福祉費負担金の増などにより881万円の増額、19ページから20ページにかけて、2項国庫補助金2億2,026万5,000円で、学校施設環境改善補助金が減額となったものの地方創生推進交付金等が増額となったことにより265万3,000円の増額、21ページ、3項国庫委託金1,350万円は、ナショナルトレーニングセンター事業の委託金の減などにより241万5,000円の減額です。

14款県支出金1項県負担金は1億1,624万4,000円で、障害者自立給付負担金等の増により680万8,000円の増額、22ページから23ページ、2項県補助金は9,907万9,000円で、農業競争力強化基盤整備事業補助金等の減などにより1,651万5,000円の減額、24ページ、3項県委託金は6,165万円で県知事選挙事務の委託金の増により579万9,000円の増額です。

25ページ、15款財産収入の1項財産運用収入は2,054万3,000円です。

26ページ、16款寄附金では、ふるさと白馬村を応援する寄附金1億3,000万円を見込んでおります。

17款繰入金は4億9,401万円で、財政調整基金から2億8,410万円、ふるさと白馬村を応援する基金から2億288万円、27ページ、福祉基金から123万円、スポーツ拠点づくり基金から80万円、義務教育施設整備基金から500万円の繰り入れを予定しております。

28ページ、18款繰越金は5,000万円。

19款諸収入全体では3億600万6,000円で、主なものは、1項村税延滞金1,205万円、29ページ、3項白馬村商工振興資金預託金回収金2,000万円、4項雑入では、雪害による損害保険料5,210万8,000円、同じく、損害保険料過年度分としまして3,300万円、30ページ、コミュニティ助成事業助成金1,580万円、スポーツ振興事業助成金8,120万8,000円です。

31ページの村債の内容につきましては、先ほど地方債で説明したとおりです。

続いて、33ページからの歳出明細をごらんください。

1款議会費8,094万1,000円は、議員12名の報酬手当と職員2名の人件費のほか、3階トイレの多目的化、洋式化への改修工事費を計上しております。

34ページ、2款1項1目一般管理事業2億6,974万円は、特別職3名、総務課及び会計室職員13名、嘱託職員5名分などの人件費や、35ページの公会計支援業務に係る委託料などを計上しております。

飛びまして、37ページ、2目財産管理事業4,889万9,000円は、庁舎等の維持管理費が主なもので、38ページに、起債の際にご説明いたしました低公害車の公用車購入費を含んでおります。

3目交通安全対策事業48万円は白馬村交通安全協会への補助金、4目防犯対策事業40万円は白馬村防犯協会への補助金です。

5目姉妹都市提携事業677万1,000円は、静岡県河津町、和歌山県太地町との姉妹都市交流費になります。

6目企画費2億8,609万円の主なものは、企画一般事業の39ページ、いこいの杜賃借料750万円、北アルプス広域経常費負担金1,464万2,000円、コミュニティ推進事業2,600万円は、地域づくり事業等補助金600万円及び自治総合センターのコミュニティセンター建設事業を活用した新田区コミュニティセンター建設への補助金2,000万円、40ページ、ふるさと納税事業7,528万1,000円の主なものは、返礼品及びプロモーション委託等の業務委託料5,978万9,000円、41ページ、移住交流・集落支援事業は、地域おこし協力隊及び集落支援員の報酬や、地域の担い手確保のためのお試し住宅借り上げ料など1,627万1,000円を計上しております。

42ページ、8目電算事業3,246万7,000円の主なものは、電算総合行政システム業務委託料1,259万3,000円、多言語対応等ホームページ更新委託料500万円、北アルプス広域連合へのシステム共同化負担金994万6,000円などです。

43ページ、9目景観形成事業は、景観形成計画策定委託料などで181万3,000円、10目地球温暖化対策事業146万7,000円は、村内に2台設置しておりますEV充電器の維持管理費や太陽光発電施設等設置補助金などです。

少し飛びまして、47ページ、4項選挙費ですが、1目選挙管理委員会事業は、選挙管理委員会委員の報酬、研修旅費及び郡選挙管理委員会連合会への負担金などで32万5,000円、2目明正選挙推進事業11万7,000円は、明正選挙推進員の報酬で、3目村長選挙事業590万6,000円は、8月6日任期満了に伴う村長選挙の経費です。

48ページから49ページにかけまして、同じく、4目長野県知事選挙事業522万2,000円、5目長野県議会議員選挙事業113万9,000円を計上しております。

49ページから50ページにかけまして、5項1目統計調査総務費28万1,000円は、統計調査総務事業、統計調査事業、経済センサス事業等の各種統計調査に係る経費であります。

6項1目監査事業61万円は、監査委員の報酬、研修旅費及び県協議会への負担金などです。

飛びまして、95ページ、8款1項1目非常備消防事業2,762万2,000円は、消防団員の報酬、出勤賃金、公務災害補償の掛金、退職報償金などです。

96ページ、2目常備消防事業は、北アルプス広域連合への負担金などで1億5,082万4,000円、3目消防施設管理事業は、消防分団へ配備するポンプ車購入などで2,914万4,000円、96ページから97ページにかけまして、4目防災事業は、非常用備蓄食料の整備、木造住宅耐震診断・耐震改修補助などで566万4,000円を計上しております。

飛びまして、115ページ、11款公債費5億8,626万8,000円は、長期債償還の元金及び利子、一時借入金の利子になります。

115ページから116ページにかけ、12款1項基金費1億3,659万3,000円は、財政調整基金利子及び減債基金利子、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金、地域情報化施設基金への積立金になります。

117ページ、13款予備費としまして200万円を計上しております。

118ページから125ページにつきましては、給与費明細書になります。

続いて、126ページをお開きください。

126ページは債務負担行為に関する調書であり、ごらんいただくことで説明は省略をさせていただきます。

127ページ、地方債に関する調書で、平成30年度末現在高は72億5,672万4,000円となる見込みであります。

2ページの本文にお戻りいただきたいと思えます。

第4条、一時借入金の借り入れの最高額は15億円としてございます。

以上で私からの説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、田中会計室長。

**会計管理者・室長（田中 哲君）** それでは、会計室関係についてご説明いたします。

予算書の42ページをごらんください。

2款1項7目会計管理費は310万7,000円でございます。主な支出内容ですが、口座振替手数料が116万1,000円、収納業務、源泉徴収業務の電算委託料が62万3,000円、大北農協役場出張所の負担金が80万円でございます。

会計室関係については以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、篠崎参事兼税務課長。

**参事兼税務課長（篠崎孔一君）** 税務課関係の予算概要を説明いたします。

44ページをお開きください。

2項徴税费1目税務総務費、税務総務事業6,156万円の主なものは、一般職員9名及び嘱託職員1名の人件費が主なものでございます。

2目賦課徴収費、賦課徴収事業、臨時職員賃金284万3,000円は、確定申告及び賦課徴収事務臨時職員3名分です。賦課収納業務電算委託料868万3,000円は、住民税、固定資産税、軽自動車税の課税及び収納システムに関する委託料です。

45ページ、地番図更新等作成委託料1,061万7,000円は、平成26年度から整備を進めている地番図データの拡張と家屋データのファイリングに関する委託料です。30年度は、地番図、約12平方キロメートル、家屋データは約2,600軒のファイリングを予定しており

ます。土地評価替え業務委託料997万4,000円は、宅地及び雑種地の評価の見直しを、平成30年度から32年度までの3カ年で実施するものです。先ほどの総務課長の説明のとおり、予算書9ページの債務負担行為で限度額を記載しておりますけれども、3年間合わせた総事業費は1,922万3,000円を見込んでおり、このうち30年度は997万4,000円を計上するものです。補償補填及び賠償料300万及び村税還付金及び還付加算金550万円は、住民税の還付金及び固定資産税の住宅用地適用誤りによる還付金や補填金です。

債権回収事業操作、それから公売委託料86万円ですけれども、主なものは不動産鑑定業務委託料です。長野県地方税滞納整理機構負担金299万2,000円は、滞納案件を滞納整理機構に移管するための負担金です。当初予算では、20件分を計上するものです。裁判所への100万円は、財産管理人選任の申し立てに係る費用です。

税務課に関する説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 引き続き住民課関係、46ページからお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は総額2,133万2,000円で、前年とほぼ同額の計上であります。窓口職員の人件費のほか、電算システム委託料、戸籍サーバー共同運用に係る広域連合負担金など経常的な経費が主な内容となっております。

少し飛びまして、61ページ、3款1項6目住民総務費は2億2,905万2,000円です。説明欄にありますとおり、住民総務事業は1,112万4,000円で、職員人件費のほか、人権擁護や保護司活動などの支援、公扶助に対する経費などが主なものであります。

次のページに入りまして、説明欄、住民国保事業の1億985万8,000円は、国保事業特別会計への繰出金で、前年比1,480万円ほどの減、その下、後期高齢者医療事業は1億807万円で、前年とほぼ同水準の予算計上となっております。

その下、7目の福祉医療費は総額4,621万7,000円で、18歳までの子どもや重度心身障がい者などに対する医療給付が主な内容となっております。

少し飛びまして、68ページの下段をごらんいただきたいと思います。

3款3項国民年金費につきましては802万4,000円、内容は年金担当職員の人件費などが主なものでありますが、このうち国庫委託金300万円を特定財源として見込んでおります。

次に、69ページ、4款の衛生費関係であります。1項1目環境衛生費は5,474万3,000円で、前年比9万2,000円の増となっております。内訳でありますけれども、説明欄、環境衛生事業で3,088万5,000円、これは職員人件費のほか、雑排水処理委託料347万2,000円、北アルプス広域葬祭場の運営負担金334万6,000円などが主な内容であります。

70ページに入りまして、狂犬病予防対策事業費は10万6,000円、その下、公衆トイレ

管理事業費は831万円で、村内公衆トイレの光熱水費や維持管理委託料などを計上させていただきました。

73ページをお願いいたします。

4款2項1目の塵芥処理費は3億6,339万9,000円で、前年比4億9,500万円余りの大幅な減額となっておりますが、これは、新ごみ焼却施設の主な工事が完了したことから、北アルプス広域連合への負担金が減ったことが主な要因であります。そのほか、塵芥処理委託料として4,431万3,000円、現清掃センターの運営に係る負担金5,180万円余りは、主には8月までの運転に係る経費を計上したものであります。さらに、ごみ集積場の設置補助金として500万円、ごみ減量化推進のための生ごみ処理機購入補助金87万5,000円なども、引き続き計上させていただきました。

次のページ、4款2項2目のし尿処理費につきましては、クリーンコスモ姫川の運営負担金として8,029万4,000円を計上いたしました。

住民課関係につきましては以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 続きまして、上下水道課関係につきましてご説明をいたします。

予算書、70ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目環境衛生費、説明欄の下から6行目になりますが、合併処理浄化槽整備事業1,429万7,000円は、下水道処理区域外に設置される合併処理浄化槽に対する補助金でございます。その下、下から2行目になりますが、小規模水道維持管理事業114万5,000円は、青鬼区からの要望であります水源の取水部分及び取水から貯水槽までの導水部分に関する整備に要する費用でございます。

ページが飛びますが、93ページをお開きください。

7款土木費4項都市計画費3目公共下水道事業費3億7,071万2,000円は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

上下水道課関係は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** それでは、健康福祉課関係についてご説明申し上げます。

予算書、55ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費は5,814万4,000円で、職員人件費のほか白馬村社会福祉協議会への補助金2,225万2,000円が主なものでございます。

2目老人福祉費は5,350万3,000円です。老人福祉事業は2,923万8,000円で、56ページになりますが、老人福祉施設措置費の2,710万円が主なものでございます。介護予防・地域支え合い事業は1,112万8,000円で、高齢者の生活支援に関する費用と

なります。配食サービス事業委託料268万5,000円、デイサービスセンター岳の湯の運営に関する指定管理料200万円、温泉施設利用高齢者等助成金230万4,000円が主な内容でございます。

続きまして、57ページ、乗合タクシー運行事業は1,210万9,000円を計上しております。運行委託料が主な支出でございます。権利擁護事業は102万8,000円で、北アルプス連携自立圏事業として行う成年後見支援センターの運営負担金が主なものでございます。

3目障害者福祉費は1億4,707万4,000円で、障がい者の自立した生活を支える各種給付と地域生活を支えるサービス等の費用となります。心身障害者福祉事業は1億3,868万6,000円で、58ページの自立支援給付費1億2,051万2,000円を始め、自立支援医療給付費136万8,000円、自立支援補装具給付費156万円、児童福祉給付費1,091万2,000円等、生活介護や施設入所支援、訓練等にかかわる給付費が主なものでございます。

地域生活支援事業838万8,000円で、59ページになりますが、障がい者の巡回支援としてスクラム・ネット等委託料が94万8,000円、障害者自立支援センター運営負担金170万5,000円は、北アルプス連携自立支援事業の負担金となります。日常生活用具給付費180万円、日中一時支援事業給付費136万5,000円が主なものでございます。

4目社会福祉施設費は1,287万円です。保健福祉ふれあいセンター維持管理事業は621万円で、60ページをお願いいたします。平成30年度ふれあいセンターの照明をLED化してまいりますので、そのリース料132万4,000円が主なものとなります。社会福祉施設事業666万円は、北アルプス広域連合への負担金となります。

5目介護保険費は1億9,808万3,000円です。介護保険事業1億5,689万9,000円は、主に北アルプス広域連合へ負担金で、介護給付にかかわる費用となります。地域包括支援センター・地域支援事業は4,118万4,000円で、61ページをお願いいたします。介護予防・日常生活支援総合事業等委託料として858万7,000円を計上させていただきました。これは、通所型サービス、訪問型サービス、一般介護予防等の事業を実施するための委託料でございます。

社会福祉協議会負担金1,436万7,000円は、地域包括支援センターへの社会福祉協議会からの派遣職員2名分の人件費となります。認知症初期集中支援チーム運営事業負担金155万6,000円は、北アルプス連携自立圏事業の負担金でございます。

少し飛びまして、71ページをお願いいたします。

4款衛生費です。4款1項2目保健予防費は7,344万7,000円でございます。保健予防事業7,125万5,000円は、予防接種ワクチン等の医薬材料費746万5,000円と、健診等委託料の3,200万円が主なものでございます。がん検診推進事業27万円は、女性特

有のがん検診を行うための経費でございます。

72ページをお願いいたします。

母子保健衛生事業192万2,000円は、平成30年度より妊娠期から出産後の母子保健事業の充実を図るための産後ケア事業委託料70万円、産婦健診委託料50万円が主なものとなります。

3日医療対策費は945万1,000円です。医療対策事業745万1,000円は、病院群輪番制や平日夜間救急医療などにかかわる北アルプス広域連合への負担金が主なものでございます。スキー傷害診療事業は、白馬村索道事業者協議会と協力して行なっている事業でして、負担金として200万円を計上するものでございます。

健康福祉課関係は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、太田農政課長。

**農政課長（太田洋一君）** 農政課関係についてご説明いたします。

74ページをお開きください。

5款1項1目農業委員会費1,106万9,000円は、農業委員会関連の予算となります。職員及び嘱託職員の人件費、農業委員会報酬及び農業行政地図等の電算システム料、農業委員会協議会等の負担金、農業者年金の業務受託事業が主な支出です。

75ページをお願いします。

2目農業総務費4,319万7,000円は、5人分の職員人件費と農協から派遣いただく職員の人件費ほか、団体負担金が主な支出でございます。

3目農業振興は2,979万6,000円です。

農業振興事業は1,045万5,000円で、次のページをお願いいたします。中ほどの経営体育成支援事業補助金200万円は、地域の中心経営体に対し、農業用機械等の導入を支援するものでございます。白馬村農業再生協議会への経営所得安定対策等推進事業補助金250万円、認定農業者への村単支援として、農業機械等導入支援補助金250万円が主な支出でございます。カドミウムの濃度調査に係る予算として、白馬産米調査事業23万円を計上しております。

産地づくり対策事業188万9,000円は村の重点作物の産地化を推進する事業で、次のページをお願いいたします。産地づくり対策負担金100万円が主な支出でございます。中山間地域等直接支払事業は、農業生産条件が不利な6地域へ交付するものでございます。特産品事業312万5,000円は、特産品開発に取り組む団体支援や販売促進を図るものでございます。農地集積協力金交付事業の130万円は、農地中間管理機構を活用し、地域の中心となる経営体への農地集積を推進するための協力をする方への交付金であります。青年就農給付金交付事業600万円は、新規就農者への就農初期段階での支援事業で、対象者4名を見込んでおります。

次に、4目農地費は6,989万5,000円です。

多面的機能支払交付金事業3, 285万7,000円は、次のページをお願いいたします。農業の多面的機能の地域活動や営農活動を支援するための交付金で、14組織を予定しております。

村単土地改良事業1, 639万円は、水路、堰、取水口等の農業施設の改良として、村単土地改良事業工事費500万円を計上しております。農業施設改良の地区要望に応えるため、予算を拡充しております。これらの工事に伴う測量委託料のほか、農業集落排水事業会計への繰出金306万4,000円が主なものでございます。

農業基盤整備促進事業457万5,000円は、農地中間管理機構による担い手への農地集積を促進するための一つの事業として、田の畦畔を取り除き、区画の拡大を図るための補助金が主なものでございます。奈良井湿原保全事業137万円は、79ページをお願いいたします。奈良井エリアの環境保全のための草刈り委託が主なものでございます。

圃場整備事業1, 401万円は、県営経営体育成基盤整備として行う、北城南部圃場整備に係る負担金が主なもので、平成30年度では実施設計、整備範囲の境界立ち会いを行うこととしております。地域用水機能増進事業69万3,000円は、木流川施設の修繕及び管理委託料です。次に、2項林務費についてご説明いたします。

1目林業振興費は1, 139万9,000円で、林業振興・林道維持補修事業207万8,000円は、林道の維持管理に係る修繕費60万円、80ページをお願いいたします。森林整備事業152万9,000円は、緩衝帯整備を行う森林づくり支援事業委託料60万円、間伐搬出を伴う森林整備の間伐等促進事業補助金50万円余りが主な支出でございます。ペレットストーブ購入補助として40万円、有害鳥獣被害対策事業559万円は、実施隊員報酬210万円、有害鳥獣を効率的に捕獲するための無線機導入に対しての備品購入費として計上しております。

81ページをお願いいたします。

電気柵設置に対する有害鳥獣被害防止対策協議会負担金126万円が主なものでございます。平成30年度は、大北地区植樹祭の開催地が白馬村となりますので、その予算として156万2,000円を計上しております。

続いて、3項1目地籍調査事業費は2, 640万6,000円です。30年度は新規着手区域として、北城22区、八方地区集落内の調査を着手し、継続区域の地籍調査図作成、登記手続を予定しております。担当職員の人件費のほか、82ページになりますが、数値測量業務委託料等を計上しております。

農政課関係は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** それでは、観光課関係、6款観光商工費について説明をいたします。

82ページの下段からになります。よろしくをお願いいたします。

1項1目観光総務費は4, 823万5,000円です。説明欄をごらんください。観光総務事

業4,028万8,000円は、一般職員、嘱託職員の人件費、観光総務関係負担金として、白馬の夏祭りや山案内人組合への負担金が主なものとなっております。長野県環境協会事業794万7,000円は、現在は観光機構と名称が変わっておりますが、協会時代に観光施設整備をお願いした事業費の償還費となっており、山小屋改修、白馬尻小屋基礎撤去、親海湿原木道改修事業の償還費用であります。

83ページ、2目観光施設整備費は1億2,543万5,000円で、うち平地観光施設管理事業は1,306万6,000円です。白馬駅前観光案内業務、駅前休憩所案内業務、観音原樹木枝打ち業務等の委託料589万円、庄屋丸八土蔵解体等の工事請負費272万2,000円が主な支出であります。

84ページになりますが、山岳観光施設維持補修事業は1億1,236万9,000円となっております。29年度、雪害により被災した村営天狗山荘の復旧工事費に1億円と大きな予算を計上し、この財源といたしましては損害保険料等を見込んでおります。その他、例年の登山道の維持管理業務、山岳情報提供業務等の委託料が444万円となっております。

85ページにかけての3目観光宣伝振興費は2億5,004万6,000円であります。事業ごとに申し上げますと、21観光戦略事業9,471万7,000円で、観光局負担金7,148万9,000円、観光地経営計画に基づく調査業務、2年目を迎えるBCP計画研究業務委託料に526万1,000円、アルペンライナーや冬期糸魚川大町間バス、HAKUBA VALLEYシャトルバス運行負担金、北アルプス広域自立圏で取り組む旅行商品造成促進事業などの負担金が主な支出となっております。

海外観光客受け皿整備事業1,435万1,000円は、ナイトシャトルバス運行に係る予算で、ゆるキャラ活用事業には前年並みの240万6,000円を計上しております。

また、新年度予算では、この3目の中に新規で、サイクルツーリズム事業と地方創生推進交付金事業の2事業を設けております。86ページにかけてのサイクルツーリズム事業は1,107万2,000円で、事業に取り組む地域おこし協力隊員の人件費のほか、新たなサイクルルートデータ作成、サイクルモード出店、姫川サイクルロード改修が主な内容となっております。地方創生推進交付金事業1億2,750万円は、29年度採択された同事業の2年目継続事業であり、FWT白馬大会負担金として1億円のほか、グリーン期を中心とした白馬ブランドPR負担、トレイルラン実行委員会負担金などが主な内容となっております。

4目観光安全浄化対策費583万4,000円は、高山植物やライチョウ保護活動、八方尾根自然研究路安全管理活動等への負担金が主なものです。

87ページ5目観光特産費、道の駅白馬振興事業204万7,000円は、道の駅に係る土地借り上げ料、売店の壁紙の補修等であります。

6目遭難対策費は、遭難防止対策のための登山補導員賃金、遭難対策協議会への負担金など

297万1,000円となっております。

続いて、2項商工費であります。88ページにかけてごらんください。

商工振興事業として4,539万9,000円を計上しております。融資制度事務経費負担金30万円、経営改善普及事業補助金795万7,000円は、白馬商工会に対する負担金や補助金となっております。小規模事業者経営改善資金利子補給補助金150万円は、いわゆるマル経資金の利息に対する補助金であります。

地域総合振興事業補助金214万2,000円は、商工会の諸活動に対する補助金となっております。創業支援事業補助金700万円は、商工会との連携事業として、創業塾の受講修了者が新たに起業する際の補助金となっております。

観光課関係は以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、酒井建設課長。

**建設課長（酒井 洋君）** 建設課関係についてご説明いたします。

予算書は88ページからになります。

7款土木費1項土木管理費、総務総務費は、職員の人件費が主なものでございます。

89ページ、2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費は、道路台帳の補正委託料に328万4,000円が主なものでございます。

2目道路維持費、道路維持補修事業は、道路の維持管理に要する費用でございます。

90ページをごらんください。

道路照明等の電気料に225万6,000円、道路の穴埋めなどの舗装修繕工事費に2,000万円、各地区で行なっております作業に必要な資材等の原材料費ということで700万円でございます。

除雪事業の関係でございますけれども、光熱水費700万円は無散水消雪施設の電気料になります。除雪委託料1億9,000万円は民間業者への委託料でございます。

91ページのほうになります。

機材借り上げ料387万3,000円は、定置式の凍結防止剤散布機のリース料であります。原材料費800万円は凍結防止剤の購入費用でございます。

3目道路新設改良費、村道改良国庫補助事業ですが、実施設計等の委託料に1,880万円、実施設計委託料です。舗装修繕や橋梁修繕工事の設計監督の委託料でございます。工事請負費1億8,150万円は、村道0105線の舗装修繕や橋梁の修繕工事に要する工事請負費でございます。村道改良起債事業の関係でございますが、測量設計委託料に1,450万円、工事請負費に1億7,700万円、用地費に300万円、補償費600万円などを計上しております。災害復旧のために先送りされていまして飯田地区、八方地区等を始めとしました道路改良事業と、倉下、どんぐり地区の落石対策防災事業等を進めてまいります。

92ページ、ごらんください。

村道改良単独事業の関係ですが、嘱託職員の報酬186万5,000円、測量設計委託料209万6,000円は、和田野線を始めとした村道敷の確定事業に要する費用でございます。工事請負費200万円は、姫川右岸管理道路の安全対策工事費でございます。

4目交通安全施設整備費300万円は、ガードレール、センターライン、カーブミラー等交通安全施設の維持管理に要する費用でございます。

3項河川総務費の工事請負費50万円は、継続して実施する小姫川の修繕工事費です。砂防事業等にかかわる直轄砂防工事促進期成同盟会等の負担金198万9,000円です。

4項都市計画費、都市計画事業ですが、おおむね5年に一度の都市計画基礎調査業務というものに481万7,000円、神城断層地震で大きくずれを生じている都市計画基本図・基盤図の修正作業に907万2,000円でございます。都市公園費では、大出公園維持管理修繕に要する費用140万円でございます。

5項住宅費でございますが、村営住宅白馬団地2棟分の耐震化に伴う設計委託料が198万1,000円、著しく老朽し、長く入居を停止しました森上駅前の村単森上団地、取り壊すこととしたしまして、その費用、工事請負費540万円を計上してございます。

建設課関係以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、田中教育課長兼子育て支援課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 最初に、教育課関係所管部分につきましてご説明いたします。

予算書の41ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費6目企画費のうち、白馬高校支援事業1億1,621万2,000円は、地域おこし協力隊6名分の人件費2,300万円余りと白馬山麓環境施設組合負担金9,280万円余りが主な内容でございます。白馬高校支援事業は、白馬山麓環境施設組合で事務を執行しており、小谷村と案分する経費と地域おこし協力隊の活動経費として、白馬村に特別交付税措置される金額を合わせて負担金に計上をしております。また、地域おこし協力隊の人件費は、市町村が直接支払わなければ特別交付税措置の対象にならないため、一般会計に計上させていただいたものでございます。

なお、白馬山麓環境施設組合で行う事業費総額は1億6,600万円余りで、学生寮、公営塾の運営に係る経費を計上しており、寮費などの特定財源4,600万円余りを控除した残額を、白馬村と小谷村で案分することになっております。

続きまして、予算書、飛びまして、97ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費、教育委員会総務事業193万3,000円は、教育委員4名の報酬と大北市町村教委連絡協議会負担金が主な内容でございます。

98ページ、2目事務局費1億3,893万1,000円のうち、教育委員会事務局一般事業5,059万7,000円は、教育長と教育課職員4名の人件費が主な内容でございます。

99ページ、中段、幼稚園就園奨励事業740万円は、私立幼稚園を利用する低所得層の保護者に対する補助で、本年度並みの47名分を計上してございます。その1つ下の学校環境整備事業2,004万5,000円は、学校施設の修繕や設備投資等を計画的に実施していくもので、白馬南小学校では、ベランダ手すりと廊下床の修繕、白馬北小学校では、トイレの改修と屋根等の漏水修繕、校庭遊具の修繕、小中3校の共通といたしまして、保健室へのエアコンの設置を予定しております。

100ページ、上段、学校給食センター建設事業6,017万2,000円は、新給食センターの舗装工事の費用700万円余りと、分離発注することといたしました調理器具やコンテナ車等の購入費5,300万円が主な内容でございます。

続きまして、下段でございますが、2項小学校費、1目学校管理費2,193万4,000円は、南小学校管理事業、北小学校管理事業ともに、学校用務員1名の報酬と施設管理に係る経常的な経費でございます。

101ページ、中段、2目教育振興費4,959万2,000円は、南小学校と北小学校の教育振興に係る費用でございまして、前年度と比較して400万円余り増額になっております。これは、平成32年度に学習指導要領が全面改訂されるのに伴い、5、6年生の外国語科と3、4年生の外国語活動を先行実施することとし、英語指導助手の賃金や英語教材購入費の増額、また、新学習指導要領に必要な道德、プログラミング、郷土学習などの消耗品や備品の充実、また、学校図書館整備等5カ年計画に伴う学校図書購入費の増額が主な理由でございます。

続きまして、104ページ、後段、3項中学校費、1目中学校管理事業828万7,000円は、白馬中学校用務員1名の報酬と施設管理に伴う経常的な経費でございます。

105ページ、2目中学校教育振興事業は4,857万3,000円で、前年度と比較して1,220万円余り増額になっております。これは、村費学校講師を2名から4名に増員、ICT支援員の勤務日数の増加、情報教育環境整備事業リース料の増額が主な内容でございます。106ページの説明欄、情報教育環境整備事業リース料1,447万円余りは、ICT教育に使用するパソコン教室やタブレット型コンピューターのリース料でありまして、タブレット端末は、30年度に1学年分を追加購入することによりまして、全校生徒に1人1台ずつの配備が完了することになります。

続きまして、少々飛びまして、113ページをお願いしたいと思います。

5項保健体育費3目学校給食費4,149万4,000円のうち、南小学校給食事業1,214万5,000円は、調理員3名と学校栄養士1名の報酬907万円余りが主な内容でございます。

共同調理場給食事業2, 829万8, 000円は、調理員7名の報酬1, 527万円余り、半日勤務の調理員1名及び代替調理員70日分の賃金117万円余り、114ページ、準要保護児童生徒援助費360万円余りが主な内容でございます。

下段にございます学校給食センター事業105万1, 000円は、新たな給食センターにおける警備システムと消毒等業務の委託料、電話及びCATV引き込みに伴います工事費を計上してございます。

教育課の関係は以上でございます。

続きまして、子育て支援課所管部分につきましてご説明いたします。

予算書は63ページにお戻りいただきたいと思っております。

下段にございます3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費746万4, 000円は、放課後児童クラブ事業に係る費用で、指導員4名の報酬が主な内容でございます。

64ページ、2目子育て支援費は1億7, 458万2, 000円で、そのうち子育て支援事業は児童手当の支給、1億3, 280万円が主なものでございます。また、新たな施策として、子育てガイドブックの制作、子育て支援情報アプリと遠隔医療相談サービスの運用費用を計上しております。子育て相談支援事業3, 936万円は、職員4名と相談支援にかかわる嘱託職員3名の人件費が主なものでございます。また、ふれあいセンター2階のトイレに幼児用補助便座を設置できるように、便器を和式から洋式に改修する費用や養育教室で使用する備品購入費を計上しております。

65ページ、3目保育所費1億6, 169万8, 000円のうち、しろうま保育園運営事業は1億4, 423万9, 000円で、園児161名を保育いたします保育士の人件費が主な内容でございます。また、園内の安全対策として、テラスにゴムチップ舗装を施す工事費を計上しております。

67ページの中段の子育て支援ルーム運営事業1, 745万9, 000円は、なかよし広場など地域子育て支援拠点事業と休日保育や一時預かりなどの保育サービスに係る費用で、保育士の人件費が主な内容でございます。

以上で教育委員会部局、教育課と子育て支援課の説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、松澤生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（松澤忠明君）** 生涯学習スポーツ課関係についてご説明をさせていただきます。

51ページをお開きください。

2款総務費7項スポーツ事業費1目スポーツ事業総務費は、職員3名分と嘱託職員1名分の人件費が主なものでございます。

2目施設管理費1億2, 961万7, 000円は、スノーハープとジャンプ台の維持管理費で、

スノーハーブ維持管理事業は3,930万6,000円で、前年比1,129万2,000円の増額です。

52ページをごらんください。

増額の主な理由は委託料であります。スノーハーブ正面の3号橋の改修工事設計委託費でございます。ジャンプ競技場維持管理費は9,031万1,000円で、前年比1,822万7,000円の減額です。主な理由は、ジャンプ競技場ノーマルヒルの人工芝張り替え工事の終了に伴う減額でございます。なお、このジャンプ競技場維持管理費は、県の委託金3,620万円とジャンプ台リフト利用料3,000万円を充て、施設の維持管理を進めてまいります。

53ページをごらんください。

3目スポーツ事業振興費は3,859万2,000円で、前年比1,116万5,000円の増額でございます。2年に一度の全日本スキー選手権大会、ジャンプ、複合と、全日本技術選手権大会の経費が主な増額の理由でございます。

54ページをごらんください。

4目ナショナルトレーニングセンター費1,007万6,000円で、前年比187万5,000円の減額でございます。国の委託金を利用し、北京オリンピックに向けての選手強化につながるトレーニングの実施に重点を置き、施設利用に関する使用料を見込んでおります。

少し飛びます。106ページをごらんください。

9款教育費4項社会教育費1目社会教育総務費は7,428万円で、職員1名の人件費と社会教育委員報酬、ウイング21自主公演分分担金が主なものでございます。

2目公民館費は580万4,000円で、公民館長の報酬と各種講座講師謝礼が主なものでございます。

3目図書館費は1,763万6,000円で、前年比580万7,000円の増額です。主な内容は、図書館司書の人件費のほか、図書館施設等基本計画策定業務委託に509万8,000円でございます。

4目文化財保護費は2,181万5,000円で、前年比882万6,000円の増額でございます。唐松沢、杓子沢、不帰沢等の氷河調査に伴う委託料250万円とその旅費120万8,000円、補助金として計上いたしました八方、鎌池歩道整備補助金100万円と神城断層地震アーカイブ100万円で、110ページをごらんください。伝統的建造物群修理補助金の増220万4,000円であります。

5項保健体育費1目保健体育総務費は1,604万2,000円で、スポーツ推進委員9名の報酬と職員2名分の人件費とスポーツ祭、スポーツ教室の補助並びにスポーツ少年団助成と体育協会の補助が主なものでございます。

111ページをごらんください。

2目体育施設費は1億6,914万9,000円で、1億2,637万2,000円の増額で  
ございます。

112ページをごらんください。

増額の主なものは、南部グラウンドの改修工事費1億1,345万円と、この工事に伴う設計  
管理費249万5,000円の増が主な理由です。なお、スポーツ振興事業助成金8,120万  
8,000円を見込んでおります。

以上で生涯学習スポーツ課の説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑も課ごとに行います。

最初に、総務課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認めます。

次に、会計室関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認めます。

次に、税務課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認めます。

次に、住民課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認めます。

次に、上下水道課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認めます。

次に、健康福祉課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認めます。

次に、農政課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認めます。

次に、観光課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認めます。

次に、建設課関係で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認めます。

次に、教育課兼子育て支援課関係で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認めます。

次に、生涯学習スポーツ課関係で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第29 議案第25号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

議長(北澤禎二郎君) 日程第29 議案第25号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長(矢口俊樹君) 議案第25号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてご説明いたします。

特別会計予算書の4ページをお願いいたします。

第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,700万円と定めるものであります。

第2条では、一時借入金の限度額を5,000万円とするものであります。

なお、平成30年度は国保制度改正により、削減、集約された予算科目もあることから、総額では3億1,300万円余りの減額となっております。

続きまして、11ページの歳入明細をお願いいたします。

1款の国民健康保険税は総額で2億3,685万6,000円、前年比1,298万1,000円の減額となります。

なお、国保税率につきましては、国保運営協議会との審議も踏まえ、現行税率をそのまま適用することとして計上いたしました。制度改正に伴う税率の見直しにつきましては、平成31年度に向けて引き続き検討していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

12ページをお願いいたします。

12ページ、下段の3款県支出金であります。1項1目保険給付費等交付金7億6,804万6,000円は、医療給付に充当される普通交付金として7億5,158万円、保険者努力支援制度交付金を含む特別交付金として1,646万6,000円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

中段の5款1項1目一般会計繰入金1億985万8,000円は、保険基盤安定繰り入れとして7,270万円、人件費繰入金として1,815万6,000円などが主な内容であります。

15ページ、中段の6款繰越金は1,030万円で、前年比570万円の増額計上となっております。

少し飛びまして、17ページ、こちらの科目につきましては制度改正に伴い皆減、全てゼロとなった再入科目でありますので、よろしくをお願いいたします。

次に、18ページ、歳出明細であります。

1款1項1目一般管理費は2,288万5,000円で、職員人件費や電算化共同処理事業委託料など、経常的な経費が主なものであります。

19ページ、1款2項1目の賦課徴税費161万4,000円も電算委託料などが主なものとなっております。

次に、20ページから21ページにかけては、2款保険給付費1項療養諸費は総額で6億5,350万円、前年比2,830万円余りの減、その下、2項の高額療養費は9,800万円で、前年比1,100万円の増となっております。いずれも医療費の動向を見込んで計上いたしました。また、いずれも県から交付される交付金を特定財源として充てる予算組みとなっております。

22ページ、中段の2款4項1目出産育児一時金は840万5,000円、その下、5項1目の葬祭費は45万円で、いずれも実績を勘案して計上しました。

23ページの下段から、少し飛びまして、26ページの上段にかけては、3款の国民健康保険事業費納付金であります。これは新たな制度の運用により新規に設けた項目でございます。内容は、県へ支払うべき納付金を計上したものであります。医療給付分、後期高齢者支援金分、介護給付金分を合わせまして、総額では3億1,427万円で、県の試算に基づいて計上いたしました。

26ページ、中段、4款1項1目特定健康診査等事業費は、検査機械の委託料などで1,374万4,000円、4款2項1目疾病予防費519万1,000円は、人間ドック補助金などが主なものであります。

27ページ、2目の医療費適正化事業費141万3,000円は、医療費の削減に向けた取り組みを進めるために、保健指導のための臨時職員賃金などを計上させていただきました。

28ページをお願いします。

5款1項基金積立金は、基金利子分の積み立てとして13万2,000円。

6款1項の償還金及び還付加算金は、実績等を勘案して400万2,000円を計上させていただきました。

29ページ、下段の老人保健拠出金から31ページ、共同事業拠出金までの科目は、制度改正に伴い皆減となった歳出科目でございます。

32ページ以降につきましては給与費明細でございますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

説明は以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第30 議案第26号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第30 議案第26号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 続きまして、議案第26号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。

特別会計予算書の38ページをお願いいたします。

第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,930万円とさせていただきました。

第2条では、一時借入金の限度額を1,000万円とするものであります。

43ページの歳入明細をお願いいたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は6,201万9,000円で、前年比430万7,000円の増額です。

3款の繰入金は、一般会計繰入金213万7,000円、保険基盤安定繰入金2,485万2,000円を合わせまして2,698万円余りを計上しました。

44ページに入りまして、4款繰越金は10万円、5款諸収入は16万円で、いずれも前年と同額の計上であります。

続いて、45ページ、歳出明細をごらんください。

1款1項1目の徴収費は143万4,000円で、保険料徴収に係る電算委託料などが主な費用であります。

その下、2目保健事業費は、後期高齢者の人間ドック受診に対する補助金として72万円を計上しました。

2款1項1目広域連合負担金は8,688万3,000円で、村が徴収をした保険料に保険基盤安定繰入金を加えまして広域連合に支払うものであります。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第31 議案第27号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第31 議案第27号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第27号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計予算につきましてご説明をいたします。

予算書の48ページをお開きください。

第1条として、下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億625万1,000円と定め、29年度の当初予算と比べ1億5,063万7,000円の増額となっております。

第3条として、一時借入金の最高額を3億円と決めました。

第2条の地方債につきましては、51ページをごらんください。

下水道事業として、金利3.5%以内で2億3,280万円を限度額としております。

歳入歳出明細により予算の概要を説明いたします。

54ページをお開きください。

歳入からご説明をいたします。

1款1項分担金は110万円、2項負担金は33万2,000円を見込みました。

2款使用料及び手数料は1億8,775万9,000円、3款国庫支出金は浄化センターの更新事業に対する社会資本整備総合交付金1億1,000万円をそれぞれ見込みました。

4款1項一般会計繰入金は3億7,071万2,000円、5款繰越金は100万円、6款諸収入は起債償還に対する東部地区の負担金が主なもので、254万8,000円をそれぞれ見込みました。

7款村債は、浄化センター更新事業及び企業会計移行業務の財源として、公共下水道事業債を1億2,280万円、下水道資本費平準化債1億1,000万円を予定しております。

続きまして、歳出を説明いたしますので、56ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費6,828万1,000円は、人件費のほか、30年度が最終年度となります公営企業会計移行業務委託料2,786万4,000円、57ページになりますが、消費税及び地方消費税1,500万円が主なものでございます。

58ページにまたがりませんが、2目施設管理費8,123万8,000円は、浄化センター及

び下水道管渠の維持管理に要する費用でございます。浄化センター維持管理事業の主なものは、修繕費1,571万3,000円は、汚泥かき寄せ機、返送汚泥ポンプなどの修繕に要する費用なので、委託料では浄化センターの運転管理費用として2,931万5,000円、汚泥処理費用1,300万円及び水質測定に要します機器の備品購入費といたしまして215万5,000円、環境維持管理事業の主なものは、修繕費259万2,000円は、マンホールの修繕費用、58ページになりますが、マンホールポンプの保守管理費用197万1,000円が主なものでございます。

2項1目公共下水道建設費2億2,052万1,000円は、職員人件費のほか、管渠工事は公共枵の設置費用として129万6,000円、共同排水設備設置費補助金として300万円、59ページになりますが、浄化センター更新工事費用2億500万円が主なものでございます。30年度の浄化センター更新工事は、29年度で製作しました汚泥脱水機の設置及び監視制御設備の製作を行う計画でございます。

なお、公共下水道建設費は、前年度と比べ1億1,586万円増額となっておりますが、これは、浄化センター更新工事費用の増加が主なものでございます。

2款1項公債費1目元金は4億5,434万2,000円、2目利子は8,186万9,000円をそれぞれ見込みました。

65ページをごらんいただきたいと思います。

地方債に関する調書で、30年度末の地方債の残高は44億5,150万5,000円となる見込みでございます。

60ページから63ページまでは給与費明細書などがございます。後ほどご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第32 議案第28号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第32 議案第28号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 議案第28号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書は68ページをお開きください。

第1条として、農業集落排水事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ397万4,000円と定め、29年度当初予算と比べ1万1,000円の増額となります。

第2条として、一時借入金の最高額を150万円と決めました。

それでは、歳入から説明をいたしますので、歳入の明細書、73ページをお開きください。

1款使用料及び手数料は84万8,000円を、2款1項一般会計繰入金は306万4,000円をそれぞれ見込んでおります。

4款諸収入は、野平地区からの元利償還に対する地元負担金として5万2,000円を計上いたしました。

74ページをごらんください。

歳出を説明いたします。

1款1項1目一般管理費7万2,000円は、下水道使用料の賦課徴収に要するに費用でございます。

2目施設維持管理費210万1,000円は、処理場及び下水道管渠の維持管理に要する費用で、処理場の運転管理委託料120万6,000円が主なものでございます。

75ページをごらんください。

2款1項公債費1目元金は145万8,000円、2目利子は34万3,000円をそれぞれ見込みました。

76ページをごらんください。

地方債に関する調書で、30年度末の地方債残高は2,047万6,000円となる見込みでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

### △日程第33 議案第29号 平成30年度白馬村水道事業会計予算

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第33 議案第29号 平成30年度白馬村水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 議案第29号 平成30年度白馬村水道事業会計予算につきましてご説明をいたします。

予算書、78ページをお開きください。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入を3億989万5,000円、支出は2億

7, 255万7, 000円を予定しております。

79ページをごらんください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、収入を1, 250万7, 000円、支出は1億990万2, 000円で、不足する額9, 739万5, 000円は、地方公営企業法の定めにより損益勘定留保資金、建設改良積立金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

第5条の一時借入金は限度額を1億円と定めております。

80ページをごらんください。

第8条の棚卸資産の購入は限度額を3, 000万円を定めております。

予算の実施計画を説明いたしますので、96ページの明細書をごらんください。

収益的収入では、1款1項1目給水収益、1節水道使用料2億6, 779万8, 000円が主なものでございます。

97ページをごらんください。

収益的支出では、1款1項1目浄水費3, 522万1, 000円は、職員1名分の人件費のほか、主なものは、18節委託料1, 590万4, 000円は、二股浄水場の維持管理に要する費用などで、25節動力費592万2, 000円は二股浄水場の電気料でございます。

2目配水及び給水費4, 543万1, 000円は、配水管、配水池などの維持管理に要する費用で、嘱託職員2名、臨時職員1名分の人件費のほか、主なものは、98ページになりますが、18節委託料571万3, 000円は上水道台帳補正業務、水質検査費用などで、21節工事請負費654万3, 000円は水道メーターの交換工事が主なものでございます。

99ページ、25節動力費1, 500万7, 000円は配水池の電気料でございます。

4目総係費4, 924万4, 000円は、職員3名分、嘱託職員1名分の人件費のほか、主なものは、16節通信運搬費430万8, 000円、18節委託料1, 027万6, 000円は、水道メーターの検針に要する費用670万円が主なもので、100ページに移りますが、19節手数料215万6, 000円が主なものでございます。

5目減価償却費は1億679万3, 000円を、2項営業外費用では、企業債支払利息、消費税及び地方消費税として2, 471万8, 000円を予定しております。

101ページをごらんください。

資本的収入でございます。1款1項負担金は、加入分担金、工事負担金で540万円を見込み、工事負担金では、二股地籍における県道白馬岳線道路改良に伴う水道管の移転補償として120万円を見込んでおります。

2項出資金は、統合前の簡易水道事業が借りた起債の元金償還に対する一般会計からの出資金として710万7, 000円を見込んでおります。

102ページをごらんください。

資本的支出でございます。1款1項1目配水設備工事費4,214万4,000円は、人件費のほか、21節工事請負費2,967万円が主なもので、県道白馬岳線及び村内2地区での配水管布設替え工事、水源等のポンプの交換工事などを計画しております。

2目営業設備費540万7,000円は、計量法の規定により8年ごとに行う水道メーターの交換などに伴うメーターの購入費用でございます。

2項企業債償還金6,235万1,000円は元金の償還費用でございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第34 予算特別委員会の設置について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第34 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第29号までは、いずれも平成30年度予算の案件であります。この審議につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審議を付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第29号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

これで本定例会第1日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日から3月13日までの間を休会とし、その間、常任委員会、予算特別委員会等を行い、3月14日午後1時から本会議を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、明日から3月13日までの間を休会とし、その間、常任委員会、予算特別委員会等を行い、3月14日午後1時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時44分



平成30年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成30年3月14日（水）午後1時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

## 平成30年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成30年3月14日 午後1時より

2. 場 所 白馬村議会議場

### 3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

### 4. 欠席議員

なし

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
総 務 課 長	吉田 久夫	参事兼税務課長	篠崎 孔一
観 光 課 長	横山 秋一	生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明
会計管理者・室長	田中 哲	建 設 課 長	酒井 洋
農 政 課 長	太田 洋一	健康福祉課長	窪田 高枝
上下水道課長	山岸 茂幸	住 民 課 長	矢口 俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅

### 6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 岸 俊 幸

### 7. 本日の日程

1) 一般質問

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） こんにちは。

ただいまの出席議員は12名です。

本日の会議は、小学校の卒業式により午後1時に繰り下げて開きます。

これより平成30年第1回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。本日は通告された方のうち3名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第8番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第8番篠崎久美子議員。

第8番（篠崎久美子君） 8番篠崎久美子でございます。

このごろは大変暖かい日が続きまして、里の雪も日ごとに解けて、本当に景色も春めいてまいりました。そんな中、本日午前中は、白馬村内2つの小学校で卒業式がとり行われました。私は、白馬南小学校からご招待をいただきまして、卒業式に参列をさせていただきました。卒業生は、やや緊張した面持ちではございましたけれども、このやや大ぶりに見える中学校の新しい制服に身を包み、名前を呼ばれると、「はい」とはっきりと返事をし、すっきりと背筋を伸ばして立つ姿は、本当にこの春の日差しに、青空に向かってつまぶく草木の芽吹きのように感動を覚えました。その姿に、保護者の皆さんの温かな見守り続ける心、そして、6年間の学びの軌跡が見えるようで思わず涙ぐむシーンもございました。

私たち地域の大人が、それぞれの立場で人を育むということの大切さを改めて考え、豊かな未来を子どもたちに手渡していくことができるよう、みんなで知恵を出し、スクラム組んで実現していきたいと改めて思ったところでございます。

さて、本日は、通告に従いまして、3つの内容に分けて質問をいたします。

最初に、新たな観光財源を考える検討会について、2番目に、新図書館の建設の検討について、3番目に、介護保険改正と地域支援総合事業などの進捗状況について、以上3点をお伺いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

最初の質問です。

新たな観光財源を考える検討会の立ち上げについてお伺いをいたします。

新たな観光財源を考える検討会につきましては、条例が成立しましたのを受けまして、新年度にその立ち上げが予想されております。人口減少社会を迎え、税収が減少をしていかざるを得ない中、自治体の本来の責務である公共の福祉、住民サービスの充実とあわせ、主産業であります観光産業が持続的に確かな産業であり続けるために、この観光財源をいかにして確保していくかは非常に重要な課題と認識しております。

また、白馬村当村におきましては、この観光ということを地域の経営という視点から考え、観光地経営計画を策定しております。その実現には、財源の確保が不可欠であるという認識のもと、この計画の中にも、新たな観光財源を検討する必要性があるというふうに明記されてきております。

しかし、住民の中には、今回の条例制定の際から起こりました行政の「宿泊税」という言葉、この言葉が先走ってしまったこともあるかもしれませんが、すなわちこの検討会は、宿泊税のみを検討するものではないかと、あるいは、新たな財源に対して不公平感や不透明感を既に持つ方も多くいらっしゃると思います。

そこで、以下についてお伺いをいたします。

まず始めに、検討会の立ち上げ時期と委員の構成についてお伺いをしたいと思います。人員や専門分野などわかりましたら、お願いしたいと思います。

また、そもそも、検討の必要性は何であると村は考えているか、また、必要と考える財源額と想定するその用途についてお伺いをいたします。

3番目に、いわゆる宿泊税のみを念頭に置いた検討であるかをお伺いいたします。

続きまして、住民の多様な意見をどのように参考にし、反映していくか、その集約方法も含め、お伺いをいたします。

最後に、これら村の重要な企画につきましては、庁内においても、個人の対応ではなく、専門的な係や部署をつくって対応していくことが必要ではないかと思いますが、庁内の体制についてお伺いをいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 午前中は、南北の小学校の卒業式、大変ご苦労さまでございました。

あの子どもたちを見ておりますと、この将来の白馬村を背負っていただける、そういった年代

の期待と希望を感じたところであります。

きょうは、一般質問ということで、篠崎久美子議員から新たな観光財源を考える検討会について、5つの項目について質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の白馬村観光振興のための財源確保検討委員会の立ち上げ時期と委員構成についてお答えをいたします。

委員会は、平成30年度に立ち上げるものであり、具体的な開催日時は、委員の方々のご予定も踏まえて決定するものであります。4月または5月に第1回を開催をすることを考えております。

また、委員につきましては、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例において、委員数は8名以内とされていることを踏まえ、観光、公共政策、地方財政を専門分野とする大学教授等の有識者3名、村内の観光関係団体の代表者5名に委員をお願いすることを予定をしております。

2点目の、新たな観光財源の検討の必要性、想定する財源額と用途についてお答えをいたします。

白馬村が今後観光地として持続的な発展をするためには、観光地経営計画に定められた戦略を始め、必要な観光関連事業を進めていくことが必要であります。一方で、白馬村の財政状況を鑑みると、将来にわたり安定的に観光関連事業を進めていく財源が不足をしているのが現状です。

歳入の面では、観光地ではあっても、地方交付税の交付団体であり、他団体と比較しても、歳入が多いとは言えません。一方、歳出の面では、他の同規模の自治体に比べ人件費総額は抑えるなどの努力はしておりますが、豪雪地帯かつ観光地であることから、除雪やインフラにかかわる維持・補修費が大きいのが現状であります。結果として、観光を主産業としている村でありながら、観光に対する投資は十分とは言えない水準にあり、住民福祉にかかわる支出も低くなっております。また、今後、村内のインフラが更新時期を迎え、維持・補修費のさらなる増大が想定される一方、地方交付税等の依存財源の増加が見込めないことから、ますます観光財源の確保は困難となります。こういった必要性から、今回新たな財源を検討するものであります。

新たな財源の用途につきましては、現在、庁内で検討しておりますが、景観整備、観光案内施設整備、地産地消促進のための商品開発、温泉施設・宿泊施設の魅力向上事業への支援、地域内の統一看板、クレジットカード等の決済環境整備、違法民泊の監視・摘発、観光統計データの取得・分析、情報発信の強化といった事業を想定をしているところであります。

また、これらの事業に係る財源額については、現在検討中ではありますが、これから事業や金額については検討をしてみたいというふうに思っているところであります。

次に、いわゆる宿泊税のみを念頭に置いた検討かという点についてでお答えをいたしますが、12月定例会でも申し上げたとおり、入湯税の見直しや分担金など、他の自治体の例も参考にし

ながら、観光税源のあり方全体を検討するものでありますことは、これまでもご説明を申し上げたところであります。先ほど申し上げましたとおり、宿泊税ありきではないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、4点目の住民の意見の反映・集約方法についてをお答えをいたします。

委員会は、有識者を交えて、専門的な見地から観光財源のあり方について調査・審議をいただくものですが、検討に当たっては、観光事業者を始めとする住民の意見が重要になるものと考えております。

このため、観光関連団体に検討会の委員として入っていただくほか、村内各事業者からヒアリング、パブリックコメントの実施等により委員会での検討に住民の意見を反映することを予定をしているところであります。

最後に、村の重要な企画についてであります。専門的な部署による対応が必要ではないかという点であります。私も篠崎議員同様の考えから、総務課内に現在の企画係を企画調整係と政策企画係といった企画分野を2つに分け、おおむね従来の業務を企画調整係が担い、政策企画係では、新たな財源の確保に関する事項、公共交通の総合調整に関する事項、公共施設等の総合的な計画調整に関する事項、移住・定住の推進に関する事項、新たな産業に関する事項を分担事務とする体制として組織規則を改正し、本年4月1日より人員を配置することを考えております。

限られた職員の数の中からはありますが、企画力・実行力のある体制として、私も大変期待をしているところであります。

以上、1つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 検討会の立ち上げについては、4月または5月に初回を開きたいということで今お答えをいただきましたところですが、この検討会については、これは諮問機関であるという位置づけで条例が制定されておりますので、答申が必要になりますが、答申までの期間をおよそどれくらいと見込んでいらっしゃるか、また、それまでの検討会の開催回数は何れくらいと見込んでいらっしゃるかお伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** お答えいたします。

篠崎議員ご指摘のとおり、これは村長の諮問機関でありますので、最終的には答申を出していただくという形になるかと思えます。

答申までの期間ということですが、一応、6カ月程度ということ念頭に置いております。ただし、その中で、議論を進めていく中で、こういったところはもうちょっと調査したほうがいいのかといったところも出てくることも想定されますので、その際には、臨機応変にこの期間というのは変わってくるものかなと考えております。回数につきましては、

これは大体6回程度ということを予定しております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を終わりました。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 印象としては非常に短い期間だと思うんですが、この6カ月の根拠はどこからということをございましょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 6カ月の根拠ということをございますけれども、現在、全国の自治体において同様に観光財源を考えるための検討会というものは行われております。

6カ月というところの期間は、そういった全国各地の例を参考にしたものでして、例えば、大阪府の例でいきますと、大体6カ月程度で同じように大体6回程度の開催で答申までいただいているというところがあります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** この仕組みをつくるだけであれば、私は6カ月でもできるのかなと思います。ですが、今、ご答弁いただいたように、さまざまところから、例えば、財源額についても、いろいろなものが——例えば、観光の事業について、何に充てていくかということが多岐にわたっているわけですけれども、それについては、現在の観光課・観光局等がやっているものの事業を洗い出しして、きちんと性格づけしていくことも必要かなと思います。そういう中で、この6カ月というのは、ちょっと自分としては短いのではないかなと思います。

今のご答弁の中で、必要があれば回数をふやすというようなお話もありましたので、ぜひ、丁寧な検討をお願いしたいと思います。

続きましてお伺いをしたいと思います。

宿泊税のみを念頭に置いた検討であるかということに対しては、検討ありきではないということですが、12月のこの条例の説明のときに既に宿泊税あるいは入湯税の拡充というような言葉が具体的に出てきております。宿泊税については、今そういうお話をいただきましたが、この入湯税の拡充という文言、これもまた住民が非常に混乱している原因にもなっております。

この入湯税の拡充というのは、本来どういう意味でお使いになったのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。実際には、具体的にはどういうことをイメージしていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** お答えをいたします。

入湯税の拡充というところをございますけれども、現在、白馬村のほうでも、入湯税というのを全国の自治体と同様にいただいております。ただ、その中で、入湯税に関しては、これを本来

目的税であって、観光なり環境衛生の使途に使うものということになっておりますけれども、その使途についてなかなかその使い道が納得いっているものではないのではないかと指摘があったり、それから、申告課税ですけれども、なかなか本当に100%申告していただいているのかといったところの現状もございます。

そういったところを、入湯税、そもそも現在のあり方でいいのかといったところを見直していく中で、例えば、もうちょっと申告していただくにはどうしたらいいかといったところを見直していくというところの意図を持って入湯税の拡充という表現をさせていただいたところです。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** そもそも、この入湯税につきましては、さまざまな意見が実際村の中にもございます。その徴収体制である、あるいは、その申告制ということもありますので、そういうことも関連してくるかもしれませんが、この使い方についても問題はないかということでもさまざまな意見も出ております。

現在、この入湯税のところを観光財源にどれぐらいの割合で振り分けているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** 太田です。

どのぐらいの割合でということは、明確にはなっていないわけなんですけど、ただ、入湯税につきましては、法定外目的税という名称ではありますけれども、一般財源の一つということで位置づけられております。

少なくとも、観光インフラ等々に位置づけに充当している税等の額は超えておりますので、そういった意味では、観光インフラ等々には全額充当されているというふうな解釈をしております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** ここについても、やはり、特別徴収義務者の皆さんにも、そのところがうまく見えていないというところが1つこの理解を得られていないところではないかと思っておりますので、ぜひ明らかにしていただいて、どれぐらいがこの法定目的税の中の使途のうちの一つである観光のほうに振り分けられているかぐらいは、やはり把握しておいていただいてから検討会に入っていただければと思います。

この企画につきまして、庁内の体制といたしまして、従来のもの、調整企画係、それで新たに政策企画係という形で今の新たな財源であるとか、公共交通・公共施設、あるいは移住・定住または新たな産業等を考えるチームをつくるという、部署をつくるというお話がございましたが、人員体制としてはどれぐらいと考えていらっしゃいますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 人員体制等についてですが、村長答弁の中にもありましたように、限られた職員の中からということではありますが、複数人というところもあるわけなんです、そこら辺は人員体制の中で、十分検討していきたいと思いますが、何分にも限られた職員数という中でございますので、今ここではっきり申し上げられるわけではありませんが、1つは言えることが、専門担当は最低1人つけたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第8番（篠崎久美子君） 私、複数名で行うかと思ったものですから、最低1人ということですが、こういう大事なことは、職員個人が当たるというものではなくて、やはりチームを組んでいただくなりして進めていくのが通常ではないかと思えますし、そうすることで、個人が異動した場合、あるいは個人に何らかのその場所からなくなったというようなときに、1人では、結局ゼロに戻ってしまうわけです。それについてはどうお考えでしょうか。やっぱり複数でやっていくなり、あるいは、ここを中心とした別のチームをつくるなり、複合的なチームをつくるなりして進めるべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 体制の人員のところですが、今おっしゃられたとおりのところではあります。

最低1人というふうに申し上げましたが、担当は最低1人というところで、できれば係長等は集約するということもありまして、1名は考えております。それから、その後というふうに思っております。その体制の中で、何人かというところは、また検討したいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

ですから、最低1人というふうに限定されているわけではありませんので、ぜひ、そこら辺をご理解いただきたいと思えます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第8番（篠崎久美子君） ここは、せっかくだと非常な大事な部署であると私は認識していますし、多分、後ろで聞いている議員たちもそういうふうに思っていると思うんです。ぜひ、このところを充実していただいて、しかも、今伺いしただけでも、5つの企画を任せるという話になっています。それを1人でということはちょっといかがなものかと思えますので、ぜひご検討いただければと思います。

それと、これは、2月に発行されております観光局だよりでございますが、この後ろのところに、「いろいろ教えて質問箱」いうのが出ておりまして、ここに、「村が宿泊税の導入を検討すると聞いています」というQ&A方式で出ております。この中に、検討結果次第においては、新たな財源はつくらないという選択肢もありますというふうに、ここに明確に書かれており

ますが、これについては、こういうこともあり得るというふうに考えていてよろしいということでしょうか、お伺いをいたしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** ただいまのご指摘の表現のところについては、可能性としてあるということでご理解いただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 結果として、当然あり得るのかなと私は思っておりますが、検討することは、もう全然私としては異議がありません。

将来に向かって確かな観光産業をつくっていくためには、絶対検討をすべきだと思いますけれども、検討した結果、社会情勢——例えば、これから消費税のアップ等も控えておりますし、いろいろなものが社会的な要因がありますので、そういうものもぜひ加味して考えていただくようお願いをしたいと思います。

最後に1つお伺いしたいと思います。

情報公開についてお伺いをいたします。

情報の公開、要するに、この透明性ですね。検討会の会議の透明性をいかにして担保されていくのか、住民に対してどのように情報を出していくおつもりであるのか、これについてお伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 情報公開ということでございますけれども、この検討会につきましては、基本的にオープンで、傍聴等も可能という形でしていきたいと思っております。そのほか、議事録等の公開など、通常の村の委員会と同様ですけれども、そういった形で情報公開のほうは進めていきたいと考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 先ほど、財源額のところは、検討していく中でというようなお話があったんですが、やはり、その先に向かってのビジョンがあって、この宿泊税は方法論だと私は思うんです。やっぱり、そこのビジョンを、村長が村長の言葉できちんと語っていただくことが必要であって、そこがないので、方法論ばかりが浮き彫りになってしまって、皆さんが、本当にそんなことやって大丈夫なのか、不公平なんじゃないのか、どうやって集めるんだって思いがたくさんあると思います。

でも、何がってところを、村長が自分の思う観光の将来像というものを描いて、やっぱり住民に自分の言葉で言うということが必要だと思います。

これについて、村長、どう思われますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、財源がどのぐらいというそういった質問でありますけれども、大体、今、観光課の予算が大体4億ぐらいというようなことであります。そんな中で、先ほど私の答弁の中で、これから観光財源をいかにして確保していくかということが、この観光地白馬村にとって大変重要な課題だというふうに思っております。この観光地の経営計画にもありますが、受益者負担による新規財源の検討をしろと、こういったこと、それから、外部からの多様な資金調達方法の検討というようなことで、その一環には、ふるさと納税というようなそのことがあります、大体、村でも、今この財源のあり方としては、大体1億から2億はちょっとどうか分かりませんが、そこら辺の範囲内で財源を確保していきたいというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** では、財源額としては、村長のお考えとしては、1億から2億ということによろしいでしょうか。

今、お答えをいただいたので、そういうふうにお伺いをいたしました。

先ほど、藤本副村長のほうからご答弁いただきましたけれども、ぜひ、12月議会の折に、附帯決議をつけさせていただいている中に、情報を公開してほしいということを書いておりますので、透明性を確保する中で、住民の多様な意見を酌み上げたり参考にさせていただいたり検討していただいて、ぜひ、半年というところにこだわらずに、十分な検討をして結論を出していただきたいと思っております。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

新図書館の建設の検討についてお伺いをいたします。

新年度は、これからの新しい図書館の建設に向け、検討が本格化する年でございます。図書館はその求められる役割と機能から、建設ありきという検討ではなく、住民に資する未来の村づくりに向けた丁寧な検討がなされることが望まれます。

12月議会において質問した際には、30年度には図書館長の公募、建設は平成33年度着工の予定である旨のご答弁をいただきましたので、今回は、さらに詳しいスケジュールについてお伺いをしたいと思います。

始めに、新図書館建設に向けての新年度のスケジュールを伺います。

専門家から成る有識者会議を設立して深く踏み込んだ検討をするというご答弁をいただいておりますが、具体的なスケジュールについてお伺いをいたします。

また、館長公募の時期をお伺いいたします。

3つ目に、複合施設として建設する予定であるか、また、その場合はどのような施設と複合化させる予定であるかをお伺いをしたいと思います。

これは、12月の先ほどの議会一般質問のときに、複合施設を基本としながらというご答弁を

いただいておりますが、具体的にはどのような機能を複合的に持たせることを想定されているかということでお伺いしております。

続きまして、建設場所についてですが、これについては、明確なご回答をいただけておりませんでした。この建設場所については、今後の村づくりにおいて非常に重要であると思われまます。場所の検討については、どのように進めていく予定かをお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2点目の新図書館の建設についての質問であります。答弁をさせていただきます。

1点目の新図書館建設に向けての新年度のスケジュールを伺いますとの質問でありますけれども、平成29年の7月から図書館施設検討委員会を立ち上げ、施設等の検討を始めており、現在まで5回の検討委員会を実施をいただいているところであります。

この検討委員会から、答申は平成30年度にされることとなっております。また、来年度は新たに図書館施設有識者会議を立ち上げ、建設に向けての準備を進めてまいります。

図書館施設検討委員会とは別に、より専門的な立場で検討を進めるために設置を考えているところであります。本村の図書館としてのあるべき施設の姿を見出していくことにより、それぞれの専門的な立場の方や財政の担当、図書館運営に広く見識がある方等で構成をしながら検討をしていただきたいと思いますと考えております。

また、30年度には、図書館施設等整備基本構想の策定業務を委託することで当初予算計上をしているところであります。

この基本構想策定業務の主な内容は、新図書館についての各種検討及び協議を行い、白馬村のまちづくりの方向と新図書館施設についての構想を策定することとなります。国内外の先進事例を把握し、ワークショップ等開催により、村民の意見の集約を図ること、さらに、新図書館の蔵書計画とサービス構想の作成等も業務に含んでおります。

2点目の館長公募の時期の質問ですが、平成31年度、当初からの図書館長としての業務開始に向けて、平成30年7月ころに募集を開始をする予定です。館長の募集に当たり、国の支援をいただける地域おこし協力隊員としての募集を検討をしているところであります。

したがって、新図書館完成に合わせての募集ではなく、まちづくりの一環としての理念形成の検討及び構想、設計段階から参画してもらうことにより、施設完成後において新図書館の運営に移行するため、先ほど申し上げた時期に必要と考えております。

3点目の複合施設として建設する予定であるか、また、その場合は、どのような施設を複合化される予定かとの質問であります。近年、新たに建設をされる図書館は、そのほとんどが複合施設として建設をされております。単独の図書館では実現できないサービス・利用方法が作り出され、さまざまな機能が融合することにより、学び・出会い・交流が生まれることにより、想

像力豊かな人間形成を促し、白馬村らしさの発見と文化が作り出されると考えております。

複合施設については、ワークショップでも出されたとお聞きをしている子育てに関する施設といった意見などを参考に、庁内の関係各課におきまして、それぞれが所管する既存施設の管理や整備計画を考慮の上、どのような複合施設が望ましいかを現在検討をしているところであり、図書館施設有識者会議の意見も伺いながら、30年度に策定する基本構想に反映をしております。

最後に、建設場所の検討について、どのようにしていくかを伺いますとの質問ではありますが、図書館の建設場所としては、現在、図書館施設検討委員会において検討をしている図書館の理念・コンセプトの実現に望ましい立地が求められるとともに、人が利用しやすく集まりやすい場所、通勤・通学・買い物等の住民の生活動線上に立地することが望ましく、利用者の利便性と集客力が高い施設として地域活性化の役割が期待をされております。

具体的な建設候補地については、現時点では申し上げる状況ではありませんが、できる限り、村有地を最優先候補とし、施設の規模によりおさまらない場合には、私有地の取得も視野に入れて施設の建設候補地を絞り込むこととなります。

白馬の雄大な山岳景観を生かし、かつ、多くの住民が利用しやすい場所の選定について、平成30年度に開始してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎委員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** ご答弁いただきました。

有識者会議についてでございますが、有識者会議そのものは、基本構想のみを検討するということがよろしいのでしょうか。

ここについて、ちょっともう一遍お伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** 太田です。

一応、有識者会議につきましては、基本構想のみを予定しております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** それから、館長の公募、平成30年7月ごろから館長を公募したいということでございますが、人件費の計上が、平成30年度の予算に上がっていないと思うんですが、この策定業務のみだと思うんですが、なぜ人件費の計上がされていないのか、また、なぜ地域おこし協力隊であるのか、地域おこし協力隊は、通常は2年、3年ぐらいで任務を終えていくというような形で、通常はそう考えられていますが、そうすると、ちょうど平成33年着工のときに地域おこし協力隊の任期が切れてしまうと思うんですが、なぜ地域おこし協力隊なんですか、この2点についてお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（松澤忠明君）** 今、地域おこし協力隊、そして、30年度の予算がないということでご質問をいただきましたけれども、人選をさせていただくのを30年度に上げさせていただいて、31年度から雇用できればというふうに考えておりますので、30年度の新しい予算の中には人件費を計上はしてございません。

また、地域おこし協力隊ということにつきましては、ベースをまず地域おこし協力隊としてお入りをいただき、白馬村の全体を見回していただく中で、今後においてどういう雇用の仕方がいかということをもた理事者等と相談をし、また、議員の皆様ともご相談をする中で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

まず、ベースを地域おこし協力隊というところで考えてございますので、よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 私、地域おこし協力隊が適していないと言っているわけではないんですけれども、通常、この新しい図書館を考える構想から入っていき、建てた後にいないということは構想を実現するところにはいらっしやらないということですよ。幾らベースをつくったとしても、今度実現していくときは違う方が入っていくわけなので、たとえ少しでもそこで実行していかなければいけないのではないかなと思いましたが、ちょっとお伺いしました。

ここについては、ぜひ検討していただけたらと思います。

あと、もう一点お伺いしたいと思います。

非常に大事なことだと思います。建設費についてです。

建設費については、幾らということは私お伺いしません。それはまだわからないと思います。

しかしながら、財政的な見地から、この有識者会議等が始まる時に、ともにもう考えていかないと、その規模であったり、場所の土地であったり等々が絡んできますので、これは絶対に決して少ないお金ではありません。将来的な財政負担も生まれるのはもうわかっております。

それで、今、先ほどの観光地の新たな財源を考えるというところでもお伺いしましたけれども、決して税収の伸びがどんどん伸びるわけでもなく、そういう中から、財政的な見地からの検討が必要だと思いますが、ここについては、どこの部署でいつから始められる予定でございましょうか、お伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 財政的な見地からの検討ということでございますけれども、村では今、公共施設の総合管理計画というものをつくってございまして、その下で個別管理計画というものを今現在作業中のところであります。

今回、図書館が複合施設というところでもありますけれども、これから、村のインフラ、それから公共施設含めて、どんどんコストが上がっていく中で、公共施設を集約していくというところ

が、1つ財政的な負担を軽減する方策の一つとして考えられるところであります。

そういったところで、今回、複合施設というところで図書館を考えさせていただいておりますけれども、まずは1つ、もちろん、機能が優先ではありますけれども、そういった複合施設を考えていく中で、トータルの財政的な負担を減らしていくということも1つ検討しております。

総合的なその財政のところに関しましては、総務課を中心に、今後、この新たにつくる企画の係も一緒になって考えていく内容であるかと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 給食センターの例がございます。

給食センターは、非常にこの建設費のところでも二転三転しまして、結局、不落不調に終わって、実際のところ、1年計画が丸々おこなわれているということでございます。

やはり、建設の場所、建設の費用、中身、あわせて、それこそ複合的に検討していくべきだと思いますし、複合的な施設ということで、基本構想の中に何を複合化するかということがこれから盛り込まれるということでございますけれども、図書館だけではなくて、同時に、何のこういった複合施設を入れるかということが出た暁には、そこから同時にそれぞれの複合施設についても個別にどのような形のサービスが提供できるかということを検討していただきたいと思っております。

図書館のような大型の施設については、時間もかかることでございますので、決して急ぐのではなく、しかしながら、歩みをとめることなく検討を続けていってほしいと思っております。

また、障がいのある方や児童、あるいは住民誰にでも配慮がなされたユニバーサルな使いやすい図書館ができることを願って、2番目の質問を終わらせていただきます。

それでは、3番目の質問に移りたいと思っております。

介護保険改正と地域支援総合事業の進捗状況などについてお伺いをしたいと思います。

いわゆる団塊の世代が75歳以上を迎える2025年を一つのめどといたしまして、高齢者がその尊厳を守りながら、できるだけ住み慣れた地域で自立した自分らしい暮らしを最後まで続けることができるような地域の包括的な支援やサービスの提供体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を基本目標とした北アルプス広域連合第7期介護保険計画が策定されまして、30年度から3年間で実施をされていきます。

そこで、以下についてお伺いをしたいと思います。

第7期、この新しい計画の介護保険料、標準段階で結構でございます。今後の推移についてお伺いをいたします。

新たに設置する認知症初期集中支援チームの目的と効果をお伺いいたします。

続きまして、地域包括ケアシステム構築に重要な役割を果たします地域課題に密着した生活支援サービスなど、日常生活支援総合事業の村内の進捗状況についてお伺いをいたします。

続きまして、地域包括支援センターは、住民にとって身近であってほしいと願うところでござ

いますが、住民や地域へのさらなる周知や関係の強化、機能強化への取り組みをお伺いいたします。

最後に、30年4月からは、介護保険と障害福祉制度に共生サービスが開始されます。これにつきましては、今までの、例えば介護とか障がい者、あるいは子どもの関係とかが、それぞれに充実して、それぞれの一つ一つの分野においては確立したのになっておりますが、この縦割りを廃して、横につながり、それこそ我が事として地域丸ごととして、このお互いに助け合っていく地域をつくっていくというようなイメージだと思います。これにつきましては、情報提供や希望する対象者の把握につきましては、どのように進めているかをお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 3点目の介護保険改正と地域支援総合事業の進捗状況について、3つの項目について質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の第7期の介護保険料と今後の推移についてであります。まず、第7期の介護保険料についてお答えしますと、介護保険料の設定は、計画期間中の3年間に必要な事業費総額の50%を国・県・市町村が公費で負担し、残りの半分を40歳以上の方が納める保険料で賄っております。

保険料の負担の割合は、40歳から64歳の方の保険料で27%、65歳以上の方の保険料で23%となっています。

第7期計画期間中に必要な事業費は、3年間で総額203億円程度と見込んでおりますので、そこから算出された65歳以上の方の介護保険料の標準月額額は、6,002円となりますが、保険料の急激な上昇を抑えるために、給付準備基金のうち、負担軽減分として取り崩しが可能な3億3,000万円から2億2,250万円の繰り入れを行い、月額で5,700円を第7期の介護保険料の標準月額としております。第6期の標準月額額は5,500円でありましたので、200円の増額となりました。

今後の介護保険料の推移であります。65歳以上の人口は減少の傾向にありますが、ひとり暮らしの世帯や高齢者のみ世帯が占める割合が増加することにより、介護サービスを利用する方の割合がふえ、介護保険財政を支える方が減少することから、今後も、介護保険料は増加をしていくものと予想をされております。

2点目の新たに設置される認知症初期集中支援チームの目的と効果についてであります。高齢が最大のリスクである認知症は、今後ますます増加することが予測されます。そこで、地域における認知症施策を推進するため、平成30年4月から北アルプス連携自立圏協約により認知症初期集中支援チームを5市町村共同で組織をいたします。

認知症となっても、本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、早期対応に向けた体制の構築を行なったものです。具体的に

は、医療や介護サービスに結びつかない方、認知症状が重度で、家族が対応に苦慮している方など、専門的支援が必要な認知症の方や、その家族をケアマネジャーと看護師による2名の専門職と、管内医療機関のサポート医がチーム員となり、家庭訪問・検討会議などを行い、集中的に支援をしております。

効果といたしましては、より早期から適切な対応がされ、医療や介護サービスにつなげることが可能となり、認知症の人や、その家族の困り事の軽減ができるものと考えております。

3点目の、地域課題に密着した生活支援サービスなど、日常生活支援総合事業の村内の進捗状況ですが、高齢化が進展する社会情勢において、高齢者が集う場づくり、また、日常生活の見守りや手助けを行う生活支援サービスは、介護保険サービスとともに、地域で暮らし続けるためには不可欠なサービスであると認識をしております。

白馬村でも、今年度、生活支援体制を整備するために生活支援・介護予防サービス協議体の設立及び地域包括支援センター内に生活支援コーディネーターを配置をし、地域課題や社会資源の把握、具体的な地域での展開方法について検討を重ねているところであります。

長年、介護保険制度や行政指導の福祉事業を行ってきた経過からか、地域の中でお互いさまで助け合いを行うという気風づくりが今一番の課題であると感じているところであります。

あらゆる機会を通じて、住民の皆様にご理解とご協力を求めていきたいというふうに思っております。既に、集いの場は複数地区において活動をしており、今後は地区に限定しない集いの場や、食事や入浴などの生活に密着をした集いの場などの創出を検討してまいりたいと思います。

また、30年度より、生活支援・介護予防活動を行う団体を支援するため、補助金制度を整備をいたします。この制度を活用し、多くの団体に参入をいただき、集いの場づくりや見守り安否確認などの生活支援サービスの充実を図ることにより、これからも既存の活動や社会資源を存続しつつ、地域の方の意向を尊重し、可能な限り下支えをしていく考えです。

4点目の地域包括支援センターを住民や地域へのさらなる周知や関係強化・機能強化への取り組みについてですが、地域包括支援センターは、医療・介護・福祉など、高齢者の困り事全般の相談窓口として平成18年に設置をされ、12年が経過をいたしました。保健師・社会福祉士・介護支援専門員の3職種のほか、介護保険制度の改正により、認知症施策を推進をするための認知症地域支援推進員、生活支援体制整備の中核を担う生活支援コーディネーターを配置をし、体制強化を図ってまいりました。それぞれの専門性を生かし、チームとして連携協力をして、高齢者一人一人への相談支援・介護予防地域ネットワークの形成など、地域包括システムの構築を推進する活動をしているところであります。今後、さらに高齢者の相談、支援業務は多岐にわたるため、各課や北アルプス広域連合、大北管内の地域包括支援センターとの連携を強化をし、継続的なサービス提供体制の確保に努めてまいります。

また、地域包括支援センターの活動・役割について知っていただけるよう、積極的に地域へ出

向き、何か困り事があるときには、役場の中に相談窓口となる地域包括支援センターがあることを村民の皆様さらに周知をしてみたいと思います。

最後に、平成30年4月より施行の障害者総合支援法等の改正及び地域包括ケアの強化法についてであります。介護保険または障がい福祉のいずれの居宅日中活動系のサービスのデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイの指定を受けている事業所が、もう一方の制度による居宅日中活動系サービスの指定も受けやすくするものです。

具体的に運用するにつきましては、国から示された内容に基づき、長野県・北アルプス広域連合において、事業者指定等にかかわる必要な事務手続の整備を進めている状況であります。

現状といたしましては、事業所からまだ参入の声が挙がっておりませんが、4月以降において、長野県や広域連合との連携を図りながら、事業所等への情報提供、導入に際しての助言、村民の皆様に対しての体制整備が整ってきた段階で周知をしてみたいと思います。

また、対象者の把握につきましては、今回の一つでもあります。障がい者が65歳以上になっても、使いたれた事業所において、サービスを利用しやすくすることが焦点となっており、主な対象者として、障がい福祉サービスを利用している方になります。

しかし現在、高齢化が進んできている中で、福祉にかかわる人材にも限りがあり、地域の実情に合わせて人材を活用しながら適切にサービス提供が求められている現状を鑑みると、地域の受け皿として障害福祉事業所が介護保険対象者を受け入れていくことが必要と思われれます。今後、事業所において、共生型サービスの導入が広まってきた段階で、利用している方に対して事業所と連携を図りながら、65歳を超えた後のサービス利用について、周知・協議等を行なっていき、障がい福祉から介護保険への意向がスムーズに行くよう、また、白馬村における地域資源を最大限生かしていけるよう、連携を図っていく考えであります。

以上、3点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁も含め、あと3分です。質問はありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** ご丁寧な答弁をいただきました。

こういう制度については、非常に難しい面もありますけれども、ぜひ、地域包括支援センターが住民への周知を、わかりやすい周知をぜひ図っていただきたいと思います。

私ども、10月に住民と議会との意見交換会というものを開催いたしました。その際、私、福祉の部会でしたが、分科会の中では、そういう介護の状態になって、いざとなったときにどこに聞いたらいいのかわからない、そもそも、介護や福祉のことがわからない。情報が少ないなど、いろいろな意見が出ました。

皆さん、困ったときはどうしようというのは、いつも心にあるんですね。ですけれども、じゃ、いざ、どこにというと、なかなかそこが、最初のところがわからないということで意見をいただ

きました。また、民間の、例えば医療機関、あるいは薬局の方が参加されておりましたが、そういった医療関係の皆様の協力を仰ぎながら、情報のネットワークをつくってはどうかというような貴重な意見もありました。ぜひ、そういった意見も参考に周知を図っていただきたいと思います。

1つだけお伺いしたいと思います。

地域日常生活支援総合事業ですが、白馬村でも少しそういったところが出始めているということでございますけれども、ぜひ、近隣の事例集の発行をお願いしたいと思います。

これは、どういう方、どういう課題があり、どういうサービスをし、そして、担い手はどういう形であるのかということまで突いて、これ、厚生労働省を見ると、全国のものがありますけれども、近隣のものがやはり、顔と顔を知った中で、わからなければ聞きに行けるということもありますし、地域が似ているということもありますので、事例集の発行について、ぜひ進めていただきたいと思います。これについて一言お答えをいただきたいと思ひます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。窪田健康福祉課長。

**健康福祉課長（窪田高枝君）** 総合事業につきまして、全国各地で、今さまざまな事例が集まってきました。そういったことで、今、議員さんからご提案をいただいたように、地域包括支援センターのほう、また、白馬村に設置してあります協議会のほうで、こういった事例集を発行することを検討してまいりたいと考えております。

また、総合事業につきまして、住民の方ですとかに理解をいただく機会といたしまして、30年度、実際に事業を実施している団体等の方を講師にお招きいたしまして講演会を予定しております。こうした活動を通して、生活支援のサービスがうまくできるように考えていきたいと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員の質問は答弁も含め、あと30秒です。質問ありませんか。篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 福祉のことにおいても、高齢者はこれからふえていきますので、この高齢者をたくさん抱える地域、地域づくりということについても、ぜひ村長、そのところについても、ビジョンを示していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終わりましたので、第8番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間、休憩といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時08分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番横田孝穂議員の一般質問を許します。第7番横田孝穂議員。

第7番（横田孝穂君） 第7番横田孝穂です。

今回の一般質問は、1番目に、新リサイクルセンター建設とごみ処理について、そして2番目に、国土地籍調査関係についての2問であります。

それでは、質問に入ります。

今回の私からの一般質問につきましては、新リサイクルセンター建設延期と国土調査の新たな課税導入についての検討委員会の設置についてであります。

村民の多くの方より、この件につきましてご意見やら要望など、多くをいただいておりますので、皆様方の村民の皆様へ代わりましての質問をいたしますので、わかりやすく丁寧な説明を期待いたすところでございます。

この新リサイクルセンター建設は、白馬村八方にあります白馬山麓環境施設組合清掃センター敷地において建てる計画予定の場所については、現在、広域連合が大町市源汲地籍に建設中の新ごみ焼却施設が稼働するのにあわせて、平成30年8月以降、白馬・小谷の資源物を受け入れる計画で進めてきたところであります。

昨年、平成29年8月4日午後4時からの議会全員協議会において、突然、白馬村議会へ新リサイクルセンター建設延期の報告がなされており、また、平成30年4月、この1月16日の白馬山麓環境施設組合の全員協議会では、八方地区の建設予定のリサイクルセンターに関して、土地が大勢、多数の共有地であり、また、所有者の相続がなされていない土地があることへの対応について山麓環境施設組合から説明がなされ、相手方の相続者を追っていくため、非常に多く、いつまでの時間と日数がかかることは今の時点では不明であり、この先、いつ新たなリサイクルセンターが建設になるかも不明との報告でありました。

また、その翌日における1月17日付新聞報道によれば、北アルプス広域連合が、白馬に予定するリサイクルセンターの建設時期がめどが立たず、登記名義人の承諾が難航すると報道されております。

このような報道に対し、新ごみ焼却施設の稼働に合わせたことし8月以降におけるごみ出しの問題や分別リサイクル等、さまざまな扱いに対し、白馬村住民の皆様から、必要以上の疑問と不安の声などが寄せられ、お互いに困惑しているところであります。

よって、以下の点について質問をいたします。

1番、本年8月から稼働を目指してきた建設予定の新リサイクルセンター実現に向けての取り組みの経過と方向性を示していただきたい。

2番目、本来89名の所有権であるものが、共有者名を見ると、八方・八方口と氏名が確認されるが、12名に集約された経過、それを担保とするものの所在は何であるのか。

3番目に、担保する書面の有効性は、その根拠法を示していただきたい。

4番目、固定資産税は雑種地・山林として課税されているのか、納税者は誰か伺います。

5番目、白馬山麓環境施設組合清掃センター正面に面するオリンピック道路である村道については、村の利用権の扱いは現在どのような状況下で使用されているのか。また、使用料金も含まれているのではないかと、お示しをいただきたい。

6番、1月17日の報道によれば、建設時期のめど立たず、登記名義人の承諾が難航とあったが、何があるのか示していただきたい。

7番、北アルプス広域連合において、白馬山麓環境施設組合登記名義人の扱い方法に何か問題があるのか。また、白馬山麓環境施設組合清掃センターと土地地主との登記の扱い方法に対し、何か不作為的な問題があるのではないかと、なぜあるのかお示しをいただきたい。

8番、土地所有者相続を明確にするのとあるが、どのような処理対応か示していただきたい。

9番、89名の中に法定相続人となる全対象者は何名になるのか。また、登記名義人である相続済みの者及び未相続者は何名であるか。

10番、賃貸借契約者12名の中での登記名義人である相続済者及び未相続者の法定相続人は何名か。

11番、土地所有者相続を明確にするのとあるが、登記名義人である89名を明確にするのか、賃貸借契約者12名の相続及び所有権を明確にするのかを示していただきたい。

12番、白馬山麓環境施設組合の所在地となる土地の地番並びに地目・地籍についてお示しをいただきたい。

13番、昭和58年当時の土地賃貸借契約書の第4条では、年間借地料298万3,400円及び迷惑料として、借地料同額である298万3,400円が今でも毎年支払われていることになるが、その地区等においてどのような迷惑がかかるのかと考えられていたのか伺います。また、昭和58年当時のその推定実験でもあるシミュレーション環境影響調査結果についても示していただきたい。

14番、現在、広域連合が大町市源汲地籍に建設の新ごみ焼却施設が本年8月より稼働するのに合わせた村のごみ集積や分別方法、またリサイクル等、ごみ出しルールの変更など、さまざまな問題があると考えられるが、問題点や注意点は何かお示しをいただきたい。

以上です。よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 横田議員から1点目の質問であります、新リサイクルセンター建設とごみ処理に関する件についてお答えをいたします。

横田議員からは、14項目と多岐にわたって質問をいただいておりますので、答弁に時間を有する点をご容赦をいただきたいというふうに思います。

1点目の、本年8月稼働を目指した新リサイクルセンターの実現に向けた取り組みの経過と方向性についてのご質問であります。このリサイクルセンター建設計画につきましては、北アルプス広域連合で策定・締結された広域ごみ処理施設事業の基本協定の中でもうたわれておりました。平成23年に締結をした当初協定の中では、このリサイクルセンターを白馬村または小谷村に建設をし、その用地確保は地元が責任を持って行うという内容のものでありました。その後、3市村において検討を進める中で、現焼却施設の解体なども見込むと、最終的には本村八方地区の清掃センターの敷地に建設することがベターであるとの結論に至り、これまで北アルプス広域連合において実施設計等の作業を進めてきたところであります。

既にご承知のとおり、現清掃センターの敷地は89名の共有名義であります。昭和58年に12名の実質地権者と賃貸借契約を結ばせていただき、30年以上にわたり、清掃センター及び公園用地として使用をしてきました。この間、地元の皆様のご協力をいただきながら、特に大きなトラブルや支障もなく運用してきており、借地の残期間もまだ30年近くあることから、新リサイクルセンターの建設には何ら支障がないものとして計画を進めて来たところであります。

その後、事業の実施主体となる広域連合側から、土地名義人全員の同意がない段階では、新しい施設の建設は難しいのではないかとの見解が示されたのは、着工直前の昨年7月でありました。何とか早期着工の方策はないものかと3市村において検討を重ねてまいりましたが、最終的には、用地の整備がつくまでの間、リサイクルセンターの建設を延期する結論に至ったところであります。

リサイクルセンターの建設は、新焼却場が大町市に建設されることにより利便性が損なわれることとなる白馬・小谷両村民にとっては大変重要な事業となりますし、また、ごみの減量化や分別推進の観点からも、早期の稼働を望む声が多くいただいております。そういったご意見を踏まえると、工事延期は非常に残念な決断ではありましたが、村民の利用に支障を来すことのないよう、解体予定であった現焼却場の空きスペースを活用し、資源ごみストックヤードとして、さらには、パッカー車の待機による可燃ごみの積みかえ場所として当分の間利用していくこととしたところであります。

また、先ほど申しました用地の整備につきましては、地元地区、地権者とも打ち合わせを重ねる中で、最終的には裁判手続きにより名義の整備を進めていくこととしたことは、さきの議会全員協議会でもご報告をしたとおりであります。

この方法につきましては、前例がないわけではなく、大町市の源汲地区においても新焼却場の建設に当たって、裁判手続きを経て登記名義の集約を行い、工事を始めた経過もあります。本来であれば、全ての地権者に対して同意の手続を踏むことができればいいのでありますが、かえって相続手続などで多くの手間と費用負担をおかけしてしまうこととなることから、最終的にはやむなく裁判の手法により進めることとなったこと、そして、これらの裁判手続きに当たっては、費用

負担を含めて12名の地権者の皆様の総意により行うことになったことをぜひご理解をいただきたいというふうに思います。そして、名義の整理ができた段階で新たに賃貸借契約を締結をし、新リサイクルセンターの工事を進めていきたいとの考えであります。

2点目の89名の所有者であるものが12名に集約された経過、そして、それを担保するものの所在についてのご質問であります。

もともとこの土地は八方区及び八方口区の共有地でありましたが、法人格のない行政区では、不動産登記ができないため、89名の個人の共有持ち分にて登記をし、現在に至っております。そして、このうち大半が未相続のままとなっている状況であります。この土地の権利が12名に集約された経過と担保については、八方・八方口区の役員の皆さんの念書によりまじ合わされた贈与証書・念書が存在します。その中には、12名の所有を確約する旨が記載されていることから、それを根拠として昭和58年に12名の実質地権者と賃貸借契約を締結をしたところであります。

3点目の質問においても、担保する書面の有効性についてのご質問をされていることから、恐らく議員も、この贈与証書や念書の存在は承知をいただいた上での質問をいただいていると思いますが、そもそもこれらの書類は地元地区の皆さんの間でまじ合わされたものでありますから、村の立場でその有効性を申し上げることは適切ではないと考えます。しいて言えば、昭和58年当時、これらの書類の有効性を前提として賃貸借契約を締結をしている事実があるわけですから、当時の行政判断が適切であったかどうかという観点で考えますと、その後、清掃センターが建設をされ、以降、30年以上にわたって平穏かつ公然と運営されてきたこと、また、観光立村である本村の屋台骨を支えてきた重要なインフラとして利用されてきたことを考えると、決して間違った判断ではなかったと考えます。

4点目の固定資産税の課税地目、納税者は誰かとの質問にお答えをいたします。

該当をする3筆の土地のうち、課税されている部分については、宅地として課税しており、納税者は11名の実質所有者に対して分割課税をしております。なお、納税者が誰かという部分の質問については、当然のことながら、個人名をここでお答えすることはできませんので、ご理解をよろしく願いをいたします。

5点目の白馬山麓清掃センター正面に面するオリンピック道路の利用権の扱い、使用料金に含まれているのではないかと示してほしいとの質問であります。これは、共有地内を通る村道0105号線の道路敷部分について、借地の中に含まれているかどうかという趣旨の質問という解釈でお答えをしたいと思います。今回と同じ趣旨の質問は、昨年9月の議会で行われ、そこでもお答えをしておりますが、この村道については、昭和57年3月議会に提出をされ、同年3月30日に議決され、これを受けて4月1日に告示、村道認定をされております。

路線の認定とは、路線を特定する行為を言いまして、道路管理行為に先立つ根源的な行為であ

ります。一般的には路線の指定・認定がされ、道路管理者が区域の決定を行い、その後に供用を開始されるという手順の上の経過を踏まえると、この道路は、当初から有効に道路法上の道路として成立をしているものであります。土地を道路法上の道路として使用することをならしめる根拠としては、所有権・地上権・賃借権・使用賃借権などがあります。今回のように、道路区域内に未登記用地がある場合は、可能な限り事実関係を調査をし、登記することが望ましいことは明白ですが、現状では借地の中に含まれた道路であります。したがって、道路区域内に未登記用地が含まれている場合でも、道路法上の手続が有効にされているわけですので、道路法第4条により私権の行使は制限されますので、道路区域から外したり、区域変更するといった必要はありません。今後、裁判手続により、土地名義の集約ができましたら、所有権移転登記に向けた手続をお願いをしていくこととなります。

6点目の登記名義人の承諾が難航しているとの報道について、何を示しているのかとの質問がありますが、1月17日付新聞記事において、リサイクルセンター建設のめどが立たないといった記事が掲載されたことは、私も甚だ遺憾に思っております。先ほど答弁でも申しましたとおり、89名の名義人の大半は未相続となっていることから、この相続人を追っていくと600名近い人数となります。そして、これら全員から承諾を得るという手続は、現実的には不可能であること、さらには、相続手続等でこれらの皆様に余計な手間や費用をおかけしてしまうといった実情も踏まえて、12名の地権者の地元八方・八方区の協力もいただきながら、裁判という手続をお願いをしたわけであります。

つまり、建設のめどが立たないのではなく、建設を進めるための手続を現在進めているということですので、ぜひその点をご理解をいただきたいと思っております。村側の意図がしっかり伝わらないで報道された点につきましては、深くおわびを申し上げたいと思っております。

7点目の北アルプス広域連合における白馬山麓清掃センターの登記名義人の扱い方法に何か問題があるのか、また、白馬山麓清掃センターの地主の扱い方法について不作為的な問題があるのではないかととの質問ですが、質問の趣旨に対して適切なお答えになるかどうかわかりませんが、登記名義人の扱い方法については、特段問題が生じているとは考えておりませんし、また、当時の扱い方法についても不作為的な問題はなかったと理解をしております。

この点につきましては、先ほど答弁で申し上げたところと重なる部分にもなるかと思っておりますので、お願いいたします。

8点目の土地所有者・相続を明確にする点があるが、どのような処理かとの質問ですが、これは、何を引用されて相続を明確にする点とあるとの指摘されているかはわかりませんが、一般的には未相続の不動産名義人について戸籍等の調査を行い、相続人を確定するということを言うと思っております。今回のケースに当てはめると、共有地については、登記名義人は89名で、この大半が未相続であるということ踏まえて、その相続人を確定することになります。

全員の同意を得るにしろ、裁判手続を行うにしろ、この相続人確定の作業が第一歩となるというふうに考えております。

9点目の質問の部分に入りますが、相続人の数につきまして、先ほど600人近い人数と申し上げましたが、先ほど行われました白馬山麓環境施設組合議会におきまして、587名との報告がなされ、あわせて提訴に関する議案が可決されたところであります。

また、登記名義人のうち、相続済み、未相続の人数であります。89名の名義人のうち、3名が相続済みです。また、89分の1分の持ち分を白馬山麓環境施設組合が有しておりますので、残り85名が未相続であります。

10点目の賃貸借契約者12名の中での登記名義人である相続済み及び未相続者の法定相続人についてであります。詳細については、個人情報に類推されるおそれもありますので、お答えは控えさせていただきます。

11点目の土地所有者相続を明確にすることについて、89名を明確にするのか、12名を明確にするのかとの質問についてであります。先ほど申しましたとおり、土地所有者を明確にすることは未相続の者について相続人を確定することでもあります。89名の土地名義人、12名の賃貸借契約締結者とともに、未相続の者については、この確定作業を行うこととなります。

12点目の白馬山麓環境施設組合焼却施設の所在地となる地番・地目・地籍に関する質問であります。私どもが把握している登記簿上のデータをお答えをいたします。

地番は白馬村大字北城字馬畔9305番の1、同じく9305番の8、9305番の9の3筆で、登記地目は山林及び雑種地、地籍は3筆合計で7,053平米であります。

13点目の昭和58年当時の賃貸借契約において、借地料の中に含まれて支払っている迷惑料に関し、どのような迷惑がかかっているのか、また、昭和58年当時の環境影響調査結果等についても示してほしいとの質問であります。

一般廃棄物処理施設やし尿処理施設などについては、いわゆる迷惑施設として捉えられていることから、その建設に当たっては、地権者はもちろん、地元地区の皆さんの合意も得て進めていくことが大前提であることは今さら申すまでもありません。

どのような迷惑がかかるというご質問に関しましても、数値として見える部分と、そうでない部分もあります。ばいじんを始めとする大気汚染物質の影響・悪臭・騒音・交通量の増大、そして、周辺地域全体にもたらしイメージの低下、施設の建設用地に関して言えば、資産価値の低下といった影響も挙げられると思います。

今後、焼却場を停止した後も、土中のダイオキシンの濃度などについては、地主の皆さんも心配をされている部分ではないでしょうか。

こういった迷惑施設の運営に当たっては、不安要素を払拭し、お互い良好な関係に基づいて進めていくことが行政運営上は何より大事なことであり、ひいてはその施設を利用する村民益につ

ながるものと考えております。

また、関連して、昭和58年当時の環境影響評価調査結果について、その結果を示してほしいとの質問ではありますが、この調査結果自体は膨大な資料となるため、この答弁では全てをお示しすることはできませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

質問の趣旨とは異なるかもしれませんが、環境影響調査と迷惑料の関係という観点でお答えしますと、そもそもこの調査は、迷惑料の算定基礎とするために行われたものではなく、施設建設に伴う環境への影響を予測をし、基準を超える環境負荷が想像される場合、その対策を講じていくための指標とするために行われたものでありますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、焼却施設稼働後は、白馬山麓環境施設組合において、毎年環境測定を行なっております。その結果については、毎年公表をされているとともに、測定数値については、いずれも基準値内におさまっていることを申し添えたいと思います。

14点目のごみ処理広域化に伴う問題点や注意点についてであります。新しいごみ焼却場が大町市源汲地区に建設されることが決まって以降、地区集積場におけるごみ出しルールの変更や清掃センターの直接搬入における指定袋方式への変更などお願いしてまいりました。また、最も心配されたごみの直接搬入ができなくなる部分への対応策として、待機パッカー車の積みかえ式による可燃ごみの収集体制の整備、事業系一般廃棄物の業者委託の推進なども行なってきたところであります。

これらの対応については、利用される村民の皆様にはご不便をおかけをした部分もあろうかと思いますが、結果としてごみの減量化や直接搬入における車両台数の低減といった効果も生まれてきております。平成29年中に排出をされたごみの総量は、前年比8.3%減、直接搬入ごみの受け入れ量だけで見ると、22.9%の減となっており、その分、業者委託や地区集積場の利用への分散された形となっております。

地区集積場の設置箇所につきましては、小規模ステーションを含めると、現在67カ所となっております。この冬の動向を見る限り、容量的に受け入れができないといったような問題は報告をされておられませんので、当面は現状でもやりくりできるのではないかと考えております。

ただし、今後、広域化後の集積場の整備は進めていかなければならない箇所もありますので、引き続き地区要望等も踏まえながら対応してまいりたいというふうに考えております。

8月の広域ごみ処理に向けて、今後大きな変更となる点は、指定ごみ袋の変更であります。

8月以降は新たに北アルプス広域連合が製作するごみ袋を使用いただくようになるわけでありまして、具体的には料金の変更や新たに事業系ごみの専用袋が作られることとなります。

新しいごみ袋の販売は7月を予定しておりますが、円滑に移行が進むように、今後、村内周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

資源ごみのリサイクル推進であります。その拠点となるのが、新たに運営されるリサイクルセンターであります。このリサイクルセンターは、原則として平日は毎日開設をされることとなりますので、利便性の面からも、従来より向上することになるかと思えます。

先ほど、共有地関連の質問でもお答えしましたとおり、新施設の工事は延期となりますが、現在の焼却施設の活用により、村民の利用への影響が最小限にとどまるよう努めてまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、今回の共有地の問題、そして新リサイクルセンター建設の延期につきましては、村民を始め、関係の皆様にはご心配をおかけをしていることに対しまして、改めてお詫びを申し上げるところでございます。

今、私どもが行政として考えていかなければならないことは、単に新しい施設を建設をするためだけというのではなく、現焼却施設の解体や権利関係の確定など、将来に負担を残さない選択をしていかなければならないということでもあります。そのためには、地元地区・地権者の皆様とともに、綿密に連携をしながら進めてまいりたいというふうに思っていますので、議会を始め、村民の皆様のご理解をお願いをするものであります。

以上、横田議員の1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。横田議員、質問ありませんか。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** 大変長々の答弁でありまして、また村民の皆様も理解いただいたかどうか私もちよっと疑問でございますが、時間がないので、再質問させていただきます。

いずれにせよ、念書、あるいは上申書、それから登記簿の謄本、そういうものを私取り寄せてみましたところ、法務局でこれだけの書類を用意しました。これは、8,000円かかりました。これは、裁判に使える重要な書類になります。

そのような根拠のあるものを私は調べてまいったわけではありますが、いずれにせよ、これは取得の時効ということで、恐らく民法162条の規定を運用されるものと思います。やはり、占有を始めて20年間すれば、時効取得というような感じになるわけではありますが、その中で、これは過失がない場合でありまして、過失があったとすれば、民法164条において時効の中断というようなことがあるわけで、果たしてこれも法定相続人がスムーズに承諾させていただけば問題ないわけでございますが、やはり、600名に及ぶ方ということになると、非常に私なりに心配するところがございます。

土地賃貸借契約書の登記簿経過について、始めに私のほうからもわかる範囲内で答弁もありましたが、紹介させていただきます。

この9305番地-1の番地登記の登記経過でございますが、早口で申し上げます。

明治44年の10月19日に細野耕地から89名に贈与され、明治44年12月2日に共有登記されております。昭和58年7月1日、地主である12名のみにおいて土地賃貸借契約が結ば

れております。そして、昭和58年9月5日には、9305-8及び9305-9によって3分割し、分筆後の登記地目も雑種地とすることになっております。9月5日、登記原因である建物建設のための、これは保安林解除と並びに9301-1の3分割した分割登記であります。昭和58年12月26日に白馬山麓環境施設組合、当時は、白馬・小谷衛生施設組合20095、菅入・中込へ入る場所でございます。この89分の1を所有権を登記でございます。そして、平成2年4月において名称変更である……ここで白馬山麓組合の焼却炉の9305番地1の登録場所は分筆登記前の番地とされております。9305-1であります。道路の東に当たり、本来は西側に位置する9305-8と9とされているところであり、事務所の位置が不正確と確認されるところでございます。そんなことを紹介させていただきました。

いずれにせよ、白馬の地において新リサイクルセンターが一日も早く完成することを村民の全員が望むことでございますが、いずれにせよ、北アルプス広域連合でのごみ処理源汲建設土地との違いが大きく違っております。

白馬山麓環境施設組合焼却場の土地である相続関係は、北アルプス広域連合でのごみ処理源汲用地との違いについて比較をすると大きな違いであります。大町市での源汲地籍用地は、43名の共有地であるが、やはり相続登記がされず未登記であり、最終的には相続となる法定相続人は270名となり、相続人確定、その他費用を含めれば約500万ほどの費用であったようでありました。その後、およそ500万円ほどの費用をかけて43名の共有財産とし、源汲地籍で新団体として北アルプス広域連合の賃貸借の契約がなされております。それに比較いたしまして、白馬の場合は89名の地主の中において、約600名の法定相続人であり、それを89名の地主が確定ではなく、地主12名にする作業であり、源汲地籍の相続とは大きく内容も異なり、結果的に解決するには、相当の年月、月日が予想され、果たして結果が期待できるのか不透明であり、危惧されるところでありますが、白馬の地に一日も早くリサイクルセンターの完成を望むものであります。

私が平成30年2月9日付で公開請求した公文書について、2月19日にその一部が公開されました。公開された文書を読み取ると、昭和48年3月8日付の証書や昭和58年10月5日付の念書を見る限り、所有権のない者が署名捺印しているように見受けられるが、果たして有効であるのかということでございます。

そこで、村長にお聞きしますが、村長、大変なことが見受けられるわけでございますが、よく聞いていただきたい。

土地の賃貸契約は昭和58年7月1日付で契約締結されている。一方では、89名の土地を12名とした大変重要とされている念書であります。既にこの念書があるということで契約が締結されたわけでございます。念書は、昭和58年10月5日付となっている。それは、賃貸借契約から3カ月も後の10月10日となっております。少なくとも念書の日付は遅くても賃貸借契

約と同日か前日以前でなければならぬのではないかと。何を根拠に白馬村は12名と契約したのか、それが疑問でございます。これは、後づけ念書です。今となれば、果たしてこの念書が10月5日に存在していたのかも疑問が残ります。念書が存在しないままの契約締結をしたことが明らかな証明となるが、この点につきまして、村長どのように判断されますか。村長のご見解をいただきたいと思いますが。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** それでは、ただいまの横田議員の再質問の件でございます。

まず、念書の日付についてご指摘をいただいたわけでございますけれども、まず、念書以前に、先ほど村長の答弁でも申し上げましたけれども、贈与証書というのが、これは村が直接絡んでいられるわけではございません。地域の皆さんの約束事として交わされた贈与証書というのは、昭和48年3月8日に締結されております。その中で、12名の方に権利があるよということがうたわれているということもございまして、それを1つ根拠として契約を当時されたものという認識をしております。

よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。横田議員、質問ありませんか。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** いずれ、その当時を振り返ればわからないわけございまして、今わかるはずはないわけでございますが、今見る限り、非常に不透明な念書でございます。その中に、やはりそのときの区長、あるいは隣組の組長さんの念書でございますが、果たして、共有財産をその地域の組長や区長の判子で了解、念書が作成されるとはいかにも不完全なもの判断いたします。人の所有権を他人が念書をつくるような感じが見受けられるわけでございます。

まるでこれは役場は税金を村民からお金をもらわずして領収書を発行して、後の日においてお金をいただくようなものでございます。また、不動産の売買においても、お金を領収せずに不動産登記を済ませるようなばかげた取引契約のようなものであります。

ただいまの答弁等を判断すれば、合意が優先という原則論で言うと、民法上の解釈の大原則論として、法律上の規則よりも合意が優先されます。また、今回のような焼却施設関係である土地相続における契約においての実行支配的な考えの民法162条に置いている取得時効の運用、20年間の時効判断ではないかと考えられますが、この場所は、個人的な財産ではなく、大勢の共有地であり、共有地には一般的では時効はないものではないか。一升瓶の水で言えば、その水の中に境もなく境界もないようなものだと私は判断するところでございます。大勢の共有地を法定相続人の了解・承認もなく、その地区一部役員及び地区の組長の上申証書が念書と言われる覚書で一方的に運用・決定されたとしても、疑問が残ります。法定相続人であります方々が了解されて相続放棄すれば、すんなりと目的する相続も可能になるわけであり、その効力は果たしてどのようなものかと危惧されます。また、例外的に強行規定のような場合は、法律規定が優先

となり、特定の12名になる相続の確定は容易ではなく、危惧されます。その点についてどのように判断されるかお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** ただいまの横田議員のご質問でございますけれども、12名に確定されるのは簡単にはいかないというご質問でありますけれども、確かに手続としては非常に大変な手続にはなっておりますけれども、専門家の先生方にもこれまで相談する中で、当然、裁判をするという手続を行なっていく上では、法的な要件も満たしているという前提で進めてきているわけでありまして。そもそも、それが難しいという前提で進めるのであれば、裁判という選択肢は、地権者の皆さんも行わなかったというように思います。あくまで、法的にも要件を満たしているという前提で、現在、地権者の皆さんの協力をいただきながら進めているわけでありまして、ぜひ、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。横田議員の質問時間は、答弁も含め、あと15分です。質問ありませんか。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** 登記簿謄本を見る限り、昭和46年3月28日に白馬村が差し押さえし、4月13日に公売にかけ、42年2月10日に抹消という経過があるが、これ以降の課税は適切に行われているのか、また、固定資産税は完納されているのか伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。篠崎税務課長。

**参事兼税務課長（篠崎孔一君）** 該当する3筆の部分につきましては、答弁で申し上げたとおり、実質11名に分割し納税をいただいております、現時点においては滞納している部分はないというふうに把握をしております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** 共用地であっても分筆登記はできるはずですが、なぜ、道路分の登記が今日までなされていないのか、この点についてお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。酒井建設課長。

**建設課長（酒井 洋君）** すみません、当時のことでございますので、私は把握してございません。先ほど答弁したとおりに、土地名義を集約できましたら所有権の移転登記に向けた手続を進めていくこととなります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** やはり、早急に登記は実施していただきたいと思います。

この西側にある焼却施設の中も、やはりその中は建物のところに赤線の道路が走っているわけでございます、その道路も未確認のままに建物が建っているというような状況の、当初はそうです。今でも、ほかの地域においても、赤線の上に家が建ったり、川の上に車庫ができるような、

このような白馬村ではいけないわけでございまして、早急にそういうものを確認しながら、一刻も早く登記の遂行に努めていただきたい、このようなことを思うところでございます。

それと、通告にはございませんが、村長、おわかりであればお答えいただきたいんですが、住民監査請求についてであります、このリサイクルセンター建設問題にかかわる住民監査請求が11月11日に提出され、報道もありましたが、この日から間もなく2カ月になります。その後、報道もなければ公式の発表もありませんが、そこで、事態の推移と現況を村長のほうでおわかりであればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。おわかりであれば。

（発言する声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの質問は通告内容と異なりますので、中止してください。横田議員。

**第7番（横田孝穂君）** お答えなくて結構でございます。通告がございませんので。

いずれにせよ、このような重要な問題が最高責任者が常に関心を持つべきであるとは思うので、非常に残念で、まあ、通告がなかったから、私のほうとしてもまことに申しわけないですが、一日も早く解決に臨んでいただきたいと、こんなことを思うところでございます。

それから、何度か先ほどから申し上げておりますが、この土地の所在地が不明確であるがということでございますが、建物と土地の契約の関係であります、本来は9305-1番地で契約はしてありますが、焼却の施設は9305-1番に該当しない東側を指しております。

現在の西側は8と9ということになりますので、非常に問題ということと、それから、白馬山麓清掃センターの敷地の9305-1番地も東側を指してございまして、正確な所在地でなく、本来なら、行政というか、こういう官庁は正確な9305-8とか9305-9を明確に登記していくべきでございます。

いずれにせよ、この4月1日からは、白馬山麓事務組合で、この役場の庁舎が事務所になるかと思っておりますので、7025番地でしょうか、そこになるということでございますが、いずれにせよ、そういう所有地の番地は、所在地を明確に行政は努めていただきたいと思っております。

議長、何分、あと。

**議長（北澤禎二郎君）** あと9分です。

**第7番（横田孝穂君）** それでは、まことに申しわけありません。2番のほうに移らせていただきます。

国土地籍調査関係について、昨年12月議会において、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例について担当委員会である産業経済委員会に付託審議され、賛成少数により否決された。本会議場での採択は賛成多数で議決結果です。

そこで、国土地籍調査事業推進委員会設置について質問いたします。

1つ。国土地籍調査、国調の経過並びに実施状況と今後の見通し、課題について示していただきたい。

2番目に、土地所有者である住民の理解をいただき、順調に進めてきた要因は何か示していただきたい。

3番目に、国土地籍調査は、その該当地域の終了時ごとに新たな土地を正確に確定し、固定資産税を徴収するのが主な目的であるが、なぜ今日まで新たな課税実施を控えてきた要因が何であるのか、示していただきたい。

4番目に、中部地区終了をめどに、総合的に判断をしたいとのことであるが、何を意味しているのかお示しいただきたい。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 横田議員の2点目の国土地籍調査関係について、4つの項目についての質問をいただいております。

1点目の事業経過並びに実施状況についてであります。明治期に未熟な測量技術によって作成された公図と現況の土地筆界の相違から生じるさまざまな土地関連行政に関する問題の解決を目指して、昭和63年度より、佐野地区神城1区から事業を開始をいたしました。

本事業につきましては、白馬村の総面積189.36平方キロから国有林など調査対象外の土地を除いた135.23平方キロが調査対象面積となっておりますが、現在の方針といたしましては、平坦地20.06平方キロの調査を完了させるべく取り組んでいるところであります。

平成29年度は、八方地区南部、北城21区の調査に着手をしており、現在までの調査面積は、圃場整備地区など、その測量結果が国土調査の成果と同様に取り扱われ、国土調査法19条第5項の指名を受けた土地を含めて12.77平方キロとなっており、平坦地の進捗状況は63.7%であります。

今後の事業の見通しについてでありますけれども、昨年6月の議会でも答弁をさせていただきましたが、現状におきましては、いまだ事業完了の時期が見通せないのが正直なところでございます。事業がなかなか迅速に進まない理由といたしましては、所有者の移動が頻繁な土地や村外にお住まいの方が所有する土地が多く、境界立ち合いの調整に時間がかかること、降雪により調査機関が限定されてしまうこと、事業費の関係から、調査区の区割りをある程度細かくせざるを得ないことなどが挙げられるかと思っております。

また、事業の課題といたしましては、今後、公図と現況が大きく異なっている地域の調査に着手をする際に、現在の調査手法では円滑な調査が難しいケースが出てくることが考えられる点で、その際には、法務局や長野県など、関係機関との連携・協議と、十分な事前調査が必要となってくると思われます。

いずれにせよ、事業の完了を目指して、慎重な事務実行と現地調査の実施に努めてまいりたい

と考えております。

2点目の、順調に進められてきた要因は何かですが、議員質問のとおり、国土地籍調査事業につきましても、住民の皆様のご理解なしに進めることができない事業でございます

先ほども申し上げましたが、本事業は、昭和63年度より開始をし、事業開始当初には、地域の皆様にもなかなかご理解をいただけない点もございましたが、事業開始より30年を経過をし、事業の進捗とともに事業の内容が広く知られ、国土調査事業に対する住民の皆様の理解が深まってきたことが事業を進めてこられた要因であると考えております。

今後とも、事業の実施に当たっては、事前に住民説明会を開催をし、内容を丁寧に説明するなど、地域の皆様に事業を理解していただけるよう努めてまいります。

3点目の、今日までの皆様、新たな課税を控えてきた要因と4点目の中部地区終了をめぐり総合的に判断したいとのことが何を意味するかとの質問について、あわせてお答えをいたします。

国土地籍調査の成果の固定資産税への反映についてであります。昭和62年に策定をした当初の国土地籍事業の計画書では、構想効果については、調査が完了した地区から、調査の成果に基づいて課税をするという計画でした。しかしながら、税負担の不公平が出るとの意見があり、全地域での調査が完了した段階で、国土調査の成果を固定資産税に反映することとしたものであります。

その後、先ほども答弁をさせていただきましたが、事業完了の時期が遅れることが見込まれたため、県内各市町村の状況なども勘案したうえで、国土地籍調査成果による登記簿面積による課税を内部で検討し、平成17年に調査の完了した神城地区全域及び深空地区を対象として調査結果の固定資産税への反映にかかわる説明会を開催をいたしました。参加された住民の皆様から、全体的に否定的なご意見も多く頂戴をしたことから、実施を断念した経過は、私も承知をしているところであります。

その一方で、私が村長就任以降、国土調査の成果を早期に課税に反映すべきだとして、そのほうが公平であるとの意見も横田議員からもいただいた記憶がございます。私自身も、早期に課税に反映することが望ましいと考えており、反映する時期としては、中部地区の調査が終了した時点が1つのタイミングと捉えているところであります。

したがって、今後、住民の意見を十分伺いながら、他の自治体の例や判例を参考にして、課税に反映する時期について判断をしてみたいというふうに考えているところであります。

横田議員の国土地籍調査関係の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第7番横田孝穂議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間、休憩といたします。

休憩 午後 3時09分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第6番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第6番加藤亮輔議員。

第6番（加藤亮輔君） 6番、日本共産党加藤亮輔です。

今回の質問事項は、2年前に策定しました観光地経営計画と村づくりについてです。

早速、質問に入らせていただきます。

観光を主産業とする白馬村にとって、村が立案する観光政策及び観光事業は、村の経済と暮らしに直結しています。

現在、海外観光客の増加に助けられていますが、国内観光客の減少が続き、楽観できる状況ではありません。このような状況の中、民泊の解禁、観光財源確保のための新たな負担金の問題が上がっています。

これらの問題に対する村の考え方及び2年前に策定した観光地経営計画の進捗状況など、7点質問いたします。

まず、観光地経営計画関連として、1番、今までの観光計画と違って、観光地経営計画は、観光地を経営するとの観点から、10年間の計画が策定されたと考えます。28年の第2回会議で日本交通公社観光政策研究アドバイザーから経営会議に各課の担当者を出席させて担当課の事業に反映させていただきたい。また、来年度の予算に反映させるためには、会議の開催のタイミングも重要だと指摘されています。1年経過していますが、いまだに関係課の参加及び全庁協力体制が確立できていませんが、その原因を伺います。

2点目、この計画には4つの基本方針のもとに10の戦略、55の事業を決定し、当面は4つの重点プロジェクトを行うことになっていますが、2年経過しているにもかかわらず、1つのプロジェクト推進チームも活動していません。立ち上げられない問題点を伺います。

3番目、観光地経営会議は村の観光政策を遂行する最高責任組織と認識していますが、間違いがないかどうか、また、15名の構成メンバーの任期は10年と決定していますが、変更できるか伺います。

次に、観光振興財源に関して、4番目として、観光振興財源確保のために春に検討委員会を立ち上げますが、庁内で考えた観光振興策として、事業内容、またその振興策を実施するための想定額をどれぐらい見込んでいるか、2点伺います。

5番として、財源確保のための方法として、宿泊税の導入、入湯税の拡充、分担金などを候補に挙げていますが、庁内ではどのように検討をされたか伺います。

6番目、民泊新法に関連してですが、6番、6月から民泊新法が施行されます。

現在、白馬村に観光業法に基づいて営業している事業者数と施設数はどれだけか。また、許可を得ていない無許可宿泊施設はあるかどうか。あれば、どれだけ把握しているか伺います。

7番目、白馬議会は賛成多数で村全域を民泊新法施行制限地域にする意見書を採択しましたが、村長は、長野県が今策定している民泊条例・施行規則にどのような制限項目を県に要請したか伺います。

以上、7点よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤亮輔議員から、観光地の経営計画と村づくりについて7つの項目に質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の観光地経営会議の進捗状況等に関する質問に関してお答えをいたします。

観光地経営会議は、観光地経営計画に定められた10カ年の計画について、その進捗状況について経営の指標となる各種データの取得体制の整備として、平成28年度から2年間で白馬村では初めてとなる冬季外国人アンケートの実施、グリーンシーズンの統一アンケート、この冬については、宿泊者アンケート、内外を問わずなど、経営指標となる各種データの取得手法の確立を目指すとともに、この11月の経営会議では、各事業の進捗について評価を実施をしたところがあります。

今回の評価については、関係各課への出席は求めなかったものですが、今後、会議を重ねていく中で、各課の専門性が問われる議論内容が出てくるものと考えられますので、その折には出席を願うことも考えているところであります。

2点目のプロジェクト推進チームが立ち上げられない点は何かについてであります。経営会議の議論の中から、グリーンシーズンの強化という項目の中では、特に自転車の振興という点について議論がされており、今議会に提出をした平成30年度予算の中には、サイクルツーリズム事業として独立をした予算を計上をさせていただいたところであります。

この点についてを、今後の経営会議の中でプロジェクトチーム化を目指す形で提案をしてみたいというふうに考えております。

3点目の観光地経営会議の位置づけに関する質問については、観光地経営計画の確実な実行のため、計画管理をしていく会議と考えます。これから白馬村の観光をどうするのかというところで、さまざまな立場からの意見をいただくことにより、計画の進行管理をしていく機関であり、うまくいかない事項については、その原因を議論し、内容によっては計画の変更までを管理してまいります。

構成委員の任期については、10年間というのは、本計画を10年計画としているための期間設定でありますので、役職の交代による委員の途中交代などには対応をいたしたいと思っておりますし、議論の進展により新しい委員をお願いする必要があるれば追加をお願いすることとなろうかと思っております。

4点目の観光振興策としての事業内容とこれにかかわる財源額については、篠崎議員の答弁と

重複をしますが、新たな財源の用途につきましては、現在、庁内で検討しておりますが、景観整備、観光案内施設整備、地産地消の促進のための商品開発、温泉施設・宿泊施設の魅力向上事業への支援、地域内の統一看板、クレジットカード等の決済環境整備、違法民泊の監視・摘発、観光統計データの取得・分析、情報発信の強化といった事業を想定しております。

また、これらの事業に係る財源額については、私としては、先ほど篠崎議員の質問にもお答えをしたとおり、大体1億から2億の範囲内というようなことを考えております。ただし、これらの事業や金額については、あくまで検討中のものでありますので、今後変わり得るものと思っております。

5点目の財源確保策の候補については、検討経緯についてお答えをいたします。

庁内では、他の自治体の観光財源確保の取り組みを参考に検討をしており、12月定例会で他の自治体において既に検討をされている宿泊税・入湯税の見直し、分担金等を候補として挙げたものであります。宿泊税については、東京都・大阪府・ニセコ町・倶知安町等で、入湯税の見直しについては、釧路市・別府市・北海道上川町等で、分担金については、大阪市・倶知安町で、それぞれ既に導入の検討がなされているところであります。なお、これらはあくまで例示であり、検討会では宿泊税・入湯税・分担金に限って検討するというものではありません。

全国の自治体では、ほかにもさまざまな形で観光振興のための財源確保策が導入・検討されておりますので、それらを参考にしながら検討を進めていくものであるというふうに考えております。

6点目の民泊関連の質問であります。まず、営業宿泊施設の数であります。現在、大町保健所に許可・登録をされている施設数は、ホテル63、旅館299、ペンション・民宿など簡易宿泊所425の合計で787施設に上ります。

ただし、リストを確認すると、既に営業をやめている施設も相当数含まれており、実際の営業施設はこの数字をかなり下回るというふうに推測をしております。

平成27年度に行なった宿泊施設経営実態調査では、宿泊施設数の把握に各観光協会のリストと宿泊施設を網羅した出版物を用い、511施設という数字があり、その数字に反映し切れなかった施設を加え、約550施設から600施設というのが実態に近い数字というふうに考えております。営業宿泊施設の把握すら完全にできていないのが実状であり、大きな課題でもあります。

また、旅館業法の許可を取得せずに営業をしている宿泊施設の存在であります。村も協力をしながら行なっている大町保健所による昨年末の調査では、有力宿泊仲介サイトに登録をしている施設128のうち、許可が確認された施設が117、調査・指導中が7、残りの4施設は所在の場所が不明という状況であります。

指導により適正な営業形態を求められると仮定しても、仲介サイトの表示だけでは場所にすらたどり着けない施設も現に存在をしている事実があり、いわゆる闇民泊の存在は否定はできない

といった状況であります。

最後に、県が制定する条例・規則に村からどのような規制項目を要請したかについてですが、12月議会の一般質問においても、民泊新法に関し、県へ求めていく規制についての質問があり、住民の生活環境の悪化として、冬期間の迷惑行為の多発、治安悪化や渋滞による緊急車両運行への不安等が規制の対象となり得るか打診をしていること、さらに、観光協会等への加入、対面方式の鍵の受け渡しや事業実施の際の近隣への事前説明の義務化を要望している旨を報告をさせていただきました。その後の経過ですが、12月28日に、県は住宅宿泊事業法の適正な実施に関する条例骨子案を発表し、県として民泊事業実施を制限する区域と期間が示されました。制限できる区域は、学校等の周辺、住居専用地域及び静穏な環境を求める者が多く滞在をする別荘地と、その他として、冬季におけるスキー場周辺など、道路事情に起因する生活環境悪化のおそれがある地域などの3区分とされ、特にスキー場周辺という要素は、スキー場を抱える積雪地の要望に配慮したものと評価をしているところであります。

この骨子案を受けて、村では、村から申し出る規制内容につき、宿泊業者、観光協会、商工会、議員、県職員等を集めた検討会を1月以降4回開き、県との協議のたたき台となる規制案をまとめてまいりました。区域についてはなかなか口頭では説明が難しいわけですが、梅池も含め、6つのスキー場周辺地域及び隣接をする道路幅の狭い地域と別荘地を地図上に表示をし、制限期間は降雪期である12月から3月、ただし、家主の居住型は規制の対象としないという内容で県へ報告をいたしました。

これらの一連の経過や規制案は、去る2日に行われました白馬村の区長会議にも説明しているところであります。また、規制区域の地図は、事前に県担当者にも見せており、若干、条例上の規制区域に入れるのには広いとの感想もありましたが、今後、3月末に予定をされている県の事業評価委員会に向け、協議を重ねてまいります。

なお、県の条例案は、鍵の受け渡しの対面方式や周辺住民への事前説明、事業実施方針の届け出を義務づけており、全国的にもかなり厳しい内容となっているところであります。

以上、加藤議員の一般質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 答弁いただきました。

それで、まず最初に、観光地経営計画及び経営会議のところでちょっと質問したいと思います。

それで、先ほども、報告書が11月ごろ出されて、実際問題まとめたのは、報告書3月に見ましたら、ホームページに立ち上がっていたという状況なんですけれども、11月に概要ができるということでは、アドバイザーの方がおっしゃっているのは、その問題点ができたら、その問題点を次の予算で解決できるように、やはり問題点をまとめ上げちゃうのを秋にすると。3月ごろに報告書としてまとめ上げるんじゃなくて、11月ごろにまとめ上げなければ、次年度の予算

には解決できないんじゃないのかと、だから、まとめ上げる時期はあと半年ぐらい早めた方がいいんじゃないかというふうに私は受け取ったんですけども、その辺、やはり、一つ一つの問題点を解決していくに当たって、やっぱりスピード感を持ってやってほしいなということですよ。

その問題点を挙げるについても、担当課の方がいなければ、一々観光課の事務局が全庁の方へ連絡していくと、そういうことはなかなか時間的ロスがありますから、もっとスピード感を持ってやっていきたいと、やってほしいと思います。

それで、村長自身も昨年の12月にこの計画については胸を張って報告できないと、その中で教訓として、全村体制・全庁体制を築いてやっていくというふうな見解を述べているんですけども、今のようなスピード感ではいけないと思うんですけども、その辺の全庁体制をまずどういう形でつくっていかこうと思っているのか、この12月の答弁のとき、どういうお気持ちでその全庁体制というのを述べたのか、ちょっともう少し具体的に、各課の課長も皆さんいますから、ここでちょっと発表していただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 12月の一般質問の段階で同じようなことをお尋ねがありまして、私、当時仕事に携わって9カ月、携わった中の気持ちとしては、やはり、観光課の人間だけで動いても、とても計画達成にはなかなか手間取るというか、おぼつかないというものがありました。

ということで、今、加藤議員さんおっしゃられたとおりの、やはり、それぞれの施策を見ますと、いろんな課がかかわってくる内容となっているということに鑑みますと、何らかの形で各課の課長なり係長なりが参画する必要があると痛感をしております。

例えば、今年度第2回の経営会議におきましても、事業の評価というのをするんですが、実際、評価する項目による施策がなかなか拾い出せないという現状がありました。これはもう、もっと早く私たちが各課なり各事業所なりに情報を伝達して収集しなければいけないという反省には立っております。そういった意味では、今おっしゃられたとおり、タイミング的にも次年度予算に反映するような評価体制というのは、30年度はとっていききたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** それで、この計画書をつくり上げるために、非常な事務局サイドの労力、これ、3年間に及んでつくった計画ですね。それで、お金的にもそのつくるまでで1,896万円ぐらい、それで、28年から来年度の今度30年度の予算も含めると、今度新たにまた1,600万円ぐらい、要は合計で、3,500万円ぐらいこれかかっているんです、この。またこれからも運用していくと。それから、まだ全体の把握ができないというところで、まだ数年はアドバイザーのお力もかりなければいけないという状況だと思います。

その計画をまず2年前につくったんですけれども、村長は、全村体制でこの計画を遂行するというふうに述べているんですけども、その2年前につくったその計画が、概要版というものもつくりました。その概要版及び計画を、はっきり言えば、村民に配るためにあの概要版をつくったと思うんですけれども、その未加入者も含めて、それから、白馬村の事業者も含めて、どれぐらいの人に配られたのか、全世帯に配ったのか、それとも未加入者には配っていないのか、事業所には配っていないのか、その辺のところをちょっと教えてください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 概要版につきましては、2,500部作成いたしまして、もちろん、区長会と、あと、主な事業所におきましては全てに対して配布をしたというふうに認識をしております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** そうすると、大体の事業所及び白馬村に住んでいる住民全てが大体知っている、そういう認識ですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** この概要版につきましては、ホームページにも載せておりますので、観光に意識の高い方につきましては、その存在については認識をしているというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** この質問をやるに当たって、いろんな自営業者、宿泊業者にお話を求めました。それで、八方に住んでいる、おじいちゃんの代から宿をやっている三代目の人と話をしたときに、その計画があったということは知っている。でも、中身なんか全く知らないというのが現状です。それで、一般的な若い世代の人なんかは、私は知らないと思うんですよ、内容を。それで、どうしたいかということなんですけれども、私が27年の6月議会で行政計画が白馬村には二十数本の行政計画があると、その計画ができた後に、多くの住民に中身を知っていただいてそれを活用していただくということで、ただ単にホームページに立ち上げるだけではなくて、説明会を開催するとか、地区に出向いて説明するとか、そういうことをやったらどうですかという質問をしました。そのときに、答弁として、新しい計画書をつくと、そういうことをやりたいたいけれども、人の集まりが少ないと。そういうことが過去にあったから、うまく対応していきたいと思っていると、そういう答えでした。

それで、こういう計画、これからまだ8年間続く計画です。それで2年たって一応の初歩的な到達点があります。この3年目、4年目のこの中期でしっかりと周知しなければ、あと5年もしたら、そんな計画があったのかいという状況になりますから、ここできちんと村民の全村体制をつくと、そういう意気込みだったら、きちっとそういう説明会などを開催すべきだと思うんで

すけれども。

これは、前のこのお答えいただいた、できたら副村長のほうからお答え願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** ただいまのご質問の件ですけれども、新しく組織——いわゆる検討組織を立ち上げる、それなり、課長会議を定例、それから臨時を含めて、月2回を開いているわけなんですけれども、そういった機会を設けるなりして、どういうふうに対応していったらいいかを検討したいというふうに思っています。

それから、全村的なところではあるわけなんですけれども、なかなか、さきに答弁申し上げたとおり、難しいところはあるわけなんですけれども、何とかして周知のところについては持っていきたいなと思っております。観光地経営計画については、いわゆるその成果については、とても他市町村等に対していわゆる誇れるものというふうに私は認識しておりますし、他市町村の観光関係の方がそう言われているというところでもありますので、何とかその辺は、村内・庁内体制をとって広めていきたいというふうに考えています。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** ちょっと答弁がずれがあるんですけれども、要は、全村体制をまずはつくる。中のことは、ここにおる皆さん方で決められると。それは、課長会議でもできるでしょう。でも、全村体制をつくるということは、非常なアプローチを、それから労力が非常にかかると思うんです。だから、その12月の村長挨拶の中で高らかに述べた以上、その全村体制をつくる、今度実行していくというところをしっかりとやっていただきたいと思います。

その一つとして、説明会をやったらどうかということを提案したわけです。

もう一つ質問している構成メンバーといいますが、経営会議の今15名の方がいらっしゃいます。非常にご苦労して、私もお苦労で大変だなと思います。

その中身を見ると、今、構成メンバーのうち、女性がたった1人なんだわね。これ、白馬村の人口の比率から言っても、それから、特に観光客を真正面に受けとめている人は、男より女性のほうが多いんですよ。そういういろんな提案、お客からのアイデア、そういうものは、女性のほうが私は数段持っていると考えます。だから、15名のうち、本当だったら5名ぐらいは女性にすべきです。女性が1人、2人入ったって、それは発言もできない、1人、2人では。やはり、5人という数が合わされば、その会議で発言もできるようになると思います。

それからもう一つ、これ、10年計画なんですよ。それで、構成メンバーをまた見ますと、30代、40代の人2人しかいないと。その30代、40代の人、10年たって40、50になって一番働き盛りのときにこの計画を本当に推進していくと。今の60、70の人は、もう70、80になるんです。だから、もう少し年齢的に引き下げてメンバーを変更できたらな

と思います。

それから3番目は、やっぱり索道関係者と山関係者が多い。白馬の山岳景観を楽しむ、そのこの景観を楽しむというようなそういう観光地づくりはもちろん重要なもので、索道も山関係者も外せとは言わないけれども、そこを魅力的に見せるには、この里山整備をどうするかとか、建築をどうするかとか、そういう農業関係者とか建築関係者とか、そういう方も加わっていないければ、トータルの観光地経営計画はできないと思うんです。白馬村には、総合計画っていう10年の計画がもう一本あります。これは、どっちかっていうと、人間の人を中心に、福祉とか教育とか、そういうものを中心な村づくりをどうしようかという計画だと思います。

この観光地経営計画というのは、あくまでも観光を中心に置いて、この村づくりをどうしているかという計画だと思いますので、やはり、全体でこの村づくりをやるには、ただ観光関係者だけでやっても絶対うまくいかない。そういう意味からも、少し変更というか、おいおい変えていただきたい。その辺の変更の可能性は、ただ同じ団体が同じように、会長が任期が来たからかわったというところで変えることはあり得るということはおっしゃいましたけれども、そういうメンバーを少しいじるというようなことは、考えているか考えていないか、答弁をお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 今のご提言、大変ありがたくお聞きかせいただきました。

特に構成メンバーにつきましてであります。当初、やはり策定委員会及びワーキンググループとして参画された方々が、計画づくりに一番密接に関係した方々が引き続きチェック機能を果たす同会議の委員になっていただくことが一番責任を果たせるという意味合いで今のメンバーは選定されたというふうに認識をしております。

そんな中で、今ご指摘いただいた年齢層だったり、男女構成比、確かに、女性の声をもっと聞くべきだというのはもっともなところがあるかと思っておりますので、そこら辺については、全然コンクリートではなく、臨機応変に対応できるかと思っておりますので、適任と思われる方がいれば、それは内部での調整等した上で選任することはやぶさかではないというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 次に、プロジェクトのことにちょっと一言質問します。

プロジェクトは4つのプロジェクトをつくるというふうになってます。その中に、2番目のプロジェクトとして、白馬村の核となるスキー場と宿泊拠点の再生プロジェクトというものがあります。

それで、この一番目に、宿泊施設のサービス形態を見直し、多様化する競争力を強化という問題があります。それで、今、白馬村の現状を見ると、八方地区が平成9年、平成9年はゼロ歳から14歳が106人いました。それが、この平成29年は54人、要は半減したと。それから、

和田野は、同じ9年、32人の子どもがいました。それが、13人になったと。これ、約3分の1になっちゃったと。それから、山麓、これ16人の子どもがいたんだけど、29年には4人になったと。これは、もう4分の1になっちゃったと。そういう現状なんですよ。それで、いろんな計画で少子化対策をやっているんだけど、それで、この計画の中にもこうやって多様化する競争力の強化と、この地域はやはり一番インバウンド事業で外国人資本が入ってくる、そういう地域です。そこの地域が、やはり日本人経営者が、はっきり言えば、競争力に負けたと。負けた結果、こういう感じになったと。でも、片方にこういうプロジェクトがつくられていても、全然何の対策も立てていないということがこういう結果にますますこれ大きく、この比率はもっと大きくなると思うんです、これから。だから、こういうプロジェクトがあるんだったら、早く立ち上げて、どういう形で村づくりをやっていくのか、そこら辺は真剣にこの計画に沿ってやっていただきたいというふうに私はお願いしたいんです。だから、早くプロジェクトをちゃんとつくってやるべきだということです。

もう一つ。これも村づくりのことなんですけれども、先ほど言った、そういう八方・和田野・山麓、これ、こういう形で子どもの数はどんどん減って来ちゃっておると。この地域については、こういうファミリーが住む地域じゃくて、商業地域といおうか、都会で言うね。そういう地域になっちゃってもいいというようなお考えでいるのか、それとも、そこには子どもの笑い声が聞こえてあの地域をきちっと守っていくためには、親子で住むような、そういう地域にしていこうというふうに願っているのか、その辺は村としてはどういうふうに考えているんですか、あの地域は。

お願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** 加藤議員さんのほう、いろんな分析をしていただいて、まことにありがたいわけでありまして、私ども、そういった分析のところはしているつもりでありますけれども、じゃ、そういったところはどういうところを目指しているのかというご質問ですけれども、もちろん、商業施設の多いところであっても、それぞれお子さんがいて、また、元気な年配者の方々がいて、そういった商業施設等々を経営されている方がいてといった、そういう全体的にバランスのとれた活気のある村づくり・まちづくりを目指しているわけでありまして、村長公約の中にも、そのことはうたわれているというふうに解釈しておりますし、そういったところを目指しているということをご理解いただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 次に、財源の問題に移りたいと思うんですけれども、先ほど同僚議員の質問の答弁にもありましたけれども、もう少し根本的なところをお聞きしたいんですけれども、この観光財源確保のために宿泊税の導入も1つの柱として考えているということで、これもある地

域の事業者からの意見書が、これは、観光課・村長のところへもきつと届いていると思います。

それで、1つだけ紹介したいと思うんですけども、宿泊税を既に導入している東京・大阪、今後導入が決定した京都、いずれもインフラ整備が進み、宿泊施設もハード・ソフトともに充実しています。穴ぼこだらけの道路を始め、何も進まないインフラ整備、すり切れた畳を座布団で隠して営業を続けざるを得ない多くの宿泊施設、こんな白馬村に、そして、このような宿泊施設の商品力でお客様に宿泊税の負担をお願いできると思いますかと。もっとその後続くんですが、現場としてはとても対応できないと、どうしても導入するんだったら、役場観光課の職員が来てもらってちょうだいと。そういうような厳しい意見も載ってました。

それ以外にも、20幾つの意見が載ってました、そこには。村長自身、今の白馬村の状態の中で、このインフラの状態、それから宿泊施設の状況を鑑みて、宿泊税を取れる自力があるかどうか、その辺の基本的な判断はどんなものですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど、篠崎議員のところにもそういう答弁をさせていただいたわけでありましてけれども、先ほど答弁の中でも、この宿泊税ということではなく、観光財源をどうするか、これから白馬村が観光で生きていくためには、その財源をどうするかということを検討していかなければいけない、そういった中で、その一つとして、例えば、ふるさと納税という話もさせていただきました。そしてまた、宿泊税という問題もあると思いますけれども、全般的に大きく考えて、どういうことが観光財源を確保することができるのか、こういうことが一番の我々に課せられた大きな財源確保の問題だというふうに捉えております。そして今、宿泊税が云々というような、そういったお話もございましたけれども、観光で生きていくには、何とかして対応していかなければいけないということをご理解をいただきたいと思います。そして、くどいようでありますけれども、宿泊税ありきではないということを再三私は申し上げているわけであります。そういった中で、ぜひご理解をいただきたい。白馬村が世界水準の山岳高原を目指して取り組んでいくためには、先ほどの人口減少の問題もあります。いろいろな問題もありますけれども、前を向いていかなければ、ただ黙っていただけでは、もう白馬村はどんどん衰退をする。そのためには何をすべきか、いろいろなご意見を頂戴をしながら進めていくことが私は重要であろうかというふうに思っておりますので、ぜひ、加藤議員、いろいろな意見もあろうかと思いますが、ぜひ、前へと進むようなご意見を頂戴をしたいなというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 財源をどうするかという問題が、今、村長のほうから答弁の中にありました。それで、ちょっと資料を私つくりました。それで、白馬村の宿泊業者の実態はどんなものかと。それから、白馬村に住んでいる住民の実態はどういう状態になっているかというところをまず押さえて、それで、どういう対策を立てたらいいかというところにちょっと提案をしたいと思

うんですね。

それで、この資料1を見ていただきたいんですけども、この資料1は、平成26年度の経済センサス、これは、国が行なっている調査です。要は、企業の国勢調査みたいなものです。その中に、各都道府県・各自治体が網羅されています。その中で、ニセコと倶知安と箱根と軽井沢・白馬・山ノ内町を例に挙げました。ニセコ・倶知安は白馬と同じようにスキーでインバウンドで今盛んなところだということ。それから、箱根というところは、日本で一番、宿泊飲食サービス業で一番人口の多い自治体です。

それから、軽井沢は言うに及ばず、白馬が目指そうとしている、そういう観光地、山ノ内町は白馬と同じようにスキー産業をやっている長野県内の自治体ということで、そこを例に挙げました。それで、この真ん中の宿泊サービスのところで、これぐらいの人が、白馬村だったら680の事業所があると。そこで働いている人は2,527人おるといような見方です。

それで、割合は、全従業員、働いている従業員の中で飲食関係者が42%、白馬村の中で42%の人が宿泊飲食サービス業で働いているということです。

横に行ってもらって、今度、そこでどれぐらいのお金が生み出されているかということで行くと、全産業で白馬村は396億4,100万円を26年に――大体これ推定値ですけども、稼ぎ出したと。その中で、飲食関係はどれだけ稼いだかということ、10億400万稼いだということなんです。それを、従業員1人当たりで割ると、1人当たり400万という感じなんです。

それを、ほかの自治体と見ると、ニセコは875万、倶知安は466万、それで箱根は835万、それで山ノ内町も752万という形で、白馬の宿泊飲食業の1人当たりの売り上げは400万しかないんですわ。それからもう一つ、観光客のところ、資料3を見ていただければ、白馬村の観光客、ここに書いてあるように、箱根なんかはもう2,000万近い観光客がいます。白馬村は200万人、山ノ内は400万というように感じて見て比較してもらいたいと思います。

それからもう一つ、資料2の27年度の決算額、これは総務省が出している決算カードから抜きだしたということです。ここで見てほしいのは、どれぐらいの地方税を村全体が上がっているのかと。その中で、この総額からの構成比はどれだけかということ。それで、1人当たりの地方税の支払いは大体15万8,000円と、白馬村の場合は、山ノ内町は13万、軽井沢は44万7,000円と、そういうところです。それから、その横が、今度商工費がどれだけその村で使っているかと。白馬村は歳出総額の大体4%を商工費で使っているということです。ここで聞きたいんですけども、白馬村のこの1人当たりの稼ぎ高が400万、ほかのところは600万、700万、800万ということなんですけれども、これはまず課長に聞きたいかな、観光課長。これは、何でこんな白馬村は少ないと思いますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 本日見せていただいた資料ということなので、ちょっと分析までいきま

せんが、やはり飲食サービス業の事業所数680、山ノ内の340に対して、本当に倍あるというところで、小規模な施設が多いというのは特徴的なことだと思います。そうすると、自然にやはりその施設の稼ぐ収入額というのはなかなか大きなものがないということで、こういう数字にはなるのではないかと。ただ、今、表を見た中では、そういう感想を持ちました。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 私もその考えは1つあると思うんですが、だからこそ、白馬村は小さな宿、競争力の弱い宿が非常に多いと。それから、外国の方はお金を持っているかどうかわからないけれども、割合、土地をどんどん買ったり建物をリニューアルしていると。

でも、白馬村に住んで、今まで20年も30年もやってきた人がリニューアルをするという話は余り聞かない。だから、やっぱり競争力が弱いから、さっきの言ったようなプロジェクトを立ち上げてきちっと議論してから、もっともっと外国人の方が来てやってはいけないとは言わないけれども、日本人の方というのか、住民の層がこの白馬村というのが、そういう宿命かもしれないけれども、それでいいんだったらいいけれども、村づくりとして。だからそのところはやっぱり早く対策を打ってほしいと。

それからもう一つ、先ほども言ったように、白馬村は観光客でも200万なんです。それから、この地方税の1人当たりの額も少ない。それから、さっき言った、ほかの自治体よりも稼ぎが少ないと。少ないということは、逆転の発想で見ると、伸びしろが非常に高い地域だと、この地域は。そういう見方を私はすべきだと思う。だから、一人一人のここに働いている人、自営業者とか、それから住民の懐を豊かにする政策が今求められていると私は思うんです。

そんな、新たな財源をつくってやるよりも、そこに住んでいる住民の懐をいかに温めるかと、そして、地方税を吸い上げると、行政としては。そういうふうに発想を転換したほうが私はいいと思うんだけど、そういう考え方は、藤本副村長、そういうこともこの財源検討委員会で検討していただけるのか、そういう方向も、この先ほど3つの方向などという、「など」をつけて村長は言っていましたけれども、その後の宿泊とか入浴、負担金以外の「など」のところの説明とあわせて、そういうことも検討してもらいたいと思うんだけど、その辺の藤本副村長の見解をお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** お答えします。

白馬村の現状として、観光で所得がほかの自治体、観光を産業としている自治体に比べると所得が低いという現状、それを伸びしろと捉えるべきだというご認識に関しては、私は全くそのとおりであると思っております。その上で、これは伸びしろと捉えて、では、村民の懐を豊かにする政策を打っていかないといけないと。それが最終的には税にも返ってくると。それはそのとおりだと思います。

では、その村民の懐を豊かにする政策とは何ぞやというところなんですけれども、先ほど議員もおっしゃっているように、観光地経営計画で定められているようなプロジェクトをどんどん打っていかないといけないというところは、私もそういうことはぜひやっていかなければいけないというふうに認識しております。

実際にそのプロジェクトを始めるときには、そうは言っても、何かしらの財源が要ということになってきます。これは間違いのない事実でありまして、じゃ、その財源はどうやって捻出するのかというところに関して、今回の検討会で検討を進めていくというところでございます。

そういった意味では、今回の検討会では、これからこういったところに、村として、あるいは村全体として、こういった観光振興施策を打っていく、そのためにはどういった財源が必要なのかということを検討する場でありまして、そういった意味では、先ほど議員のおっしゃった懐を温める政策というのも、これから村がやっていく観光振興施策はこういうものだということを示す中で、当然ながらこの検討会の中でも議論されていくものだと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。

**村長（下川正剛君）** 先ほど、加藤議員のほうからニセコ町、そしてまた倶知安、いろいろなお話が出ました。

白馬村もご承知のように、平成7年ころは、ピーク時は、大体観光客が三百何十万人と、370万人、80万人といった、そういった時代がありました。その中で、この税収も、当時は24億、5億といった財源があったわけでありましてけれども、それが、特に冬の観光客が減ってきた、そういった中で、今、14億、15億という、そういった税収であります。

そういった中で、冒頭の議会の開会の挨拶でも申し上げましたけれども、いかに白馬村にお客様が来てもらえるか、来てもらうことによって、この白馬村のその住民も懐具合がよくなっていく。そのためには、グリーンシーズンをいかにお客様からおいでいただく、そのために、例えば、サイクルマウンテンバイク、それから、自転車等々取り入れながら、夏の観光に対してこの白馬のよさを売ってお客様から来てもらう、そういった取り組みをしていながら、この住民の所得がふえるようなことも検討をしておりますし、そしてまた、特にことしの中で唐松沢が氷河の可能性があるというようなことで、この調査もしながら、この氷河ということになりますと、また、白馬へのブランド力も増してくるということで、そういったグリーンシーズンにいかにお客様に来てもらえるかという取り組みに力を入れてまいりたいということを考えているところであります。

そういった中で、先ほど来話しておりますように、この税収もふえてくる、そしてまた、大勢の、このすばらしい白馬へ来ていただくという、そんな取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、加藤議員もぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと1分です。質問ありませんか。

**第6番（加藤亮輔君）** 1つだけ述べて終わります。

民泊のところで、いろいろ制限を、県へも出したと。その中で、家主不在型のところについては出さなかったという答弁があったもので、そのことについて一言だけ。

白馬村で1月12日にオーストラリアの人たち四、五人が来て、13日に北城の飲食店で食事をして宿へ戻らなかったと。で、14日の日に大町署へ戻ってこないよという連絡が入って、15日に捜索に出たら、川で溺れ死んでいたという18歳のオーストラリア人がいましたわね。

この宿は、はっきり言えば、家主がいた、オーナーがちゃんといたんです。いても、こういう結果になったわけ。これが、家主がいない場合、どういうふうになるかと言ったら、2日も3日もたって、わからない、誰に届けたらいいかわからないし、どんどん対応が遅れる結果になると思うんですよね。だから、家主がちゃんとその民泊にいるというところを、きちっと県のほうへこれから施行規則を条例がこの3月にできた後、施行規則に入っていくから、そこの中で要請していてもらいたいと。こんなことが起きたら、白馬村のイメージダウン免れないから、ただでさえも、村は外人が多いんですから、そこの対応で生活のスタイルも違うんだから、対応してほしいと思います。

どうも長いことすみません。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間は終了しましたので、第6番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月15日は午後1時から本会議を開きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、明日3月15日は午後1時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時16分



平成30年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成30年3月15日（木）午後1時開議

（第3日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

## 平成30年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成30年3月15日 午後1時より

2. 場 所 白馬村議会議場

### 3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

### 4. 欠席議員

なし

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
総 務 課 長	吉田 久夫	参事兼税務課長	篠崎 孔一
観 光 課 長	横山 秋一	生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明
会計管理者・室長	田中 哲	建 設 課 長	酒井 洋
農 政 課 長	太田 洋一	健康福祉課長	窪田 高枝
上下水道課長	山岸 茂幸	住 民 課 長	矢口 俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅

### 6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

### 7. 本日の日程

1) 一般質問

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名です。

本日の会議は、中学校の卒業式により午後1時に繰り下げて開きます。

これより平成30年第1回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。本日は通告された方のうち2名の方の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第2番田中麻乃議員の一般質問を許します。第2番田中麻乃議員。

第2番（田中麻乃君） 2番田中麻乃でございます。

本日午前中、白馬中学校の卒業式に、議会として参列してまいりました。

4月からそれぞれ自分で決めた進路に向けて歩いていく卒業生の背中は、とてもたくましく感じられました。答辞では、これからみんな違う道を進むけど、友情と思い出はなくなるという言葉がありました。中学校生活で育んできたたくさんの経験や思いを心の支えに、また自分が育ってきたふるさとを思う気持ちを大事に、いろいろな出来事を乗り切ってくれてくれると思います。

人口減少、少子高齢化など、歯どめのきかない大きな問題が進んでいく中、未来ある彼らが成長し、社会に出てきたときにどんな社会にしたいのか、私たち議会、行政ともに今からスピード感を持って、後ろではなく前を向いて未来に向かって村政に尽力すべきだと、卒業生の姿を見て改めて感じたところでございます。

さて、通告に従いまして、質問させていただきます。本日は3点ございますが、1番から順に質問させていただきます。

まず始めに、ノルウェービレッジの活用についてです。

昨年7月に総務省における平成29年度予算ふるさとテレワーク推進事業の採択候補先として白馬村が選ばれました。ふるさとテレワーク推進事業とは、地方のサテライトオフィスまたはテレワークセンター等のテレワーク環境を整備するための費用の一部を国が補助し、都市部から地方への人や仕事の流れの創出、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の実現、ワーク・ライフ・バランスの向上、地域の活性化等に貢献し、地方創生や一億総活躍社会の実現に寄与する事業となっております。

観光主体の白馬村ですが、この事業の採択先に選ばれたことで、観光だけではなく新たな仕事と雇用創出の可能性、場所にとらわれない働き方を実現することによる移住促進の可能性に大変期待をしております。本村の事業では、ノルウェービレッジを整備拠点とする内容となっております。

そこで、以下について伺います。

1. 本村の事業である国際山岳観光資源×テレワークによるしごとづくり・ひとづくりプロジェクトの概要をお伺いいたします。

2. 進捗状況をお伺いします。

3. コンソーシアム参加機関であるヤフー株式会社とノルウェービレッジ賃貸借契約の内容についてお伺いします。

4. 本事業として整備したノルウェービレッジにおいてふるさと納税業務を実施する予定ということですが、ヤフー株式会社への外部委託の理由と予想している効果についてお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 田中麻乃議員から、ノルウェービレッジの活用についてということで、4つの項目に質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、国際観光資源×テレワークによるしごとづくり・ひとづくりプロジェクトの概要についてであります。これは5つの観点があります。

1つ目は、公共施設の有効活用であります。このテレワーク事業をきっかけにノルウェービレッジの活性化を目指しています。

2つ目は、仕事・雇用の創出であります。再整備をした施設において、連携協定を締結をしているヤフー株式会社等の社員が、テレワーカーとして都市部の業務を行うとともに、住民雇用の場として通年雇用及び観光閑散期に人的資源を活用する一人多役に対応できるフレキシブルなパートタイムワークの創出を目指します。

3つ目は、交流の場の創出ですが、フリーランスの移住者や長期滞在のテレワーカーが利用できるコワーキングスペースを整備することにより、国内外からの来訪者と住民との交流の場を目

指しております。

4つ目は、IT教育推進です。利用者に地域の子どもから大人に至るまでIT教育を行なっていただき、観光活性化にも貢献するITの人材育成や若者の地域への定着推進を目指します。

5つ目は、地域活力の推進です。観光主体となっている地域雇用の課題に取り組むことで、それぞれのライフスタイルに合った仕事環境の確保と多様な人々の交流から生まれる地域活力の創出を目指します。

以上が、今回採択された事業概要であり、本事業の目指すところであります。

2点目の進捗状況であります。3月の議会開催の冒頭の挨拶でも若干触れましたが、国からの交付決定が昨年末の12月26日付で、年末年始を挟んだことによりスケジュールに若干遅れが生じたものの、年明けより関係者と調整をし、契約業務を進め工事や備品の納品等は完了をしております。

主な内容は、物品購入、電気工事、光ケーブル・LANケーブル配線、木工事となっております。2月7日に、国の監査法人による中間検査が実施をされ、昨日14日に確定検査を受けました。なお、事業の実績報告は3月末となっており、新年度から本格的な稼働に向け、ウェブサイトの構築等の運営準備を進めているところであります。

3点目の、コンソーシアム参加機関であるヤフー株式会社とノルウェービレッジ賃貸借契約の内容についてであります。平成26年1月に不動産賃貸借の原契約を締結をしておりますが、この賃料については、土地の固定資産評価額の6%相当の43万円となっております。この原契約を基本にテレワーク事業の目的に鑑み、平成30年1月以降の取り扱いに関し双方で協議を進めて、昨年12月27日付で覚書書を取り交わしました。

内容といたしましては、施設使用目的の変更です。コワーキングスペースとしての第三者利用、住民のためのコミュニティスペース利用、村が承諾する者のオフィスとしての利用、カフェ等による飲食提供、イベント利用等に変更しました。

賃料については、原契約の金額43万円を基本に、ノルウェーから購入をした旧観光局事務所と倉庫の残存する評価額と本テレワーク事業経費を加味し、建物貸付率を乗じた金額が19万3,000円となります。新賃料につきましては62万3,000円となっております。この賃料については、さまざまなお意見はあろうかと思いますが、過去に観光局を移転した際には、多額の撤去費用をかけ、原状復旧も視野に入れていたことを考えると、施設の利活用に向けて、新たに前進する方策を見出したのではないかと考えております。

最後に、本事業として整備したノルウェービレッジにおけるヤフー株式会社へのふるさと納税業務の委託理由と予想している効果についてであります。本村では、平成27年9月にヤフー株式会社と地域活性化のための連携協定を締結をしております。ふるさとテレワーク事業実施に当たり、白馬村ふるさとテレワーク・コンソーシアムを組んでおり、テレワークとふるさと納税

の相乗効果を狙っているところでもあります。そして、地元住民の雇用や地域に根差した事業活動として、生産者や商品のストーリーの発信による商品価値の向上や誘客、宣伝等も見込んでおります。連携協定とコンソーシアムという強みを生かし、ふるさと納税リピーターや白馬ファンへのきめ細やかな個別対応についても期待をすることを今回の申請の事業計画に盛り込んでいるところでもあります。

村では、平成20年9月よりふるさと納税の受け入れを開始をし、これまでに約2万件、約6億円の寄附が寄せられております。特に、返礼品の提供と同時に、ポータルサイトへの掲載及びクレジットカード決済を導入をした平成26年12月以降は寄附が急増し、平成28年度の寄附状況は約7,000件で、金額は約2億円となりました。

全国的に返礼品を目当てにした寄附がふえ、自治体間の競争が激化をする中、魅力的な返礼品を用意することが求められているものの、返礼品発送業務や問い合わせ対応業務が煩雑になり、担当職員のみでは新たな企画に手が回らなくなっている上に、ふるさと納税以外の業務にも支障が生じている状況にあります。管理システムを導入をし嘱託職員を含めて対応しているものの、受領証明書、お礼状の発送やワンストップ特例業務、さらには寄附自体の問い合わせ対応だけでも大きな負担となっていることも事実であります。

このような状況は、他の市町村も同様と聞いており、寄附件数が増加して返礼品関係業務の負荷が大きくなる中、業務の一部または全部を外部委託する自治体が多くなっております。県内でも多くの寄附額を集めている自治体の多くが、レッドホースコーポレーション、さとふる、JTB等の事業者へ外部委託していると聞いております。

寄せられた寄附金額に対しては一定の割合を委託料として支出する契約内容ではありますが、寄附金額がふえれば自治体として財源におけるメリットは大きいものとなり、担当者が異動してもサービスの質を保つことが可能となります。さらに、ノルウェービレッジを活用して業務を行うことで、地域内の生産者、事業者へ密着した形で返礼品の魅力向上が図れるものと期待をしているところでもあります。ただし、寄附された方々とは、これまで以上に関係を密にするようにしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、ノルウェービレッジを本事業により発展的に官民が有効利用することで村内雇用を生み出し、サテライトオフィス等により法人税等の増収も見込めるほか、学生や外国人等も含めた多様な人々の交流により、新たな事業が創出をされる拠点となることを願っているところでもあります。

以上、1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** まず、ふるさと納税についてお伺いさせていただきます。

ヤフー株式会社への委託の際に、委託料があると思うんですけども、大体どのくらいの金額

を委託料としてお支払いする予定なのか、お答えください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの委託料の金額の基礎となるものにつきましては、返礼品が約30%、それと手数料として10%ということですので、それぞれの返礼割合が若干相違がありますが、総じて考えられるのは3割の返礼品プラス10%の手数料ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** では、大体今、2億円ほど納税いただいているということは、委託料で大体4,000万円ほどという試算でよろしいですかね。

そうなりますと、今、担当者が嘱託職員含めていらっしゃる中で人件費等と考えると、外部委託をしてまで大きい金額を外部委託するのかというお声もあると思います。確かに、外部委託される株式会社体が、豊かな発想力を持って新しい返礼品の創出であったりというところを目指しているかと思いますが、そこについての具体的な話し合いというのは今どのくらい進んでいるのか、教えてください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** まず、委託に関するメリットにつきましては、先ほどの村長の答弁の中にもあったかと思えます。

ふるさと納税につきましては、ついて回るのは特定個人情報というものの扱いが出てまいります。これは、村がやるにしろ、委託者、委託先にいたしましても、安全管理基準、いわゆる安全管理措置というものを委託先であっても、地方自治体とほぼ同様にとらなきゃいけないというような事案に対する対策というのにも必要になってまいります。そこら辺も含めまして、全体的にどこまでをやっていくのかというものを、これまで打ち合わせをさせていただいたというところがあります。

例にはなりますが、検索エンジンの改良であったりとか、いろいろなそれぞれの、先ほどほかの事業者さんのお名前も出ましたが、それを比較しながら、どこを担っていただけるのかというところを打ち合わせをしながら、今回の委託の委託先になったというような経過でございます。

個々それぞれのメリット、デメリットというのは、それぞれの事業者持っておりますが、総じて言えるのは、手数料については一番低いということが大きなメリットであります。そのほか、検索エンジン等の関係もでございますので、トータル的に判断をさせていただいたというような経過でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 委託先として、ほかの会社よりもメリットがあるというところで承りましたけれども、やはり外部委託をすることによって起きるデメリットというのが、せっかく、ふるさと納税というのは白馬村のファンになっていただいた方が、白馬村のために納税していただけるというところで、全てが委託業者に任せるわけではなく、関係を密に、村長の答弁でもありましたけれども、納税していただいた方と村との関係が希薄にならないように、さらには外部委託することによって村の役場の業務が減るのであれば、その分納税者の方にもっと密に関係性を保てるようにお考えいただけたらいいかと思えます。

続きまして、ふるさとテレワークについてお伺いさせていただきます。

ふるさとテレワークについてですが、同じくふるさとテレワークの実証実験をされた神山町の事例を少しお話しさせていただきますが、ちょうど神山町も、五、六年前にテレワークの実証実験を行い、それからサテライトオフィスの誘致につながっております。平成27年度の1月現在では、移住の待機待ちが約200人ほどにふえているというふうに伺っております。

今、ちょうど始められたばかりで工事をされている状態だということは伺っておりますが、その前に、こういった形でこのふるさとテレワークを進めていくのか、スケジュールであったり、お考えについて、お伺いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 今後のスケジュール感というご質問に対してお答えをさせていただきます。

確かに、議員のおっしゃるとおり、神山町、非常に先進的にやっているということにつきましては、私どももご理解はしているところでございます。今回のテレワーク事業に関しましては、コンソーシアムを組んでいる事業体さんがいらっしゃいます。それと白馬村、それぞれの担う責務というものを協約の中でも触れておりますので、当然、村は村としてサテライトオフィスであったり、活用の仕方を広めていくという部分については、コンソーシアムを組んでいる事業所を含めて、それぞれ皆が責務を持っているというふうに理解をしております。

今後の進め方につきましては、今ようやく整備をして、それぞれ事業採択を受けた内容が整ったというところでありますので、今後、発展性のあるような進め方を新年度に入り、早急に進めていきたいというところで、目標とするべき数等につきましては、事業採択の中でもございますので、それをどこまでのスケジュール感を持ってやるのかという部分については、今のところ持ち合わせてはおりませんが、将来的に多くの会社に入っていただいたり、今回の採択となっております地元雇用者、これがノルウェービレッジの活用により地元雇用者がふえるということも今回の事業の目的の一つでもありますので、それら2つを同時に進めていくということで考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。村長。

**村長（下川正剛君）** このふるさとテレワークにつきましては、昨年、長野の総合通信局のほうから、こういう制度があるんだ、どうだというお話をいただきました。私はこの話を聞いてみて、非常に地域の雇用の促進になればいいなど、都会で仕事をしなくても、こういった素晴らしい環境の中で仕事ができる、そういったことにこのふるさとテレワークが非常にいいんじゃないかというようなことで、すぐ手を挙げさせていただきましたが、若干時間はかかりましたけれども、総務省の関係でありますけれども、こういったふるさとテレワークというような施設を使って、この白馬にいて仕事ができる、そしてまた、定住促進にもなればと、そんな期待を大きくかけておりますけれども、徳島県の先ほど言った神山町ですか、あそこはだから非常に人口もふえているというような話も聞いているわけがございますけれども、こんな素晴らしい白馬村で、何とか都会の雑踏のオフィスの中で仕事をしなくても、こういった環境のいいところで来て、仕事できればと、そんな期待を込めているところでもあります。いずれにいたしましても、我々人口減少という、定住促進という部分もありまして、いろいろな部分で村が活性化できればというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 私もテレワーク事業に関してはかなり賛成でございます。

私も実際、大阪の社会保険労務士法人と長野事務所のクラウドにつないで、テレワークのようなお仕事をさせていただいていたというのもありまして、住んでいるところに縛られない仕事をつくるというのは、観光に偏っている白馬村においてはとても重要だと思います。

実際、子育て世代においても選べる仕事の選択肢がとても少ないのが現状です。どうしても観光業に携わっていると、飲食・宿泊業であったりするので、子どもがいる時間にお迎えに行ける仕事というのが本当に限られてきます。そういった中で、本当に自信を持ってテレワークを進めていただきたいと思います。

その進めていただくに当たって、今整備をされている状態だということですが、白馬村としてこのテレワークを進めていくに当たって、将来的にどうやってこのテレワークを普及させていくのか、長野県におきましても、富士見町であったり、いろいろなところが進めているわけなんですね。そういったところで、ほかの自治体とどう差別化していくのかということをもっと考えていただきたいと思います。

そこに関して、どうお考えですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 白馬村の特殊性をどういうふうに出していくのかという部分につきましては、観光を産業とするというのが白馬村の社会構造となりますので、例えば、先ほどの村長の答弁にもありましたとおり、フリーランスであったり、サテライトオフィス、どういうものをこ

こでできるのかという部分については、新年度からは国のほうでもサテライトオフィスを設けるものについては、経費を、国の支援もするようなお話も伺っておりますので、魅力の出し方をどういうふうにしていくのかというのは、議員ご指摘のとおりかと思えます。企業というものも当然視野に入れながら、個人事業主であったり、そこら辺を広く募集をかけていくことによって効果があらわれるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 今後、テレワークであったり、テレワークの先にあるサテライトオフィスの誘致というのは、自治体の支援が不可欠なんですよ。やはり、都会から来る方たちにしてみたら、仕事がこんな自然の中でできたらいいという目的を持って来られていて、ただいきなり移住というのは難しいというところで、今回新年度の予算にも上がっていましたが、お試し移住のための施設を整えていただけるとか、そういったところをほかの自治体はすごく一生懸命やっているわけです。

神山町におきましても、移住者がふえてきたことによって家族向けの集合住宅を企画されたりですとか、そういったところで移住者に向けた支援、またそれによって地域の雇用も、新しく飲食店、宿泊業がふえることによって地元の雇用も生まれるといった、相乗効果が生まれているわけです。

それで、今進出してくれる企業を村長が都会にセールスしに行ったりとか、そういったことも今後必要になってくると思うんです。そこに関してのビジョンといいますか、今後どうしていくおつもりで今いらっしゃるのか、教えていただけますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの質問は、新たに白馬村にお越しいただいた際のメリットといえますか、支援の内容についてかと思えます。

今回、村のほうでは今定例会に提出をしておりますふるさと白馬村を応援する条例の一部改正というものを提出をさせていただいております。その中の改正する条項の中に、地域課題の解決に資する事業者等の支援に関する事業、これもふるさと納税として活用させていただきたいと、このような制度設計で考えております。

ちなみに、支援につきましては、企業支援のクラウドファンディング型、それと継続支援となる協働のまちづくり型、この2パターンをふるさと納税を活用し、支援とさせていただきたいというふうに考えております。したがって、トップセールスという部分につきましては、逆に白馬に来るときに、こういうことをやりたいという提案がございましたら、それをクラウドファンディングとしてふるさと納税を募集をし、それらを支援に充てていくという制度の組み立てを現在考えております。ただ、これは新年度からすぐという部分では、今の条例上、一旦基金に積んで

おいた後に、取り崩して事業に充てるということになっておりますので、実際に支援の対象となってくるのは31からというふうに想定しておりますが、ただ、多くの方に早目にとということであれば、この辺については検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** 今のお話ですと、要望があれば計画していくというような捉え方をしてまいります。せっかく、こういう形でコンソーシアムを組んで、民間の企業、ヤフーであったりSBドライブであったり、こういった企業についていただいているのであれば、そういった民間の方々、どうしたら白馬村にテレワークで移住してくれることを考えてくれる企業がいるのかとか、そうしたところをもっと話し合っていたらいいと思います。基本的には、こういったテレワークの事業に関しては、行政だけではなく、NPO法人であったり、進出してくれる企業が、地域と企業が一緒に盛り上げて動きをつくるからこそ成功するものです。

今、始まったばかりかもしれないですが、こういった形で進めていくのかという考え方をしっかり持っていただいて、特に、せっかく入ってくれている民間企業と一緒にあって、力を合わせてやっていただきたいと思います。世間からは、ヤフーだけ特別扱いされているような誤解も出てきております。それは、村がやはりヤフーであったり、SBドライブであったり、白馬村に来ている企業と一緒に使っていきたくないというところだと私は思っています。

村民に対しても、入ってきてくれる民間企業が、こういった形で携わってくれているのか、もっと前に姿勢を見せていただいて、村民に説明していただきたいと思います。

このテレワークにおきましては、村の産業をふやすという意味でもすごく大事で、採択された10の自治体くらいであったと認識しております。そういった貴重な事業ですので、ぜひ真剣にビジョンを持って取り組んでいただきたいと思っています。

では、次の質問に移ります。

2番、スポーツ振興についてです。白馬村では、平成27年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする5カ年を対象とするスポーツ推進計画が掲げられており、第5次総合計画の基本計画の中でも生涯にわたりスポーツに親しむ村づくりとして反映されております。

本村は、冬季長野オリンピックでスキー競技の開催地として注目を浴び、ウインタースポーツのメッカとして発展してきた歴史的背景があります。しかし、近年は、スポーツや子どもの習い事も多種多様化していることや、村民の健康増進など多様なニーズをくみ取り、一人一人が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境整備が不可欠だと考えます。

そこで、以下について伺います。

1. 地域の特性を生かしたスポーツ環境の整備について、村長のお考えを伺います。
2. ジュニア世代からの選手育成についての現状と今後のお考えを伺います。

3. 白馬村スキークラブや白馬村体育協会等の関係団体と村の連携について伺います。

4. スポーツにおける健康増進は、医療費の削減にもつながると考えますが、白馬村保健事業実施計画との連携や検証についてどのようにお考えか伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** スポーツ振興について、4つの項目の質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の、地域の特性を生かしたスポーツ環境の整備について考えを伺いますとの質問であります。平成27年4月に作成をされた白馬村スポーツ推進計画にも示されているとおり、村民の健康保持や増進、体力の維持や向上を図り、また明るく、充実した生活を送るために、関係する観光部部門と連携をしてスポーツを気軽に楽しむことができる環境を整備し、村民一人一人が生涯にわたってスポーツに親しむことができるように、白馬村スポーツ推進計画が策定をされています。白馬村の自然の中でしか経験ができないスポーツを通して、自然環境に触れる機会をより一層充実をさせ、さらに四季に応じてスポーツを選択できるような環境を整えることが重要と考えております。

また、恵まれた環境を生かし、スノーハープ、クロスカンントリー大会や、サマーグランプリジャンプ大会などの各種大会を継続するとともに、登山やスキー以外の観光客の誘致を推進をしてまいりたいと考えております。グリーンシーズン期の誘客やスポーツ合宿の誘客のためにも、体育協会や各競技団体、スキークラブ、観光局や各観光協会など、あらゆる機関との連携を強化をし、スポーツ環境の整備に村全体で取り組めるように検討してまいりたいと思います。特に、マウンテンバイクやサイクリング等、類いまれな山岳景観をより有効的に利用できるような通年のリゾートを目指して、各種施設の充実と利用者に喜ばれる施設運営を目指してまいりたいと考えております。

2点目の、ジュニア世代からの選手育成についての現状と今後の考え方についてであります。技術力の向上には発達段階に応じて組織的かつ一貫性を持った育成が必要であります。指導体制を充実をさせるため、白馬村体育協会や白馬村スキークラブ等の関係団体と連携をして整備をします。全国や世界で活躍できるトップレベルの競技者の育成・強化も上部競技団体等の協力を得ながら推進をしてまいりたいと思います。

また、白馬村体育協会、白馬村スポーツ少年団、白馬村スキークラブ、白馬村総合型地域スポーツクラブ、学校の部活動など、多くの機会に支えられながら活動を行なっております。その中で、共通の課題となっているのが、資格を持ち、最新の正しい知識を伝えることができる指導者の不足と少子化や競技の多様化などに起因する部員不足です。今後は、指導者の育成や団体競技におけるチーム構成など、単一の団体や機関ではなく、村全体、地域全体で仕組みを構築していきけるよう取り組んでまいりたいと思います。

3点目の白馬村スキークラブや、白馬村体育協会等の関係団体と、村の連携についてですが、白馬村第5次総合計画の基本目標の一つの、一人一人が成長し活躍できる村で、生涯にわたりスポーツに親しむ村づくりの中で表現されており、2点目の質問でも触れましたが、スポーツ競技者の競技力向上に白馬村体育協会、白馬村スキークラブを始め、各種団体の協力が不可欠であります。継続的な指導者の確保に努め、選手のレベルに応じた指導体制の確立と、全国や世界で活躍する競技者の育成を目指します。

指導者の育成及び支援をすることで、次の優良な指導者の養成にもつながると考えており、白馬村スポーツ推進計画のスポーツ競技者の技術力向上にもつながります。さらには、全体の目標達成につながるよう各団体の活動をバックアップし、活動費の助成や各種大会の開催を行うことで、新たな目標が芽生えてくると思います。今後は、村と団体の1対1の連携に加え、村を含めた全団体の横の連携も推進し、全てのスポーツの振興や競技力の向上に取り組んでまいりたいと考えます。

最後に、白馬村保健事業実施計画と連携や検証についてどのようにお考えかとの質問であります。医療保険加入者の予防、健康づくりを進め、ひいては医療費の適正化を図るため、国民健康保険制度改革の中で、公費による財政支援拡充の一環として、平成30年度から新たなインセンティブの制度である保険者努力支援制度が創設をされることとなりました。

こうした背景を踏まえ、保健事業の実施等に関する指針の一部改正等により、保険者等は健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画を策定をした上で、保健事業の実施、評価、改善等を行うこととなっております。本村においては、国の指針に基づき、平成30年度から35年度までの第2期保健事業実施計画を本年度中に策定をし、生活習慣病対策を始めとする被保険者の健康増進により、医療の適正化及び保険者の財政基盤強化を図ってまいります。

平成29年度には、白馬村体育協会、総合型地域スポーツクラブ、さらには介護予防講座情報を提供するチラシを作成をし、配布をしながら村民の健康増進につながるよう活動を行なってまいります。また、全村民、各年代に運動習慣を定着をさせ体力向上を図るために、体力年齢向上プロジェクトを開催し、村民の日々の体力向上につながる活動を推進をしております。

これは、体幹の強化をテーマに、全16回講座を5月から10月まで開催をし、300人を超える延べ参加人数があり、運動と健康に対する意識が高まったという、多くの声をいただいているところであります。平成30年度においては、体育協会加盟団体等との連携をさらに強化し、今後継続可能な事業となるよう、事業の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

田中議員の2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** ただいま、村長の答弁の中でも山岳景観を生かしたマウンテンバイクだっ

たり、サイクリング事業を整備していきたいというお話がありました。現状といたしまして、平成30年度の一般会計予算書の中のスキー関連の予算は、金額の大きいものを取り上げますと、スキー・スポーツ奨励金200万円、白馬村スキークラブ補助金242万1,000円、白馬村スキー選手育成事業補助金1,000万円、白馬高校スキー部補助金100万円、特にスキー大会推進事業におかれましては、2,226万6,000円となっております。総額にいたしますと、約3,700万円近い予算が、スキー関連に使われております。

一方、ほかのスポーツ関連におきましては、金額の大きいものとスポーツ少年団助成金110万円、白馬村体育協会補助金200万円と、ざっくりですけれども総額約310万円と、スキー関係に比べると約10倍予算の使われ方に差があるわけです。また、それぞれの団体の登録者数を見ますと、白馬村スポーツ推進計画に記載されている平成25年度の数字といたしまして、白馬村スポーツ少年団登録者372名、白馬村体育協会加盟団体登録者1,286名、白馬村スキークラブ競技登録者数64名となっております。登録者数においても大きな差があります。全てのスポーツにかかる費用が同等でないということは十分に承知しておりますが、村が負担している金額と登録者数の差がこれほどまでにあること、ただ山岳景観を生かしたマウンテンバイクやサイクリングといったグリーンシーズンの事業にも強化をしていきたいということに関しては予算を今後どのように捻出していくと、また、この差において今後どのようにバランスをとっていかれるおつもりなのか、お考えをお聞かせください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** マウンテンバイク、自転車関係ということで、ことしから予算特別委員会でも説明したとおり、サイクルツーリズム事業という中で、自転車振興を図っていくというものがありますし、29年度におきましては、マウンテンバイクのコースの、いわゆる実証実験、実証調査みたいなものを委託として700万円とか、そういったもので対応しているのが現状であります。もちろん、サイクルツーリズム事業イコールスポーツ振興にもつながるという認識のもと、オリンピックの事前合宿の誘致についても、30年度積極的に生涯学習スポーツ課と取り組んでいくというような活動で振興を図っていきたいというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** スキーに偏っているというお話がございましたが、今、観光課長言われたように、マウンテンバイクのコース、ことしは整備費として700万円のせてございますし、それから長年白馬村のグラウンド、非常に大勢のお客様が来ていただいている、そして全国の大学女子のソフトボール大会も白馬村で十何回という回数が開催をされているわけがございますけれども、非常にグラウンドが悪いというようなことで、長年この団体からグラウンドを何とか整備してほしいというお話がありました。そんな中で、ことしはこの南部グラウンドを整備して1億5,000万円という予算を計上して、今までグラウンドが高低差があったということ、石

がごろごろしているようなこと、そして本来ならば北部のグラウンドも非常に悪いということでありますけれども、ことしは南部のグラウンドを何とか改修したいということで計画をしておりますので、また白馬村の子どもたち、そしてまた地域の皆さん方、そして観光で訪れるお客様が、あのグラウンドで元気になってもらえばいいなど、そんな取り組みをしておりますのでご理解をいただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 松澤生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（松澤忠明君）** スポーツの多様化ということで、白馬村の成り立ちはスキーや山岳というところから成り立っております。現在にわたってはいろいろな多様化になってきておりますので、そちらのほうは各方面等調整をしながら今後、体育協会等も考えをまとめる中で、補助の金額等を考えていきたいというふうに思っておりますので、まだまだこれから考えていく余地があるなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** ただいま村長の答弁にもありましたが、グラウンドの整備というのは、大きい予算が使われるのは一時的なものだと思います。マウンテンバイクの整備もそうだと思うんですが、今、私が一番最初に述べた予算というものは、毎年定期的に行われて支出されるものです。特に、スキー大会におきましては、この2,226万6,000円というものは、各種実行委員会の負担金以外にも大会やイベント運営に駆り出される役場職員の休日出勤手当や時間外などいろいろなものが含まれてくると思います。そこに関して、スキーがメインで成り立ってきた村という歴史的背景はわかるのですが、今後、村としてこのスキー産業をどうしていくのか、このスキー大会の負担金の大きさについても、見直しなどどういったお考えをお持ちなのか、お聞かせいただけますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（松澤忠明君）** 大会の質、それから種類についての見直しということに関しては、今後、上部団体、これは全日本スキー連盟になりますけれども、そちらのほうと打ち合わせをする中で、どのような大会を、どういう形で開いていったらいいかということを含めて調整をさせていただきます。

また、子どもたちの育成という部分を含めて、裾野を広げる少年大会については、今後も現状を維持して、継続をしていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** ぜひ、スキー関連の予算の出し方というのは、一度ご検討いただきたいと思います。スキーが背景として成り立ってきた村として、スキーを本当に今後どのように考えていくのかというところを、村民に対してきちんと、強い姿勢で見せていただきたいと思っております。その大会をすることによっての費用対効果はどうか、きちんと検証した中で、本当にこ

の村にとってスキー産業は大事なんだというところを、ぜひ示していただきたいと思っています。

今、スポーツ課長の答弁にもありましたが、スキー文化の裾野を広げるためにというところで、やはり子どもたちがもっとこの背景を生かした、環境を生かした形での取り組みをしていただきたいと思っています。それは、スキー文化の承継として、雪国白馬の持つ役割としてとても大事なものだと思っています。ただ、やはり村民といたしましては、幾ら未就学児のリフト券がただといいますが、保護者の料金はかかるわけです。そうなってきますと、子どもが小さいうちは親と一緒にいっていかないとスキーができない環境にいるというところで、もっと村民が気軽にスポーツ、スキーをしてもらうような取り組みを考えていただきたいと思います。

例えばですけれども、村民の住民票をきちんと移した方だけリフト券の補助をしていただけるとかいうことをしていただくと、ウインタースポーツが好きで白馬には来ているけれども、住民票を移していない方もたくさんいらっしゃいます。それはなぜかと言うと、やはり都会に比べますと住民税というものは白馬村は高いと感じられている方のほうが多いです。そうすると、住民票を白馬に移すメリットは何なのかというところを、こういった背景を持つ白馬村だからこそ、スキー文化の裾野を広げるためにも生かしていただきたいと思っています。

では、次の質問に移ります。

3番、子育て包括支援センターについてです。

この子育て包括支援センターについては、私の9月の一般質問でも取り上げさせていただいております。そのときの答弁におかれましては、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援体制を構築するための今後の行う事業として、子育て包括支援センターの開設が何より大切であるということ、また、不安の大きい産前産後の妊産婦を対象とした支援事業をさらに充実し、事業が十分に活用されるように周知に努めていきたいと、ご答弁いただいております。

その点も踏まえて質問させていただきます。

本村では、新年度中に子育て包括支援センター設置予定とのことですが。開設に当たり、センターが機能を発揮するには、その存在や役割について、妊産婦や保護者はもちろんのこと、地域の住民等にも十分な周知・広報を行い、地域の理解と信頼を得ることが基礎となります。

そこで以下について伺います。

1. 開設に向けてのスケジュールについて伺います。
2. 具体的な職員体制、人材育成に向けた取り組みについて伺います。
3. センター立ち上げによる住民にとってのメリット及び村民や関係機関に対しての周知の方法について伺います。
4. センター設置の予算の組み立てについて伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 子育て世代の包括支援センターについて、4つの項目に質問をいただいております。

りますので、答弁をさせていただきます。

1点目の、開設に向けてのスケジュールについてであります。昨年9月の定例会の一般質問で、田中麻乃議員から子育て世代包括支援センターの設置予定はあるかとの質問に対し、来年度中に開設ができるようにその研究、準備を子育て支援課に指示をしてある旨を答弁をいたしました。以降、子育て支援課を中心に、課長会議等で体制等の研究を進めてきたところであります。人員体制等をこの4月に整え、3カ月間の準備期間を経て、7月からサービスの提供ができるように組み立てをしているところであります。

この3カ月の準備期間には、利用者のニーズを寄り添える相談活動ができるような相談体制の構築、支援プランや支援台帳などの帳票類の整備、関係機関と一体的な連携がとれるよう、連絡調整そして何よりも子育て世代の包括支援センター開設の周知が重要であるというふうに考えております。

2点目の具体的な職員の体制と人員育成に向けた取り組みについてですが、教育課と子育て支援課のマンパワー不足につきましては、議会の皆様からご指摘をいただいております。その点につきましては、別途考えているところですが、子育て世代の包括支援センターの職員体制を申し上げますと、センターを運営する上で必須条件とされている保健師を配属をして、これまでの母子保健活動の経験を生かし、母子保健コーディネーターといたします。また、配置することが望ましいとされている利用者支援専門員には、既にその資格を有している保育士1名を、子育て支援コーディネーターとして配置をいたします。さらに、教育相談員1名と新たに子育て相談員2名を配置をし、お子様の年齢や内容に応じた相談対応を図ってまいります。

このほかに、療育等の事業に携わる保健師1名と事務職員1名を配置する予定であります。人員育成につきましては、母子保健コーディネーターと、子育て支援コーディネーターとは、それぞれの業務において、経験豊富な職員を配置をすることとして、センターの制度設計や相談員等の教育、技術的指導に当たらせたいと思います。また、県や大学圏域技術支援協議会、各種団体等が開催をする一般研修会や専門研修を受講するほか、必要に応じて資格等も取得をさせてまいりたいと考えております。

3点目の、センター立ち上げによる住民にとってのメリットと周知方法についてですが、何よりのメリットは、妊娠から出産、子育てまでがワンストップで相談できることで、たとえ相談相手がわからなくてもこのセンターに来ていただくだけで、ふさわしい相談相手が見つかったり、専門職がコーディネートすることで、必要なサービスを効率的に提供することができます。また、センターはふれあいセンター3階の教育委員会子育て支援課内に置くことから、小・中学校や子ども会、青少年健全育成に関する相談も同じフロアで対応ができると思います。

次に、周知方法についてであります。村のホームページや広報紙を使った周知は当然のことですが、来年度から運用を開始いたします子育て支援アプリなど、広告媒体も活用してまいりま

す。また、母子手帳交付時や出生届、転入の手續等の機会を利用したチラシ等による周知や、子育て支援ルーム、保育園や幼稚園、小学校、高校など、地域の関係機関を通じた周知活動、乳児過程全戸訪問事業や健診、予防接種など現在実施をしている各種事業を通じた周知活動を図ってまいりたいと考えております。

最後に、センターの設置の予算の組み立てについてであります。センターを運営していく財源といたしましては、国、県、村が各3分の1を負担いたします。子ども・子育て支援交付金を活用してまいります。この交付金では、利用者支援事業といたしまして、センター開設準備のための事務机やキャビネットなどの備品購入費、利用者支援専門員となる保育士やコーディネーターとなる保健師の件費が該当となり、子育て支援費に充当をいたします。

また、各種事業では、健康福祉課が行う乳児過程全戸訪問事業には、同じく子ども・子育て支援交付金を活用するほか、今年度から実施をいたします産前産後サポート事業や産後ケア事業につきましては、母子保健衛生費国庫補助金を活用し、それぞれ保健予防費に充当をするといった予算の組み立てをしております。

田中議員の3点目の答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含め、あと1分です。質問ありませんか。田中議員。

**第2番（田中麻乃君）** ただいま、村長の答弁にもありましたように、4月から新事業として新しく産前産後サポート事業であったり、子ども・子育て支援サービス事業を行なっていただけるところは、大変お母さんたちにとってありがたい事業だと思っております。

周知の方法についてですが、子育て世代包括支援センターにおきましても、やはり住民にとって知っている人は知っているけれども、知らない人は知らないといったような情報格差がないように、ぜひお願いいたします。

あと、子育て支援事業の一つに、子育てのガイドブック作成というものを上げられております。この子育てガイドブックにおきましては、妊娠・出産、子育てに関する情報を1冊にまとめたものです。委員会のご説明では、配布先は18歳までの子育て家庭とおっしゃっていましたが、ぜひ全世帯に配布していただきたいと思っております。家庭と地域で支え、子育てをしていくという村としての姿勢も見せていただきたいと思っておりますし、子どもたちが地域に大事に育てられたと感じて、子育て家庭だけでなく、全世帯に配布することで子育てや子どもに対する情報や理解、興味を村民全体に持ってもらえることになると思います。子育てを身近に感じてもらえると思っております。そういう子どもたちが、地域に大事に育ててもらったと……

**議長（北澤禎二郎君）** すみません、時間になりましたので。

**第2番（田中麻乃君）** わかりました。将来白馬に戻ってくれる子どもたちもふえると思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第2番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間、休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時09分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第1番丸山勇太郎議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 1番丸山勇太郎です。

私は、本日2つの質問を通告しております。1つは、ごみ処理広域化本格実施に向けての対応状況について。2番目は、行政区問題の新年度での取り組みについてでございます。

では、さっそく最初の質問に入ります。

ごみ処理広域化本格実施に向けての対応状況について。

大町市に建設中の新ごみ処理施設完成に伴い、いよいよごみ処理広域化が8月1日から本格実施となります。混乱なくスタートを切るために、残された時間になすべきことはまだまだ多いと思っています。そこで質問です。

これまでに白馬村としての準備、村内のハード・ソフト含めた各種準備ですけれども、これがどこまでできているか、まだどんな課題があり、その解決をどう図ろうとしているか、準備状況と残っている課題について、お伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 丸山勇太郎議員から、ごみ処理広域化本格実施についての対応状況についてということで、1点目の、ごみ処理広域化に向けた対応状況についてのご質問について、お答えを申し上げます。

まず、新リサイクルセンターの建設工事延期に伴い、代替施設として白馬山麓清掃センターの空きスペースや倉庫等を活用し、資源ごみや不燃ごみの受け入れと、パッカー車待機による可燃ごみの積みかえによる受け入れを本年8月より実施をするため、北アルプス広域連合や白馬山麓環境施設組合と、資源ごみ・不燃ごみの受け入れ容器の配置やパッカー車の積みかえ場所のレイアウトを初め、施設の維持管理に関する事などについて打ち合わせを行い、準備を進めているところであります。

引き続き、法律上の手続等について協議を重ね、8月の移行に支障のないよう準備を進めているところであります。なお、並行して、共有地の問題につきましては、解決に向けて全力で取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

8月の広域化に向けて、1点大きく変更となる点として指定ごみ袋が変わることは昨日の一般

質問でもお答えしたとおりであります。この2月に開催された北アルプス広域連合議会において手数料条例が可決されたことを受け、今後、広域連合において新しい仕様による指定袋の製作や販売店の登録手続きを行い、店頭販売が行われるのは7月の見込みであります。袋の料金としては、店頭での参考販売価格で申し上げますと、一部仕様を除き、現行の村の袋より料金は安くなる見込みで、一般的に利用されている可燃ごみ45リットルの袋で申しますと、1枚当たり10円程度安くなる見込みです。

また、新たに事業系ごみ袋が新設をされますので、営業施設から出されるごみを地区集積場などに出す場合はこちらを利用していただくこととなります。現在、これらの内容は北アルプス広域連合のホームページにも紹介されておりますので、今後は村のホームページや新たに作成するガイドブック等でもしっかりと周知をしまいたいと考えております。

次の課題として上げられるのは、地区集積場の整備の問題であります。この件に関しましては、新たな焼却場の建設が大町市に決まって以降、大きな課題として指摘されてきた事項でもあります。村としても、これまで補助金の活用による集積場の新設や拡充、小規模ステーション方式の導入、事業系廃棄物の個別委託の移行などを進めてきたところであります。

本年度増設をされた箇所を含めると、現在は67カ所の集積場やステーションが設営されておりますが、各集積場のこの冬の運用を見る限り、ごみがあふれて収集に支障を来したといったような報告はありませんでした。

したがって、当面は現状の運用を継続しつつ、引き続き、地区役員とも連携をとりながら、必要箇所においては集積場の整備に力を入れていきたいと考えております。また、事業系一般廃棄物の個別委託の推進につきましては、この2月までのごみ量の実績で、前年比で22.7%、件数で申しますと135件の増加でありまして、事業者の皆様のご理解によりこちらを着実に進んできているという実感もあります。また、特に大口の営業施設に対しましては、直接担当者から依頼を申し上げたところもございまして、この中には、この4月から業者委託に移行していただけた施設もあった一方、今だ業者委託に踏み切れないでいる施設もありました。こういった施設におきましては、引き続き、個別委託方式のお願いを進めていく考えであります。とにかく、ごみ処理関連につきましては、ここに来て一つのピークを迎えるわけですので、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、昨年行いました地区役員懇談会において、複数の地区からアパートの住人に対するごみ出しの問題が出されました。それを踏まえ、この冬には各アパートを管理をされている大家さんへのアンケートを行い、一部については個別に回らせていただき、実態の把握や今後の対応について諸所お願いをさせていただいたところであります。

話を伺う中では、個別に業者委託して対応いただいているところ、行政区との連携により集積場を利用しているといったところがあった一方で、入居者のごみ出しについてほぼ関知していな

かったといったところもありました。そして、もう一点大きな課題としては、ごみ出しのルールが末端まで届いていなかったといった点も上げられます。

これは、私ども村の対応における反省点ではありますが、例年作成をしているごみ出しガイドブックは地区の役員を通じて配布をしていることから、アパート住人などまで届かないところもありました。今後は、管理人を通じてしっかり配布、周知がなされるよう、この4月以降に対応してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いをいたします。

これまで申しあげましたルール変更等の周知につきましては、毎年4月に発行されるガイドブック等で行なっていくとともに、この掲載に間に合わない情報については、7月末までの間、あらゆる広報媒体を使って周知をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

最後に、ごみ処理広域化に向けては、さまざまな課題がクローズアップされておりますが、私は決して悪い面ばかりではないと思っております、これまで取り組みの中でごみの減量化など確実に進展しているところもあります。

昨日の答弁でも申しあげましたが、平成29年度中のごみの排出量は、前年比8.3%の減少、また広域連合で定められた可燃ごみの削減目標2,901トンも、ぎりぎりではありますが、クリアすることもできました。

この要因としましては、何回かにわたるルール変更と、それに対する村民の皆様の協力により成し得た部分もありますし、また村内ボランティア団体による啓発活動や不要食器回収事業など、地道な活動もその成果としてあらわれてきているのではないかと考えております。そして、ごみ処理の広域化によりごみの減量化がますます大切になってきますので、これらの取り組みを終わらせることなく、今後、しっかり継続をしていくことも大切なことだと考えますので、引き続き、村民の皆様のご理解とご協力をお願いをしたいと思います。

1点目の丸山勇太郎議員のごみ処理の広域化の本格実施に向けての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 思えば、ごみ処理広域化は、構想から始まって20年がかりでようやく実現するものでございます。10年、あるいは11年前になりますか、飯森を候補地としたときの大騒ぎ、これが断念ということになり、次は大町市の三日町、ここはよい場所だと思いましたがけれども、やはり地元を中心とした反対でここも断念、最後は見返りを約束した手挙げ方式、これに6カ所から手が挙がりまして、これには白馬村からも白馬地区が手を挙げ、最後まで残りましたけれども、源汲に僅差で決まったというものでございます。

私は、飯森から源汲決定までの5年間、環境課長としてごみ処理に携わってきました。だから、広域化に、順調に切り替えられるかは、本当に我が事のように心配しております。源汲にこのたび完成する施設の炉の規模というのは40トンという規模でございまして、ご存じの方もいると

思いますけれども、それまで大町、白馬の2施設で合計で94トンだったことからしますと、本当に小さい炉ということですよ。

当時、私と大町市の担当課長は、どうせつくるならもっと大きなものをつくりましょうよと、災害ごみ対応ということもございますので、そういった声を上げておりましたが、場所のことに捉われる余りコンサルが机上計算した数字でそれ以上議論を深めることなく、それに決まってしまうました。炉の大きさのことは、私が退職してからも言い続けております。副村長は知っていると思いますけれども。

人口が減少するからごみは減っていくとも言えますけれども、今のところ、観光客はこの白馬村においては幸いにも減ってはいないということで、したがって、観光業から出るごみは今のところ減っていないということでございます。だから、分別をとにかくしっかりやってもらって、燃やさざるを得ないごみだけを焼却するという原点の取り組みがやっぱり重要となってきます。新施設のランニングコストの負担は、100%実績割なんですよ。均等割がないんです。したがって、白馬村がある程度ごみを減らしても、大町や小谷がもっと減らせば相対的な負担はふえるということになります。

今回のごみ処理広域化とは、単に共同化して燃やす場所が変わるだけのことではなく、これからごみ処理は新しい時代に入って行くのではないかと、ちょっと大げさな言い方ですけども、したがってこれから一層、行政はもちろん住民も営業する者も、手間やコストをかけて大きくは地球環境、小さくはこの村の環境を守るというための取り組みにしていっていただきたいと思っております。観光リストの白馬村としては、決して不法投棄や野焼きを許してはいけません。不法投棄をさせないよう、またルールを守らないごみ出しはさせないように、必要な施策をきちんとやり、村民が必要とする設備はきちんと整えると、これが肝心です。

私は、議員になってから、老婆心ながら担当課長あるいは村長にもお渡ししたと思いますけれども、ごみ処理広域化前に取り組まなければならないことということで、10項目ほど上げて、こういうことやりましょうよというようなことを申し上げておりますけれども、細かなことはいっぱいございますが、はしょってはしょって集約すれば、肝心の施策はただの2つです。

1つは、全ての世帯にこのごみのガイドブック、これを行き渡らせるようにすると。区に入っていない世帯、例えば先ほど話したアパート、あるいは外国人、別荘族も含めて、少なくとも今回だけはこのガイドブック、最低でも全世帯に行き渡らせるようにしなければいけないと、それが1つです。

もう一つは、ごみを出す場所、集積場ですけども、それは不足のないようにすると。それと敢えて申し上げれば、事業系のごみは原則は事業者責任という上で分別、減量を含め、きちんとルールに従ったごみ出しをしていただくと、基本は業者委託ということですけども、これまでの事業系ごみというのは、清掃センターで気楽に捨てられたものですから、せいぜいが五、六分

類だったんじゃないかなど。でも、白馬村のこのルールが18分類なんですよね。そういうのをきちんと行き渡らせるということが肝心だというふうに思っております。その1番目のこの「ごみ・リサイクル物分け方・出し方ガイドブックごみ減量作戦」というふうに名づけておりますけれども、あるいはこのごみカレンダーと言っているこういったものもございますが、これ全戸に届けましょうよ、何としても。これは、区長を通じても配布だけでは絶対にだめです。どんなに楽観的に見ても、白馬村の4分の1の世帯には、この大事なお知らせが届いておりません。届いていない世帯がルールを守れていないことは容易に想像がつきます。電算に頼んで1回コンピューター回していただいて、宛名ラベルを打ち出して、郵送費を使ってでも、1回は全世帯に行き渡らせなければだめだと思いますが、いかがでしょうか。

これ、ちょっと住民課長と、予算をつくる関係もございますので村長か副村長どちらかに、村長か副村長、そして住民課長にもお答えいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** ただいまの件の、いわゆるガイドブックを各住民にあまねく配布するということ以外のところについて、お答え申し上げたいと思います。

議員おっしゃるとおり、ごみ関係につきましては、住民サービスのことだけでなく、観光を主産業とする白馬村にとりまして、一つの大きな課題であることは、ここ20年強の問題であります。

日本の産業構造から言いましても、いわゆるヨーロッパ系のああいった全てがリサイクルできる、ちょっと横文字忘れてしまいましたけれども、そういった工業製品という産業社会ではありませんので、商品末端において大変な作業量にはなるわけなんですけれども、分別するということが、これはごみ減量の最たる手段かというふうに思っております。

そういった意味におきまして、観光に携わる方々は一つの産業におけるコストということをご理解いただくとともに、一般住民におかれましても、いわゆる税等の使い道ということで行政コストというふうにご理解いただけるよう、行政の執行部としてはぜひそちら辺はいろいろなところにご理解を賜りたいというふうに思っております。それにつきましても、そういったガイドブックの頒布による周知は大切なことというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** ただいまの丸山議員の、いわゆる情報伝達の部分につきまして、確かに課題があるというのは私ども認識をしております。先ほど村長の答弁の中でも、今まで行き渡らなかつたアパートの住民の皆さんにつきましては、しっかりと管理人、大家の皆さんにも責任を持っていただいて、そちらを通じて情報伝達をしていきたいというような対策を今考えておりま

すけれども、さらにそれ以外の部分の方も当然いらっしゃるわけでありますので、1つ提案として直接郵送してはどうかというご提案もいただきましたけれども、昨年、清掃センターのルール変更をしたときに、多少費用かかってしまったんですが、個別に投げ込み方式で回ったようなやり方をした経過もございます。どういった方法が一番効果があるかという部分も検討しまして、一つの案として先ほどのご意見、承らせていただきたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** もう一つの、2番目の集積場の問題ですけれども、昨年6月から清掃センターが指定ごみ袋を、清掃センター独自の指定ごみ袋ですけれども、事前の訓練として指定ごみ袋方式にしたことは大変よいことでした。あれやってなければ本当にどうなっているかわからなかったですけれども、あれ始めたことは本当に効果がございました。その効果があって、収集ごみは15%ふえたということでございます。要するに、地区集積場に出すごみが15%ふえたと。

村長、全体として8%ごみが減っているというようなことを先ほどもおっしゃいましたし、今定例会冒頭の挨拶の中にもございましたけれども、私はそれが必ずしも全部分別が進んだから8%減ったとは思っておりません。そういうことも多少はあるでしょうが、これは昨年6月から清掃センターがごみ袋方式に切りかえたことによる計量ロスの減少だというふうに思っています。今まで10キロ単位で計量していて、4キロ、5キロしか持ってこない人のやつも10キロと計量していたわけです。今度、ごみ袋になったことによって、皆さんできるだけそこに詰め込んで、どうせ出すならいっぱい詰めなきゃ損だということで、いっぱい詰めるようになったと。それによって計量ロスが少なくなった、それが8%ではないかと、これは清掃センターの平塚課長もそのように分析しておりました。私、それ非常に腑に落ちました。8%分別が進んでいるかなと、とてもそれまでには思えないなど、どうしても腑に落ちなかったんですけれども、その話を聞いて大変腑に落ちました。

その地区集積場ですけれども、本当に十分に足りているのでしょうか。今、地区集積場は55カ所、ステーション方式12カ所、合わせて67カ所でございますけれども、私はまだまだ問題があると思っております。2つの問題がございます。

1つは、今だに地区集積場をつくらしていない地区があるということです。

2つ目は、地区集積場は一応あっても、明らかに不足する地区があるということです。ここからは、問題をはぐらかさないためにも、またテレビ中継も含め傍聴されている方々にもわかってもらうために具体的に地区名を挙げさせていただきます。結局、今だ地区集積場をつくらしていない地区としては、みそら野区、山麓区、名鉄区がございます。みそら野と名鉄につきましては、かわりにステーション方式、小規模拠点収集を認めたということでございます。収集業者に聞

いたところ、やはりみそら野と名鉄は収集に時間がかかるとのことでございます。また、初期に設置したこの小規模ステーションの中には、パッカー車が入れないところがあって、そういうところはしょうがないから、軽トラで収集をしに行っている。また、除雪がされていないというようなこともあって、業者みずからが除雪して、それからごみを集めていくというようなこともございます。お聞きしております。みそら野地区はまだまだ広いわけでございます、このステーションが設置されているのはごく一部だけでございます。みそら野全域にこの方式で細かなものがたくさんできた場合に、収集経費はばかにならないことになると思いますけれども、そこで、この小規模ステーション方式の位置づけについてお伺いいたします。今申し上げたとおり、収集経費は度外視して、これからもステーション方式を進めるのか、それとも地区集積場はつくってもらい、その上で補完的にステーション方式を認めるのか、そこをお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 今、具体的にみそら野区という例でご質問なされましたので、これまでの経過も含めて説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、確かに特定の地区において集積場がないということで課題に上がっていたのは、先ほどの村長の答弁でもお答えしたとおりであります。

これまでやはり、大きなものをある程度まとめている施設が必要ではないかということで、補助金自体もかさ上げをして対応してきた件もあるわけですが、じゃ現実問題、何年もかけて検討してきたけれども、じゃ、できたかというとできなかった。その要因というのは、地域の皆さんの迷惑施設という捉え方をされてしまって、地区全体としては必要性は感じて、どうしても個別の話になってしまいますとなかなか進んでいかない。結局、その話が延々と続いてきてしまって、広域化間もないこのタイミングまで来てしまったという状況の中で、たまたま小規模ステーション、小さい範囲でごみを収集していったらどうかという話も出てきて、モデル事業も含めてスタートしたわけでございますけれども、確かに何でもかんでも数だけふやしていけばいいという考えもございませんで、できれば各地区、大体、組単位、隣組という単位がありますから、隣組単位で設置を、検討をお願いできないかと、基準の上では6世帯以上という基準を設けてありますけれども、できれば組単位くらいで運営してもらえないかというお願いもしてございませし、例えば、当初6世帯でスタートしたとしても後で引っ越しをされて区にも加入されて、隣に入られた方もいらっしゃるわけですから、ぜひそういった方も除外することがないように、1つの施設でなるべく対応していただけるような形のものを検討していただきたいといったような話もお願いしてきております。

それから、もう1点、小規模ステーションのメリットとしましては、少ない範囲、目の届く範囲で皆さん管理をいただいているということもありまして、特に分別の徹底という部分につきましては、大きな集積場よりも徹底されているのかなという感もあります。確かに収集コスト

だけを考えれば、不安な部分もありますけれども、一つ方法としては、まるきり度外視することでもないのかなということで、並行する案も当然地域のほうから話は聞いておりますので、そちらのほうも、やめてしまうということではなく、いい場所が見つかったら、例えば資源ごみだけそこで集めるということもできるわけですから、そういった対応も考えていきたいというのが1点であります。

それから、ほかの地区の例になるんですけれども、集積場までお願いをしてきて、なかなか設置できていない地区もありますけれども、そちらの地区の形態として、宿泊施設、営業施設が多いという地区もございました。最終的に地区集積場ができれば理想なんですけれども、地区集積場ができない暁には、戻入ごみということになりますから、ぜひ個別委託方式で進めてほしいといったお願いを区の総会に出向いて申し上げてきたようなこともありますので、そういった成り行きも今後見ながら、引き続き、お願いするべきところはお願いをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** わかりました。

ステーション方式については、バランスを取りながらまたやっていただければと思います。

次に、集積場が一応あっても明らかに不足する地区の問題でございます。

昨年、私が所属する総務社会委員会では、村内視察もいたしました。今回、私は業者から改めて直接聞きとりをしております。明らかに不足する地区はどこですかという質問です。答えは、白馬町と飯田でした。

ご存じのとおり、村内で1番と2番に大きな集落でございます。ちなみに、飯田は現在483世帯、人口970人、白馬町は393世帯、858人ということで、以外にも飯田のほう于世帯多いんですけれども、この1番と2番の集落が明らかに不足していると業者が申しております。

特に白馬町の場合、集積場は一応2カ所ありますけれども、リサイクル物の置き場は北の1カ所しかございません。とても入り切らないと。業者はしようがないから、決められた収集日の前日に自主的に1回集めに行っていると。一旦空にしないと、正規の曜日に持ってきた人が入れられないということで、自主的に、前日に空にしに行っているということでございます。

隣の大出区のほうのリサイクル置き場に、越境して持っていつているというような話も聞くところでございます。不足する地区は、ほかにもあるとは思いますが、少なくとも集積場をつくれないうる、先ほどのみそら野区と山麓区、明らかに足りない指摘されている白馬町区と飯田区、少なくともこの4地区には新年度早々にも、行政がしっかり介入して取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** ただいまの集積場のいわゆる容量の問題であります。

確かに、一部の地域においてまだまだ完全でないというのも認識はしておりますし、ただいまご質問にもありましたとおり、前の日に収集をしているという事実も把握はしております。ただ、前の日に収集しているということは、決められた日に出されていないという、それを業者さんの善意といいますか、判断で収集をしていただいている部分もあるわけでありまして、やはりまず曜日のルールを徹底していただくというのがまず第一だと思いますし、容量が足りない部分につきましては、ご指摘のとおり地区の皆さんとの話し合いを進めながら拡充というのを進めていかなきゃいけないかなと、その場所で拡充するということがありますし、先ほどの小規模ステーションではないんですけれども、資源ごみに限って言えば、また別の場所に、大きなものでなくてもいいのでスペースもとらない、場所もとらないような様式のを今後ふやしていくという方策も考えられます。そういった具体的な提案といいますか、こういったことはでないのかなといったようなご質問もいただいているところもありますので、そこら辺はそれぞれの課題に耳を傾けながら、一緒に検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

もう一点、8月以降、今の清掃センターで資源ごみの受け入れが始まれば、平日の間も仕分けをすることによって、受け入れることが可能になってくるわけでありまして、しっかりそこら辺の周知もしていけるかなと考えております。

以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 課長よくわかっていますので、そこをやっていただきたいと思います。

8月から今おっしゃったように、清掃センターを利用してパッカー車積みかえ方式、またリサイクルへと出せるようにするわけですが、やっぱりそのパッカー車積みかえ方式というのは、恒久的なものではないと思います。

高齢化という中で、例えば免許を返納した高齢者世帯が、どうやって清掃センターへ持っていくのということになるわけで、少なくとも一輪車に乗せてごみ出しができる範囲には集積場があると、それが行政施策ではないかなと。車が前提としたものではだめな時代が来るのではないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ごみ出しルールについて伺います。

ごみ出し時間の問題です。

今、ルール上では収集日前日の夕方6時から当日の朝8時までに出してくださいということになっておりますけれども、これは幾らにも遅過ぎるという意見が、昨年総務社会委員会と民生委員会との懇談会、あるいは議会全体で行なった住民との意見交換会の場でも強い意見として出されて、既に担当課にはお伝えしているところでございます。

生ごみから臭いや汁が出て、集積場が汚れるというのが時間を区切る主な理由だと思いますけ

れども、しかし、この時間設定はお年寄りや生活弱者にとっては結構厳しいルールです。

利用者の利便性のほうが大事かと思えます。汁だとか、臭いだとか、そういうことは生ごみの出し方の問題であり、施設管理の問題でございませう。生活弱者のごみ出しの利便性を考えて、最低でも午後4時、3時でもいいと思えますけれども、そういったルール改正については、4月以降なされますか。ついでに、集積場に出せる曜日のことも質問しますけれども、今、燃やすごみが月、水、金、これはいいですけれども、燃えないごみ、リサイクル物の曜日を昨年度細かく設定しました。これが浸透していないとのこととございませう。特に、不燃物の缶・金属類が月曜日、ガラスと木くずが金曜日というのは、まるでできていないと業者が言っておりました。この時間と曜日設定、2つのごみ出しルールの問題について、ご答弁ください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** まず、今、ごみ出しルールの設定、それから時間のご質問ございました。昨年、この時間を延長してほしいという要望が、確かに私ども承っております。

今までの私ども白馬村のごみ出しのルールに対するご意見として多かったのは、逆に時間が長過ぎると、ほかの自治体の様子を見てみると、大体当日の朝だと。6時から8時くらいの朝に出して、業者が収集をするというところがほとんどだと。逆に、白馬村は長過ぎるがゆえにルールが徹底されないのではないかというような、結構厳しいご意見もいただいております。

ただ、白馬村の場合、比較的大きな集積場の設置をお願いしてまいりまして、地区単位で結構大量に出していただくようなものもありますから、6時から翌日の8時までに出していただくのは、もう白馬村のルールとして定着をしておりますし、やむを得ないものかなというふうに考えております。ただ、今以上にやはり延長するということになりますと、先ほどご質問にもありましたとおり、夏の間のごみとかの問題もあります。そこら辺、一昼夜置いておくと、物すごい状態になっているという話も聞いておりますので、まず今のルール、時間の中でしっかり徹底を図るというのが第一段階なのかなと、その上で、特に高齢者、お年寄りだったり、あるいは介護の支援を受けているお宅というのは、確かに出す時間が限定されてしまって、非常に不便だという話も聞いておりますので、それは集積場管理をいただいている地区の皆さんの決め事、ルールとして、例外としてこのおたくは4時まではいいいよというような形で認めていくのが、ひとついいのかなと、中の検討でありますけれども、そんなようなことも考えておるところでございます。

それから、もう1点。ごみ出しの曜日の関係でありますけれども、確かに広域化に向けまして非常に細分化、細かくしてきたところがあります。非常に、出し方として手間取っておられる方もおられるのではないかと。さらに、この4月からは、陶磁器類については今度、指定のごみ袋を使わないで、透明の袋でもいいですよと、若干ルールを変更するような形で考えておりますけれども、その徹底されない要因というのが、曜日が原因なのか、まだ周知がしっかりされていない

いのかという部分がまた我々も把握できていないところあるんですけども、もし曜日が原因であるとするのであれば、じゃあ、どういった曜日の設定がいいのかというのを、再度検証していかねばいけないと思っておりますけれども、今現状では、改めて曜日を変えると、新年度から曜日を変えるという形では今のところ考えておりませんで、今までと同じルールのまま、4月以降もやっていきたいということで今、周知していきたいと考えております。

以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は、答弁を含め、あと20分です。質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 時間のことは、日が短くなると暗くて鍵があげられない、手元が見えないと言うんですよ、年寄りが。だから、そこじゃあ改善してください。全ての集積場に明かりがつくようにするとか、それできないでしょう。そういう要望なんです。日が短くなると暗くて危ないと言うんですよ、ごみ集積場に通うのが。手元も見えない、鍵もかけてある場合もある。だから、地区ごとで話し合いつて、それはちょっと違うと思うんですよね。そこをもっと利用者の利便性を考えてもらったほうがいいと思いますので、再考をいただきたいというふうに思います。

曜日の問題が徹底されないのは、冒頭申し上げた、これが行き届いていないことにほかなりません。副村長の答弁、全くよくわからなかったですけども、お金使って、これ配ってください。郵送で一発、1回は。全世帯行き渡らせてください。ついでに、後で質問になりますけれども、地区の加入のことなんかをアンケートしてもいいですし、いろいろ工夫するところはあると思うんでよろしく願いいたします。

ちょっと、時間も押しておりますので、ごみの関係は最後の質問といたしますけれども、ごみの減量分別の啓蒙には、子どもたちにこそ教育としてやるべきだというふうに思っております。頭の固くなった大人では限界があります。子どもたちに、白馬村のルール、18分類しているんですよということを教えていただきたいと思うんです。子どもたちが覚えますと、それを家庭に持ち込み、親たちに意見してくれます、また、子どものときに身についたものは大人になっても続くとします。このごみ出しの教育、どうか学校に出向いてしっかりやってもらいたいと思いますし、教育委員会としてもそういう機会を複数学年で設けてほしいと思いますが、これ絶対に必要です。業者もそうっております。子どもにこそやっぱり覚えていただかなければいけないと。教育長でも、教育課長でも結構ですので、ご答弁ください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。平林教育長。

**教育長（平林 豊君）** いい提案をいただきましたので、検討させていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** じゃ、教育長。非常に明確端的な答弁でしたが、よろしく願いいたし

ます。

では、次の質問に入らせていただきます。

行政区問題の新年度での取り組みについてお伺いします。

昨年9月の一般質問の追跡質問をいたします。さまざまな行政区問題があることを昨年9月議会で指摘させていただき、課題の共有化を図るとともに、具体的な提案も幾つかしました。これを踏まえて、村では問題解決に向けて新年度からどんな取り組みを開始するのか伺います。

なお、特に行政広報が行き届かないことについては、広報広聴という行政が果たすべき根幹的任務にかかわる問題であり、丁寧な答弁を求めます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2点目の質問であります。行政区問題の新年度での取り組みということで、答弁をさせていただきます。

昨年、10月から11月にかけて、全30地区それぞれ地区役員懇談会を実施いたしました。議員各位も選出地区はもとより、それぞれの地区ごとご出席をいただき、感謝申し上げるところであります。

この懇談会では、地区、行政、議会とも、それぞれの立場で課題を共有ができたというふうに思っております。村政を預かる者として、行政区、自治会に関することは、問題ではなく課題だと認識しておりますので、そんな観点から課題解決への取り組みを説明をさせていただきます。

まず、昨年9月議会において、丸山議員から、地区懇談会の行政の参加者について、全理事者、管理職が、地区懇談会とはいえ庁舎をあけることは危機管理上問題があるのご意見をいただきました。ここ数年は、懇談会の場でお出されたご質問に対しては、なるべくその場でお答えしたいという思いからこの方法をとってききましたが、大災害を経験した村でありますので、改めるべきは改めるものとして、平成29年度の地区懇談会からは、あらかじめ各地区のご意見をお聞きをする中で、出席者について調整をいたしました。新年度の開催方法や時間帯につきましては、改めて精査をする予定であります。

懇談会では、30地区それぞれの課題はありますが、共通課題としては大きく5つありましたので、それから進めるべき新年度の取り組みについて説明をさせていただきます。

1つ目の共通課題は、少子高齢化に伴う地域の担い手不足であります。

新年度は、集落支援員の増員を考えております。少子高齢化は、本村に限らず全国的な問題であります。昨年より集落支援員2名が、小規模集落を中心に支援をさせていただいております。複数地区から、普請のお手伝いや書類の作成、空き家対応等に非常に助かっている旨のご意見をいただきました。人数は限られていることから、全ての地区が満足するような活動は、現時点では困難ですが、少しでも地区のお役に立てればという思いから増員するものであり、地区担当職員についても積極的に地域行事に参加するよう、常々指示をしているところであります。

昨年の集落支援活動の一例を紹介させていただきますが、集落支援員が村内をパトロールする中で、北部地区の集落を中心に特定外来植物の群生を確認をいたしました。このため、地域・集落支援員、役場の協働作業による駆除を実施をいたしましたところでもあります。

観光地としての自然景観保全は大命題でありますし、こういった細かい点についての目配りも集落支援員ならではの仕事だと思っており、議員も常々おっしゃっている景観にも関係がありますので、ご紹介をさせていただきました。

2つ目の共通課題は、加入率低下による防犯灯等の区所有施設の利用に関する不公平感です。根本的な解決方法は区加入率が100%になることですが、これについては非常に難しいことでもあります。

第5次総合計画の目標値は、加入率80%としておりますが、これに近づけるよう区とも努力してまいります。ちなみに、本村の区加入率は、各地区からいただいた資料等を参考に算出した昨年9月の調査では約70%という結果でありました。ことし2月1日の信濃毎日新聞の報道にもありましたが、本村は、本年1月の人口が昨年を上回っております。これは1月という基準日による外国人転入者によるものが大きいと推察をしておりますが、この方たちが、いかに日本、白馬の文化である地域コミュニティに溶け込んでいただけるかがポイントであるというふうにご認識をされているところであります。区の中には、外国人の転入者勧誘に積極的に取り組んでいる事例もあり、まずはこのように独自に取り組んでいる地区の資料を参考に、窓口の案内資料やホームページの再考を進めているところであります。

加入率低下による防犯灯等の維持管理、不公平感は、全国の地方、すなわち田舎が抱える共通課題だと認識をしております。そして、多くの防犯灯は、行政区の所有物であります。戦後の間もない時期に、地域住民が少しでも自分の住んでいる地域を明るく照らそうと、地域主体で整備し、行政がこれを支援した歴史があります。平成27年度には、防犯灯等の共益費を区未加入者から徴収できるかを弁護士に相談した経過もありますが、再度、法律的によい方策はないか、相談の予定をしているところであります。また、自治会加入促進条例を制定している自治体もありますが、自治会の法的性格は任意団体であることから、理念をうたっているなど、加入の義務づけは法的限界があると言わざるを得ません。神城断層地震を経験をした本村にとっては、地域のきずなが大きな力を発揮し、死者ゼロの実績もありますので、このような観点から、白馬村にとっての行政区の大切さを、国内外の転入者に窓口やホームページ等でお知らせをする予定であります。

3つ目の共通課題は、若者が村に残れるような仕組みづくりです。

これは、創業支援・雇用創出・就職支援です。創業支援については、商工会と連携の上、創業塾を継続をします。雇用創出については、テレワーク事業とふるさと納税の相乗効果により雇用増を目指し、就職支援については、白馬高校生への就職支援を継続をします。

観光が主産業である本村は、観光地経営計画にもありますように、観光産業の再活性化と安定的な雇用創出、人材の定着・育成が大きな課題であります。観光偏重となっている地域雇用を少しでも解決したいとの思いもあり、本年度は、ふるさとテレワーク事業の活用もいたしました。雇用課題は経済情勢等もあり、短期間で解決は難しいことは議員も承知のことと思います。

4つ目の共通課題は、道路・水路等の維持管理です。

毎年、各地区からさまざまな要望がありますが、予算の関係もあり、全ての要望に沿えないことはまことに申しわけなく思っているところであります。国・県の制度も導入をし、少しでも早く要望に沿えるよう今年度の予算編成においても重点事業として位置づけさせていただきました。なお、できる、できないはありますが、地区役員とは連絡を密にするよう、常々各課長に指示をしているところであります。

5つ目の共通課題は、ごみ地区集積場の利用方法です。防犯灯とも共通しますが、本村に限らず、全国の自治体では多くの自治体のごみ集積場の維持管理をしております。9月議会で、議員から区加入のメリットとして、ごみ集積場利用があるとの意見がありましたが、ごみ集積場の利用方法については、各区の運用方法や考えもあろうかと思えます。この点も、先ほど答弁しましたが、新年度から運用する窓口の案内資料やホームページで知らせる考えであります。

以上が、各区の共通課題に対する対応となります。なお、役員の見直しについては、各区の意見を参考に、庁内で議論をし、新年度より順次対応することとし、平成30年度は、花の里づくり推進委員会長の業務は、各地区で自主的に行なっていただいていることから廃止をさせていただきます。

また、男女共同参画社会づくりの普及員は、地区の三役のうち、1名兼務をいただく方法でも構わないとさせていただきます。意見が多かった農家組合長については農協と調整中であり、方針が決まり次第、農政課より各地区にお知らせをすることになっているかと思えます。

行政広報の住民の伝達ですが、基本的には広報紙は行政区を通じ配布する方針に変わりはありません。地区担当職員等が配布してはとのご意見もありましたが、本来、業務への支障や勤務時間外ということになれば残業手当の問題もありますので、難しい問題と思っております。都市部ではポスティング会社を利用している自治体もあると伺っておりますが、これも経費の問題もあります。また、紙自体ごみになるとのご意見もあり、現代はパソコンやスマートフォン、タブレット等情報通信機が発達しておりますので、ホームページやSNSを有効利用したいと考えております。

このようなことから、ホームページについては新年度においてリニューアル化を新年度予算に計上させていただいております。また、一斉配信メールについては、地区役員懇談会以降において、庁内で意見交換し、導入に向けて検討を進めてきましたが、老朽化が進んできている防災行政無線と、新たに導入を検討する配信メール等の整備をセットで考えるという基本方針を定めた

ことから、今後もさらに研究を進め、事業導入に向けて取り組むことといたしました。

丸山議員の2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は、答弁を含め、あと2分です。質問ありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山勇太郎君）** 昨年9月に、この行政区問題1本に絞って10項目ほど上げさせてもらったところ、非常に答弁が長かったものですから、今回非常に質問短くしたんですけども、やっぱり答弁長くて、全くよくわからない、結局何をこの4月から新年度で新たに何をやってくれるかということだけを聞いたかったんですけども、よくわからなかったですね、正直なところ。集落支援員のことが出ましたけれども、今現在2人いて、また増員していただくということですが、実際のところ、何やっているかよく見えないんですよ。1年目は試用期間だったのかもしれませんが、1年目の成果とは何だったのでしょうか。あるいは、課題解決への道筋はついたのでしょうか。

ちょっと、集落支援員のことは、また報告書なりが、もし1年の活動についてできたならば、ぜひ議会にも見せていただきたいなと思います。

時間がありませんので、行政広報のことだけ言っておきますけれども、9月の質問の中で、各種の広報手段、防災行政無線が55%、ケーブルテレビ51%、新聞62%、区配布76%、とにかくこれじゃだめなんですよ。何とかこの広報を行き渡らせないと。能動的にとりに来させるといっても無理があるわけですし、やはり受動的に受け取る方法としては紙かなど、印刷物かなと思うわけです。先ほどのごみガイドブックのこともありますが、何とか、これは是非でも1世帯1部届くように、ぜひしてください。手だては、私はあると思っております。

それと、防災アプリの構築ということがございましたが、これ確かにいいと思います。携帯電話、スマートフォンの普及は進んでおります。中学生から後期高齢者まではほとんど個人で持っていればしないかと思います。ぜひやってください。防災に限らず、大事なお知らせをとりあえず障りだけでも届けるツールとしては、今は最適かもしれません。新年度予算では見受けられなかったと思いますけれども、ぜひやっていただきたいと思います。このことについてだけ、お伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 最後に、防災アプリの関係のご質問にお答えさせていただきます。

これまで、既存の情報無線を使うという選択肢もあったんですが、今やはり携帯電話会社の持っている方式というのが、今最新かなというところで、庁内での整備方針については、ある程度この今のスマートフォン等を活用したものがJアラートと接続ができるということで聞いております。ただ、やはり事業費が大きくなりますので、そこら辺で一斉配信メールをどういう構築にしていくのかという部分については、もう少し時間をいただきたいと思いますので、ちょっと

30年度の当初予算には間に合わなかったというような経過でございます。

ただ、整備の方針につきましては、村長の答弁にもございましたとおり、今のスマートフォンを活用して発展性のあるものに変えるという方針では庁内まとまっておりますので、その具体的な内容については、もうしばらくお待ちをいただきたいと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問事項が終了しましたので、第1番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

**第1番（丸山勇太郎君）** ありがとうございます。これからも、行政区問題につきましては、追跡質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** 以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月16日は午後1時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって、明日3月16日は午後1時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時13分

平成30年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成30年3月16日（金）午後1時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

## 平成30年第1回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成30年3月16日 午後1時より

2. 場 所 白馬村議会議場

### 3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

### 4. 欠席議員

なし

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
総 務 課 長	吉田 久夫	参事兼税務課長	篠崎 孔一
観 光 課 長	横山 秋一	生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明
会計管理者・室長	田中 哲	建 設 課 長	酒井 洋
農 政 課 長	太田 洋一	健康福祉課長	窪田 高枝
上下水道課長	山岸 茂幸	住 民 課 長	矢口 俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅

### 6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

### 7. 本日の日程

1) 一般質問

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名です。

本日の会議は、幼稚園の卒園式により午後1時に繰り下げて開きます。

これより平成30年第1回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。本日は通告をされた方のうち2名の方の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番伊藤まゆみです。

一昨日、昨日と、白馬北小学校、白馬中学校の卒業式がありまして、両校長先生とも、式辞の中で、先月の平昌で活躍された渡部暁斗選手のことを述べておられました。渡部選手が学校の卒業生であること、骨折をしたにもかかわらず見事にメダルをとったこと、そのことを誇りに思い、褒めたたえておりました。

平昌まで応援に行くこともなかなかできない中、前哨戦でありますワールドカップが白馬で15年ぶりに行われ、直接日本の選手が飛ぶ姿、クロスで走る姿を見、応援できたことは本当によかった、そう思っております。4年後の北京の前にも、ニセコではできないワールドカップをこの地でぜひ開いていただき、白馬のブランドとして生かしていただきたい、そのように思っております。時間も限られておりますので、1問目から始めたいと思います。

まず、観光財源検討についてであります。12月定例会での村長の招集挨拶にありました、宿泊税、入湯税の拡充、分担金などの観光振興のための新規財源の検討は、住民にとっては寝耳に水でした。そのことにより大きな波紋を呼んだわけでありまして。特にローカル紙で大きく報じら

れました宿泊税には、宿泊業者の苦しい経営状況から発する怒りが噴出いたしました。

そこで、下記について、お聞きいたします。

1、観光局への負担金をその使途に含む予定かを伺います。

2、宿泊税ありきでの検討ではないとのことですが、ほかに考えている財源確保の方法があれば伺います。また、12月定例会では、ふるさと納税委託業務を大手の外部企業に委託することになり、今定例会で審議する平成30年度予算にも、業務委託料が入っております。このような大切な自主財源を、観光財源に充てることを考えなかったのかを伺います。

3番目、宿泊税に対する宿泊業者の思いが声として出されました。恐らく村長も目を通してのことと思いますが、その中に「職員の給与が高い。まずは自分たちの身を削り努力してから、村民に負担をお願いすべきだ」との意見が複数ありました。その意見をどう捉えているかを伺いたいと思います。

4番目、上記宿泊業者の声の中に、世界の競合市場と比較した場合、当村は施設が老朽化しており、インフラも整備が進んでいないといった趣旨の意見がありました。前回の一般質問でも申しましたが、「世界水準のスキー場と聞いたけど、私、来る場所間違えたかしら」とお客さんに思われるような寂れ感が強い外観は村全体の観光のダメージにつながり、リピーターは望めません。商工会の建築業からもリフォーム補助復活の要望が出ております。事業者を対象にした外観リフォーム補助を検討し、観光商品である村全体のイメージの底上げを図りブランドとすべきと考えますが、そのお考えがあるかを伺いたいと思います。

5番目に、近江商人の「売り手よし、買い手よし、世間よし」という「三方よし」の精神に立てば、「集める人よし、払う人よし、村もよし」が長続きする理想的な税制で、そのためには集める人の理解が欠かせません。宿泊業者だけでなく、観光従事者が公平に負担し、なおかつ観光客も「来てよかった」と思える観光地にするには、住民と膝を突き合わせ、時間をかけて検討すべきと考えますが、住民の意見を反映できるような仕組み、場を検討しているのかを伺いたいと思います。

以上、答弁よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 伊藤まゆみ議員から、観光財源の検討についてということで、5つの項目について、質問をいただいております。

1点目の、新たな観光財源の使途についてのお答えをいたします。

新たな観光財源の使途につきましては、篠崎議員、そしてまた、加藤議員の質問に対する答弁でも述べましたが、白馬村全体として、今後、どのような観光振興策を行なっていくべきかという観点で検討をしているところであります。

白馬村の観光振興策については、村、観光局、民間事業者など、事業ごとに実施をする主体は

異なるものですが、このため、新たな観光財源は、観光局が行うべき事業の範囲において、観光局への委託金や負担金の形で支出することも考えられますが、観光局への負担金ありきではなく、個別の事業の性質に応じて判断されるものであります。

2点目の、宿泊税以外の財源確保の方法についてでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、篠崎議員や加藤議員の質問に対する答弁でも述べましたけれども、入湯税の見直しや分担金など、他の自治体で導入、検討されている観光振興の財源確保策を中心に検討を進めていく予定であります。

また、ふるさと納税の業務委託料を観光財源として充てることができないか、という点につきましては、昨日の田中麻乃議員の答弁と一部重複しますが、ふるさと納税は全国的に返礼品を目的とした寄附がふえ、自治体間の競争が激化する中、魅力的な返礼品を用意することが求められているものの、返礼品発送や問い合わせ対応業務が煩雑になり、担当職員のみでは新たな企画に手が回らなくなっている上に、ふるさと納税以外の業務にも支障が来している状況であります。このため、全国的にも発想業務等を外部委託する自治体がふえており、県内でも多くの自治体が外部委託をしているとお聞きをしております。

外部委託に当たり、寄附金額に対して一定の割合を委託料として支出することになりますが、職員が新規の企画、商品開発等に専念することにより、メニューが充実をし、寄附金額がふえることで、村としても新たな観光財源確保が可能になると。あわせて地域内の生産者、事業者にとっても経済効果があるものというふうに考えております。

3点目の、職員の給与に係る認識についてお答えをいたしますが、白馬村では長野オリンピックに合わせ、競技施設等の整備に集中投資をした影響により、財政的に厳しい時期が続いてきました。その時代に財政健全化に向けた取り組みとして、理事者の給与カットのほか、職員の給与を平成16年度から2年9カ月の昇給停止、平成16年度から21年度まで管理職手当を3%のカット、平成17年度から平成21年度まで給料を2.7%から5%のカットを実施しており、その当時、職員には大きな負担をいただいたところであります。

現在の職員給与の状況につきましては、白馬村の職員の人件費総額は他の同規模自治体と比べて相当程度低い水準にあります。総務省が取りまとめている財政状況資料集によれば、平成28年度決算において白馬村と人口規模、産業構造が似ている、いわゆる類似団体では、全国で67団体あります。この中で白馬村の人口1人当たり職員人件費は9万7,370円と、類似団体の平均である11万5,876円に比べて17.3%少なく、順位でいえば67団体中13番目の低さとなっております。地方公務員の給与水準をあらわすラスパイレス指数では、白馬村は96.8と、類似団体平均の94.9に比べるとやや高くなってはおりますが、一方人口1,000人当たりの職員数は白馬村が8.99人と、類似団体平均の13.44に比べて約三分の二の水準にあることから、人件費の総額が他の自治体よりかなり低い水準にあると考えられ

ます。伊藤議員の質問では、職員の給与が高い。まずは自分たちの身を削り努力してからと言われてますが、人件費の総額が他の自治体よりもかなり低く抑えられているということは、他の自治体よりも少ない職員で多くの業務をこなしていることのあらわれであり、職員みずから多くの努力をしているものと思っております。

4点目のリフォーム補助の検討についてのご質問ですが、まず、宿泊事業者から当村施設の老朽化等の指摘については、村が昨シーズン行なった冬季インバウンド調査においても、白馬村への課題としてゲレンデのリフト等の老朽化が上位に位置しており、大きな課題であると認識をしております。

これらの現状を鑑み、村では、今年度、経済産業省が所管する地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業に取り組み、民間事業者の設備投資への後押しを図ってまいります。新年度においても現在通常国会で審議中の、生産性向上特別措置法案が、中小企業向けの設備投資に係る新たな固定資産税の特例措置により支援ができる法案であると聞き、取り組むことを前提に国会審議を注視をしているところであります。

議員ご提案の事業者向けの外観リフォーム補助ですが、以前、平成23年度から3年間にわたり実施をした住宅リフォームとは異なり、対象者を事業者として外観リフォームをする考えは、観光白馬にとって傾聴に値するアイデアであるというふうに思っております。確かに議員がおっしゃるとおり、汚れた色あせた外壁や屋根が観光地としての風情の邪魔をしていることも事実であると認識しており、そういった意味でも検討をさせていただきたいというふうに思います。

ただし、景気対策、商工振興対策として、23年度から25年度の住宅リフォーム補助に続き、26年度は地域活性化事業補助、そして、震災復旧対策として被災住宅修繕補修補助を28年度まで実施をし、28年度には白馬商工会と連携をし、企業を創業される方向への創業支援事業補助金を創設をしているところであります。創業支援補助金の今年度決算では1,000万近くになる見込みであります。

そうした状況のもとでは、直ちに導入することは難しいと考えておりますし、住宅リフォーム補助では上限20万でありましたが、営業施設の外観リフォームとなると事業費の規模も大きくなることが予想され、まさにこれらの事業実施については財源確保が課題ではないかと考えております。

最後に、住民の意見を反映できるような仕組みや場についてお答えをいたします。

観光振興のための財源確保検討委員会では、有識者を交えて専門的な見地から、観光財源のあり方について検討いただく予定ですが、検討に当たっては、観光事業者を始めとする住民の意見が重要になるというふうに考えております。このため、村内の観光関連団体に委員会の委員として入っていただくほか、村内各事業者からのヒアリングや意見交換、そしてまた、パブリックコ

メントの実施等により、委員会での検討に住民の意見を反映することを予定しております。また、議会はまさに住民の代表でありますから、委員会での検討状況は議会に報告をさせていただくほか、委員会での検討を踏まえて村が取り組む施策について、住民の代表の立場から、ご審議をいただくものというふうに考えております。

以上、伊藤まゆみ議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** ご答弁ありがとうございました。

まず、観光局のことからお伺いしたいかと思えます。

観光局では、フリーライドワールドツアーですね、こちらのほうをメインに、力を入れてやっていたらいいかと思えます。今年は残念ながら中止ということになったわけではありますが、今定例会の議会初日の村長の挨拶の中に、本戦は雨が降ってコンディションが悪かったり視界が不良だったため、カナダで開催されたと、しかし有名な選手が長期間滞在し映像を発信し続けたために、国内外の多くのファンの方々が見た、だから当初の目的であった白馬バレーブランドを世界へ発信するという目的が果たせた、というふうにおっしゃっていたかと思えます。

私、この辺にすごく違和感を感じまして、本当にそうなのかなと。これは、そもそも発信することが目的だったのかなと。目的は、ブランド化してお客さんに来てもらうことですね。著名な選手がここでこういうスキーをやっています。楽しんでいます。ここに来たからこういうことができますよ、ほかではできないですよ、皆さんどうですか、という差別化でブランドになるということだと思うんですね。そして白馬に来てもらう、これが目的、そう思っているんですが、来てもらってここで滑っていただけるんでしょうか。ここでというのは、その同じ場所で、滑っていただけるということでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** フリーライドツアーにつきましては、私、冒頭の挨拶の中で、そういった挨拶文を皆さんに提供させていただきましたけれども、非常に、まあ、あいにくの、天候が悪くて開催ができなかったということでもありますけれども、全日本の、日本の国内の大会は白馬で行われております。

そしてまた、大会が、ちょうど雨が降って、安全性を考えたときに、ちょっと危険だというようなことで、期間は10日くらい見ていたわけでもありますけれども、最終的に断念をしたということではありますが、その中で、世界の有数の選手が来て、10日間にわたり、あのコースを滑って、そして、全世界に、この白馬の地を、宣伝を大きくしていただいたということは、当初の目的は当然できたものというふうに思っております。ああいったことが、この白馬で、宣伝することによって、これからのフリーライドファンのニーズが高まる、そして、また、お客様が白馬へ来ると、こういったことが、非常に重要なふうに考えております。

今回のフリーライドツアーの関係につきましては、本当に、悪天候というようなことで、非常に残念ではありましたが、まあ、天候ならば、さらに、大きな成果が上がったのではないかというふうに思っています。また、不足については、関係局の代表理事がおりますので、答弁させます。

**議長（北澤禎二郎君）** 太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** 発信すること自体も、これは有効な手段であるというふうに思っております。大会、それぞれ選手、有名どころの選手が滞在された間ですね、白馬のすばらしい山岳景観が全世界に発信されて、その間、選手たちは、もちろん大会は開かれなかったんですけども、荒天の中、ショー的な滑降、モデル滑降もしておりまして、それを全世界、特に欧米への発信にはされておりました。これについては、とても関心深く、SNS等の閲覧が非常に多かったというふうに確信しております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 目的と手段を取り違えていないかなと思うんですね。目的は、やはり、ここに来ていただいて、来ていただく、滑っていただく。そこで、同じところで滑っていただく、これがブランドになるということだと思います。

1月20日から27日まで、長期に滞在した中で、雨が降ったり霧が出てできなかったと。まあ、言ってみれば1月の一番いい期間ですよ。1月の中旬、そういう天候なんだ、そういうことがかえって世界に発信されて、マイナスになった、そういった意見もあります。ですから、必ずしもこれがブランドとして目的果たせたというのは、ちょっと違うんじゃないかと思っています。それで、できなかったことはもうしょうがない、しょうがないですよ。ですけども、ただ、この事業を続ける正当性を、村長の挨拶の中で、そのようにうかがえたというのは、ちょっと違うんじゃないかなと私は思います。

本来、観光局にやってもらいたい仕事とは、どういったものかなというのと、ちょっとこの辺が、皆さん、観光局の会員の方は、思っていることと違うんじゃないかなと思うんですね。それで、先ほど出した意見書といいますか、宿泊関係の方の意見の中には、本当に、観光局要るのかといったような意見も入っておりました。こんなこと言っているのかわかりませんが、会員の中では、商品を知らないセールスマンじゃないか、そういった声もあります。議会のほうとしても、議会の中でも会員と密に連携をとって、年に一度は必ず会員宅に伺うべきだと思う、コミュニケーションを豊かにすべきだ、ということも言っていた方もいます。

前回の12月の定例会ですら……、すみません、その前に、村長は当然、ちょっと私どもは知っているんですけども、観光局の見直しというのは、これ、される予定なんですか。今後、観光局をどうするかというような考え方を持っていらっしゃるのか、その点を伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 財源の話かな……、財源の話……。

第4番（伊藤まゆみ君） じゃ、結構です、結構です。変えます。

議長（北澤禎二郎君） 答えはいいですか。

第4番（伊藤まゆみ君） じゃ、結構です。そうしましたら、前回12月の定例会で、執行機関の付属機関の設置等に関する条例の設定が僅差で可決されました。私は反対した立場であります、賛成の立場からすると、観光地経営計画の戦略が10あるわけなんです、その1つの中に、計画、推進体制の構築と財源の確保の9番目に、観光振興のための財源確保、これが9の2になっておりまして、その中に受益者負担によるものとか、外部からの資金調達といったものが入っているわけですね。

もし、この計画に沿ってやらなきゃいけないというものでありましたら、その上の段にあります9の1ですね。観光推進体制の見直し、既存組織を含む推進体制、広域連携、国内の連携、ということで、もう、当然、既存組織の体制、観光局も含まれるはずだと思いますけれども、これ、経営計画に沿ってやるべきものであるならば、観光局の見直しもすべきものだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） すみません、観光地経営計画に関してということでお答えさせていただきます。

もちろん、この戦略10、どれも大事であります。たまたま今、財源確保が非常にクローズアップされて、9の2ばかり取り上げられますが、当然9の1はやってかなければいけない。観光客のDMO化に向けて取り組んでいるというのは、まさに見直しの最中である、というふうに考えております。もちろん、3市村でのDMO化は広域連携にもつながるといふふうに考えておりますので、たまたまクローズアップされているのが、9の2が強いということで、私どもからすると、同時並行にいろんな戦略は取り組んでいるつもりであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 一昨日の村長の答弁の中に、新たな財源の使途と、本日の答弁には、観光局に限ったことでなくて、事業ごとにその使途を使ったというふうにおっしゃっていたかと思いますが、一昨日、きのうの新聞ですか、そちらにも載っていましたが、使途としては、観光案内施設整備、地産地消の商品開発、温泉施設、宿泊施設の魅力向上支援、統一看板、クレジットカード決済、違法民泊の取り締まり、観光データの取得、分析、これ、もう既に観光課でやっていることもありますし、例えば、地産地消の開発に当てはまる特産品事業は、今回の補正で100万円の減額になっているんですね。

まあ、あえてこれを、このために財源確保しなければいけないといったものでもありません。

使途は先ほど申しあげましたように、答弁とか、新聞に載っていたわけでありますが、この記事を見た方からですね、そもそもこういった事業は観光基幹産業としてやっている村なら、通常の予算範囲でやるべきことで、わざわざ特定財源を確保してやるべきことではないと言われたんですが、これはどうお考えですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** お答えいたします。

先ほど、議員がおっしゃったような事業というのは、観光をやっていく村としては、やっている事業であるとは思っていますけれども、別にそれは現在においても、ある程度手がついているものもあるとは思っています。ただ、それが、では、今のレベルで十分なのかという話も1つあると思いますし、それから、先ほど、先日、ほかの議員さんからの質問に対してもお答えさせていただきましたけれども、今後の白馬における観光振興のための財源というのが、今後インフラの老朽化等進んでいく中、あるいは少子高齢化が進んでいく中で、財源の確保がそもそも困難になっていく現状という中で、今後もこういった観光振興のための財源というのは、確保し続けられるかというのは、非常に厳しい状況にあると思っています。

その観点から、今回の財源というものは検討されるべきものであると考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** また、そのことに、答弁いただいたことに関しては、後で質問させていただきたいと思いますが、一昨日の答弁の中で、確保したい規模は1億から2億ということで、まあ、1億から2億、これ自体も幅があるわけなんですけど、この金額の根拠ですね、算定根拠というものはどういったものか、教えていただけますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 先日、村長の答弁でもお答えしましたとおり、現状、この使途及び財源額については、引き続き精査中のものでありますので、これは完全に固まっているという性質のものではありません。その上で、現在の話で申し上げますけれども、これは現状のレベルで幾らぐらいの財源をこの事業にかけているか、そして、それがこの後、どれぐらいの規模で今後やっていけないといけないのかということのを参考にしながら、あるいはほかの自治体においてどれぐらいの規模で、こういった事業をやっているのかということのを参考にしながら考えているものであります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** そうしますと、これは、例えば、今白馬にお見えになっているお客様が年間200万人いると、200万人の半分の方が宿泊されていけば100万人、そこから100円ずついただければ1億と、そういった算定ではないということによろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） そういう算定ではありません。というのは、我々は、今、議員がおっしゃった内容につきましては、宿泊者からは取るということを前提にされているようですが、何回も申し上げておりますとおり、我々は、観光振興のための財源をどういうふうに確保するのかという観点で考えておりますので、そういった観点ではなく、事業費ベースで積み上げた結果、現時点ではこうなっているという話であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） そうしますと、財源として考えているのは、先ほど村長の答弁からいただきました、宿泊税ありきではないけれども、入湯税の拡充と分担金、その3点だけ、今のところ考えつくのはその3点だけということによろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） すみません、これも先日、村長の答弁の中でお答えをさせていただいたところなんですけれども、宿泊税、入湯税の見直し、分担金というのは、あくまで例示でありまして、今後、議論が進んでいく中で、現在、いろんなところで、いろんな財源確保の方策、観光振興の財源の確保というのがなされております。先ほど、村長のほうからふるさと納税だとかいう話もありましたけれども、そういったことも含めながら、議論が進んでいく中で考えていくものだと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ふるさと納税というのは、すごく私も期待しているわけでありまして、最後のところの質問に、「三方よし」というあれがあったかと思うんですが、この「三方よし」の中で、宿泊業者の方がおっしゃっているのは、ふるさと納税はいいんじゃないかというふうにおっしゃっていました。なぜかという、ふるさと納税の中の宿泊券というのがすごく助かっていると、ふるさと納税のチラシをつくっていただいて、宿泊施設に置いていただいて、お客様に「ここのありますけれども、どうですか」というふうで紹介できると、そういうことを観光局がやっていただけないか、というようなお話もありました。ですから、ふるさと納税というのはすごくいいかなと思うんですけれども、ただ、まあ、残念なことに、この業務委託というのは、業務の大手のほうにいつてしまったわけでありまして。そのふるさとテレワークですね、これ、それをやるからなのか、ちょっとよくわかりませんが、ふるさとテレワークの目的でありますけれども、ふるさとテレワーク推進事業実施要綱というのをちょっと見てみましたら、その拠点利用というところの中で、いろいろ書いてあったんですが、地方への移住者が最低1人以上発生し、そこで働く状況が一定期間継続することが見込まれるというのが、拠点利用者に求められ

ることだと書いてありました。まあ、例が4つある中で、3つが都市部の業務をテレワークで行うと、こう書いてありました。今までやっていなかった仕事を、ここまで、ここでなかった仕事を都会から来ていただいて、ここでやってもらうというのが、そもそもな目的。こういった拠点に、新たな、こういったことをやることで新たな移住者をふやす。ここに、既にあった、例えば、ふるさと納税の業務といったものをわざわざ上げる必要の、そういったものではないと、私は理解しているんですが、この点はいかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの、ふるさとテレワークに関連する、ふるさと納税の業務のお話ですが、村長答弁にもございましたとおり、ふるさと納税については、非常に件数がふえてきているという状況もございます。これに係る事務というのは、非常に膨大でありまして、また、特に個人情報、また、特定個人情報を扱うということもあり、非常に慎重にやっているという状況でございます。

ふるさと納税の額をできる限り自主財源として確保するというような目的も踏まえまして、今回、外部委託に至ったというところでございます。先ほどのテレワークの事業でいきますと、都市部からこちらに来て、というようなお話がされましたけれども、確かに要綱の中に書いてあり、実際に事業者さんがこちらのほうに来て、地元雇用を生み出すという部分では、テレワークの採択された事業に沿っておりますので、その点については、事業の趣旨を理解しながら進めているものと解釈します。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 業務委託料なんですけど、昨日の答弁ですと、返礼品30%、委託料10%ということだったんですが、こちら、消費税は要らないんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 消費税については、別ということですよ。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 別ということは、やはり、この中から支払いをするということで、当然よろしいわけですね。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** まず、返礼品につきましては、返礼の内容のものがありますので、返礼は返礼。そこで手数料の10%というのは、返礼割合が変わってくる分がありますから、若干、その全てが40%ということにはなりませんけれども、それに対して消費税をかけるということでご理解いただければと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** そうすると、委託料10%には、当然消費税はかからないということでもよろしいですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 委託業務として行なっておりますので、業務のほかに消費税がかかるということでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 委託料に加えて、そこに8%、2019年からは10%になるということだと思います。このようにせつかく入ってきた自主財源を大手のほうに流す、流すという言い方は失礼かもしれませんが、ぜひとも村内にある企業に回していただく、そういったことを考えていただきたかったなど、本当に残念に思っております。

こちらの、観光地経営計画なんですけれども、こちらの4ページなんですけど、ここに、表1の4というのがあります。第4次総合計画、後期編のところなんですけど、その中で、資源の活用というのがあります。2の白馬ジャンプ競技場、クロスカントリー競技場の中にネーミングライツ等、安定的財源確保の検討というのが、太文字で下線部が引いてあるんですね。これを考えていらしたんじゃないかと思うんですね。それで、安定的財源確保の検討で、これをぜひとも大手企業の方にやっていただけたらどうかな、そのように思いますが、検討していただいているのでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。松澤スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（松澤忠明君）** ネーミングライツにつきましては、現在検討中であります。ジャンプ競技場は、長野県と白馬村になりますので、県のほうにも問い合わせをしている段階です。まだ結論出ておりませんが、検討をしていきたいということで県のほうも、お答えをいただいております。具体的には、今後また、調整になりますので、ご相談をさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** この、テレワークをやっていただいている大手の企業の方、こちらジャンプ台も近いことですし、ぜひとも、こちらのほうにお願いしていただきたい。小さい者たちから搾り取るのではなくて、大きな者から取っていく、これが行政マンの腕の見せどころではないか、そのように思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それと、このテレワーク、再契約されたわけなんですけれども、この、きのうの答弁によりますと、こちらとは、連携協定を結ぶなど、村とのかかわりがかなり深いというようにお話がありました。ノルウェービレッジの賃貸借料、それが今まで43万だったけれども、62万3,000円に年間なっていると、まあ、この、12月定例会の補正予算通るんでも述べましたけれども、この契約するとき聞いた説明では、あそこを利用して社員研修等々行くと近隣の宿泊施設に何百人も宿泊するので、経済効果があるということでありました。目的は、閑散期の入

り込みが期待できる、経済効果があるということだったと思います。これ、地方創生の一丁目一番地でありますP D C Aサイクル、行われたんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** P D C Aサイクルということでのご質問であります。当然のことながら、庁内での議論の中で、なかなか利用が進まないというところ、それと、地権者からも、あそこをぜひ有効的に使っていただきたいというところがあり、さらなる発展性を求めて、今回、ふるさとテレワークの事業に手を挙げ、その使用目的を拡大していったというところという、当然のことながら、なかなか進まない部分もあり、これを新たに変えるという部分では、P D C Aサイクルに沿ってやっているものと判断しております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと18分です。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 余り、村の持ち出しばかりがあるといったような印象を住民の方に植えつけないような、しっかりとした契約といいますか、P D C Aサイクルで検証して、それで契約再更新という形をぜひともとっていただきたい、そのように思います。

それで、まあ、先ほど職員の給料が高いというの、住民からの意見ですけれども、このことに関しまして、職員の皆さんもオリンピックの投資で苦しんでいたときがあって、負担を強いられたと、そのことは、別に、大変だったなと思いますし、別に、上げてはいけないと言っているわけではありません。そのことをちゃんと知ってもらうべき努力をすべきじゃないか、そういうものをちゃんと知って理解してもらえば、「ああ、そうだな」と思ってもらえると思うんですね。そういったことをしないで、人事院勧告を理由にして上げてはいけない、私はそのように思います。

本当に、自分たちも今まで大変だったんだという思いがあるなら、やはり、ちゃんとその旨、皆さんに知っていただく、そういう努力、ぜひともしていただきたいというふうに思います。

それで、住民のいただいた意見とか要望、これを藤本副村長も読まれたかと思うんですが、どのように捉えられましたでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 議員がおっしゃっているのは、恐らく私や村長のところに届いた宿泊事業者の声が箇条書きになっている、そのペーパーのことなのかなと思いますけれども、まず、政策に関する部分ということで申し上げますと、こういった、例えば、零細の宿泊事業者は苦しんでいるだとか、それから、実際に徴収ということになると、なかなか事務の面で難しいことがあるだとか、あるいは、その、宿泊からばかり取るのかとか、そういった政策に関する部分のご意見、頂戴いたしまして、その点に関しましては、我々としても、今後の財源の検討において真摯に受

け止めまして、参考にしていきたいと、まず、思っております。

それから、もう一つなんですけれども、伊藤議員がいつもおっしゃることなんですけれども、私としても、住民とのコミュニケーションというのは、当然、政策をつくっていく上で大事なんだろうなと思っております。

そういったことからいいますと、そういった意見書というのは、1つ、そのきっかけになる部分ではあるんですけれども、しかしながら、私はちょっと困っているのは、この箇条書きになったご意見を、誰が言っているのか、よくわからないと、全て匿名で来ておりますので、私、この件に限らず、財源の件に限らずなんですけれども、基本的には、いろいろなご意見を頂戴する中で、いろんな住民の方々のところに行って、直接声を伺うということはいつもしております。それでいきますと、この、ご意見いただいたところ、ぜひ、直接お話を伺うということも、できる範囲でやっていきたいんですけれども、正直申し上げて、これを誰が言っているのかよくわからないので、匿名で来られるとよくわからないということもあって、今後、コミュニケーション深めていく上では、直接お話をする場をふやしたいなということを思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 要望書という形でも、意見書という形でもないもので、どういう扱いをしていいかわからないといったようなことも聞いたことがあります。ただ単に不平不満を述べているだけといった見方もできるということも聞いています。行政は、不平不満を言うてくる方たちを、クレーマーと片づけてしまっていると思えますけれども、その不平不満の中に政策を立てる上で大切なポイントが入っている、だからクレーマーなどと言って片づけてはいけない、これは大切な政策提言だということを研修で教わりました。これをどう捉えるかがまちづくりのポイントだと私は思っています。

ご存知かどうか、相川俊英さんという方なんですけど、この方、ニューズウィークのところで、全く新しい政治塾を開校ということで、去年の9月くらいですかね、載っているんですけれども、この中で相川さんが言っているのが、元気な地域と衰退していく地域ということで言っているんですけど、元気な地域というのは、首長に提案力が、遂行力が不可欠であって、議会は、首長の提案が本当に自分たちの地域をよくするものがあるかを吟味した上で、可決や否決しなきゃいけない。首長の提案をただただ追認するだけの議会、あるいは、ただただ反対するばかりの議会ではいけないと言っているわけですね。こういった首長、議会の現状を変えるにはどうしたらいいかということで、この中で、相川さんは、一番よくないのは住民の無関心だと言っているわけなんです。首長に関しては、地域を元気にしてくれる首長を選び抜く目を住民が持つことが大事、また、議会については、地方議員が何、地方議会なんてあってもなくても同じだという住民の意識がますます議会有名無実なものにすると、まちづくりの主体は人、住民一人

一人だということなんです。こういった形で、どなたが言っているかわからないとおっしゃいますけれども、まあ、住民の方が「聞いてほしい、読んでほしい」と訴えているわけなんです。ですから、これはどなたが言っているか云々じゃなくて、真摯に受けとめていただきたい。まあ、どういうふうに場をつくれればいいかというところなんですけれども、ちょっと例は違うかもしれませんが、福岡県にみやま市という所がありまして、こちら、日本初の自治体による電力売電の会社を立ち上げたわけなんです。ここで、タブレットを使って使用量や使い方を知ろうということで、HEMSというのを導入するのに2,000世帯モニターが必要ということで、説明会をやったそうなんです。始め、全く、本当に、誰も興味を持ってもらえなくて、実に、説明会は300回をやったそうです。2,070世帯、参加してもらったということでもあります。

みやま市は、人口が約3万9,000人で、世帯数が1万4,200です。白馬の人口は、みやま市の23.5%で、世帯数は28.5%になりますので、理解して、協力していただくのに、70回から80回、これは、全村民を対象にした場合ですけれども、そのくらい説明会をやる必要があるというふうに私は思っています。

今回の場合は、観光事業者のみでありますので、まあ、4分の1の20回程度やればいいのかというふうに思っています。意気込みの問題だと思うんですね、これ、やって、とにかくもう、皆さん知っていただいて、協力してもらいたいというのであれば、その意気込み、これだけやると、この村はこういうふうによくなるんだといったものが自信とか思い入れがあれば、当然回数もふえるでしょうし、結果、思いも伝わる、そういうふうに私は思っています。

大切なのは、一緒に考えること、意見を出し合うこと、そのことで心が通うんだと思うんですね。そういうこともなかなかできない、その前段の段階で、どういった場を用意していただけるかといったら、先ほどおっしゃった、パブリックコメントとか、そういったものだったかと思うんですが、ぜひとも、この審議会の中に、ケーブルを入れていただいて、どんなことが話されているか、これを皆さんに知っていただければどうかなと思います。いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 先日、篠崎議員のご質問いただいて、どういった情報公開のあり方、あるのかということで、そのときにもお答えさせていただいたんですけれども、通常の、今回の検討会に関しては、通常の村の検討会と同様に、これに関してはフルオープンにさせていただいて、傍聴等も受け付けさせていただくと。その結果、議事録等の公開もさせていただこうというふうに思っております。また、先ほど、ケーブルという話、ありましたけれども、その辺は、ほかの村の委員会とのバランスも考えながら、検討させていただきたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 一昨日の観光地経営計画の委員会ですけれども、やはり、このときも知り合いの人にぜひともケーブルの中に入れていただいて、みんなにわかるようにしていただきたい

いと、そうしないとやはり、みんなに伝わらないんじゃないかということで、私、思ったので、提案させていただいたんですけれども、やはり、ちゃんとみんなに伝わっていないと思っているんですね。なので、こういった形、なし崩しになってしまうのかなという懸念があります。まず、最初の段階で皆さんにかかわっていただくということはとても大切だと思います。ぜひともケーブルを入れていただきたい。

例えば、傍聴ですとか、会議録の、議事録の開示だとか、今までと同じことです。全く何も変わっていません。今までと同じことをやっていて、違う結果は出ないんですね。なので、これ、アインシュタインの言葉だって言っていました。要するに、今までどおりです。すなわち情報がうまく伝わらない、住民の行政に対する不満が募る、こういう悪循環、これを繰り返すだけだと思います。ぜひともケーブルを入れていただいて、皆さん、こういった注目度が高い時期ですから、皆さん、注目度が高い時期。ぜひともこの機会に住民参加していただく、というような、これをいい機会にやっていただく、そのことをお願いしたいと思います。

あと、時間も限られておりますので、次の質問に移りたいと思います。

「新・道の駅」についてであります。

6月定例会で調査委託料1,600万円、可決されました「新・道の駅」調査の結果が2月に出ると聞いております。そこで、下記について伺います。

1、どのような調査結果だったのかを伺います。

2、結果を踏まえ、住民不在の計画にならないために、今後どう住民から意見を集め、合意形成を図っていくのかを伺います。

よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 伊藤議員から「新・道の駅」についての質問に対して答弁をさせていただきますが、過去の9月の議会、そしてまた、12月の議会に引き続き道の駅の質問があり、以前の答弁と重複する箇所もあるかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

最初に、どのような調査結果だったのかとの質問でありますけれども、議員がおっしゃるとおり、当初、契約では2月末に調査結果が出る予定でありましたが、国土交通省における調査結果の検証作業を受けていることから、成果品としての印刷物発注に至ることができず、委託業者との協議から、変更契約し、業務期間を3月の下旬としているところであります。よって、詳細な結果報告書は今後になりますが、お願いしたいと思います。

採択を受けた今回の調査のポイントは、官民連携事業の実施実績が少ない、人口1万人以下の小規模自治体における、村内事業者参画型事業のスキーム、枠組みの構築検討であります。

そして、調査の内容は大きく5つあります。

1つ目は、行政意向のヒアリングです。内容は、行政意識、地元経済についての認識の把握、

既存の道の駅の問題点の把握、村内での官民連携事業の進め方等の協議、参画可能性のある村内事業者のリスト化です。

2つ目は、村内事業者等のヒアリングであります。内容は、道の駅整備に対する意識の確認、事業参画可能性や実施業務、参画可能な事業規模等の把握であります。

3つ目は、官民の役割分担と村内外事業者の役割を明確化することです。内容は地元経済の活性化に向けて、村内と村外の官民連携というノウハウを持った事業者との連携の可能性についての検討であります。

4つ目は、事業スキーム、枠組みと村内事業者参画に適した整備プランの検討です。これらの4つの調査内容を基に、最終的に5つ目として、VFM（ヴァリュー・フォー・マネー）を算定するものであります。

VFMとは、PPP、PFI事業における最も重要な概念の一つで、支出に対して最も価値の高いサービスを提供するという考え方のことでもあります。

これまでの、公設公営、公設民営等の従来の方式と比べてPPP、PFIが総事業費をどれだけ削減できるかを示す指標です。VFMがあると算定された場合には、民間導入を検討いたします。例えば、これまで100万円の税金で実施してきた公共サービスが、民間導入により90万円で実施できる場合、10%のVFMが得られたということになり、また、同じ100万円の税金を使う場合、民間導入により従来よりも良質のサービスが提供できる場合もVFMが得られたこととなります。

次に、調査結果を踏まえ、住民不在の計画にならないために、今後、どう住民から意見を集め、合意形成を図っていくかとの質問ですが、今回の調査実施に当たり、地域内経済における考え方について、村内25の各種団体、法人に対して、新たな道の駅として持たせるべき機能や、官民連携として参入の可能性や意向について、ヒアリングを実施をしているところであります。

当然、事業実施については、住民の皆様から、意見や、当該地域や土地所有者といった皆様への説明責任がありますので、しかるべき時期に、調査結果の報告を考えているところであります。もちろん、調査結果は結果として、最も大切なことは、納税者である住民の意見や意向であり、観光産業を軸とする白馬村にとって、そして、この地に暮らす住民にとって住みやすい村であるべきことは言うまでもありません。

伊藤まゆみ議員からの道の駅の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は答弁も含め、あと1分です。質問ありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 今後、人口も減り、交付税も減っていく、そういった状況にあります。そうすると、住民一人一人の力がこの村にとって大切になってくると思っています。この、道の駅をつくる目的は何なのか、つくったらどうなるのか、どう生活がよくなるのか、そういったも

のをやはり、先ほどのみやま市ではないですけども、ぜひとも、何十回も議論を重ねて、重ねて、いいものをつくっていただく、つくるならばです。当然、つくるならばです。それを、各種団体にヒアリングとか、そういった、一定の、特定の方ではなくて、いつも同じ方に聞いているような、そんな感じがします。ですから、これは、無作為抽出で住民を選んでいただいて、これは、今、やはりとても有効だということで、ほかの団体でもやっていると思います。ですので、こういったいつも同じ方に聞くのではなくて、無作為抽出で住民を選んでいただいて、100人くらい、大きく、とにかく大きく、大きくやってですね、皆さんに聞いていただくような、そういった説明会というんじゃないかと、懇話会みたいなような形にしていいただければと思います。

以上、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間は終了しましたので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間、休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時09分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10番田中榮一議員の一般質問を許します。第10番田中榮一議員。

**第10番（田中榮一君）** 10番田中榮一です。

東日本大震災から7年がたちました。復興庁によりますと、避難者は今なお7万3,000人に上ると言われております。神城断層地震の折に、避難先から励ましのお手紙をいただいた、富岡町の皆さん、震災前は1万5,000人の人口でありましたけれども、避難指示が解除された2017年4月、まだ、解除されましたが、いまだ、500人弱の方々しか帰っていないということがあります。この4月、町立小学校が再開をし、16人が通い始める予定であるといひます。富岡町小学校4年生の皆さんから励ましのお手紙をいただいた方が、一人でもこの中に入っていればと願うものであります。7年前に、緊急質問をしたということもありまして、やはり、このことには触れたいということで、忘れてはならないという思いでお話をしました。

それでは、今回、3つの質問を用意いたしました。

始めに、村長の4年任期の総括と、平成30年度予算についてであります。

村長は、さきの選挙で「白馬村を前進させるべき大切な時期に、村の勢いは上昇するどころか、停滞してしまいました。新たな、元気のある白馬村を取り戻すのは今しかありません」と決意を述べております。任期の予算とあわせて、以下についてお伺いをいたします。

1つ、元気ある白馬村を取り戻すことができたとお考えですか。1期4年の総括を伺います。

2つ目、任期最後の予算編成になりましたが、村長が最も重要視した事業及び盛り込むことができなかった事業というものを伺います。

3つ目、8月村長任期が満了となりますけれども、村長のお考えをお伺いをしたいというふう  
に思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 田中榮一議員から、村長4年任期の総括と平成30年度予算についてという  
ことで、質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、1期4年の総括に関するご質問でございますけれども、就任以来3年半が経過をい  
たしましたが、振り返ってみるとあつという間でした。

平成26年8月7日に職員にこの玄関で出迎えられ初登庁し、職員、そしてまた、議会に挨拶  
をし、すぐに姫川、信濃川の砂防の事業の陳情で、中央要望というようなことで、国交省のほう  
へ上京をするなど、慌ただしいスタートでありました。

挨拶回りをそれぞれ、県、国等々する中で、緊張の連続でありましたが、若干この雰囲気にも  
なれて、始めた就任から3カ月の過ぎた26年の11月22日、午後10時8分に、今まで私が  
経験のしたことのない、白馬村の歴史に残る大震災が発生をし、被害家屋241戸、全壊住宅  
42戸、農地15町歩、上下水道など、甚大な被害でありました。幸いにも、犠牲者が出なかつ  
たことは、不幸中の幸いでありました。そして、震災の関係で忘れてはならないことは、全国各  
地から見舞金、そしてまた、義援金、物資の提供などをいただきましたことについて、大変、お  
世話になったわけであります。この場をかりて、改めて感謝を申し上げるところであります。

私は、被災された方々の避難先の確保や、時間的な余裕のない中での仮設住宅の方針の決定、  
そして、建物の倒壊等に伴う瓦れきの撤去、被災の認定等、手続には必要な、住宅の被害の判定、  
道路、上下水道、農地などの生活基盤や産業基盤の復旧に、昼夜を問わず全力で対応をしてまい  
りました。

被災後には、国からは、安倍総理大臣を始め、各政党の代表者、そして阿部長野県知事など、  
各方面からの視察にも奔走する中から対応をさせていただきました。国・県に支援のお願いに何  
度も、県、国のほうに上京をいたしました。また、自立再建が難しい方を対象に、住みなれた地  
域に戻ることができるよう、公営住宅を18戸建設するなど、おかげさまで被災から3年で、ほ  
ぼ、復旧が終了をいたしました。

これまでの間、ご支援をいただいた全ての皆様方に感謝を申し上げるところであります。とり  
わけ、村民の皆さん、そして、議会、職員の皆さんには、大変ご苦勞をいただきました。自分な  
りには、地域に寄り添う形で復興を最優先に全力で取り組むことができたこと、私なりに感じてい  
るところであります。

予期せぬ災害の発生により、元気な白馬村を取り戻すことができたかどうかわかりませんが、  
私としては、緊張の連続でありましたが、この災害への対応につきましては、一定の評価はして

いただけるものではないかというふうに思っております。

そして、世界水準の山岳リゾート、スキーリゾートを標榜する白馬村にとって、先人の方々のおかげでオリンピックを開催をした村として、多くのメディアから取り上げられ、注目をされたというふうに思っております。

震災もありましたが、振り返ると、白馬村合併60周年記念式典、秋篠宮殿下をお迎えをし、全国の植物園総会の開催、サマーグランプリ、トレイルラン、マウンテンバイク、30年ぶりに開催をされた冬季の銀嶺国体、そして、また、世界の16カ国から参加をいただいた、I V S I の世界のスキー指導者講習会、ジャパンパラリンピックアルペン、そして、また、クロスカンントリー大会、ワールドカップコンバインド白馬大会、平昌冬季オリンピックでの渡部選手の銀メダルの活躍もあり、全国、全世界に白馬ブランドを発信をでき、元気な白馬をPRできたものというふうに考えております。

2点目の、平成30年度白馬村一般会計予算で重要視した事業についてでありますけれども、新図書館建設事業では、新たな図書館の建設に向けた検討を、図書館施設検討委員会を中心に進め、児童館の併設ができればというふうに考えており、平成34年度の建設を目指し、ワークショップ、講演会など、開催することにより、村民の意見集約を図るとともに、平成30年度は、図書館の基本構想の策定業務の実施をする予算を計上いたしました。

子育て支援事業では、妊娠、出産期から18歳までの子育てに関する相談や療育等切れ目のない支援を実現をするため、ふれあいセンター内に子育て世代包括支援センターを開設をいたします。センター内には、母子保健コーディネーター、療育コーディネーター、相談員を配置をし、専門的な支援と関係機関との連携を図ります。

また、子育て家庭に対する支援策として、平日夜間にスマートフォンやタブレットなどの端末を利用して、医療相談や健康相談が小児科医と直接することができる対応をしております。

また、優良な農地を核として、圃場整備事業は北城の南部の40.8町歩の設計に、今年度着手をしておりますし、それから、サイクルツーリズム事業といたしましては、白馬村の新しいグリーンシーズン、グリーン期の観光のコンテンツの創出のために、自転車環境整備に取り組み、2020年の東京オリンピック事前合宿地への立候補を予定をしているところであります。

そして、また、地方創生交付金事業では、世界ナンバーワンリゾートと通年マウンテンリゾートを見据えた観光促進事業と北アルプスエリア、世界から選ばれる山岳観光地構築事業を展開をいたします。また、氷河調査事業として、唐松沢が氷河である可能性があるため、立山砂防カルデラ博物館及び新潟大学に調査を依頼をいたします。本村にとって新たな観光資源になることを期待をしているところであります。

また、体育施設事業といたしましては、村営の南部グラウンドを、長年の悲願でありましたが、

全面改修をし、多くの方に利用し易い施設を目指してまいりたいというふうに思っております。

地域公共交通事業としても、子どもや高齢者などの移動支援や、住民や観光客のための二次交通を含めた村内の公共交通の再構築について話し合い、アンケートなど、住民ニーズを把握してまいりたいというふうに思っております。この地域公共交通体系等に伴う公共交通計画の策定につきましては、国の支援もいただくよう、要望している状況であります。

逆に、予算に繰り込むことができなかった事業では、特に、大学の女子のソフトボール部の大会が白馬村で開催をされているわけですが、その際には、多くの方々から「この北部のグラウンド、何とかしてくれ」というような、そういった要望があり、また、村のいろんな大会が、各種大会があるわけでありませけれども、非常にグラウンドが悪いというようなことが言われているわけですが、そんなことも含めて何とかしたいなという思いもありましたけれども、優先順位といたしますか、南部グラウンドをこしは何か対応したいというようなことで、そんなようなことが、予算に組み込むことができなかったということでもあります。

そして、最後に、私の任期満了に伴う質問でありますけれども、自分なりに、本当に脇目も振らずに村政運営に取り組んでまいったというふうに思っておりますが、まあ、8月まで任期はありますので、私は白馬村の発展のために、また、住民の福祉の増進のために全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。また、その以降の時期については、後援会や、支持者の皆さんと相談をしながら、判断をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 就任直後の大震災ということで、本当に大変だったというように思います。ここまで復興を遂げたということは、それなりの評価ができるのではないかとこのように思います。私自身、就任直後の一般質問で幾つか質問したわけでありませけれども、観光振興策というところ、それから、インバウンドの取り組み、それから、健康福祉分野について、それから、行政組織と住民の行政参加についてというところを質問いたしました。

今、答弁いただいた中で、観光振興策というところは、ご自身、白馬ブランドというところを世界に発信できたというお答えがありました。それで、インバウンドの取り組みのところをちょっとお伺いをいたしますけれども、外国からのお客様の疑問や苦情など、受け入れ対応を助けるシステムを考え、白馬ならではのおもてなしに努めていきたいと考えていますと、このように答弁をしておるんですけれども、インバウンドの取り組みの、おもてなしというところ、ご自身で、どうでしたか、そのお答えを願いたいと思いますが、どうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、インバウンドの関係の、おもてなしというふうにとこの質問がございま

した。インバウンドのお客様は、特に、泊食分離というようなことで、お客様が外へ、夕食なんかは出ていくということで、非常に、飲食店が少ないという、そういった状況で、非常に苦情がございました。そんなことで、去年あたりから、今シーズンもそうではありますが、非常に、そういった部分では、解消がされてきているというふうに思っておりますし、また、おもてなしという部分でも、白馬村で独自の条例をつくりまして、ようやく、白馬村迷惑条例というようなことを掲げて、来ていただけるお客様に対して、気持ちよく過ごしていただく、そんな思いがあつて、条例を設定をしたわけでありまして、その条例の中にも、一つのおもてなしの部分というものがありますけれども、ただ、この条例を制定するに対して、非常に賛否がございました。

白馬村といたしましても、そうは言っても、先ほど言ったように、この地元で住んでいる人、そして、来た人が、お互いにいい関係ができるようにというようなことで、そういった取り組みをさせていただきましたが、一つの例として、そんな、おもてなしということをさせていただきましたが、まだまだ、白馬村としてのそういったお客様に対してのおもてなしという部分では、果たしてどの程度かわかりませんが、これからも引き続きそういったお客様の立場に立つての取り組みというものは、これで、観光白馬としては、当然進めていかなければいけないことだというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 次に、健康福祉分野についてということで、生まれた場所で育ち、健康で暮らしていくのが最も幸せな人生であると考えている。重点施策として展開したいと、極めてこれ、本当に1番に上げているような感じするんですけども、本当に、生まれた場所で育ち健康で暮らしていくのが最適な人生である、というようなところで今までやってきたと思うんです。その点はどうでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 健康福祉というようなことでの質問でありますけれども、そういった部分では、若干遅れた部分もありますけれども、今回、先ほど言ったように、出産期から18歳まで、この、健康で、1カ所で、ご相談ができるという、そういった取り組みを今回議案として、提出しているわけがございますけれども、そんなことから、この白馬村に住む子どもたち、そして、また、村民の皆さんから、本当に元気な村になる、そのためには住民が元気でなければいけないという、そんな思いもありますので、引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

一部、まだ十分な部分は、欠けている部分もあろうかと思っておりますけれども、対応してまいりたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 次に、行政組織と住民の行政参加についてというところをお尋ねしたところ、私たちが住む、この村がどのようにして、どこに向かうのかという、住民の村づくりのランドデザインが必要であり、そのために、担当する、企画、財政、政策関係の組織が必要と考えます。住民参加については、役場から出向いていく方式を積極的に実施したいと思っています。というように答えているんですが、この点はどうでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 就任のときに、白馬は本当に、いろいろな住民の方がいる、そうした中で、いろんな方が、要望もまちまちであります。そんな中で私としては、企画をしっかりと住民の声に答えられるような、そういった部署をつくりたいというような、そんな思いでいたわけでありましたが、言いわけみたいなことで失礼ですが、震災というような、予期せぬことがありました。そんなことで、遅れてきた部分はありますけれども、今回、この総務課の中に企画係と企画調整係というようなことで、係を設置をして、それから、その、これからの白馬村をどういうふうにするかということも含めて、そして、また、先ほど来いろいろな意見が出ております、観光財源の問題、そして、また、定住促進の問題、いろいろな問題がこの住民の皆様方からのご意見も聞きながら進めていくということで、まあ、係の設置をしたところであります。

非常に私も今回、期待をしているところでありますが、また、議員の皆さんからもいろいろなご意見も頂戴したり、また、村民の皆様からもいろいろなことを、こうやればどうだとか、そんな声をかけていただいて、この効果が上がるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** もう一点、よく、就任当初、オール白馬、とかチーム白馬とか、そういう言葉、一緒に村づくりをしましょうよ、という、そういうことをよく村長述べられているんですけども、オール白馬、チーム白馬というようなところは、どうでしたでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 大分、この言葉が印象的に残っているのかどうか、あれなんです、まあ、私としては、村全体が一つの方向を向いて、皆で元気のある白馬を目指してというそういった思いで、ああいった言葉を使わせていただきましたけれども、私もできる限り、村民の皆さんには、ぜひ、何かあったら村長室へ上がってきてくれと、いろいろ意見を言っていたきたい、そんなことも常に言っているわけでありまして、ちょっと時間のあいたときには、私もできるだけ下のほうへおりて行って、住民の皆様が、あのカウンターのところにいる人たちが意図的に声をかけて、何とか距離を縮めようという取り組みをしているところでありますが、まだまだ未熟な部分もありますけれども、私としては、そんな対応をさせていただいているというところであります。

さらに、そういった村民がいろいろ本当に気楽に役場へ来て、いろいろな職員、そして、また、我々理事者といろんな話ができるような体制を、さらに図ってまいりたいというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 私が考えるチーム白馬、オール白馬というところは、村を動かす場合には、まず、住民がいて、それで、村長がいて、議会もいる、それから、行政、職員がいて、その4者がお互いに横に連絡をとり合いながら情報を共有し、一丸となって村を動かしていくというそういう感覚が私は持っていたんですけれども、ちょっとずれがあるかと思えます。

もう少し、ちょっと深くはないんですけれども、ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、きのうの、情報公開と、情報を共有するということでも、ちょっとお伺いをしたいと思うんですけれども、初日の同僚の質問にもありましたけれども、観光地経営計画つくったけれども、村民はもう理解していないではないか、今。それで、今回の財源の問題にしても、この観光地経営計画が皆理解していれば、こういう問題が起きなかったのではないかという、私、そう思うんですけれども、このチーム白馬、オール白馬というのは、そういうところがちょっと欠如と言えば失礼かもしれないんですけれども、そここのところの、もう少し、詰めが甘いのために、このようなかなり反発が来ているというようなところは思うんですけれども、その点はどうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 田中議員に言われるとおり、若干ニーズの把握不足だということは否めない事実であります。こういったことも、また、観光地経営計画一つにしてもそうでもありますけれども、白馬村はいろいろな情報がいっぱいあるわけでございますけれども、できるだけ、そういったことに努めてまいりたいというふうに思っております。特に集落支援員、それから、そういった方を今、お願いをしているわけですが、村民に見えない、そういった声も私もいただいております。そんなことも含めて、行政のこの事業というか、いろんなことは、どういった方法で住民に周知をさせるか、そういうことは非常に大事だというふうに思っております。

まあ、我々白馬村には、ケーブルテレビもありますし、それから、広報はくぼもあるわけでございますけれども、ややもすると、なかなか、そこら辺にちょっと目配り、気配りが足りないという部分もあったかなと反省をしているところであります。

これから、そういったことも含めた中で多種多様な、いろいろな関係があるわけでございますけれども、まあ、そういったことにも住民総参加というそういったことで取り組むにはどうしたらいいか、さらに、庁内で検討をしてみたいというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** この3日間の一般質問を聞いて、この新しい財源の検討会を立ち上げるということで、それぞれ同僚議員が何回も質問しているわけですが、宿泊税ありき

ではないという、あれほど説明していてもまだ、納得できないという、そういうやりとりがあったわけで、ましてや、村民にしてみれば、さらに、「ありきではないよ、ありきではないよ」と説明されていても、まだ納得できない、そのまま、この検討会が進んでいくのではないかと、このように思いますけれども、私はこんなこと思うんですけれども、検討会、村長の諮問機関であるんですけれども、村長が、先ほども、藤本副村が言って、事業というものは本当に人を説得するような仕事、全ての、いろんな人の意見を聞きながら進めていくというそんなような話しされておりました。

それで、検討会も傍聴を入れる、それから、議事録は公開する、そういうこと、それだけでは、私には、不足ではないかなというふうに思います。例えば、検討委員会メンバーできたら、例えば、神城地区の観光協会へ、皆でメンバーでもって出て行ってそれで、話を聞く、2時間ぐらいでもいいと思いますから、話を聞く、小さな意見を聞く、それで、八方なり、和田野なり、みそら野なり、そこのところへ行って、皆で行って聞く。それで、岩岳もそうです。

そんなような方式をまず、最初にとっていただいて、そのメンバーの方々に、住民の声を直に聞いて、それから、その検討会を始めてもいいのではないかと、そのぐらいやって、まだ理解できない人もいるかもしれないですけれども、それぐらいをもってやらないと、この新しい財源の検討会というのが進まないのではないかと、つくったとしても、また、同じ、まだ、観光地計画のことが理解できないというような形になってしまうのではないかと、その点、どうですか。村長、冒頭に、諮問機関はこんなような感じでもって進めてほしいという、そういうところを指示されたらどうかと思うんですけれども、その点、どうでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 新たな観光財源というようなことで、宿泊税というような、そういった報道がぱっと出っちゃったもんですから、非常に住民の方も心配した、そしてまた、議員の皆さんにも大変ご迷惑をおかけをしたことを、改めてお詫びを申し上げるわけでありますが、再三申し上げているとおり、あくまでもこの、宿泊税ありきではなくて、観光財源をこれからどうするかということが一番の大事なことだということを考えているわけであります。この場を借りて改めて、ありきではないということを私のほうから言わせていただきたいというふうに思います。

そして、また、今、田中議員からは、地区のほうへ出て行って、いろんな意見を頂戴すればどうだというお話もありましたが、そういったことも含めて、今度のこの検討委員会の中には各観光協会の方、この傘下にオブザーバーとして入れるか、どういうふうにするかは、ちょっと、これからまた、検討しなきゃいけませんけれども、いずれにいたしましても、この村民の理解が得られなければ進むことができないわけでありますので、そんなことも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第10番（田中榮一君） わかりました。藤本副村にお伺いいたします。

予算についてなんですけれども、白馬に来て8カ月になり……、8カ月でいいですかね、それで、積極的に住民の中に飛び込んで、住民との会話を交わしているというようなところで、非常に精力的に動いていただいているというように思います。

初めて、このちっちゃな村の予算編成について、加わった感想をお伺いをしたいと思います。白馬は日本の縮図のようにも、ありとあらゆる、観光から災害も全てやらなきゃいけない、日本の縮図のように、私、いつも思っているんですけれども、いつも予算厳しい、厳しいというように、いつも声を聞かれるんですけれども、本当にこの白馬の財政というのは、厳しいんですかね。初めて予算編成に加わった、その感想をお伺いしたいというふうに思いますが。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 予算編成に、初めて携わった感想ということなんですけれども、予想は来る前からしていたところなんですけれども、やはり、お金はないなというのは予算編成をされていて感じました。

私、地方創生ということで、地方創生なり企画なりということを、まあ、新しいことをどんどん進めていくということを期待していただいて、来ているんだと思っはいるんですけれども、まあ、行政の本来の業務というところで行きますと、やはり、その、福祉とか農政とか建設だとか、そういった通常の住民サービスというところを、まずは、しっかりやっついていかないといけないという部分があって、まあ、まずは、それが行政の本来の業務だと。そういったところからすると、その上で、企画なり、地方創生なり、観光なりというところで、プラスアルファ新しいことを勧めようとする、まあ、やはり、なかなかお金というのは出てこないというところが1つあるかなということを感じました。それから、お金もそうなんですけれども、人がやはり、マンパワーがどうしてもないということも同時に感じております。

今、今回、その村長のほうで先ほども申し上げたとおり、企画の係を新しく1つ、職員がいな中でつくろうということをしているんですけれども、なかなかそうは言っても職員のトータルの数というのは、厳しい財政上の制約の中で、なかなかふやすことができないので、なんとかがんばっていただくしかないんですけれども、今回の予算の中では、例えば就職情報サイトを使った採用のあり方を変えていくとか、そういったところもお伝えさせていただいてますけれども、少ない人員の中で何とか回していけるように、この優秀な職員を確保して、しっかり仕事を一緒にやっついていく、というところをこれからしっかりやっついていかないといけないなと思っております。

そういったところで、今回、観光財源の件で、いろいろご質問いただきましたけれども、ほかにも村のやっついていかないといけない重要な政策というのは、いろいろあると思っはいて、公共交通の話だとか、新図書館の話、それから、ふるさと納税、今回、条例で提案させていただいております企業だとか、子育て支援の話、こういったところ、たくさん重要な課題はありますの

で、限られた予算、限られた人員の中で、できる限り進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** では、次に、村長、2期目のお考えというところで、再質問したいというふうに思いますけれども、まあ、まだ、出るか出ないかというのは、まだ表明をされていないんですけれども、とにかく、私自身も、選挙になってほしいなというふうに願っているほうでありますけれども、村長ご自身、政策論争というのは、やはりしてほしいとお考えだと思うんですけれども、私自身もそう思っていますけれども、選挙戦で、こんなような選挙戦であってほしいなというところ、そんなところをちょっとお伺いしたい、まあ、白馬の課題はというところだと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど、2期目ということにつきましては、ご説明申したとおりであります。が、もし、政策論争というようなことになると、私、ともかく1期目の公約の中でいろんな公約を上げさせていただきました。そんなことをこの公約に掲げて、やり残した施策をできるような、実施できるような、そういった取り組みをしていきたいというふうに思っておりますけれども、まず、白馬村が元気にならなければ、いろいろなことがやりたくてもできない、そういったことがあります。そしてまた、村民が一つの方向を向いて、皆で一緒になってこの白馬村を元気にする、そういった村にしていかなければいけないというふうに、まだ1期になりませんが、3年半経過する中で、非常に、村民の皆さんから、また、議員の皆さんからも協力をいただいて取り組んでいるわけでありまして、さらに、一丸となって、この、人口減少、そしてまた、観光が落ち込んできている、そういった中で、この白馬を元気にするにはどうするかということが一番の課題であります。

そんな中で、特にこの冬のインバウンドのお客様、それなりの、100万人前後のお客様が来ていただいているわけでありまして、グリーンシーズンをいかに大勢のお客様が来ていただけるか、そしてまた、子どもたちがこの地域で安心して暮らせるような、そういった村にならなければいけないというふうに思っております。

今、小学校、中学校の卒業式に出てみて、非常に今、地元の方の名前というか、非常に、都会から来た人たちのおかげで活性化できているというような、そんな感じがありますけれども、ここで生まれ育った人、そして、また、よそから来た人、一緒になって、このまさに、白馬村の5カ年計画でありますけれども、白馬村の豊かさとは何か、多様性があり、お互いに勉強しながら成長していく村だという、そういったスローガンを掲げてありますけれども、本当に、この村民が一緒になって、方向を同じように、同じ方向に向かって、元気な村づくりに努めてまいりた

いというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁も含め、あと19分です。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** それでは、次に移ります。

2番目の自然エネルギーの利活用についてというところでお伺いをいたします。

村は、地球温暖化防止対策のための国際運動「COOL CHOICE」賢い選択に賛同し、村の豊かな自然環境に保全に努めてまいると宣言をしております。第5次総合計画では積極的に自然エネルギーの利活用の促進に取り組むことがうたわれておりますけれども、次のことについてお伺いをいたします。

新たな小水力発電所をつくる計画はありますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 自然エネルギーの利活用についてを質問されておりますので、答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、第5次総合計画の中に自然エネルギーの利活用促進に取り組む項目の一つとして、小水力発電の推進を上げている中で、自然環境への負荷が少ない発電システムに前向きに取り組むことは、この時代に生きる我々にとって責務であるというふうに考えております。

白馬村土地改良区で運営している平川小水力発電所につきましては、今年度の売電収入は4,000万円を超える見込みであり、順調に稼働しているところであります。このことにつきましては、土地改良区から自らの施設更新の際、自主財源で実施することができるため、大変有効な事業であることと認識をしております。しかしながら、今後、村において新規で平川小水力発電規模の施設を建設するためには約4億円もの事業費が必要となっております。

平川小水力発電所は県営事業で施行にこぎつけており、当時の状況と比較しますと、条件は全く異なっております。現在、小水力発電に関する国の助成制度の一つとして、農業農村整備事業によるものがあります。仮に村が事業主体となり、この制度を活用し、事業を実施をした場合、売電をして得た収入の使途が、ごく限られるものとなってしまいます。

例を挙げますと、充当できる経費は発電施設の運営経費や、土地改良区が管理する水路、止水堰等の維持管理費や農業農村振興に資する公的施設の電気料のみであり、一般会計として入金し、自由に活用することはできません。もちろん、これらのことは農業農村整備事業による補助金を受けた場合に制約が発生するものでありますが、制約を受けないようにするためには補助金に頼らず、全額村費による事業を実施をする必要があるわけであります。

今後も村として、地球温暖化対策の問題に取り組むことはもちろんのことではありますが、小水力発電所建設に向けては、水量の調査など、適地の検証やエネルギー先進国の事例研究、関係省

庁等のさらなる助成制度など、税制面の研究もあわせて取り組んでまいりたいというふうを考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** この第5次総合計画の、魅力ある自然を守る村というようなどころがあるんですけども、今、言葉に出てきましたけれども、地球温暖化や化石燃料の枯渇等の地球環境問題には、新エネルギーの導入が有効な対策となる。恵まれた本村の自然環境を今後も守り続けるために、環境への負荷が少ない循環型社会を目指し、積極的に自然エネルギーを活用すると書いてあるわけでありませう。

今、平川の水力発電、大体100万キロワット、それで、この総合計画の中の目標値というのが140万キロワットを32年度までに達成するということところで、今のところ40万キロワットが不足しているわけですね。今の水力発電所で、この140万キロワットを1期でもって、これ、達成できるという、そういうことで目標値を設定されたのかということところをちょっとお聞きしたいんですが。どなたでいいですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。太田健康福祉課長。すみません、失礼しました。太田農政課長。

**農政課長（太田洋一君）** ただいまの質問にお答えします。

現在、29年度の、まだ終わっていませんけれども、実績でいきますと、118万ほどのワットになります。目標設定値140万ということでありませうけれども、能力的には146万キロワットの能力があるんですけども、1回、軸が切れてしまったということがありますので、フル回転するところまで持っていけないとか、そこまで負荷をかけられないというような状況で、安全運転をしているというような、今、状況でありますので、目標の140にはこれから数年かけていく中で達成できるのではないかとこのように思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 今は、ほとんど農水産省の関係の補助金しかないというようなどころであるんですけども、まあ、できればほかの財源があればというようなことを思うわけでありませうけれども、今、白馬村は中部電力の発電所、ありますよね、それで、小水力もあるというようなどころで、もう1カ所、楠川にありますかね。なので、その電力量というもの、発電量、それから、村自体が使う発電量ですかね、それをやってみますと、ほとんど九十何%だったかな、ちょっと正確なところわかりませうが、そのぐらい、その、自然エネルギーを活用している村というようなどころなので、もう1個もしつুক্ত場合には100%近くいくんじゃないかと、そういうことが世界にも本当に発信できるような発電所だということ思うんですけども、その点、村長、どうですかね、もう、100%を目指すという、自然、村の電気量、100%自分たちで

もってやっているよみたいなところ、どうですかね、そういう目標値を設定してもいいと思うんですけれども、どうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今の白馬村で水力発電で発電する量と、白馬村が消費している電気量と、大体、白馬村、観光地でありますので、ホテル等々換算しなくて、一般家庭で計算すれば、もう100%地産地消であるというようなことで、非常に全国でも珍しいというか、この観光白馬村にとってもそういった、この、地産地消している村だという、非常に何というか、自慢な村でありますけれども、先ほど言ったように、大型のホテル等々、計算すると、若干足りないという、そんな状況であります。

先ほど言われたように、小水力の発電ということになりますと、平川の小水力は、補助金の対象になったわけでありますので、非常に効率のいい助成で建設をされたわけでありますけれども、今度やるということになりますと、財源を新たに考えなければいけないということ、そして、今、先ほど答弁でも申しましたけれども、水量の調査をしているわけでありますけれども、できれば、そういったことにも取り組んでまいりたい。それには、先ほどからしつこく言うように、財源を何とか確保しなければいけないということもありますが、まあ、金がないからできないということでは村民の理解も得られませんけれども、白馬村も、20年前、オリンピックやって、その償還はほぼ終わったということでありますが、まだ20年前の、このウイング21の、あの建設費がまだ、4億くらい残っているという状況は、議員の皆さんもおわかりだと思いますけれども、ほかは償還はなから終わったわけでありますが、まだそういった償還は残っているというようなことでもありますが、いずれにいたしましても、投資効果あるようなことについては、積極的に国の、県の助成も勘案しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。

（「あと何分」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** あと8分。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 平川の発電所、あんな大きな規模要らないんです。ほんの少し、小さな発電所でも私はいいと思っています。これだけ水量豊富な村ですので、ある程度、きちんと調査をして、ほんの小さな、10万キロワットでも、20万キロワットでもいいと思います。地区の街灯の電気量ぐらい、そこで賄うことができるというようなところでも結構ですので、ぜひ調査費用というものを盛っていただきたいなというふうに思います。

次に移ります。

それで、3番目に移ります。グリーン期のスポーツの観光についてということで、村は平地スポーツ観光客誘致のために、新しい観光振興策として、自転車環境整備等に取り組んでいますけれども、次のことについてお伺いをいたします。

1つ、進捗状況。2つ、新しい観光振興策を考えていきますかということで、2つよろしくお願ひしたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** グリーン期のスポーツ観光について、質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

村では、自転車観光資源として見直し、誘客につながる施策を展開していきたいと考え、平成30年度予算で、新規事業として、サイクルツーリズム事業に1,107万円を計上しております。施設整備の面では2020年の東京のオリンピックの自転車競技におけるマウンテンバイク種目での事前合宿を受け入れるための環境整備を行う予定であります。さらに、平成29年度でも実施をいたしました、姫川サイクリングロードの路面修復や白馬小径の整備も引き続き行います。また、サイクルツーリズム環境の整備を促進するための、各種調査や、データ収集業務の委託、自転車関連イベントへの出店や運営協力によるPR等、ソフト事業の展開も予定をしているところであります。

白馬村を訪れる観光客数は、年々減少していましたが、近年は200万人台での推移から、若干上昇の気配が感じられます。スキー、スノーボードによる冬季の誘客にはこれまでどおり注力しながら、民間でもスキー場を利用したマウンテンバイクコースの造成による集客増加があるなど、グリーン期のマウンテンバイクやロードバイクによる村内周遊に、今、伸びしろが感じられますので、これらの環境整備に力を入れてまいりたいというふうに考えております。

次に、新しい観光振興策を考えているかとのお尋ねですが、グリーン期の新しい観光施設といたしましては、当然ながらメインに自転車を使った、閑散期を中心とした誘客となり、まず、4月22日、5月20日の2回にわたって行われる、2018アルプス安曇野センチュリーライドでは、約4,000人のエントリーがあり、一斉に自転車で白馬を目指すわけでありますので、参加者に対して村としても今まで以上に温かく迎えたいというふうに思っております。

6月以降も、北アルプスエリアに絡んだ自転車イベントが、かなりの数が予定をされておりますので、それぞれの自転車観光活性化に結びつけたいというふうに意図をしております。

自転車以外では、例年開催される、白馬アルプス花三昧、より充実をさせる施策として、計画しております。白馬アルプス花三昧については、村内事業者からも、マンネリ化からの脱却という意見も頂戴をしており、また、村内の民間団体から、新たなアイデアもいただきました。新たなアイデアとは、エディブルフラワーという食用の花を使用した料理を期間限定で、村内各所に味わえるよう、用意をし、白馬を訪れるお客様に目だけでなく、舌でも花あふれる白馬を体感していただくという企画であります。夏のメインイベントである白馬アルプス花三昧には、今までたくさんのご提言をいただいた経緯はございますが、これまで具体的に企画をいただいたことに、非常に感謝をするとともに、ことしの夏、好天に恵まれ、たくさんの来村者が白馬ファンに

なることを願っているところであります。

また、マウンテンバイクコースが本格稼働した岩岳では、山頂に新しくカフェテラスが造成をされると聞いております。北海道トマムでは雲海テラスでグリーン期の誘客に成功されたようですが、雲海に決して負けない白馬山々を間近に見られるこのテラスによって、新たな顧客獲得を期待しております。

そして、新年度予算、主要事業の説明書にもあるとおり、村では、先ほども申し上げましたけれども、唐松沢の氷河調査を行う予定であります。仮に氷河の存在が確認をされれば、山岳観光の新たな魅力として白馬ブランド力向上につなげればと、大きな期待をしているところであります。

田中榮一議員の、グリーン期のスポーツ観光についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含め、あと2分です。質問ありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 今、観光課のほうでも北アルプス自転車協議会というのがありまして、事務所が白馬村に置いてあるというようなところで、まあ、北アルプス全域でもって活動をされているということで、非常に、担当者がいろんな苦勞をされて、このような立派な資料をつくられているんですけども、非常に期待するところだというふうに思います。

国は、これについても、自転車活用の推進計画を各市町村でもってつくってほしいという、そういう考えがあるみたいです。努力義務だと思うんですけども、村民、健康づくりというところも含めて、この振興計画というものを村と市町村でもって制定してほしいという希望があるみたいです。村でも観光課が主体になって振興計画というものをつくりまして、それで、今いろいろスポーツ推進計画もありますけれども、10年間のそういうスパンで自転車取り入れて、こんなような形でやっていきますよ、みたいなところを定めてもいいのではないかなと思うんですけども、その点、どうですかね。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 今、田中議員さん、おっしゃられました、自転車活用推進計画につきましては、国でことしの夏ごろをめどに策定をすると、同時並行に、地方版の推進計画をつくっていただきたいという話を聞いております。若干、去年の衆議院解散等でスケジュール遅れているようではありますが、ただ、地方版自体が長野県で取り組むのか、市町村で取り組むのか、なかなか、その、まだ情報が流れてきておりません。ただ、いざ、市町村レベルでもつくるべきとなりましたら、作成できるように、今、まあ、遅れをとらないように、担当を中心に準備をしている段階ですので、前向きに検討しているというところであります。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第10番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

第10番（田中榮一君） ありがとうございます。

議長（北澤禎二郎君） 以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第4日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月17日から21日を休会とし、定例会日程予定表のとおり、委員会等を開催し、3月22日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日3月17日から21日を休会とし、定例会日程予定表のとおり、委員会等を開催し、3月22日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時10分

平成30年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成30年3月22日（木）午前10時開議

（第5日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

平成30年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成30年3月22日(木)

(第5日目)

追加日程

日程第 1 発議第 1号 「議案第24号 平成30年度白馬村一般会計予算」に対する付帯決議について

平成30年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成30年3月22日(木)

(第5日目)

追 加 日 程

- 日程第 3 議案第30号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第31号 平成29年度白馬村一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 5 議案第32号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第 6 同意第 1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 9 議員派遣について

## 平成30年第1回白馬村議会定例会（第5日目）

1. 日 時 平成30年3月22日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

### 3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 栄一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

### 4. 欠席議員

なし

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
副 村 長	藤本 元太	教 育 長	平林 豊
総務課長	吉田 久夫	参事兼税務課長	篠崎 孔一
観光課長	横山 秋一	生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明
会計管理者・室長	田中 哲	建設課長	酒井 洋
農政課長	太田 洋一	健康福祉課長	窪田 高枝
上下水道課長	山岸 茂幸	住民課長	矢口 俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅

### 6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

### 7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 予算と別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

発議第1号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第30号から議案第32号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第1号（村長提出議案）説明、採決

4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

- 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 6) 議員派遣について

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成30年第1回白馬村議会定例会第5日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件につきまして、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第9号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第19号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第8号）は、分割審査をさせていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思います、これについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第19号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第8号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第8番篠崎久美子総務社会委員長。

総務社会委員長（篠崎久美子君） それでは、総務社会委員長報告をいたします。

本定例会におきまして、総務社会委員会に付託されました議案は16件、陳情2件です。

審査の概要と結果をご報告いたします。

始めに、議案第1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更についてです。

辺地対策総合整備計画に平成30年度以降の事業計画を追加するもので、内山地区のスノーハープについて、既存コースをサイクルスポーツに利用可能とするための改修を想定しており、事業費としては約800万円を見込んでいるもの、事業は有効な特定財源の確保を図りながら、実施に向けて取り組んでいく予定で、一般財源負担分について、辺地債を活用できるように計画変更をするものです。

サイクルスポーツに利用する具体的なプラン作成について質疑があり、具体的なプランは観光

課所属の地域おこし協力隊員、施設所管の生涯学習課と調整している、県の森林税の活用範囲が広がると説明を受けているので、組み合わせできればと考えているという答弁がありました。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第3号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更についてです。

これは、平成30年4月1日付で白馬山麓環境施設組合が白馬山麓事務組合に名称変更することに伴い、一部改正するものです。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてです。

これは、大町市を中心とした大北5市町村で形成する連携自立圏の中で、認知症初期集中支援チーム及び未就学児の眼科屈折検査について協議が整い、平成30年度から連携して事業に取り組むことから、協約の事業項目を追加するものです。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第7号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、寄附者の意向を反映するために、条例の事業区分の一部を、多様性を生かした地域力向上に関する事業に変更し、同じく世界水準の国際観光地づくりに関する事業、子育て支援に関する事業、地域課題の解決に資する事業者等の支援に関する事業を追加するものです。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第8号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、人事院勧告などに基づいた職員給料の引き上げに伴い、嘱託職員の各区分の報酬を月額一律400円の引き上げを行うものです。そのほか、白馬山麓環境施設組合は村の条例を準用していることから、地域おこし協力隊以外の白馬高等学校寮嘱託職員を追加、また、集落支援員の身分を平成30年度から嘱託職員とするために、同じく追加するものです。

引き上げ金額の根拠について質疑があり、一般職給料の引き上げを参考として検討したものであるという答弁がありました。また、臨時職員と嘱託職員については、国で平成32年度に会計年度任用職員への移行が予定されており、大きく報酬月額が変わると想定され、そこを踏まえて今回は400円としたという答弁がありました。

有資格者に比して白馬高校の寮嘱託職員、集落支援員の報酬については高過ぎると思えるがという質疑があり、白馬高校関係については、生徒のかかわりや勤務場所での精神的な労働制というところから妥当と考えている、また、他の事例なども参考にして決めたものであるという答弁がありました。

有資格職種の実際の手取り額が低い、国も働き方改革で動き出している、ぜひ内容を精査

して対応してもらいたいという意見が出されました。

討論に入り、有資格系の嘱託職員に比し、新たな区分で採用する嘱託職員の報酬が高過ぎるので反対というものが出されました。

審査の結果、委員少数の賛成により、否決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第9号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、改正学校基本法により、平成29年4月から位置づけられた部活動指導員を追加し、報酬額を時間1,600円とするものです。これにより、責任の所在が明らかになり、外部指導者のみの大会等への引率ができることとなり、白馬中学校男女バレー部、バドミントン部に配置を予定しています。

審査の結果、委員全員の賛成により、議案第9号所管事項は、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第10号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、職員の旅費について、実費支給の場合に1キロメートル当たり20円の金額を定めるものです。個人所有の自動車を使った場合の適用であるか、また、報告方法という質疑があり、そのとおりであり、様式を定めて報告してもらうことで整合性をとっていくという答弁がありました。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第11号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。

これは、平成30年度から国保制度改革により、県への納付金に充てるための課税額として、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を項立てする改正などです。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第12号 白馬村保育所設置条例等の一部を改正する条例についてです。

これは、未満児の保育のニーズの高まりを受けて、しろま保育園の定員数の3歳以上児と未満児の内訳をなくすもの、あわせて休日保育と一時保育の利用料金の引き下げを行うものです。

保育料引き下げの経緯について質疑があり、平成21年度に制定して以来、改正はなかったもので、今回の改正で大北の他の市町村とほぼ同額となるということでした。

また、保育園定員の内訳をなくすことに対して、対応する保育士や施設の受け入れ態勢という質疑があり、保育士の確保に努めるとともに、部屋も臨機応変で対応したいとは思っているという答弁がありました。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号 白馬村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、後期高齢者医療の保険料の徴収について、法律の改正に伴い、必要な改正を行うもの

です。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第14号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、白馬山麓環境施設組合が白馬山麓事務組合に名称変更することから、必要な改正を行うものです。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第15号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてです。

これは、平成30年度から国保事業の一部を県も担うことから、村が行う事務と県の事務を区分するための改正です。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第18号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてです。

これは、消防法からの引用条文の明確化をするための改正などです。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第19号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第8号）についてです。

これは、歳入歳出予算総額からそれぞれ1億4,358万1,000円を減額し、予算総額を69億4,325万6,000円とするものです。

ふるさと納税事業では、当初予算より申し込みがあったためなどで、報償費645万円を増額、クレジット決済手数料、システム委託料などについても、同様の理由からの増額です。また、ふるさと納税寄附金の増額をもって積立金に1,500万円を増額するものです。

テレワーク事業の進捗状況とふるさと納税に関してのヤフー株式会社への事業の委託状況、場所の整備、進捗状況について質疑があり、国の交付金決定が12月26日にあり、委託事業者との契約は2月22日行なった、施設整備については、交付決定後からの実施で、3月半ばに国の検査を受ける、今後、内覧会を計画しているという答弁がありました。

テレワークは何社入っているのか、また、ふるさと納税の業務委託の状況について質疑があり、テレワークについては、ヤフーを入れて3社で、国の交付金額は800万円程度である、ふるさと納税については、2月22日の契約日以降の返礼品などの業務を行なってもらっているということでした。

ふるさと納税の状況について質疑があり、2月末で寄附額は約2億100万円となっているという答弁がありました。

審査の結果、議案第19号の所管事項については、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第20号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

についてです。

これは、歳入歳出予算総額からそれぞれ1,484万7,000円を減額し、予算総額を14億2,983万1,000円とするものです。

審査の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第21号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてです。

これは、歳入歳出予算総額にそれぞれ75万円を追加し、予算総額を8,390万2,000円とするものです。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第2号です。

陳情書の趣旨は、白馬村ランドデザイン作成における白馬建築業組合との連携の強化、小規模景観形成条例の改善、テーマカラー作成、国・県よりの補助金事業の要請を願いたいというものです。

審査に当たっては、陳情者からの説明を受けております。

この陳情書には具体性がなく、議会に対しては何を求めているかわからないがという質疑があり、後日改めて明確な趣旨を提案したい、説明資料は、組合で意見がまとまったら議会に提出したいと考えるという説明がありました。

気持ちのみで、陳情書としては内容がわかりにくい、この時点では判断しがたいと思うという意見が出されました。

討論に入り、陳情書は題名と内容について具体性に欠けている部分があり、そういう意味で不備が多い、平成30年度予算で景観形成の調査業務委託を予定していたり、環境審議会等へは陳情者の団体からも代表者が入っている、また、既に行政側でも取り扱いをしているものである、もてなしのしつらえについても、今後、行政側で見直しを検討していく予定と聞いているので、不採択すべきものとするので反対、具体性がないが、6月ごろに資料を提出するという事なので、継続審査と考える、他の陳情と前文が全て同じなので、少しおかしいと感じる、気持ちはわかるが、内容のよくわからない陳情である、資料提出を待つて継続審査としたいと考えるなどの討論が出されました。

委員多数の賛成により、陳情第2号は、継続審査とするものと決定をいたしました。

次に、陳情第3号 国に対して生活保護費引き下げ中止を求める意見書提出の陳情についてです。

陳情書の趣旨は、国に対し、生活保護基準の引き下げを中止し、憲法と生活保護法に基づいた生活保護行政を推進することを求める意見書提出を求めるものです。

審査に当たっては、陳情者からの説明を受けております。

生活保護の捕捉率が2割ということだが、生活保護申請をせずに我慢しているということかという質疑があり、生活保護を受けるのは当然の権利であるということ風潮としていかなければいけないと考えているという答弁がありました。

実際どのぐらいの削減であるか、村の状況についてはということで質疑があり、福祉事務所の資料によると、平均で5%以内を3年間の段階的引き下げとする案である、母子加算は現在2万1,000円であるが、4,000円を減額、白馬村では生活保護を17世帯が受給し、一番多いのは高齢者ひとり世帯で、母子については該当がないという説明が行政側からありました。

ひとり暮らし高齢者の場合の支給について質疑があり、行政側から、生活扶助6万5,000円、そのほかに住宅家賃扶助、教育、医療、介護、出産、葬祭などの種々の扶助はある。医療、介護は現物支給となるという説明がありました。

減額に当たり、拡充される制度があると聞いているが、内容はという質疑があり、児童療育加算については、月1万円、3歳未満は月1万5,000円で中学生までの支給であるが、改正後は高校生まで月1万円の支給となる、高等学校就学補助は6万3,000円が8万2,000円となると聞いているという答弁が行政側からありました。

討論に入り、貧困を連鎖させないために採択すべきと考えるので賛成、憲法25条に抵触するかどうかの判断基準が難しい、趣旨採択とし、意見書提出はしないというものが出されました。

審査の結果、委員多数の賛成により、原案について趣旨採択すべきものと決定をいたしました。意見書の提出はございません。

以上で総務社会委員会の審査についての委員長報告といたします。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第3号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第4号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第7号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の討論に入ります。まず、原案に賛成の方の発言を許可します。第11番津滝俊幸議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 11番津滝俊幸でございます。

議案第8号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

この条例は、人事院勧告による一般職員に準じて、嘱託職員も整合性を図るために行う条例改正であります。

内容は、報酬を一律400円引き上げ、嘱託職員の区分に白馬高校寮嘱託員、集落支援員を追

加し、施行日は本年4月1日よりであります。

現在、白馬村では一般職員よりも嘱託職員の割合が高く、日々の行政業務に当たっています。村民から見れば、この人たちが正規職員、この人たちが嘱託職員か見分けがつかず、同じ責務を負っている形であり、一般職同様に人事院勧告の対象とすべきであります。

報酬金額を見る限り、確かにライセンスを必要とする職種と必要としない職種でかなりの差が見受けられます。人手不足が社会問題化しており、この白馬村でも、スキー場を始め、それぞれの業種で平準サービスを提供できなくなりつつあります。行政と言えども、同様の状態にあると聞いています。

嘱託職員の報酬見直しについては、総務社会委員長報告にあるように、今後の検討課題として、執行部側にしっかりと取り組んでいただきたい、また、国では働き方改革を推進中であり、行政でも働きやすい職場環境の整備を整えていくことが重要と考え、この条例改正には賛成です。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、原案の反対の方の発言を許します。第10番田中榮一議員。

**第10番（田中榮一君）** 10番田中榮一です。

この8号議案に対して、反対の立場から討論を行います。

この条例は、別表に定める報酬月額を一般職員に準じて400円引き上げるものと、新たに2つの区分等を追加するものという2つの異なる内容が出されており、追加区分等の改正内容について容認できず、反対するものであります。

村では、多くの嘱託職員を雇用しており、そのマンパワーは村の正規職員を支え、行政運営の大きな力となっています。この中には、免許、あるいは資格を取得しなければ従事できない職種もあり、実質的に勤務年数が長期にわたり、行政運営に貢献してきたにもかかわらず、当該経験が報酬に反映されていないのが現状かと思えます。それらの職種に与えられる報酬月額に比べ、新たに加える2つの職種の報酬月額はバランスを欠くものと考えます。

新たに加える2種の報酬月額が妥当ならば、免許、あるいは資格を取得し、特に子育て支援の現場や教育現場で子どもたちの健やかな成長と健康を育み、場合によっては命をも預かる職種の報酬月額は上げてしかるべきものと考えます。

また、そういうことによって、これから深刻になるであろう人口減少社会における人手不足、その中での人材の確保、雇用確保の不安を解消し、この村の教育、子育てを健全ならしめるものであると考えます。

よって、この議案は今までの職種の値上げと追加区分等の2つの改正内容が一括提案されており、かつ報酬月額にバランスを欠くものと考え、反対するものであります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、第6番加藤亮輔議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 6番加藤亮輔です。

議案第8号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で発言します。

この条例は、平成28年3月議会で提案され、採択された条例です。これを今回400円ベースアップする改正案です。

400円ふえるのだからいいではないかという意見もありますが、400円が妥当かどうか、同時に嘱託職員の賃金のあり方について、一言訴えたいと思います。

2年前の28年3月議会でも、非正規職員の労働条件を正職員の条件に近づけるべきだ、また、生活できる賃金にすべきとの考えから、事務系嘱託を19万3,000円に、栄養士、保育士、調理師、図書館司書を22万2,000円にすべきとの修正案を出しましたが、賛成少数で否決され、村長提案額の16万5,000円と19万2,000円に決まりました。16万5,000円から税金、社会保障を引かれれば、手取りは13万円前後でしょう。勉強して国家資格を持っている栄養士や図書館司書でさえも、嘱託採用では16万円前後の収入です。これは夫婦共働きなら生活できるが、単身者の場合、非常に苦しい生活実態だと思います。

今、格差社会が拡大する中、安倍首相も世論に押され、労働条件の改善、同一労働同一賃金を目指すと述べていますが、一向に改善策を実施しません。

もう一つ言いたいのは、地域おこし協力隊員の賃金です。月額32万7,000円をどう考えるか。この制度は、総務省が自分の能力を生かして、その自治体で少子化対策の活動を行なってほしいと、3年間の契約金として月額32万7,000円を決めたわけです。つまり総務省は、その地域の住民サービスをきちんと行なってほしい、また、あなたの生活を維持するためには、これぐらいの額が必要だと32万7,000円を示したと思います。

保険、医療、保育関係は、去年ベースアップはありましたが、それ以外の職種については、2年間でたったの400円のベースアップです。私は、これでは話にもならない低いベースアップだと考えます。

今、村の住民は、外国人観光客の増加で何とか生活できる状態です。しかし一方で、国内観光客は減少を続けています。いろいろな対応策を考え実施していますが、改善策は見られません。ここにいる皆さんも、原因は既にわかっていると思います。低賃金と長時間労働の非正規労働者がふえ、お金もない、時間もない、また……

**議長（北澤禎二郎君）** 加藤議員、制限時間を超えておりますので、討論を中止してください。

**第6番（加藤亮輔君）** そういう状態で私、1年200円のアップでは正職員との格差は広がるだけで、このことに関して、今回は反対することをお願いします。よろしくをお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第8号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第10号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第11号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第12号 白馬村保育所設置条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり

り決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第13号 白馬村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第14号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第15号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

た。

議案第18号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第18号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第20号 平成29年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第21号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は継続審査です。

陳情第2号 グランドデザイン作成、白馬村小規模景観形成条例の改善化、国・県より補助金事業の要請に関する陳情の件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、陳情第2号は継続審査とすることに決定いたしました。

陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。第6番加藤亮輔議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 陳情第3号 国に対して生活保護費引き下げ中止を求める意見書提出の陳情を採択すべきとの立場で意見を述べます。

今の日本の社会は、労働条件が悪化し、保障のない非正規で働く人が増加し、賃金も低く抑えられています。厚労省のデータでは、2016年度の日本の所得の中央値は245万円です。その半分の年収を相対的貧困と言います。つまり、貧困ラインを下回ってる人の年収は122万5,000円です。月給で言うと、月10万2,000円です。比率は15.6%、6人に1人の割合です。

このような厳しい状態で働いている人が、事故や病気、親の介護などで仕事ができなくなれば、たちまち生活苦に陥ります。このような人たちの対策として、生活保護制度があり、また、この制度を利用して社会復帰できる重要な制度です。

しかし、国は生活保護世帯に対し、厳しい態度をとり続けています。2004年からの老齢加算の段階的廃止、2013年から生活扶助基準を最大10%、平均6.5%に及ぶ大幅な削減を実施、15年からはさらに住宅扶助基準・冬季加算の削減、そして今回5%の生活扶助基準をさらに削減しようと国会に提出しています。

日本弁護士会は、2018年からの生活保護費の引き下げについて、断じて容認できないと会長声明を出しています。

生活保護基準は、憲法25条が保障する、健康で文化的な最低限の生活の基準であり、生活保護基準の引き下げは、生活保護利用世帯の生存権を直接脅かすとともに、生活保護を利用していない市民生活全般にも多大な影響を及ぼします。厚労省も、労働、教育、福祉、税制などの分野で47の施策に影響すると言っています。

このように多様な施策の適用基準と連動していますから、今まで減免制度が利用できた世帯も、基準の引き下げで利用できなくなるおそれもあります。このような弱い立場の人をいじめる生活保護基準の引き下げには断固反対です。そのために、ぜひとも意見書を国に提出すべきと考えま

す。生活に困ったときは誰でも利用できるように改善するのが政治の役割と考えます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は趣旨採択です。

陳情第3号 国に対して生活保護費引き下げ中止を求める意見書提出の陳情の件は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、陳情第3号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第3番太田正治産業経済委員長。

**産業経済委員長（太田正治君）** 平成30年第1回定例会の産業経済の委員長報告をさせていただきます。

産業経済委員会に付託された案件は、議案9件、陳情4件です。

審査の概要と結果をご報告いたします。

議案第2号 白馬村歴史的古民家（庄屋まるはち）の指定管理者の指定についてであります。

指定管理者は、株式会社G・Cで、指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間です。

質疑に入り、まるはちの運営に対する積極性が欠けているのではないか、また、古民家として観光利用をもっと考えてもらえないかとの質疑に、コテージを新築する等、再開発の予定もあったが中断した、新たな計画としておやきの工場を建設し、新たに事業展開を予定しているとのこと、それによる地域住民の雇用も考えているとの返答から、今後前向きに事業に取り組む姿勢であると判断したと答弁がありました。

地域住民に気軽に利用してもらえるように、メニューを考慮し、施設見学を可能にする等、指定管理者に要望してほしいとの意見があり、観光客向けの体験ツアー等の希望も踏まえ、指定管理者に伝えていきますと答弁がありました。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

議案第5号 村道路線の認定についてであります。

村道1125線、起点、白馬村大字北城1221の3番地先から、終点、白馬村大字北城1220の5番地先、通称、深空地区のメルヴェールの手前であります。

審査の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

議案第6号 工事委託に関する変更協定の締結についてであります。

白馬村公共下水道浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定で、協定の期間は、平成29年度から平成30年度までで、変更前協定額2億9,000万円から5,200万円減額し、変更後協定額を2億3,800万円とするものです。

慎重審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

議案第9号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例所管事項であります。

農業委員会に関する法律の改正により、農地利用の最適化の推進、担い手への農地の集積、集約化等を行うことが明確化されました。

新制度に移行した農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農業委員及び農地利用最適化推進員の活動実績と成果実績に応じて、通常の報酬とは別に、報酬を支給するための条例の一部改正を行うものです。

慎重審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

議案第16号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例についてであります。

山小屋への荷揚げをしているヘリコプター料金の高騰のため、大人の宿泊料金を改定したいものです。

審議に入り、来年度消費税が2%アップすることにより、来年度も料金改定をすることが予想される、それも見越して、今回もう少し増額するのがよいのではないかとこの質問に、消費税増税のことまで想定していなかった、再度検討していきたいとの答弁がありました。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

議案第17号 飯場村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。

公営住宅法施行規則の改定並びに所得税法の改正によるものです。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

議案第19号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第8号）所管事項であります。

所管する課ごとにご報告申し上げます。

始めに、農政課関係です。

主なものは、農業振興費の経営体育成交付金を平成29年度で補正予算としてありますが、平成30年度の前倒しした事業で、631万6,000円であります。農業機械の購入費で、通常は3分の1ですが、今回は2分の1の補助率となっております。申請者は、1、農業法人です。青年就農給付金交付事業182万7,000円の減額は、前年度の所得により給付金が変わるための補正です。農地費の818万7,000円の減額は、圃場整備事業の調査設計委託料で、北城南部地区の面積が57ヘクタールから40.8ヘクタールに変更となったことと、新田地区の圃場整備関係であります。

質疑に入り、経営体交付金は事業者に直接支払うのか、また、機械は買い取りかとの質疑に、融資は2分の1の間接補助金であり、機械は事業者買い取りですとの答弁がありました。

建設課関係です。

村道維持補修事業に、工事費、材料費として130万3,000円、除雪事業費として3,652万1,000円の増額です。中学校の給食センターとりつけ道路の7,084万9,000円の減額は、土地の買い上げができていないための減額です。

質疑に入り、今回もまた除雪費の補正かとの質疑があり、1月実績と2月の実績で計上している、なお、2月の除雪については、最終日に1,000万円ほど追加補正をお願いしたいとの答弁がありました。

観光課関係です。

観光施設整備費の1,707万4,000円の減額は、天狗山荘の工事請負費の減額が主なものです。観光戦略事業の180万2,000円の増額は、観光局の税務調査による追徴金と加算金です。商工振興費の212万9,000円の増額は、創業支援事業補助金であります。

上下水道課関係です。

環境衛生費の合併処理浄化槽整備事業補助金の18万9,000円の減額です。下水道事業特別会計繰出金に1,563万8,000円の減額です。

各課の審査が終了し、討論もなく、採決したところ、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

議案第22号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,026万1,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ7億5,372万8,000円とするものであります。

下水道区域外流入分担金に537万7,000円の増額、一般会計繰入金に1,563万8,000円の減額、一般管理費709万円の減額は、消費税及び地方消費税の清算によるものであります。施設管理費300万円の減額は、浄化センター維持管理事業並びに環境維持管理事業と管渠維持管理事業で、美麻線の工事が平成30年度に延期されたための減額です。

質疑に入り、下水道区域外分担金の件数はとの質疑があり、3件ですとの答弁がありました。

討論がなく、採決したところ、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第23号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

収益的収入の営業収入に299万5,000円を追加、2億7,875万1,000円とし、収益的支出の営業費用に313万8,000円を減額、2億6,789万5,000円とするものであります。

営業収益の給水収益に300万円を増額、その他営業収益5,000円を減額するものです。

支出の営業費用の浄水費149万円の減額は、動力費及び薬品費の減額です。配水及び給水費の150万円の減額は、動力費の減額であります。

審査の結果、委員全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、平成29年陳情第13号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書について。

趣旨は、建築物の設計、工事管理業務の発注に際しては、建築士法の規定に基づく業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い、新しい基準、告示第15号に準拠した契約が行われるよう陳情するものです。

審査の結果、委員全員の賛成により、採択すべきものと決定をいたしました。

続きまして、平成29年陳情第14号 最低制限価格の設定に関する陳情書についてであります。

趣旨は、建築物の設計、工事管理業務等を入札により発注する場合の最低制限価格の設定について、また、最低制限価格の設定については、発注予定額の90%以上に設定するよう、あわせて陳情するものです。

審査の結果、委員全員の賛成により、採択すべきものと決定をいたしました。

続きまして、平成29年陳情第15号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書についてであります。

特定建築物及び公共建築物の耐震診断、耐震改修について、自治体として早期に推進すること、また、耐震診断業務の発注に際しては、建築士法の規定に基づき、国土交通大臣が定めた業務報酬基準、告示第670号に準拠した契約が行われるよう、あわせて陳情するものです。

審査の結果、委員全員の賛成により、採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、平成30年陳情第1号、説明に来ていただいて、審査をいたしました。

趣旨は、建築リフォーム補助金の創設、国・県より補助金事業の要請についてと、白馬村の産業育成、建築業界の活性化のため、建築リフォーム補助金の創設を陳情するものです。

質疑に入り、以前実施されたリフォーム補助金と全く同じ内容の補助金を希望されているのかとの質疑に、前回と同様、一般住宅及び店舗併用住宅であると説明がありました。

審査の結果、委員多数の賛成により、採択すべきものと決定をいたしました。

以上で産業経済委員会の報告を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第2号 白馬村歴史的古民家(庄屋まるはち)の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第5号 村道路線の認定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第6号 工事委託に関する変更協定の締結については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第16号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第17号 白馬村営住宅管理条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第22号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第22号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第23号 平成29年度白馬村下水道事業会計補正予算（第5号）については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

平成29年陳情第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

平成29年陳情第13号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、平成29年陳情第13号は採択することに決定いたしました。

平成29年陳情第14号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

平成29年陳情第14号 最低制限価格の設定に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、平成29年陳情第14号は採択することに決定いたしました。

平成29年陳情第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

平成29年陳情第15号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、平成29年陳情第15号は採択とすることに決定いたしました。

陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

まずは、反対の方の発言を求めます。第2番田中麻乃議員。

第2番(田中麻乃君) 2番田中麻乃でございます。

陳情第1号の建築リフォーム補助金の創設についての採択に反対の立場で討論いたします。

平成23年度から25年度に実施された前回の住宅リフォーム補助事業は、村民の生活環境の質の向上と地域経済対策の一環として実施されたもので、3年間の総事業費は6,558万2,000円でした。実施された3年間は、財政状況を示す村債残高も、ピークであった平成9年の117億円から、平成23年度は約56億円まで減り、平成24年度においては約53億円、平成25年度においては約51億円と安定し、ゆとりがあった財政状況下であったことから実施できたものと言えます。

直近の財政状況では、村債残高は増加傾向にあり、さらに給食センター、リサイクルセンター、図書館複合施設などの大規模施設の建設が相次ぎ予定され、大きな村債発行が予想されることを考えると、前回と同じ内容の補助金創設は、時期的に許さない状況にあると考えます。

さらに、建築確認申請の受付件数は、平成23年度49件、24年度54件、25年度62件に対し、平成28年度は111件、平成29年度は76件と、件数的には回復傾向にあります。そういった現状も踏まえて、今後もし建築リフォーム補助金を検討するのであれば、ただ単に建築業界の仕事をふやし、景気回復を図るというだけではなく、それを通じて観光白馬のまちづく

りという重要施策に寄与するものになるべきです。村はまさに、これから2年間をかけて景観行政団体に移行するための景観計画を策定する予定であることから、この計画が完成した暁に計測に沿って、統一感のとれた山岳観光リゾートにふさわしいまちづくりを実現させるためにこそ、リフォーム補助金という施策を打つべきであると考えます。

これらのことから、このたびの陳情書には検討すべき余地が多々あり、採択ではなく、趣旨採択にすべきと考えます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、賛成の方の発言を求めます。第4番伊藤まゆみ議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 4番伊藤まゆみです。

陳情第1号 建築リフォーム補助金の創設、国・県より補助金事業の要請に賛成の立場で討論を行います。

昨年の商工会との懇談会でも要望がありました。今回の陳情理由で、以前、リフォーム補助をした際、補助金が多かった平成24年度は3,198万円補助で、その費用対効果は2億3,180万円と、7倍もあったとの説明があり、地域の経済活性化に効果があると考えます。また、世界水準のリゾートと標榜するには、余りにお粗末な町並みであることから、外は皆のもの、中は自分のものというヨーロッパの考えを取り入れ、外観の修繕に必要な塗料や外壁材を供給する企業にターゲットを絞り、企業版ふるさと納税をお願いすることも可能なはずであります。ちなみに、この件は内閣府地方創生推進事務局に問い合わせをし、できるというお答えをいただきました。

そして、県もリフォームに力を入れております。県は、工事費の20%まで、最大40万円、20世帯は50万円を助成し、住宅の性能向上リフォームを推進しております。対象工事は、省エネルギー化、バリアフリー化、県産材使用などで、子育て世代や移住世帯は助成額が増額されます。冬場の寒さは快適性や健康に悪影響があり、脱衣・入浴時と就寝・起床時は特に影響が大きいと言われております。助成金をうまく活用してリフォームし、快適、健康に暮らし、住宅を長く大切にしましょうと、県のホームページでうたっております。

残念ながら、平成30年度の募集は3月2日で締め切られてしまいましたが、県と歩調を合わせ、積雪の多い当村で、今ある住宅で快適に長く生活してもらえる事業を展開すべきと考えます。

地方自治体の任務が住民の福祉の増進であることを考えれば、緊急性の少ない道の駅などの大型施設建設に先駆けて、当村の観光商品の価値を上げる外観のリフォームや住民生活を快適にするためのリフォーム補助に着手すべきと考え、この陳情の採択に賛成いたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

陳情第1号 陳情書（建築リフォーム補助金の創設、国・県より補助金事業の要請）の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

常任委員会において、分割審査していただきました議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第9号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第19号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第8号）については、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時15分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

予算特別委員長より報告を求めます。第11番津滝俊幸議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 11番津滝俊幸です。

それでは、予算特別委員会委員長報告を行います。

予算特別委員会は、3月5日から9日まで5回開催され、質疑、討論、採決を行いました。審査内容について報告します。

まず、議案第24号 平成30年度白馬村一般会計予算について。

歳入歳出予算額は60億4,700万円で、前年度当初予算と比較して5億800万、7.7%の減です。

歳入では、主な財源となる固定資産税の評価替えから減少となる見込みです。地方交付税への依存度が高くなる状況ですが、国の財政計画において、前年度を上回る額が確保されたものの、基準財政収入額の算定に用いる徴収率の段階的見直しなどにより、今後減少していくことが想定され、厳しい財政運営が予想されます。

歳出では、広域ごみ焼却施設の建設や神城断層地震による災害復旧が一段落したことから、抑制していた道路改良事業など、地域要望に応えるための社会基盤整備を再開したことで、費用は増加する状況です。

予算編成の基本的な方針として、3年目となる第5次総合計画及び総合戦略の確実な推進、地区懇談会等による住民の声も反映、自律性の高い持続可能な行財政運営のための経費の削減と自主財源の確保など、納税者の視点に立った行財政改革の推進、子育て支援や地域振興対策など喫緊の行政課題への対応、歳入の的確な確保と新たな財源の創出とされ、将来を見据えた投資を推進する予算編成とされています。

重点的に取り組む事業を中心に審査を行いました。

各課ごとの質疑、意見について主なものを報告します。

総務課関係では、議会費の工事請負費について質疑があり、議会棟の身障者用トイレ設置にかかわる改修費との説明がありました。トイレの改修より、傍聴者用の階段への昇降機設置やトイレ2階トイレの改修が優先的には先ではないかとの意見がありました。優先順位についての意見は理解できるが、各予算要求の中から、今回については身障者トイレの設置を優先させていただいた、限られた予算の中で要求事項を段階的に対応していきたいと答弁がありました。

また、庁舎改修事項なので、議会費の改修費とせず、総務費の財産管理費の改修費とすべきではと意見がありました。基本的には同じ庁舎内にあっても、3階は議会棟という位置づけなので、議会に関連するものとして議会費に入れたと説明がありました。

ノルウェービレッジの改修の内容について質疑があり、老朽化により、屋根、外壁塗装、トイレの改修など500万円を見込んでいると説明がありました。

姉妹都市提携事業の普通旅費の使徒について質疑があり、オーバーヴィーゼンタールとの交流

35周年事業へ白馬村のコーラスグループ11名が参加予定で、80万円の旅費を補助すると説明がありました。

地域公共交通検討会議について質疑があり、会議は10回程度開催、アンケート調査は4月から6月に実施予定していると説明がありました。

お試し移住制度、集落支援員、地域支援員の積極活用やホームページの多言語化について、庁内運用ガイドラインの整備や行政ツールとしての運用をしっかりと検討すべきという意見が出されました。

次に、税務課です。

課税と徴収について、今年度の方針について質疑があり、課税では、固定資産税について、宅地や雑種地の課税誤りをしないよう努めていきたい、また、雑種地の中のグラウンドやテニスコートなどは、宅地並み課税になっている。今後、使用状況を鑑み、評価を下げていくべきという考えを持っている、徴収については、大口滞納者については厳しく対応してきた、その効果が上がってきているので、今後も続けていきたい、現年度分については、31年度以降について口座振替制度を導入したい、納税者にメリットが出るような方策がないか、事例も参考にしながら検討を進めていきたいと説明がありました。

次に、健康福祉課関係です。

乗り合いタクシー運行事業について、住民より土日の運行もしてほしいという要望があるが、対応は可能かという質疑があり、29年度の利用者アンケートにより、そのような要望があったことは承知している、公共交通検討会議において検討していくと思われるが、現時点での土日運行は予定していない、今後、試験的に期間を区切って運行を考えてみたいと答弁がありました。

ふれあいセンターの補修工事について、同センターは教育課等も入り、福祉以外にも利用されて、第2庁舎化している。財産管理費の修繕費にすべきと意見がありました。蛍光灯をLEDに変え、リース料としたもので、期間は7年間、耐用年数は15年で、リース化したほうが970万円ほど安くなる試算です。また、第2庁舎化している事実はある、しかし、管理については当初の利用目的や起債の関係上、健康福祉課の管理下にあるのでご理解いただきたい、予算仕分け科目については、今後検討していくと説明がありました。

生活支援体制整備等補助事業について質疑があり、29年度より介護予防にかかわる事業で、住民同士の支え合いや見守りなど、生活支援サービスや住民主体の通いの場等が地域で複数運営されることが求められています、この活動を行う2名以上の団体に活動費として支援していくもので、20万円を予算計上しています、具体的には食事会などの開催を提案していますが、今後、地域へ団体を設立支援していくなどの課題があり、生活支援コーディネーターとともに地域からの相談に対応していきたいと説明がありました。

社協との連携について質疑があり、社協へ委託している事業が多くあり、個別のケア会議は行

なっているが、定期的な打ち合わせ会議は行っていない、利用者の利便性を高めるために、今後、連携強化をしていくために検討していきたいと答弁がありました。

次に、観光課関係についてです。

天狗山荘と八方池山荘の改修について質疑があり、八方池山荘については、外壁の老朽化に伴う補修工事に173万円、天狗山荘については、昨年の雪害によるトイレを除く復旧工事に1億円余り、財源については、損害保険料5,210万円、ふるさと白馬村を応援する基金より1,200万円、村債3,720万円、一般財源として141万円を見込んでいる、ヘリコプターによる資材の輸送費については、高騰している傾向にあり、増額があるかもしれないという説明がありました。

八方尾根保全協への負担金カットについて、過去に元気づくり支援金を利用していたが、その補助もなくなってしまいました。事業内容が充実していて、事業結果の評価も高いので、継続してほしいという意見がありました。当初予算から外してあるが、今後八方区とも検討していきたいと答弁がありました。

観光局への負担金算定方式について質疑があり、今年度より村主体のA1ps花三昧等観光事業や自転車関連、公式パンフレットの作成など、事業費ベースの算定方式へ変えていく予定で、観光局と検討していると説明がありました。

サイクルツーリズムについて、村民へ周知を図るべきと意見があり、あづみのセンチュリーライドなど4,000人強が参加しており、白馬村でも村民からのおもてなしなど必要なことから、自転車について啓蒙や大会についての広報に努めていきたいと説明がありました。

建設課関係について。

都市計画調査の見直しは5年に1回行なっているが、その必要性はあるかという意見がありました。過去に土地対策室をつくって都市計画用途指定を検討したが、結果的には用途指定までいかなかった経緯がある、今後、高規格道路の村内ルート決定や駅前の無電柱化への対応など、その機運は高まっているので、1年遅れであるが、この事業に取り組む必要があると説明がありました。

村道の白線を引く箇所について質疑があり、通学路を優先的に、交通量の多いところから事業着手したいと答弁がありました。

住民課関係について。

福祉医療給付事業について質疑があり、この事業は、子ども、障がい者、ひとり親世帯を対象とした医療給付事業で、子どもについて18歳までの医療費の無料化を継続するとともに、窓口負担の軽減を図るため、8月診療分から現物給付方式を採用し、4,240万円を計上するものです。窓口負担は500円のみとなります。財源内訳は、地方消費税交付金1,500万円、国・県支出金1,366万円、一般財源1,374万円が主なものです。8月から実施に向けて、

4月より個別へのはがきなどの対応は考えていませんが、広報はくばやホームページなど、広く周知に努めてまいりたいと説明がありました。

ごみの集積所について、小規模ステーションは村内に12カ所あると説明があったが、今後ふやす予定があるのかの質疑があり、土地の確保や大きな集積所がつかれないなど、それぞれの地区の事情も考え対応している、今後、小規模ステーションがふえていく可能性はある、収集・運搬回数を減らすなど、工夫をしながら様子を見ていきたいと説明がありました。また、区未加入者のごみ出しについては、直接リサイクルセンターに待機しているパッカー車へ搬入してほしいと答弁がありました。

次に、生涯学習スポーツ課関係について。

スノーハープ3号橋、いわゆる太鼓橋の架け替えは恒久の橋とするのかの質疑があり、本年度予算で恒久の橋として圧雪車や車、人が安全に渡れるよう、9,000万円余りを見込んで更新したい、また、辺地債計画の変更により、スノーハープの更新事業として、平成31年度に国旗掲揚と下の土手の土どめに約2,000万円余り、平成33年度までに残りの予算をコース内の橋を小さく更新していきたい計画であると説明がありました。

ウイング21の雨漏りやアリーナの床が滑りやすい等の苦情があるが、その対応についての質疑があり、公共施設の管理計画に基づき優先順位を決めて対応していきたい、ただ、雨漏りについては原因が究明できず、対応に苦慮していると説明がありました。

税外負担金として、スキー育成金について、区に加入していない者からは負担がなく、不公平感があるので、村費での対応としていただきたいと意見がありました。地区も要望もあり、財政的に対応できるか総務課でも検討しているところであると答弁がありました。

次に、教育課関係について。

中学校の部活動支援員についての具体的役割について質疑があり、以前は学校外部の者に依頼しており、事故等があった場合、学校側か指導者側か責任の所在が明らかでなく、全国的に問題となっていたが、学校基本法施行規則改正により、学校長の監督下にある支援員であれば、顧問の先生がついていなくても、学校側の対応が可能となる、その支援員に補助が出るため、予算化した、今年度は男女のバレーボール部やバドミントン部の中体連の土日の大会の付き添いから対応していくと説明がありました。

また、共同調理場の愛称やコンテナ棟へのボディーへのペイントなど、児童・生徒よりアイデアを募集したらどうかという意見があり、食育の観点からも対応していきたいと答弁がありました。

また、調理運営のシミュレーションについて質疑があり、設備も変わるので、その操作方法等、トレーニングを3週間程度予定していると説明がありました。

子育て支援課関係について。

子育て支援包括センターの開設について質疑があり、同センターはふれあいセンター3階の子育て支援課内に開設する、母子保健コーディネーター、療育コーディネーター、相談員には保健師を配し、専門的な支援と関係機関との連携を図る、あわせてスマートフォンやタブレット対応の子育て支援アプリを作成し、無料で提供して、母子手帳などへの利用を予定している、妊娠期から18歳まで広く対応していきたいと説明がありました。

農政課関係について。

本年度より減反政策が廃止され、水田への直接支払制度がなくなるが、農家への支援策について質疑があり、実質的な予算計上はしていないが、農地の賃借料については、農業委員会で値下げする検討をしており、この3月中には結論が出る模様。また、共同調理場への野菜の供給など、地産地消や高収益作物をJAとともに協議しながら推進していくと説明がありました。

次に、上下水道関係について。

小規模水道の維持補修費について質疑があり、基本は所有する地元での負担であるが、大規模な場合は村で対応すると説明がありました。

全ての課ごとの質疑、意見を終結し、討論に入り、討論では、議会費に工事請負費を入れるのではなく、庁舎の管理になるので財産管理費に入れるべきであると反対討論が出されました。

他に討論はなく、採決の結果、賛成多数により、議案第24号は可決されました。

次に、議案第25号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてです。

歳入歳出予算総額は11億2,700万円で、前年度比3億1,320万円の減額。減額の理由は、国保制度の改革に伴い、今年度から都道府県が財政運営の責任主体となることから大きな変化を迎え、長野県が安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的役割を担い、村は資格管理、保険給付、保険税の賦課、徴収の被保険者に身近な業務を担うことになった、保険給付等に必要な資金は県から交付金として受け、村が徴収した保険税は県へ国民健康保険事業納付金として納付され、保険事業費や単独事業費等も保険税で賄うことになり、予算科目についても、大きく組み直しの必要があったため、前年と比べ大幅な減額の予算となった、白馬村の国保被保険者の1人当たりの医療費は、平成28年度において24万4,000円余りで、県下では75位と低い水準であるが、被保険者数の減少や高齢化の進展により、今後増加が見込まれる模様と説明がありました。

質疑においては、基金について1億4,600万ほどあるが、今後の予定について質疑があり、被保険者の減少や高齢化など、保険税の減少や高額医療の増加など、基金運用は重要で、安定的に運用していきたい、しかし、県域化により、突発的な医療費の増加リスクは軽減されることから、基金は5,000万円程度でもよいと考えていると答弁がありました。

討論はなく、慎重審査の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算についてです。

歳入歳出予算総額8,930万円、前年度比660万円の増です。

昨年度より人間ドック受信の補助を行なっており、本年は1人1万8,000円で40名分の72万円計上されています。

討論はなく、慎重審査の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号 平成30年度下水道事業特別会計予算についてです。

歳入歳出予算総額9億625万1,000円、前年度比1億5,063万7,000円の増額。理由は、白馬村浄化センター長寿命化計画による更新工事が平成27年度より31年度まで行われるためです。

質疑では、公営企業会計への移行について、進捗状況は、人員体制について質疑があり、平成31年4月より公営企業会計へ移行していくため、昨年度、基本計画を策定し、それにのっとり今年度は固定資産の洗い出しや決算書の整理、貸借対照表の期首金額の確定などを行い、課職員挙げて対応していきたいと説明がありました。

慎重審査の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算についてです。

歳入歳出の予算額は397万4,000円で、前年度比1万1,000円の増額です。

人件費の発生しない特別会計は必要ないのではという意見があり、まだ公共下水道へ接続できないことや補助事業の会計の透明性を確保するために必要であると説明がありました。

討論はなく、慎重審査の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号 平成30年度白馬村水道事業会計予算についてです。

予算の概要については、水道事業収益は3億989万5,000円で、前年度比385万8,000円の増額、水道事業費用は2億7,255万7,000円で、前年度比2,812万3,000円の減額です。

水道施設の維持管理、料金徴収業務に係る経費が主なものです。

資本的収入は1,250万7,000円で、前年度比206万7,000円の増額、資本的支出は1億990万2,000円で、前年度比1,377万円の増額です。

源太郎井戸ポンプ、楠川水源取水ポンプの取りかえに788万円余り、落倉、名鉄の排水管布設がえ工事に767万円余り、メーター購入費540万円余りが計上されており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足している額9,739万7,000円は、損益勘定留保資金、建設改良積立金及び消費税資本的支出調整額で補填されています。

質疑においては、自動検針の普及について質疑があり、近年、光ファイバーによるデジタル回

線に変更になるケースが多く、自動検針はアナログ回線のため、全体の40%で、検針員による検針は60%ぐらいである、今後、デジタル回線に対応したスマートメーター等の導入を検討していると説明がありました。

水道ビジョンの進捗状況について質疑があり、2カ月遅れで発注したため、現在遅延している、更新事業は30年度から予定しているが、計画の成果品ができ上がる時期によっては、最悪の場合、31年度になってしまうかもしれないと説明がありました。

慎重審査の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、予算特別委員会の総括として、本年度から本格的には大型予算の執行で共同調理場の建設や新図書館基本構想策定など、将来にわたってのインフラ整備が目白押しであります。30年度予算編成において、行財政改革の推進が基本目標とされている。みずからが直面している課題を自覚とか組織の英知を結集するなど、その内容に具体性が欠けており、村債や財政調整基金の取り崩しに頼るところが大きく、今後、真に自律性の高い持続可能な行財政運営に努め、一層の経費削減や効率的、効果的な業務運営を行なっていただきたいことを申し添えて、予算特別委員会の委員長報告を終わりといたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

議案第24号の討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案に反対する方の発言を求めます。第4番伊藤まゆみ議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 4番伊藤まゆみです。

議案第24号 平成30年度白馬村一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

この予算の議会費に含まれます設計管理委託料と工事請負費の合計545万円は、障がい者や子連れの方が利用できる多目的トイレの併設と洋式トイレへの改修工事費であります。

障がい者に対する福祉制度の充実はすべきことであり、福祉施策は必要との考えに反対するものではありません。しかし、庁舎3階トイレの使用頻度が低いこと、起債をしてまでつくる緊急性がないこと、議会費として計上すべき事業ではないこと、以上3つの理由から反対いたします。

まず、多目的トイレを設置するならば、使用頻度が高い庁舎2階、あるいはふれあいセンター3階に設置すべきと考えます。庁舎3階トイレは年4回、議会が開催される時期と、それ以外は奥の会議室を使うのみであり、頻度は低く、緊急性もありません。また、障害をお持ちの方の傍聴者を想定してのトイレ改修とのことですが、優先すべきは、議場へ行ける昇降機であり、トイレがあるから傍聴に来るということは考えられません。

人口減少、交付税の減少等により、非常に厳しい財政運営が続く状況だと説明を受けておりま

す。であるなら、その状況に見合った身の丈の予算にすべきであり、このような予算は住民の理解を得られないと考え、反対いたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、原案に賛成の方の意見を求めます。第8番篠崎久美子議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 8番篠崎久美子でございます。

賛成の立場から討論をいたします。

この予算は、第5次総合計画の前期計画の3年目を迎える平成30年度において、同計画の4つの基本目標をさらに推進すること、そして総合戦略の重要業績評価指標を実現することを目指しています。具体的には、子育て包括支援センターの開設、村内公共交通の再構築に向けた調査事業、住民要望の多い道路整備やグリーン期の自転車観光振興に向けた事業、優良農地確保のための圃場整備事業、新学習指導要領の先行実施や新図書館建設に向けた基本構想策定、白馬高校への支援事業の充実、住民同士の支え合いによる生活支援体制整備、景観行政団体への移行を視野に入れた計画策定の推進、広域新ごみ処理施設稼働に伴う村内の体制整備など、このほかにも住民の暮らしやすさ、産業の発展、交流人口の確保など、住民福祉の増進のため、さまざまな実現する施策が予定されています。

議会棟のトイレをユニバーサルトイレに改修する工事費を議会費に含む仕分けについては、確かに疑義がないとは言えないもので、今後より適正な仕分けを検討されることを希望するものです。

しかし、この仕分けの適正化は困難なものではないと想像され、種々の施策を実施して住民生活を豊かにするべくある新年度予算全体を否決する理由にはなり得ません。

新年度予算は60億4,700万円と、非常に大型の予算となっています。既に人口減少は始まっており、将来的な税収の伸びはほとんど期待されない、いわば社会全体が縮小する時代を迎えます。加えて、主要な財源である固定資産税は評価替えを迎えて減少する見込みであり、自主財源の増加ほとんど望めません。また、26年の神城断層地震時の債務の償還が本格的に始まることなどもあり、厳しい財政運営が求められるのは、紛れもない事実です。村長におかれましては、この点にぜひ留意をしていただき、行政が一体となって、日ごろから一層の行財政改革の推進を厳しく心がけながら、新年度予算については、住民の大切な税金を財源としていることを忘れずに、真に住民の生活を豊かにするため、そして地域の今と未来に資するため、より効果的に事業実施をされていくことを強く望んで、賛成討論といたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、原案に反対する方の発言を求めます。第6番加藤亮輔議員。

**第6番（加藤亮輔君）** 6番加藤亮輔。

平成30年度白馬村一般会計予算について、反対の立場で発言します。

予算は、まちづくりの計画書です。どこの道路を補修するか、そのためどれぐらいのお金を使

うか、また、小学校も大分傷んできた、修繕箇所の工事費も全て予算書に書かれています。

野球好きのあなた、ことしは1億3,000万円で南部グラウンドの改修を行います。芸術・文化系の皆さん、ことしはウイング21の自主公演を行う計画で200万円の予算をとりました。楽しみにしてください。認知症でお困りの方、ことしから家族訪問を行い、医療や介護につなげる支援を行うため、156万円を予算化しました。ご利用ください。

今、30年度予算のほんの一部を紹介しましたが、でも、初めて予算書を見る、予算を知る人には、どこにどういうものが書いてあるか、全くわかりません。でも、心配は要りませんよ。予算書の書き方はルールに従って書かれていますから。ルールがわかれば、探すことができます。地方自治法施行規則第15条第1項に、歳入歳出予算の款、項の区分並びに目及び歳入予算にかかわる節の区分は別記のとおりとすると決められています。別表を見比べながら探し出すことができます。

しかし今回、探し出すことが難しくなる仕分けが起きました。平成30年度白馬村一般会計予算書のトイレの改修工事費及び設計費545万円が、議会費の中に記載されています。地方自治法施行規則別表を見るまでもなく、庁舎の改修工事は総務費の財産管理費に記入するのが常識です。予算審議過程の中で、幾度となく村長に修正を申し入れましたが、無視の態度です。

予算編成権は村長のみに残っていますが、1字1句の修正も認めない頑なな態度は、議員の予算審議をアリバイづくり程度としか考えていないあらわれかと思えます。間違いを直さない、科目変更をしない、ルール無視の予算案には反対します。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第24号 平成30年度白馬村一般会計予算は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。第9番太田伸子議員。

**第9番（太田伸子君）** 動議を提出いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいま太田伸子議員から動議が提出されました。

この動議は、他に1名以上の賛同者がありますので、成立いたしました。

暫時休憩といたします。議会運営委員会を開催しますので、委員は議長室にお集まりください。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時51分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにいたしました。

ただいまから資料を配付いたします。

（資料配付）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れなしと認めます。

△追加日程第1 発議第1号 「議案第24号 平成30年度白馬村一般会計予算」に対する付帯決議について

議長（北澤禎二郎君） 追加日程第1 発議第1号 「議案第24号 平成30年度白馬村一般会計予算」に対する付帯決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第9番太田伸子議員。

第9番（太田伸子君） 「議案第24号 平成30年度白馬村一般会計予算」に対する付帯決議。

平成26年の神城断層地震による災害復旧のため、近年は大型予算が継続している。復旧のめどがついた現状においては、学校給食センターの建設や新図書館建設及び新道の駅建設構想が検討されている。今後の財政運営を考慮すると、災害復旧のために取り崩した財政調整基金の繰り入れが必要である。そこで、予算執行に当たり、以下を決議するものである。

1、村債の大きな膨らみや財政調整基金の取り崩し、事業の外部委託等、財政運営に不安が見られる。村の財政を熟慮して、効果的な事業執行に努力していただきたい。

2、庁舎3階のトイレ改修工事を議会費の科目に上げているが、庁舎の改修事業として慎重に協議していただき、庁舎維持事業科目の変更を要望する。

以上、決議する。

平成30年3月22日。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

ただいまの提案理由に対して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

追加日程第1 発議第1号 「議案第24号 平成30年度白馬村一般会計予算」に対する付帯決議についてを、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、追加日程第1 発議第1号 「議案第24号 平成30年度白馬村一般会計予算」に対する付帯決議については原案のとおり可決されました。

議案第25号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第25号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第26号 平成30年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第27号 平成30年度下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決定する

に賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第28号 平成30年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第29号 平成30年度白馬村水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長(北澤禎二郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

村長より議案提出の申し出、同意案件の申し出、常任委員長より所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加案件を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

(資 料 配 付)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第3 議案第30号から日程第5 議案第32号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第30号から議案第32号までを会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第30号から議案第32号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに決定されました。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

#### △日程第3 議案第30号 工事請負契約の締結について

議長(北澤禎二郎君) 日程第3 議案第30号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中教育課長兼子育て支援課長。

教育課長兼子育て支援課長(田中克俊君) 議案第30号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、新給食センターの建設工事について、平成30年3月9日、指名競争入札に付した結果、北野・相模・宮尾特定建設工事共同企業体が8億535万6,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成29年度白馬村学校給食センター新築等工事であります。

契約金額は8億535万6,000円で、契約の相手方は松本市大手三丁目4番5号、北野・相模・宮尾特定建設工事共同企業体、代表、北野建設株式会社松本支店、支店長、岩波智成であります。

工事の概要につきましては、鉄骨づくり平屋建て、延べ床面積1,065.85平米で、白馬

中学校に接続する形で建設をいたします。そのほかに白馬南小学校と北小学校の給食受け入れ施設の改修も行うものでございます。

新施設の概要につきましては、給食エリアには荷受け、研修室、下処理室、上処理室、調理室、和え物室、炊飯コーナー、アレルギー調理室、洗浄室等を設けます。事務エリアには、事務室、試作調理室、洗濯乾燥室、更衣室等を設けます。また、視察者等の見学通路も設ける計画でございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 工事請負契約の締結についてを、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第31号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第9号）

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第4 議案第31号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第31号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,074万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を69億3,250万9,000円とするものです。

6ページ、歳入明細をごらんください。

6款1項1目地方消費税交付金363万4,000円は、交付金の確定による増であります。

13款2項5目教育費国庫補助金は、学校給食センター建設に係る学校施設環境改善補助金1,894万5,000円の減額。

17款1項基金繰入金は、2項ふるさと白馬村を応援する基金の地域教育力向上基金から1,000万円と6項義務教育施設整備基金繰入金1,500万円の増額をし、学校給食センタ

一建設事業へ充当するものであります。

7ページ、20款1項9目教育債5、940万円の減額は、学校給食センター建設に係る補助対象額の減等に伴うものであります。

3ページにお戻りをいただきまして、第3表地方債補正でございますが、今回の補正に伴い、限度額を6億730万円に変更をしております。

6ページをごらんください。

一般財源といたしまして、17款1項1目財政調整基金繰入金を3、896万4、000円増額としております。

8ページ、歳出明細をごらんください。

2款1項6目ふるさと納税事業1、000万円の減額は、返礼品に係る業務量の減により、委託料を減額するものであります。

6款1項3目21観光戦略事業は、地方創生推進交付金関連事業の事業量の減により、700万円を減額するもの、7款2項2目除雪事業1、000万円の増額は、この2月の除雪出勤回数伸びによる増、9款1項2目白馬村学校給食センター建設事業700万4、000円の減額は、一部工事を30年度実施としたことにより、減額をするものであります。

ページをお戻りいただきまして、議案書表書きをごらんください。

第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費につきましては、第2表繰越明許費によるとしておりますので、2枚おめくりをいただき、3ページをもう一度ごらんください。

第2表繰越明許費は、平成29年度から30年度へ繰り越す事業は、2事業でございます。まず、国の補正予算の関係であります。農林業費の農業振興事業は、地域の担い手確保のための経営体への支援事業であります。教育費の白馬村学校給食センター建設事業は、新給食センター建設に係る事業費であります。

以上の合計額8億2、259万1、000円を次年度に繰り越しをしたいというものでございます。

説明につきましては以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。第8番篠崎久美子議員。

**第8番（篠崎久美子君）** 8番篠崎久美子でございます。

議案第31号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第9号）につきまして質疑をさせていただきます。

歳入におきまして、新たな給食センター建設に当たり、国庫補助金及び起債の減額分を財政調整基金、ふるさと白馬村を応援する基金、義務教育施設整備基金から繰り入れておりますが、特

に財政調整基金の取り崩しについてお伺いをいたします。

この3月、年度末の取り崩しで、今回3,896万4,000円を取り崩し、繰入額が3億9,926万3,000円となりました。

村の白馬村財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例によれば、経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合など、幾つかの場合に限り、処分ができるとあります。

財政的見地からの財政調整基金の取り崩しの基準をどのようにお考えになっているかをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいま財政調整基金の繰り入れの基準というご質問でございます。

まず、財政調整基金につきましては、できる限り取り崩しについては避けたいというところが正直なところでございまして、具体的な基準を定めているということではございません。財政調整基金につきましては、議員今、説明されたように、経済不況などによる大幅な収入減や災害の発生などによる予期せぬ支出の増加に備えるとともに、年度間の財源の不均衡を調整するための基金というのは、おっしゃるとおりでございます。

このため、今回の補正予算に伴う財政的な方針といたしましては、まず、特定目的基金として取り崩しをいたしますふるさと白馬村を応援する基金のうち、地域力向上と義務教育施設整備基金から繰り入れる額を定め、これ以外についてを財政調整基金から取り崩すという方針で決めさせていただきました。

年度末に近くなっているということから、このような取り崩しの方法というのが最良であろうという財政的な判断から、係数を定めさせていただいたというものでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質疑ありませんか。

篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** それでは、再質疑させていただきます。

例えば市町村における財政調整基金の一つの考え方、目安としまして、標準財政規模の2割とされているものがございます。これが正しいかどうかは、また別といたしまして、28年度決算において、標準財政規模は34億8,326万4,000円であり、もしこれに当てはめて考えた場合には、少なくとも約7億円程度の財政調整基金が望まれることとなりますが、村では財政調整基金の目標とする額については、どのようにお考えになっているかをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの再質問につきましては、財政調整基金の目標額というところでございます。

多ければ大いにこしたことがないというのが、これも正直なところでございまして、確かに取

り崩す、今の計算でいくと7億というところでいきますと、今現在の取り崩しでいくと、29年度末で約5億6,000万というような現状でございます。29年度決算で余剰金がどのぐらい出てくるのかというところがまだ確定はしておりませんので、目標額は定めてはおりませんが、できる限り多くを積み立てていきたいというのは、財政的な考えでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質疑ありませんか。

篠崎議員。

**第8番（篠崎久美子君）** この財政調整基金の28年度末残高は、約6億8,100万円でした。決算で約2億8,000万円を積み立て、9億6,100万円となったものの、29年度には、今回の補正も含めて3億9,926万円を取り崩しており、今ご答弁にいただきましたように、単純な残高としては5億6,200万円残っております。

しかし、平成30年度予算では、そこからさらに、当初予算においてさらに2億8,410万円の取り崩しを含んだ予算立てとなっております。

基金は必要以上に多く積み立てる必要はないと言われておりますが、今後、事業実施とのバランスの中で、どのような姿勢で健全なる財政運営に臨む方向性であるか、その指針と、また長期的視点に立った財政計画の作成と検証について、これはなされているかをお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 財政計画等の指針でございますけれども、まず、財政につきましては、財政調整基金、それと国から一旦借入れを起こします臨時財政対策債というものもございます。これも、今のところ村のほうでは借入れ可能額を満額借りているという状況でございますので、この辺をしっかりと注視をしながら、交付税の算定方法、特別交付税についても、できる限り申請をし、認めていただくというような作業のほうをさせていただいております。

長期的なビジョンにつきましては、実施計画につきましては、おおむね3年というものを公表させていただいておりますので、それが年度間の均衡をある程度保つもの、それと、単年度に事業費が大きくならないような形で実施計画上也調整をさせていただいております。

したがって、おおむね3年間の財政的な目処というところは立ててはいるものの、その先につきましては、実施計画どおりにいけるのか、毎年、ローリングをする中で、さらに先送りをするというようなこともさせていただきながら、財政計画を立てるといったような状況でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第31号 平成29年度白馬村一般会計補正予算(第9号)についてを、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第32号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第5号)

議長(北澤禎二郎君) 日程第5 議案第32号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長(山岸茂幸君) 議案第32号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第5号)につきましてご説明いたします。

今回の補正は、繰越明許費のみで、歳入歳出予算の総額に増減はございません。

1枚おめくりください。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を1款下水道費2項下水道建設費、浄化センター更新事業の550万円とするものでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 平成29年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第6 同意第1号は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行います。

同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託及び質疑、討論を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、同意第1号は、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

#### △日程第6 同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長(北澤禎二郎君) 日程第6 同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を白馬村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 北安曇郡白馬村大字北城11038番地

氏名 高橋賢一

生年月日 昭和18年12月23日

以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

採決いたします。

同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

#### △日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第9 議員派遣について

議長(北澤禎二郎君) 日程第9 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長(下川正剛君) 平成30年第1回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月5日に開会して以来、本日まで18日間にわたり、平成30年度一般会計予算を始め、条例改正などに慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございました。特に議決をいただきました新年度の各予算につきましては、村民の生活、福祉の向上のため、重点事業を中心に適正に執行させていただきたいと考えておりますので、議員各位を始め、村民の皆様のご支援、ご協力をお願いを申し上げるところであります。

さて、白馬村出身の渡部暁斗選手がワールドカップ2戦を残して総合優勝を果たしました。22回、転戦をする中で、優勝はオリンピックの金メダル以上の価値があると思っております。骨折を乗り越えて、健闘は国内外に、及び村民、そして我が白馬村の子どもたちにも感動と感銘

を与えていただいたものであります。白馬村民として誇りに思うところであります。まことにおめでとうございました。村でも村民を挙げてセレモニーを開催して榮譽をたたえたいというふう  
に思っております。

雪と氷のスポーツの祭典、ピョンチャンオリンピック冬季競技大会に引き続いて、3月9日から18日の10日間にわたり、ピョンチャンパラリンピック冬季競技大会として6競技が開催  
されました。白馬村からもオリンピックに引き続き、選手として夏目堅司選手がアルペン競技に  
出場し、メダルには届きませんでした。障がい者スポーツとして認知度を高めるとともに、勇  
気と感動を与えていただきました。大会期間中には、オリンピック同様に、パブリックビューイ  
ングを開催をし、多くの皆様から応援参加をいただいたことに対しましても、改めて感謝を申し  
上げるところであります。

今定例会の冒頭の挨拶でも触れさせていただきました給食センター建設工事につきましては、  
先ほど追加議案として提出をさせていただき、契約議案についてお認めをいただいたことを受け、  
本契約となり、いよいよ建設工事着工に向けて進むこととなります。ここまで設計の再考など  
を行いましたが、子どもたちへの安心で安全な給食提供に向けて、より一層力を入れてまいります  
ので、議員各位からもさらなるお力添えを賜りたいというふうにお願いを申し上げます。

また、工事の際には、住民の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、安全には十分配慮いたし  
ますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、健康には十分留意をされ、村政発展と住民福祉の向上のためご活  
躍をされますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼の挨拶といたします。まことに  
ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** これをもちまして、平成30年第1回白馬村議会定例会を閉会といたしま  
す。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時29分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年3月22日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員